

米中台関係の分析－新現実主義の立場から－

1D754 河原昌一郎

国際協力学研究科 安全保障専攻

目 次

序章	· · · 1
1 問題意識	· · · 1
2 既存研究の検討	· · · 4
3 研究の課題および方法	· · · 7
4 本論文の構成	· · · 9
第1章 国際政治の理論と新現実主義	· · · 11
－本研究の立場と概念の整理	
1 現実主義の系譜・位置付け	· · · 11
2 国際政治の構造	· · · 19
3 国際政治の「関係」、「一般利益」等	· · · 24
4 防衛的現実主義と攻撃的現実主義	· · · 33
5 新現実主義と本研究の目的	· · · 36
第2章 台湾中立化宣言と米中台関係	· · · 39
1 本章の課題	· · · 39
2 台湾中立化宣言以前の東アジアの国際政治	· · · 40
3 台湾中立化宣言と東アジア国際政治の変化	· · · 48
4 本章のまとめ	· · · 53
第3章 第一次台湾海峡危機と米中台関係	· · · 55
1 本章の課題	· · · 55
2 米台の同盟的「関係」の進展と「一般利益」	· · · 56
3 米華相互防衛条約締結と「特殊利益」の扱い	· · · 59
4 第一次台湾海峡危機における「特殊利益」への関与 －「あいまい戦略」と瀬戸際政策－	· · · 64
5 本章のまとめ	· · · 69
第4章 米中和解と米中台関係	· · · 72
1 本章の課題	· · · 72
2 中ソ対立と東アジア国際政治の構造・「関係」の変化	· · · 73
3 東アジア国際政治の構造・「関係」と米中和解	· · · 83
4 本章のまとめ	· · · 95
第5章 台湾海峡ミサイル危機と米中台関係	· · · 98
1 本章の課題	· · · 98
2 アメリカの対台湾政策と東アジアの国際政治	· · · 99
3 台湾海峡ミサイル危機とアメリカの介入	· · · 109

4 台湾海峡ミサイル危機におけるアメリカの戦略	・・・ 114
5 本章のまとめ	・・・ 117
第6章 米中台外交と戦略的「関係」 119	
－1990年代後半～2000年代前半の動向を事例として－	
1 本章の課題	・・・ 119
2 米中台外交の動向（1990年代後半～2000年代前半）	・・・ 120
3 東アジア国際政治の構造・「関係」とアメリカの対中国脅威認識（1990年代後半～2000年代前半）	・・・ 129
4 國際政治の「関係」と米中台外交の総合的考察（1990年代後半～2000年代前半）	・・・ 140
5 本章のまとめ	・・・ 148
第7章 戦後の米中台関係の変化と現在 150	
1 本章の課題	・・・ 150
2 米中の「関係」の変化	・・・ 150
3 アメリカと台湾防衛	・・・ 155
4 中台、米台の「関係」	・・・ 158
5 国際政治の「関係」と外交	・・・ 162
6 本章のまとめ	・・・ 164
終章 166	
1 本研究のまとめと意義	・・・ 166
2 残された研究課題	・・・ 171
[参考文献]	・・・ 173

序 章

1 問題意識

第二次世界大戦後、国共内戦¹を経て、1949年には国民党政府が台湾に遷移し、大陸では中華人民共和国が成立した²。そして、その後、現在に至るまで、米中台の関係は劇的に変化している。

1950年の朝鮮戦争勃発後にアメリカは「台湾中立化宣言」を行い、台湾防衛の意思を明らかにするとともに、中国に対して孤立化、封じ込め政策をとった。新国家として成立した中国についてアメリカは国家承認を行わず、また、中国とソ連とを共産主義国として一体のものと見なし、中国を通じた共産主義の拡張を防止しようとしたのである。

一方で台湾については、「台湾中立化宣言」以降、アメリカは軍事協力等を拡大させ、1954年の第一次台湾海峡危機を契機として米華相互防衛条約を締結する。この第一次台湾海峡危機および1958年の第二次台湾海峡危機では、米中は交戦寸前の状況になるまで軍事的対立が進んだ。

このように、1950年代および1960年代の米中台関係においては、中台の内戦状態が継続する中で、米中は互いに敵対し、米台は同盟国であるという状況が続いた。

こうした状況の大きな転機になったのが、1972年の米中和解であった。この米中和解によって、アメリカの对中国政策は大きく転換し、孤立化、封じ込め政策が排除されるとともに、米中の交流が進展し、国交正常化に向けての取組が進められることとなった。

1979年の米中国交正常化によって米中台関係は、形式的にもそれ以前とは全く異なる新しい状況へと移行する。アメリカによる中国の国家承認、米中の国交樹立の一方で、米台間の国交は断絶となり、米華相互防衛条約も失効した。しかしながら、そうした中で、アメリカ議会の主導で台湾関係法が制定され、アメリカのその後の台湾政策の根拠規定の1つとなる。

1980年代終わりから1990年代初めにかけて台湾の民主化が進み、1996年には総統直接選挙が実施されるが、その直前に台湾海峡ミサイル危機が発生する。この危機にアメリカは、台湾関係法を根拠として、2空母艦隊を台湾海峡に派遣して介入した。

1990年代から2000年代は、中国の経済成長、軍事力近代化等が急速に進み、中台の軍事バランスが崩れることも懸念されるようになった。こうした中で、中台間では、2004年の台湾での住民投票、2005年の中国による反国家分裂法の制定等の事件が起こるが、アメリカはこうした問題については、現状を変更しようとする一方的ないかなる行為にも反対するという態度で対応するようになる。

最近では、中国のますますの軍備増強、中台の経済関係の緊密化、アメリカのアジア太平洋重視といった新たな動きが見られ、米中台関係も新しい状況を迎つつあるように見える。

¹ 中国国民党と中国共産党との内戦。内戦の終結は現在でも正式には認められていない。

² 以下で「中国」とは中華人民共和国またはその統治する地区をいい、「台湾」とは台湾の中華民国政府またはその統治する地区をいう。

以上のとおり、米中台関係は、ざっと概観しただけでもこれまで大きく変化してきたことが明らかであるが、それではこうした米中台関係の変化は国際政治学の観点からどのように説明できるのであろうか。米中台関係の動向は、何らかの客観的な規定要因または原則でどれだけ的確に説明できるのであろうか。これが本研究の基本的な問題意識である。米中台関係の動向は、言うまでもなく我が国にも直接的な影響を及ぼすものであり、米中台関係の状況をできるだけ明確な形で把握し、説明することができれば我が国の政策、世論等の形成にも有益であろう。

しかしながら、米中台関係の動向を国際政治学の観点から分析しようとする場合、2つの大きな問題がある。1つ目は、国際政治学における学問的な分析手法、概念等が現在においてまだ十分に確立していないという問題であり、2つ目は、米中台関係といつても現実には米中台3国³が一堂に会して直接に交渉するようなことは行われていないため、どのような現象を研究対象として分析を行うのかという問題である。

まず1つ目の国際政治学の分析手法等の問題について検討してみたい。もし国際政治学が確立した学問ということであれば、国際政治学の研究対象とする安全保障に関する主要な国家行為、すなわち戦争、同盟の形成、封じ込め、紛争への介入といった行為について、その生成要因、目的、性格等に関する客観的に検証可能な分析手法が確立していかなければならない。換言すれば、そうした行為が、当事者の個人的意思または偶然性といった客観的説明が困難な事情に依存しているというのではなく、そうした行為が何らかの客観的な規定要因または原則に基づいて説明されなければならないということである。

国際政治学は、1950年前後にモーゲンソー（Hans J. Morgenthau）によって体系化されたものとされる。モーゲンソーは国際政治の本質はパワーであるとし、各国がパワーを追求することによってバランス・オブ・パワーが形成されると考えた。国際政治の本質がパワーであることについては、現実主義の立場からは受け入れられるものである。しかしながら、モーゲンソーには、各国のパワー追求のための相互行為にどのような外部的な規定要因が働いているのかという発想はなかった。

モーゲンソーのこうした理論的な欠点にも対応して、国際政治学を新たな観点から体系化しようとしたのが、1970年代にウォルツ（Kenneth N. Waltz）によって提唱された国際政治の「構造」の理論である。ウォルツは、各国のパワーの配置によって国際政治の「構造」が形成され、その「構造」が国際政治に関する各国の行為の規定要因として作用していると考えた。ウォルツのこの「構造」の理論は、国際政治に関する各国の行為を、国家の内部的要因によるのではなく、外部的な客観的要因でもって説明しようとする試みであった。

こうしたウォルツの「構造」に関する理論は、米中台関係の変動をできるだけ客観的な規定要因でもって説明しようとする本研究の問題意識に即するものである。

しかしながら、ウォルツの「構造」の理論は、理論的には正しいものであっても、「構造」

³ 台湾が国家であるかどうかには疑義もあるが、1978年までは米台間では国交もあり、米華相互防衛条約が締結されていた。本研究で、もし1979年以降の台湾を国家でないとして扱うと、1978年以前の中国も国家でないとして扱わざるを得ないという不都合がある。もとより、台湾も中国も内政上および外交上の主権を有し、国家としての要件を備えている。そこで、本研究では、国家承認の有無にかかわらず、これらを国家として扱うこととした。

が現実にどのように国家の行為に影響を与えていたかということについての具体的な分析手法を明確に提示しているわけではない。このため、ウォルツの「構造」の理論の中で現実の国家間の関係を分析しようとすれば、それを補う具体的な分析手法または概念を考えることが必要とされることとなる。

本研究では、この「構造」を補う概念として、スナイダー (Glenn H. Snyder) のいう「関係」の概念を用いることとする。これについては、第1章で詳しく論じるが、本研究で「関係」は、スナイダーの考えを整理し直して、主に脅威認識の程度、共通脅威の存在等によって形成される国家間の一定の固定的な相互関係であるとする。「関係」は、通常の国家間の相互行為とは異なり、一定期間持続的に継続するものである。米中台間に存在する脅威を分析し、どのような「関係」が形成されているのかが明らかになれば、米中台関係の性格についての一定の客観的視点からの解明に資することとなる。

次に、2つ目の米中台関係のどのような現象を研究対象とするかという問題についてであるが、米中台関係は、現実には米中、中台、米台の3つの組合せで外交活動が行われている。しかも、過去に3国が共同して何らかの取極めを行ったというようなことは一度もない。したがって、これまでの研究は、米中関係、中台関係または米台関係のいずれかの2国間関係を取り上げて、それを研究するということが一般的であり、この3つの2国関係を総合化したものが米中台関係であった。すなわち、現実の外交活動が、米中間、中台間または米台間で別々に進行している以上、研究の対象としてもやはりそれらを別々に取り上げて研究せざるを得ないという制約があるのである。

しかしながら、その一方で、米中、中台、米台の3つの2国関係は相互に密接に関係しつつ推移している。たとえば、1972年の米中和解は、米中関係の変動であったが、中台および米台の関係に決定的な影響を及ぼすものであった。

このように、米中台関係の画期をなすような事件においては、現象としては米中、中台、米台のそれぞれの2国関係が個別に進行するが、これらの3つの2国関係は相互に連動し、または強く影響し合っており、米中台関係を全体として特色あるものとしている。

そこで、こうした米中台のそれぞれの2国関係が全体として動くような事例を取り上げ、単にそれぞれの2国関係の変動を見るのではなく、一定の視点、すなわち上述の「関係」の概念を用いること等によって、米中台関係の変化を全体的または統一的に説明することができれば、米中台関係の性格を国際政治学の観点から、より的確に理解することができるだろう。

本研究では、このような考え方方に立って、①1950年の台湾中立化宣言時の米中台関係、②1954-55年の第一次台湾海峡危機時の米中台関係、③1972年の米中和解時の米中台関係、④1995-96年の台湾海峡ミサイル危機時の米中台関係、および⑤2004年の台湾住民投票実施時の米中台関係を事例として取り上げて研究を行うものとする。

このように、1950年から現在までの主要な米中台関係の事例を取り上げ、一定の視点から研究を行い、これを総合化することによって、米中台関係の性格を解明することとなることはもちろん、米中台関係がこれまでどのように変化し、現在はどのような状況にあるのかということの明確化にも資することになる。

米中台関係の現在の位置を明確にすることは、将来の米中台関係を考える上での一助となるものもある。

2 既存研究の検討

(1) 既存研究の検討

本研究は、上述のとおり、国際政治学の観点から米中台関係を分析しようとするものであり、こうした問題意識に対応する主な既存研究として次表のものを挙げることができる⁴。

表 序-1 主な既存研究

事項	主要な著書、論文
国際政治の理論	<ul style="list-style-type: none">・E. H. カー『危機の二十年』1952年・モーゲンソー『国際政治 権力と平和』(I、II、III)1986年・Kenneth N. Waltz, <i>Theory of International Politics</i>, 1979.・Robert Gilpin, <i>War & Change in World Politics</i>, 1981.・Robert O. Keohane, editor, <i>Neorealism and its Critics</i>, 1986.・Stephen M. Walt, <i>The Origins of Alliances</i>, 1990.・Glenn H. Snyder, <i>Alliance Politics</i>, 2007.
米中関係	<ul style="list-style-type: none">・A. ドーク・バーネット『米中国交—アメリカの戦略—』1978年・山極晃『米中関係の歴史的展開—一九四一年～一九七九年—』1997年・Robert S. Ross, editor, <i>After the Cold War: domestic factors and U.S.-China relations</i>, 1998.・Warren I. Cohen, <i>America's Response to China, A History of Sino-American Relations</i>, 2000.・Liselotte Odgaard, <i>The Balance of Power in Asia-Pacific Security, US-China Policies on Regional Order</i>, 2007.・Toshi Yoshihara and James R. Holmes, <i>Red Star over the Pacific, China's Rise and the Challenge to U.S. Maritime Strategy</i>, 2010.
中台関係	<ul style="list-style-type: none">・山本勲『中台関係史』1999年・平松茂雄『台湾問題—中国と米国の軍事的確執—』2005年・若林正文『台湾の政治—中華民国台灣化の戦後史』2008年・福田円『中国外交と台湾—「一つの中国」原則の起源—』2013年・易本勝主編『台海危機管理研究(台湾海峡危機管理研究)』2011年
米台関係	<ul style="list-style-type: none">・田中直吉、戴天昭『米国の台湾政策』1968年・Oystein Tunsjo, <i>US Taiwan Policy, Constructing the Triangle</i>, 2008.・Nancy B. Tucker, <i>Strait Talk, United States-Taiwan Relations and the Crisis with China</i>, 2009.

資料：筆者作成

本研究では、国際政治学の理論的研究を直接の目的とはしていないが、前述したとおり、国際政治学では学問的な概念または分析手法が必ずしも確立していない。そこで、同表の「国際政治の理論」の欄については、本研究で用いた国際政治学における概念または分析

⁴ 各著書の書誌詳細については、本稿末に整理した参考文献を参照のこと。

手法に密接に関係する著書を掲げた。これらの著書はいずれも現実主義の系譜に属するもので、その代表的なものである。これらの著書の内容、意義等については第1章で詳述するのでここでは省略するが、本研究では、主としてこれらの著書における研究成果を基にして、本研究で用いる概念または分析手法を整理している。

米中台関係では、米中台3国を直接の研究対象として通史的な研究をした文献は見当たらないが、「米中関係」、「中台関係」および「米台関係」の2国関係に分ければ、通史的な研究においても、それぞれ同表に掲げるように優れた既存研究がある。なお、個別の事例、時代を対象とした研究については、極めて多数の既存研究があるが、ここで紹介しきれるものではないので、これらについては第2章以下の各事例研究の際に、必要に応じて改めて紹介することとし、ここでは省略した。

「米中関係」について、A. ドーク・バーネット『米中国交—アメリカの戦略一』は、米中和解に至る過程とその後の展望について現実主義的な観点から分析したものであり、米中関係の主要な論点が整理されている。山極晃『米中関係の歴史的展開—一九四一年～一九七九年一』は、1941年から1979年までの米中間に起こった主要な事件について、主として歴史学的観点から詳細に整理したものである。Robert S. Ross, editor, *After the Cold War: domestic factors and U.S.-China relations* は、冷戦が終結してソ連という共通脅威の存在が消滅した後、米中間ではそれぞれの国内事情が両国間に影響を及ぼすようになり、摩擦の原因にもなっている事情を説明したものである。Warren I. Cohen, *America's Response to China, A History of Sino-American Relations* は、19世紀から現在に至るまでの米中関係を概説的に整理したものであるが、それぞれの時代における米中関係の特色が要領よく説明されている。Liselotte Odgaard, *The Balance of Power in Asia-Pacific Security, US-China Policies on Regional Order* は、英國学派⁵の観点から、冷戦後の米中のそれぞれのアジア太平洋政策を詳細に比較し、アジア太平洋地域での米中の協調可能性等を検討することによって、米中関係の安定性等を検証したものである。Toshi Yoshihara and James R. Holmes, *Red Star over the Pacific, China's Rise and the Challenge to U.S. Maritime Strategy* は、中国の海軍戦略のこれまでの経緯と今後の展望を整理し、アメリカの海軍戦略にとっての課題を分析したものである。

「中台関係」について、山本勲『中台関係史』は、国共内戦から説き起こし、1990年代末までの中台間の政治的現実を、両国指導者の考え方、両国の利害関係、政治の方針等を踏まえつつ整理、分析したものである。平松茂雄『台湾問題—中国と米国との軍事的確執一』は、中台間の軍事バランスに留意しつつ、アメリカの台湾海峡に関する戦略も踏まえ、主として台湾海峡での軍事的動向を分析したものである。若林正丈『台湾の政治—中華民国台灣化の戦後史』は、戦後の台湾の政治改革、民主化等の政治的動向を詳細に整理したものであるが、その中で中国との政治的関係が分析されている。福田円『中国外交と台湾—「一つの中国」原則の起源一』は、中国が台湾問題についての重要な原則としている「一つの中国」原則について、その起源と経緯を整理したものである。易本勝主編『台海危機

⁵ 同書における説明によれば、英國学派は、国際的安定はバランス・オブ・パワーだけでなく、戦争を避けようとする国家間の同意または協調が必要であることを強調する。ワイト (Martin Wight)、ブル (Hedley Bull) 等が同学派の代表的学者とされる。

管理研究(台湾海峡危機管理研究)』は、中国の立場から、過去の経緯等を踏まえつつ、台湾海峡問題の性質、台湾問題と各国との関係、台湾問題に対する中国側の基本的対応方針等を述べたものである。

「米台関係」について、田中直吉、戴天昭『米国の台湾政策』は、アメリカの歴代政権による台湾政策の動向を歴史学的観点からまとめたものである。Oystein Tunsjo, *US Taiwan Policy, Constructing the Triangle* は、米台間の歴史的経緯とともに、台湾の民主化という要素を踏まえつつ、「一つの中国」をめぐる問題等についてのアメリカ政府の政策を論じたものである。Nancy B. Tucker, *Strait Talk, United States-Taiwan Relations and the Crisis with China* は、アメリカの台湾政策の決定過程におけるアメリカ政府部内の動向等を通史的に詳細に記述したものである。

以上のとおり、米中台関係については、「米中関係」、「中台関係」および「米台関係」のそれぞれについて、政治的、外交的または軍事的な観点から通史的な研究もなされてきている。また、これらは、2国間の関係を主たる研究対象とするものの、事件によっては米中、中台、米台の関係が連動するものもあるので、それらの事件に関することについては3国の動きが記述されていることが多い。このほか、前述のとおり、個別の事例、時代を取り上げて米中台の動きを分析した研究は多数ある。

こうした研究を通じて、米中、中台、米台の2国関係についての歴史的事実が詳細に明らかにされるようになり、また、米中台の3国が関係するような個別の事例についての歴史的評価も進んでいる。

しかしながら、これらの研究は、一般的に、それぞれの研究者の個別の問題意識に基づいて歴史的事実を明らかにしつつ分析を行うという方法がとられていることから、歴史的事実の蓄積や、ある事例についての理解を深めるといったことには有益であるが、国際政治の現象に関する理論的な説明、すなわち、国際政治学の発展に寄与するといったようなものには必ずしもなっていない。

(2) 本研究の独自性

以上の米中台関係に関する既存研究の検討から、既存研究において行われてこなかったこととして次の2点を指摘することができよう。

第1点は、ある時点での各事例における米中台間の相互の動きが統一的に一定の客観的視点から分析されたことはないということであり、第2点は、長期的な米中台関係の推移または変化についても、そうした一定の客観的視点から分析されたことはないということである。

ここで、客観的視点とは、一定の学問的または理論的基礎を有しつつ、客観的な合理性を備えた手法によるということである。

たとえば、ある2国間関係の変化が当該国の指導者・指導集団のある判断によって引き起こされたと説明する場合、それは歴史的事実であるとしても、当該2国間関係を客観的視点から分析したものとは言えないだろう。たとえ、当該判断に至る過程や周辺事情が詳細に明らかにされても、指導者・指導集団の判断が、最終的にそうした個人・集団の資質等に依存するものである限り、指導者・指導集団の顔ぶれが変われば判断もまた変わることは否定できないためである。

また、このように国家間関係をそれぞれの国の指導者・指導集団の動向等によって説明しようとする場合、指導者・指導集団の思想・信条はそれぞれの国によって異なることから、2国間関係、ましてや3国間関係を一定の視点から統一的に分析、理解することは現実的に困難である。

この指導者・指導集団の例に限らず、一般的に、各国の個別の国内事情は、その国だけに外交等に関する規定要因として作用するのであり、またこうした国内事情は偶然に左右されることも多い。すなわち、指導者・指導集団の動向等の各国の国内事情は、歴史学的視点からは重要な意味を有するものではあるが、国際政治学的分析における客観的視点としては適当ではないのである。

本研究では、こうした点を踏まえ、詳細は第1章で述べるが、国際政治学におけるこれまでの研究成果を整理、検討し、国家間の行為の規定要因としての「構造」(パワーに基づく)、「関係」(脅威認識に基づく)、国際政治の「利益」等の概念を米中台関係の分析に用いることとする。すなわち、「構造」(パワーに基づく)、「関係」(脅威認識に基づく)、国際政治の「利益」等の要因が、米中台関係にどのように作用しているのか、または、これらの要因で米中台関係がどのように説明できるのかという視点から米中台関係を分析することとしている。

このことによって、米中台関係を統一的な客観的視点から分析するというこれまで行われてこなかった研究を本研究では行うことができよう。

さらには、こうした一定の客観的視点から米中台関係の長期的な推移または変化を分析することによって、通史的に見た場合に、米中台関係の何が変わったのかということを比較可能な形で明らかにすることも可能となる。

本研究の独自性は、上述のとおり、既存研究では行われなかった分析手法、すなわち国際政治学上の上述の概念を用いて、米中台関係を一体的に分析することであり、また、こうした分析を通じてこれまでの長期的な米中台関係の変化を一定の視点から明らかにすることである。

3 研究の課題および方法

(1) 研究対象とする米中台関係

本研究の対象は、国際政治学の観点すなわち安全保障に関する米中台間相互の国際関係または国際行為である。したがって、米中台間の経済関係、社会関係等は直接には本研究の対象ではない。ただし、これらが安全保障に影響することがあれば、その範囲で本研究の視野に含まれることは言うまでもない。

ところで、ここで国際行為とは、国家としてなされた意思表示または行為であり、政府関係者、有力政治家等の意見表明等は、それがいかに政治的に影響力が大きいものであっても、本研究の直接の研究対象ではない。本研究は、パワー、「構造」、脅威認識、「関係」等が規定要因として作用している中の国家の行為を研究対象としており、国家を統一的な意思主体または行動主体として見なしているためである。換言すれば、パワー、「構造」、脅威認識、「関係」等が国家の行為を規定しているという観点から国家の行為を分析するのであって、国内の事情から国家の行為を分析しようとするものではないためである。

しかしながら、国内での有力者の表明等を検討、考察することによって、最終的な国家としての意思決定の内容や性格をより的確に理解することができるといったことは少なくない。本研究では、こうした観点から、国内諸事情等についても必要に応じて検討するようにし、米中台それぞれの国家としての意思または行動の的確な把握に努めることとした。

なお、前述のとおり、米中台関係は、一般的に、米中、中台、米台のそれぞれの2国関係が個別に進行するため、本研究でもこれら2国関係が主要な研究対象として含まれる。ただし、それぞれの2国関係の研究においても、研究の視点を一定にすることによって、米中台関係を一体として分析、把握することが可能となるようにするものとする。もとより、米中、中台、米台の2国関係が相互に連動するような場合には、米中台関係全体を研究対象として一定の視点から分析を行う。

(2) 研究課題

以上の米中台関係に関する問題意識および既存研究の検討結果を踏まえ、本研究では次のとおり研究課題を設定する。

一 國際政治学の観点からの分析概念の整理、明確化

国際政治学のこれまでの研究実績を基に、本研究の分析で用いる概念の整理、明確化を行う。この場合、本研究の分析で用いる概念の国際政治学上の位置付け等を明確にし、本研究の学問上の立場を明らかにする。

二 上記分析概念を用いた米中台関係の分析、研究

上記分析概念を用いて、国際政治学の観点から米中台関係を一体的に分析し、その特色または性格を明らかにする。この場合、前述のとおり、①台湾中立化宣言時（1950年）、②第一次台湾海峡危機時（1954-55年）、③米中和解時（1972年）、④台湾海峡ミサイル危機時（1995-96年）、および⑤台湾住民投票実施時（2004年）の米中台関係を事例として取り上げて研究を行う。

三 米中台関係の変化に関する総合的な分析、研究

上記事例研究の結果等を踏まえ、米中台関係が、戦後、どのように変化してきたのかを総合的に分析、研究する。この場合、米中台関係の分析視点を一定にすることにより、時代における変化が比較可能となるようにし、その動向を明らかにする。

(3) 研究方法

本研究では、上記のとおり、事例研究が中心的な内容をなしているので、当該事例の分析に必要な資料を収集し、当該事例の事実関係、背景等を整理することがまず必要であり、その上で上記分析概念を用いた分析を行うこととなる。この場合、これらの事例ではいずれもアメリカの国家意思が大きな役割を演じていることから、アメリカの政府文書等を参考にしつつアメリカの国家意思を確認していくことが重要となる。もちろん、中国および台湾の国家意思、事情等についても適切に把握していくことが求められる。

本研究で用いた主な資料（日本語、英語、中国語）は次のとおりである。

①米中台のそれぞれの条約、各種取決め、共同声明、その他外交文書。

②米中台の法令、公報、政府文書、白書、年報、その他公的文書。

③米中台の国会議事録、国会報告、国会証言等の議会関係文書。

④関係者回顧録、会見・会談録、伝記等の記録文書。

⑤既存研究、文献。

⑥各種雑誌記事、新聞記事、インターネット記事等。

このうち、①の外交文書は、国家意思の発現としては最も直接的なものである。これらは、主として米中、米台の2国間でなされたものであるが、これらを通じて、それぞれの状況におけるアメリカ、中国、台湾のそれぞれの国家意思が確認される。

②の公的文書は、ある状況における国家意思の内容とともに、そうした国家意思に至る過程、背景、相手国に対する認識等を把握する上で有用である。特にアメリカでは、かつて非公表であった国家安全保障に関する文書の多くが公開される等、本研究に有益な公的文書が多く公表されている。

③の議会関係文書は、国家意思の形成に重要な影響を与えることとなる議会での議論等を記録したものであり、ある国家意思をめぐる国内での諸情勢、背景等を把握する上で有益である。

④の記録文書は、ある事件についての当事者の意図、事実関係の確認等を行い、国家意思の決定をめぐる背景等を確認する上で有用である。

⑤の既存研究、文献については、すでに既存研究の検討の際に述べたが、過去において米中、中台および米台間の多くの通史的研究があり、また、米中台関係についての個別の事例については、膨大な研究蓄積がある。本研究では、こうした過去の研究成果を踏まえつつ、必要に応じて本研究にも活かしていきたいと考えている。

⑥の各種雑誌記事、新聞記事、インターネット記事等は、ある事件の事実関係の確認等に有用であるので、適宜、利用していくこととしている。

4 本論文の構成

本論文は、序章、第1章「国際政治の理論と新現実主義－本研究の立場と概念の整理」、第2章「台湾中立化宣言と米中台関係」、第3章「第一次台湾海峡危機と米中台関係」、第4章「米中和解と米中台関係」、第5章「台湾海峡ミサイル危機と米中台関係」、第6章「米中台外交と米中の戦略的「関係」－1990年代後半～2000年代前半の動向を事例として－」、第7章「戦後の米中台関係の総合的考察」および終章の9章構成となっている。

第1章は、国際政治に関する過去の理論研究を振り返った上で、本研究の分析で用いる概念を整理したものである。本研究では、基本的に新現実主義に立脚して研究を行うこととしているので、新現実主義の位置付け、用いられている概念等の明確化を図ることとした。

第2章から第6章までは、以下のとおり、第1章で整理した分析概念を用いて、国際政治学の観点から個別の事例に関する事例研究を行ったものである。

第2章は、台湾中立化宣言をめぐる米中台の動きを取り上げる。冷戦初期において、台湾中立化宣言が東アジアの国際政治にどのような変化をもたらし、そのことが国際政治学の観点からはどのように理解されるのかを考察する。

第3章は、第一次台湾海峡危機をめぐる米中台の動きを取り上げる。本章では、特にアメリカが台湾海峡で守ろうとする「利益」の性格に着目しつつ、第一次台湾海峡危機での

アメリカの行動を考察する。

第4章は、米中和解をめぐる動きを取り上げる。本章では、米中和解の要因となったとされる中ソ対立およびベトナム戦争の2つの要因を含めて米中台関係を考察することとし、これらの要因の国際政治上の意義も併せて明らかにする。

第5章は、台湾海峡ミサイル危機をめぐる米中台の動きを取り上げる。この事件は、冷戦後のアメリカの地域戦略の性格を示すものであった。台湾の民主化という要素も考慮しつつ、アメリカ単極構造の中でのアメリカの台湾政策を国際政治学の観点から考察する。

第6章は、2004年の台湾での住民投票実施をめぐる問題を含め、1990年代後半から2000年代前半までの米中台関係の動向を取り上げる。本章では、特に、この時期の米中台関係の動向を考察することを通じて、国際政治の「関係」と外交との関係を分析した。

第7章は、第2章から第6章までの事例研究の結果を基に、総合的考察を行ったものである。本章では、戦後の米中台関係の変化を国際政治学の観点から総合的に分析し、米中台関係が過去と比較してどう変化してきたのかを明らかにする。

終章では、本研究における研究結果をとりまとめるとともに、今後の研究課題を記すこととする。

第1章 国際政治の理論と新現実主義 －本研究の立場と概念の整理－

本章では、本研究の理論的立場を明確にするとともに、本研究で用いる概念の整理を行うこととする。本研究では、現実主義のうちの新現実主義と呼ばれる立場に基本的に立脚しつつ、それを一部補う概念を用いて分析、研究を行うこととしている。

このため、国際政治の理論における現実主義の位置付けとその内容とともに、新現実主義の理論内容について構造の概念を中心として整理、説明する。その上で、本研究での分析等に用いるために導入することとした概念の内容とその位置付けを明確にする。

1 現実主義の系譜・位置付け

(1) 国際関係論の分類

現実の国際関係は極めて複雑であり、その内容も広範にわたることから、その分析を行おうとする場合、一定の視角に基づいた何らかの理論的方法を用いることが必要とされる。国際関係論では、これまで論者によって様々な視角、方法論等を用いた学説が提起されてきた。こうした国際関係論の分類には各種の方法があるが、これらを分析の単位、行為体観等の基本的な前提によって分類すれば、表1-1のとおり、大きく、現実主義(realism)、多元主義(pluralism)、グローバリズム(globalism)の3つに分けることができる⁶。

すなわち、現実主義は国家を主要な行為体として分析を行うものであり、多元主義は国家だけでなく国際組織、多国籍企業等の非国家行為体も重要な分析の対象とする。グローバリズムは、現実主義または多元主義とは全く観点が異なり、たとえば資本主義システムのように全世界的規模での国際システムに着目して分析を行おうとするものである。

また、主として関心を有する問題領域もそれぞれ異なっており、現実主義では国家安全保障の問題を最重視するが、多元主義では社会経済問題も国家安全保障問題と同列以上に重視され、グローバリズムでは経済的要因が重要とされる。

国際関係論におけるこれらの3つの立場は、いずれも複雑な国際関係を一定の視点または特定の角度から分析して説明を試みようとするものであるが、どの立場に立って研究を行うかは、それぞれの研究者の問題意識や研究対象によって異なることとなろう。

本研究は、東アジアの国際政治の文脈の中で、安全保障をめぐる米中台関係を分析しようとするものであり、上記3分類の中では現実主義の立場に立つことが最も適当である。多元主義およびグローバリズムは、本研究の問題意識にそぐうものではない。

同表に掲げたとおり、現実主義は、①国家が分析の対象となる主要な行為体であること、②国家は単一の行為体であること（国家は統合された一つの単位であり、単一の意思決定を行う。）、③国家は外交政策において自己の利益、目的の最大化を求める合理的な行為体であること、④国家安全保障の問題は、他の問題に優先すべき最重要問題であること、という前提を有するものとされる。

⁶ ポール・R・ビオティ、マーク・V・カピ、デヴィッド・J・ウェッセルズ『国際関係論－現実主義・多元主義・グローバリズム』石坂菜穂子訳、彩流社、1993年、14頁。

しかしながら、現実主義とされる実際の主張、論説はそれぞれの時代的背景を反映して一様ではなく、問題意識も論者によって異なり、現実主義は必ずしも画一的、固定的なものではない⁷。そこで、次に、現実主義の先駆者とされる者に目を向け、その議論を概観しておくこととしたい。

表1-1 國際關係の三つのイメージ(基礎となる前提)

	現実主義	多元主義	グローバリズム
分析の単位	国家が主要な行為体	国家と非国家行為体が重要	階級、国家、社会、非国家行為体が世界資本主義システムの部分として作用する。
行為体観	国家は単一の行為体	国家は構成要素に分解される。構成要素には脱国家的に作用するものもある。	歴史的展望、特に世界資本主義の絶え間ない発達から国際関係を考察する。
行動の動態	国家は外交政策において自己の利益、目的の最大化を求める合理的な行為体	外交政策決定や脱国家的过程は紛争、取引、連合、妥協を含む。必ずしも最適な結果に終わるわけではない。	社会内、社会間における支配のパターンが焦点。
問題領域	国家安全保障の問題が最も重要	複数の議題。社会経済(福祉)問題が国家安全保障問題と同列あるいはそれ以上。	経済的因素が最も重要。

資料：ビオティ、カピ、ウェッセルズ『国際関係論－現実主義・多元主義・グローバリズム－』29頁。

(2) 現実主義の先駆者

現実主義の起源は、通常、古代ギリシアのトゥキュディデス (Thucydides) までさかのぼる。トゥキュディデスは、紀元前5世紀のアテネとスパルタとの戦争(ペロポネソス戦争)での出来事を『戦史』⁸という著書でまとめ、戦争の起こる原因を示そうとした。トゥキュディデスによれば、戦争の根本原因は、勢力均衡の変化に伴った「恐れ」である。ギリシア世界でのアテネの権力が増大したため、それがスパルタの「恐れ」の原因となり、スパルタの軍事力増大や同盟拡大を招いたのである。こうした「恐れ」を原因とした戦争の事例は、対ナポレオン戦争、第一次世界大戦(三国同盟に対する三国協商)等、歴史上、容易にさがすことができるであろう。このように、トゥキュディデスが国際関係論の学者とされるのは、「恐れ」の原因を人間の内面の性格ではなく、国家間政治の性質に求めたところによるのである⁹。

⁷ 大畠英樹「現実主義－「モーゲンソーとの対話」を中心に－」有賀貞、宇野重昭、木戸翁、山本吉宣、渡辺昭夫編『講座国際政治1 国際政治の理論』、東京大学出版会、1989年、172頁。

⁸ トゥキュディデス『戦史』(上、中、下) 久保正彰訳、岩波文庫、1966年等の邦訳がある。

⁹ ビオティ、カピ、ウェッセルズ『国際関係論－現実主義・多元主義・グローバリズム

トウキュディデスに次いで現実主義の先駆者として一般的に論及されるのは 15～16 世紀のイタリアの政治混乱期を生きたマキアヴェリ (Machiavelli) である。マキアヴェリはその著『君主論』¹⁰で、いかにして君主が権力を獲得するのか、またその権力を維持し、伸張するにはどうすべきかを説いた。そして、君主は国家の安全を保障するために、個人の伝統的な道徳義務とは異なり、支配者の道徳的義務に従って行動すべきものとした。すなわち、国家を守るための行為規準は、一般の道徳規準とは異なっているのであり、一般の道徳規準からすれば悪と見られる行為も君主は厭うべきではないというものである。国家存続をめぐる権力政治の中で、国家の安全を保障するためには権力の現実に即した行為が必要とされるというマキアヴェリの考えは、現実主義的な考え方の源流をなしていると見ることができよう。

このほか、さらに時代が下って、17 世紀のイギリスのホップズ (Thomas Hobbes) (主著『リヴァイアサン』¹¹)、同時代のオランダのグロティウス (Hugo Grotius) (主著『戦争と平和の法』¹²)、18 世紀から 19 世紀にかけてのプロシアのクラウゼヴィッツ (Carl Von Clausewitz) (主著『戦争論』¹³)、19 世紀から 20 世紀にかけてのドイツのマックス・ウェーバー (Max Weber) (主著『職業としての政治』¹⁴) 等も現実主義者に含められる。これらの者は、たとえば、ホップズは、その著『リヴァイアサン』で自然状態における無政府状態を想定して中央集権的な権威の必要性を主張する等、それぞれが現実主義的な根拠を基に議論を開いたが、それぞれの立場や問題意識は様々であり、必ずしも共通の理論的基礎があったわけがない。

こうした先駆者とともに、現代の現実主義的思考に直接的な影響を与えたと考えられるのが E・H・カー (Edward H. Carr) である。カーは、1939 年に公表した『危機の二十年』¹⁵で、「戦争への激情が、かき立てられると、この破局を単に一群の僅かな人々の野心と傲慢のせいにしてしまって、それ以上の説明を求めようとしない状態になりがちであるのは、ほとんど宿命的のようである。しかし、戦争が現に行われつつあるときですら、この悲惨事の直接の個人的な原因を求めるよりも、むしろその根底にひそむ深い意味をもつ原因の分析に努力を傾ける方が実際には重要であると思われる。」¹⁶として、同書の問題意識を示している。すなわち、戦争の原因を一部指導者の戦争に関する直接の判断や性格に帰すのは、事実の記述になっても学問的な分析にはならず、また、将来の平和の構築にも役に立たない。戦争の根底にある普遍的な戦争の原因を探しだし、それを客観的に分析することがまだ幼稚な段階にある国際政治学のレベルを高め、平和の建設にも役立つであろうとい

－』55 頁。

¹⁰ マキアヴェリ『君主論』河島英昭訳、岩波文庫、1998 年等の邦訳がある。

¹¹ ホップズ『リヴァイアサン』(1、2) 水田洋訳、岩波文庫、1992 年等の邦訳がある。

¹² グロティウス『戦争と平和の法』一又正雄訳、酒井書店・育英堂、1989 年等の邦訳がある。

¹³ クラウゼヴィッツ『戦争論』(上、中、下) 篠田秀雄訳、岩波文庫、1968 年等の邦訳がある。

¹⁴ 本書はウェーバーが大学で行った講演録であるが、マックス・ウェーバー『職業としての政治』脇圭平訳、岩波文庫、1980 年等の邦訳がある。

¹⁵ E. H. カー『危機の二十年』井上茂訳、岩波現代叢書、1952 年。

¹⁶ 同上、v 頁。

うのである。

カーが、国際政治の本質的な要素として着目したのが権力である。第一次世界大戦後から1930年頃までは、国際連盟の設立等を通じて自由合理主義的な理想主義（ユートピアニズム）が国際政治の場での主流となり、「権力政治」は一時的に影を潜めることとなったが、カーによれば、これはこの10年以上の間、現状の維持をもって主要な利益とする大国が、その時代を通じて、力の事実上の独占を享有していたという事情によるものであったにすぎない。1931年以降は、この権力の独占に終止符が打たれ、権力が政治の本質的要素であることを認めざるを得なくなったのである。権力は統治の欠くことのできない道具であり、国際的統治とは、現実には、統治に必要な権力を提供できる諸国家によって行われる統治である。そして、国際的分野の政治権力は、軍事力、経済力、世論を支配する力の3つの範疇に分かれ、軍事力が最も重要であるが、これらは緊密な相互依存の関係にあり、どれか一つだけを他から切り離すことはできない¹⁷。

このように、カーの現実主義の主張は、1919年から1939年までの20年のうちの最初の10年に流布していた理想主義に対する批判という意味を含めたものであった。利益調和を前提とする自由合理主義的な理想主義では1931年以降の現実を理解することができず、権力政治の本質をこそ分析するべきとしたのである。

カーは、また、国際政治における道義の問題を分析し、国家には自己保全の権利または義務があること等から、国家の道義規準は必ずしも個人の道義規準とは一致するものでないことを認めた¹⁸。

このように、カーは現実主義に重要な理論的貢献を行ったが、権力を国際政治の本質的要素として重視しつつも、国際政治が必ずしも権力だけで説明できるとは考えておらず、体系的な国際政治の理論を構築することはなかった。

（3）古典的現実主義

上記の現実主義の先駆者の影響を受けつつ、『国際政治』(Politics Among Nations)¹⁹という書を著し、国際関係における相互作用を1950年前後に政治学の自立的な一領域として体系化したのがモーゲンソーである²⁰。モーゲンソーは国際政治における現実主義を「政治的現実主義」(political realism)と呼んだ。モーゲンソーのこの政治的現実主義は、戦後アメリカの国際理論研究のなかで、長い間現実主義の代表あるいはそのものとみなされてきた。その後、1970年代後半にウォルツ等によって提唱された理論が「新現実主義」または「構造的現実主義」(structural realism)と呼ばれるようになったため、それとの対比でモーゲンソーの現実主義は今では「古典的現実主義」と呼ばれる²¹。

¹⁷ 同上、140、144、146頁。

¹⁸ 同上、210頁。

¹⁹ Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations, The Struggle for Power and Peace*, Alfred A. Knopf, Inc. 1948. 邦訳として、モーゲンソー『国際政治 権力と平和』(I、II、III) 現代平和研究会訳、福村出版、1986年がある。

²⁰ 川田侃、大畠英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、1993年、209頁。

²¹ 大畠「現実主義—「モーゲンソーとの対話」を中心に—」174、175、197頁。

モーゲンソーによれば、政治的現実主義には 6 つの基本原理がある²²。

その 1 は、政治は一般の社会と同様、人間性にその根源をもつ客観的法則に支配されていると考えることである。すなわち、政治の諸現象において、客観的かつ合理的に真理であるものと、偏見と希望的観測に基づいた単なる主観的判断とを区別することができるとしているのである。

その 2 は、政治的現実は力（パワー）として定義される利益によって理解されるということである。それは、経済が富として定義される利益によって理解されるのと同様である。パワーとして定義される利益の概念によって、政治の理論的な理解が可能となる。また、このことによって、対外政策の解明の手がかりを政治家の動機やイデオロギー的選好に求めるという誤謬を避けることができる。

その 3 は、パワーとして定義される利益という概念は、普遍的妥当性をもつ客観的カテゴリーであるが、パワーには人間に対する人間の制御を確立し維持するすべてのものが含まれているということである。したがって、パワーの具体的な内容やその利用の仕方は、政治的、文化的環境によって異なる。

その 4 は、政治的道義と普遍的な道義原則とは異なることを認識することである。普遍的な道義原則を国家も尊重はするが、国家は個人と異なり、こうした道義原則を擁護するために自己を犠牲にする道義的権利をもっていない。国家生存のために、行動の結果を比較考量して行動することが国家の政治的道義なのである。

その 5 は、国際政治を律している原理は、ある特定国の道義的な願望とも異なるということである。特定のナショナリズムは政治的な判断の誤りを導き易い。すべての国家をパワーによって定義される利益を追求する政治的実体と見ることによって、国家をすべて正当に扱うことが可能となる。

その 6 は、政治的領域に自律性が存在するという主張は、政治的現実主義者がパワーとして定義される利益の観点から思考することによってなされるということである。たとえば、国際政治に対する「法万能主義的・道義主義的アプローチ」では、「この政策は法規に一致しているだろうか」または「この政策は道義原則に合致しているだろうか」と問いかけるが、政治的現実主義者は「この政策はどのように国家のパワーに影響を及ぼすだろうか」と問うのである。

以上の 6 つの基本原理から明らかなように、政治的現実主義においては、国際政治において全ての国家はパワーを追求する存在であり、また、パワーの追求は経験的事実によっても検証可能な客観的原則に基づいて行われているものと考えられるので、パワーという概念を通じて国際政治を律している原理や法則を明らかにし、るべき国家の方向を示すことが国際政治に関する研究の目標ということとなる。換言すれば、国際政治は国家間の権力闘争にほかならず、国際政治学は、その権力闘争のあらわれ方または法則性を客観的に明らかにして、国家運営の参考に供しようとするものである。

モーゲンソーによれば、パワーを求める国家の行動には現存するパワーを保持して現状を維持しようとするもの、現存のパワー関係を逆転して現状を打破しようとするもの等があるが、これらの諸国家の行動は、バランス・オブ・パワーと呼ばれる形態と、その保持

²² モーゲンソー『国際政治 権力と平和』(I) 3-16 頁。

をめざす政策とを必然的に生みだすとする²³。

システムを構成している諸要素の多様性を破壊せずに、システムの安定を維持するためにはバランス・オブ・パワーを求めるしかない。もし、諸要素の間に均衡の状態がなければ、ある要素が他の諸要素よりも優勢を占め、最終的に他の諸要素を破壊する可能性があるからである。したがって、諸主権国家から成り立つ社会すなわち中央政府が存在しない社会においては、バランス・オブ・パワーは単に不可避なものであるのみならず、本質的な安定要因なのである。

以上のとおり、古典的現実主義の基本的な考え方は、無政府状態の中でパワーを求める諸主権国家から成り立っているのが現実の国際システムであり、バランス・オブ・パワーの成立は、そうした国際システムのなかでは相対的な安定または平和を達成するために必然のものであるということとなろう。

本研究で主として依拠する新現実主義（構造的現実主義）は、この現実主義の修正の中で生じるが、新現実主義における「構造」の説明をする前に、現実主義の立場または位置付けをより明確にするため、国際政治に関する3つの思想的伝統に関する説明を行っておくこととした。

（4）3つの思想的伝統

国際関係論における諸説を分類するに際して、先に、主として分析の単位に着目する分類を行い、現実主義は国家を主要な行為体として分析するものであることを述べたが、国家を主要な行為体として分析する学説が全て現実主義であるわけではない。

ヘドリー・ブル（Hedley Bull）は、国際政治に関し、「国際関係の出発点は、『国家』、すなわち、『それぞれ、政府をもち、地球表面の特定部分と人類の特定部分集団について主権を主張する、独立政治社会』の存在である」²⁴としつつ、国際政治の性格について、「近代主権国家システムの歴史を通じて、三つの競合する思想的伝統が存在してきた」²⁵ことを指摘している。

ブルの言う3つの競合する思想的伝統とは、すなわち、ホップズ的（現実主義的）伝統、カント的（普遍主義的）伝統およびグロティウス的（国際主義的）伝統の3つである。なお、この3分法は、ブルが自ら述べているように、マーティン・ワイト（Martin Wight）に由来している²⁶。ワイトは国際政治の理論を現実主義、革命主義および合理主義に分ける²⁷。ここで、ホップズ的（現実主義的）伝統は現実主義に、カント的（普遍主義的）伝統は革

²³ モーゲンソー『国際政治 権力と平和』（I）180頁。なお、ここで「バランス・オブ・パワー」はいくつかの国との間にほぼ均等に力が配分されている情勢の意味であるが、モーゲンソーは「バランス・オブ・パワー」の意味として、①ある特定の情勢をつくろうとする政策、②現実の情勢、③ほぼ均等な力の配分、④何らかの力の配分の4つを挙げている（モーゲンソー『国際政治 権力と平和』（I）188、189頁。）。

²⁴ ヘドリー・ブル『国際社会論 アナーキカル・ソサイエティ』臼杵英一訳、岩波書店、2000年、9頁。

²⁵ 同上、32-35頁。

²⁶ 同上、62頁注（1）。

²⁷ マーティン・ワイト『国際理論 三つの伝統』佐藤誠、安藤次男、龍澤邦彦、大中真、佐藤千鶴子訳、日本経済評論社、2007年。

命主義に、グロティウス（国際主義的）伝統は合理主義に対応している。

現在、国際政治に関する主要な学派として、リアリズム学派、リベラリズム学派およびコスマポリタニズム学派が挙げられる²⁸ことも多いが、これらはそれぞれ、リアリズム学派はホップズ的伝統を、リベラリズム学派はグロティウス的伝統を、そしてコスマポリタニズム学派はカント的伝統を受け継いでいるとみることができよう。

さて、これら3つの考え方を、ブルおよびワイトの議論に基づきつつ整理すれば以下のとおりである。

ホップズ的伝統とは、国際政治を万人の万人に対する闘争状態として見なすものである。この見解によれば、国際政治の性格を最も端的に示す国際的活動は戦争にほかならない。国際政治は、完全に分配的、ゼロ・サム的なゲームとしてとらえられる。国家はいかなる道徳的、法的制限に服すことなく、その他の国家との関係において自由に自らの目標を追求する。国家の相互関係において、国家の行動を制限、限定すると言えるものは、唯一、便宜的な考慮で設けられた合意、規則である。こうした合意、規則は、国家にとって有利であれば遵守されるが、そうでなければ無視される。各構成員が一定の規則に服し、各構成員の共存が制度的に可能となっていることを社会成立の前提とすれば、この見解では国際社会はそもそも存在しないということとなる。

カント的伝統では、潜在的な人類共同体が国際政治においても機能していると考える。すなわち、この見解によれば、国際関係は、外見上は国家間の関係であるが、実際には人類共同体におけるすべての人間間の関係である。人類共同体においては、すべての人の利益は共通している。したがって、国際政治は、分配的、ゼロ・サム的なものではなく、協力的、ノン・ゼロ・サム的なものである。この見解では、国際政治の性格を最も端的に示す国際的活動は、解放者が被抑圧者を解放するといったような国境を越えた水平的な道徳的活動である。国際関係の分野においても、国家の行動を制限する道徳律は存在する。しかも、この道徳律は、単に国家間の共存と協力を命ずるのではなく、むしろ主権国家システムを世界市民社会によって置き換えることを命じるのである。この見解での国際社会は、潜在的な人類共同体の共通した道徳律を基礎として成立している。

グロティウス的伝統は、ホップズ的伝統とカント的伝統の中間に位置する。この見解によれば、ホップズ的伝統と異なり、国家はいかなる道徳的、法的制限にも服することなく闘争しているというのではなく、国家の相互の行為は共通の規則と共通の制度によって制限されているとする。一方で、カント的伝統とも異なり、国際社会の実質的な主体が国家であるという現実を受け入れる。国際政治は、部分的に分配的、ゼロ・サム的であるが、同時に、部分的に生産的、ノン・ゼロ・サム的なゲームである。この見解での国際政治の性格を最も端的に示す国際的活動は通商を含めた経済的、社会的交流である。グロティウス的見解では、国家の行動は、便宜的考慮によって設けられた合意、規則ではなく、道義と法の命ずるところによって拘束される。国際社会はこの道義と法を基にして成立している。ただし、これらの道義と法の命ずるものは、主権国家システムを世界市民社会に置き換えることではなく、主権国家の共存と協力である。

²⁸ 防衛大学校安全保障学研究会編著『新訂第4版 安全保障学入門』亜紀書房、2009年、4-5頁。

国際政治に関する以上の3つの考え方を項目ごとに対比させてまとめれば、表1-2のとおりとなろう。

同表では、項目として、「国際政治の基本原理」、「国際社会の性格」、「各国の行為の制約」、「国益の性格」、「国際政治のゲーム的性格」および「典型的な国際的活動」を掲げた。

同表のとおり、これら3つの考え方は、いずれの項目においても明確な相違を有するが、基本的には「国際政治の基本原理」に対する考え方の相違によって、他の項目での相違も導かれている。

表1-2 3つの思想的伝統

項目	ホップズ的伝統 (現実主義)	カント的伝統 (普遍主義)	グロティウス的伝統 (国際主義)
国際政治の基本原理	権力を追求する国家間の闘争。	潜在的な人類共同体の道徳律・普遍原則に基づいた人間行為。	共通の規則・制度に基づいた各国の行為。
国際社会の性格	国際社会は不存在。	潜在的な人類共同体の道徳律・普遍原則に服した社会。	共通の規則・制度に服した主権国家による社会。
各国の行為の制約	各国の行為に制約はなく、それぞれが自由に自らの目標を追求。	潜在的な人類共同体の道徳律・普遍原則によって制約。	国際社会の共通の規則・制度が各国の行為を制約。
国益の性格	国家の生き残り、勢力拡大が究極の国益。国益は相互に対立、排他的。	国益は暫定的なもの。世界市民社会への移行が究極の目標。	国家の生き残りが究極的国益であるが、他の国家との共存共栄が可能。
国際政治のゲーム的性格	分配的、ゼロ・サム的。	協力的、ノン・ゼロ・サム的。	部分的に分配的、ゼロ・サム的、部分的に協力的、ノン・ゼロ・サム的。
典型的な国際的活動	戦争。	国境を越えた道徳的活動(非抑圧者の解放等)。	経済的、社会的交流(貿易等)

資料：ブル『国際社会論 アナーキカル・ソサイエティ』、ワイト『国際理論 三つの伝統』等を参考にして筆者作成。

また、これら3つの考え方においては、世界観の相違によって、世界の将来像が全く異なったものとして描かれている。ホップズ的伝統によれば、世界は将来とも国家間の闘争の場であり、カント的伝統では人類共同体が成立し、グロティウス的伝統では国際法規によって統制された秩序ある国際社会が形成されることとなろう。

このように、これら3つの考え方は、相違がはっきりしていて相互に相容れない関係に立つように見えるが、現実の国際政治に照らし合わせた場合、いずれが正しく、いずれが間違っているというような性格のものではない。これらは、それぞれが現実の国際政治を異なった切り口で、すなわち異なった分析視点で見ているのである。そして、それらのいずれもが現実の国際政治のある側面を説明している。世界を進歩主義的観点から見れば、長年月の間に、ホップズ的性格の強い世界を初期段階として、徐々にグロティウス的な世界に移行し、さらにはカント的な世界に至るという理解もあり得よう。ただし、現実の世

界においては、そうした将来像や方向性が示されているわけではない。これらの要素が明確な優劣はないままに混在する状況となっているのである。

ブルによれば、ホップズ的伝統には権力を追求する国家間の戦争と闘争の要素、カント的伝統には分断された国家を横断する国境を越えた連帯と衝突の要素、グロティウス的伝統には国家間の協力と規律ある交流の要素があるが、「近代国際システムは、実際、ホップズ的伝統・カント的伝統・グロティウス的伝統によってそれぞれ選り出された要素の三つの要素をすべて反映している」²⁹。

したがって、国際政治を理解しようとする場合、これらのうちの特定の一つの観点からだけで理解し、他の二つは全く無視するということは適当ではない。

しかしながら、国際政治上のある特定の事件を分析しようとする場合、当該事件の性格に応じて、分析するのにふさわしい視点というものはあり得るであろう。たとえば、ある戦争の原因を分析するには、ホップズ的伝統の観点から分析するのが最もふさわしいと考えられるのであり、カント的伝統やグロティウス的伝統の観点はこうした問題意識に十分に即していない。理論は、ある現象を知的に扱うために、ある領域を他の全てのものから分離する³⁰のであり、そのことによってその現象の理論的な理解または把握が可能となる。理論の有用性はそういうところにあるものと考えられる。

一方で、現実の国家の行為は、いろいろな状況の変化に対応し、いろいろな側面を有していて甚だ複雑であることもまた事実であり、ある現象への理解をより深めるために、特定の観点だけでなく、いろいろな観点を交えて考察するほうが適切な場合もあることは否定できない。

国際政治の現実の分析に当たっては、その立場にかかわらず、以上のことにも十分に留意しつつ、的確な理解に努める必要があるということとなろう。

2 国際政治の構造

(1) 新現実主義（構造的現実主義）

新現実主義は、古典的現実主義では国際政治の客観的原理を十分に体系的に説明できないとして、国際政治の構造という概念を導入して国際政治を説明しようとしたものである。したがって、構造的現実主義とも言われる。

新現実主義の代表的理論家としては、ウォルツ、ギルpin (Robert Gilpin) 等が挙げられる³¹が、ウォルツがその嚆矢とされる³²。そこで、以下では、ウォルツの記述³³をもとにして、古典的現実主義と対比した新現実主義の理論的な特色を整理しておくこととしたい。

新現実主義も基本的な現実主義の教義を受け継いでいるが、手段と目的に対する考え方

²⁹ ブル『国際社会論 アナーキカル・ソサイエティ』50 頁。

³⁰ Kenneth N. Waltz, "The Origins of War in Neorealist Theory" *Journal of Interdisciplinary History*, Vol. 18, Issue 4, Spring, 1988, p. 615.

³¹ 佐渡友哲、信夫隆司編著『Next 教科書シリーズ 国際関係論』、弘文堂、2013 年、130 頁。

³² 吉川直人、野口和彦編著『国際関係理論』勁草書房、2006 年、141 頁。

³³ Waltz, "The Origins of War in Neorealist Theory," pp. 615-620.

が古典的現実主義とは異なっている。モーゲンソーはパワーを政治的行為の目的そのものとしていた。合理的な政治家は常により多くのパワーを追求して行動するものと考えたのである。これに対して新現実主義は、パワーを有益な手段として見なすが、国家の最終的な目的は安全保障にあるとする。この考えによれば、パワーが少なすぎるのは良くないが、多すぎても安全保障にとってはマイナスのことがある（他国がパワーを増強し、または同盟を結成する等）ので、安全保障の確保に適切な量のパワーを保持することが最も良いこととなる。

新現実主義と古典的現実主義のさらに大きな相違は、国家行動の原因に対する考え方である。モーゲンソーは、人間のパワーへの欲求が国家間の闘争の基本的な原因になっていると考える。パワーが意味あるものである以上、パワーを求めた抗争は常に起こることである。新現実主義は、こうした伝統的な現実主義的見方を受け入れつつ、国際政治の構造が国家行動に影響を及ぼすとする。戦争に関する現実の国家行動は、人間のパワーへの欲求ということだけで説明されるものではない。国際的な結果は、国家と構造との相互作用を考慮に入れなければならないのである。

また、新現実主義は古典的現実主義と異なり、国際政治をシステムの中で考える。国家はその中で、究極的に生存を望む構成ユニットである。システムの基本的性格は中央政府の存在しないアナキーであり、システムの変化は大国の数の変化によって起こる。

このように、国際政治を一定のシステムの中で全体としてとらえることにより、新現実主義は、古典的現実主義では十分になし得なかった自律的な国際政治学を確立し、その理論化を可能にしたとするのである。

（2）国際政治の構造

以上述べてきたとおり、新現実主義では国際政治の構造を理論の中心的概念とするが、それでは国際政治の構造とはどのようなものであろうか。

ウォルツによれば、国際政治のシステムは、構造と相互作用するユニットから成り立っている³⁴。ここでユニットとは、すなわち国家のことである。

現在の世界は、全ての国が多かれ少なかれ何らかの相互関係にあり、それぞれが相互に影響を及ぼしあっている。全く孤立して他国と何の相互作用も及ぼしていないような国は現実的に存在しない。全ての国は、こうした国際政治のシステムの中に組み込まれている。

国際政治のシステムそのものは抽象的で一般的なものであるが、その具体化したものが構造である。構造は、国際政治のシステムにおける各国間の相対的なあり方を示すものである。たとえば、各国の相互関係の中で、特定国が他の各国に大きな影響を及ぼし得る力を有し、他の各国はいずれもわずかな力しか有していないような場合、国際政治のシステムは特定国に力が集中した構造を有しているということとなろう。

ホップズ的伝統による考え方からすれば、各国が互いに尊重、遵守するような国際的な共通制度がない場合には国際社会も存在していないという理解がなされるが、国際社会が存在していなくても現実的に各国は何らかの相互関係に置かれており、国際政治のシス

³⁴ Kenneth N. Waltz, *Theory of International Politics*, Columbia University, 1979, p. 79.

ムは存在している。

国際政治のシステムにおける構造すなわち国際政治の構造は、経済学における市場の構造と対比して説明されることが多い³⁵。

経済学で市場のアクターは企業である。そして、市場の構造は、一般的に市場での各企業の販売シェアの分布または集中度によって特徴付けられる³⁶。市場シェアが特定の1企業に独占されている場合はその市場の構造は独占であり、特定の数企業が多くのシェアを占める場合は寡占であり、シェアを無視できる程度の多数の企業が市場に参入している場合は完全競争である。

こうした市場の構造は、各企業の属性（株主構成、資本額等）とは関係なく成立しているが、市場の構造によって企業の市場での行動は影響または制約を受ける。独占市場での独占企業の行動、寡占市場での寡占企業の行動、そして完全競争市場での各企業の行動はそれぞれ異なる。独占市場で独占企業は完全競争市場におけるよりも生産量を少なくして価格を引き上げるが、完全競争市場での各企業は価格形成への影響力を持たず、価格は与えられたものとなる。市場での販売シェアによって、企業の市場への影響力が異なるのである。

このように、経済学では、市場構造を特徴付けることによって、企業の属性にかかわらず、市場での企業の行動を分析することが可能となる。市場構造を分析する意味は、まさにそのことにあると言つてよいだろう。

それでは、国際政治の構造はどうであろうか。

まず、国際政治のアクター、すなわちシステムのユニットは国家である。国際関係において、国家をしのぐような権力主体は現実的に存在していないことは現実主義の前提でもある。そして、ウォルツによれば、国際政治の構造は「ユニット間の能力分布によって定義される」³⁷。

すなわち、ウォルツは、国際政治の構造をシステムの構成部分であるユニットの配置としてとらえる。ユニットの配置すなわち相対的な位置関係は国家の能力分布によって示されるとするのである。

ユニットである国家は、主権国家である以上、主権国家としての機能は基本的に同一のものを有している。このことは、企業によって生産規模には格差があつても、商品を生産・販売する経営体としての機能は基本的に同一であることに類似している。

また、システムが特定の支配的権力の下にある場合には、たとえば国内におけるように、ユニットに機能的差別化がなされ、異なった機能を有するユニットによって一定のハイラーキカルな秩序が形成されることとなるが、システムがアナーキカルな場合はそうした機能的差別化による秩序形成は行われない。

そして、機能上の差別化がなされないアナーキカルなシステムのユニットは、同じ課題

³⁵ ジョセフ・S・ナイ・ジュニア『国際紛争 [原書第5版] 理論と歴史』田中明彦、村田晃嗣訳、有斐閣、2002年、48頁。

³⁶ 新開陽一、新飯田宏、根岸隆『近代経済学 経済分析の基礎理論 新版』有斐閣叢書、1987年、201-246頁。

³⁷ Waltz, Theory of International Politics, p. 101.

を遂行する能力の大小によって主に区別される³⁸のである。

このように、国際政治のシステムにおけるユニット、すなわち国家は、基本的に同一の機能を有しており、その区別は能力の違いによってなされるのであるが、こうした国家の能力の分布状況が国際政治の構造を決定するのである。

一方で、ウォルツは、国際政治の構造を説明する中で、「国家は、パワーによって異なる配置となる」³⁹としており、能力をパワーとほぼ同視していることが窺える。

パワーと能力の関係については、通常、パワーは能力の要因であり、パワーによって能力が与えられる。たとえば、一定の重量の荷物を運ぶ能力は、一定量のパワーを有することによって与えられる。さらに、各種の能力を総合的に利用することによって新たな能力が付与される場合は、こうした各種の能力を全体としてパワーとしてとらえることも可能であろう。いずれにしても、一般的に、パワーを有するということは、すなわち能力を有していることであり、一方で能力を有するということはパワーを有していることである。したがって、国際政治の構造は、すなわち国家のパワーの分布の状況であるとしても良いであろう。

ところで、国際政治の構造を国家のパワーの分布の状況として見る場合、当然パワーの大きさの比較等が必要とされようが、それではパワーとはどのように定義されるものであり、具体的にどのような内容を有するものなのであろうか。

ウォルツは、このパワーについての明確な定義づけを行っていないが、一方で、ウォルツは、現実主義の主要な考え方を受け継いでいるとしている⁴⁰。そこで、国際政治のパワーがどのようなものであるかということについて、まず現実主義者のこれまでの考え方、特にモーゲンソーのパワーについての定義を整理しておくこととし、その上でパワーの性格に関するウォルツの考え方を見てみることとしたい。

(3) 国際政治のパワー

パワーは現実主義の中心的概念であるが、パワーの定義について、これまで現実主義者の中でも意見の一一致が見られているわけではない。パワーを軍事、経済、技術、外交その他国家の自由裁量に属する能力の総体として理解する現実主義者もいれば、パワーとはまるで真空状態の中にあるように国家にそれぞれきまっている絶対値でなく、むしろ他の国家に対するある国家の相対的な能力であるとみる現実主義者もいるといった具合である⁴¹。

カーもパワー（権力）を国際政治の本質的な要素として位置付けたにもかかわらず、パワーについての特段の定義は行わず、「国際関係における力の究極の理由 *ultima ratio* が戦争にある・・・国家の行為は、その力の面においてすべて、戦争に向かっている。」⁴²というとらえ方をしていた。

これに対して、モーゲンソーは、パワーに関して比較的詳細に記述している。モーゲン

³⁸ Ibid., p. 97.

³⁹ Ibid.

⁴⁰ Waltz, "The Origins of War in Neorealist Theory," p. 616.

⁴¹ ピオティ、カビ、ウェッセルズ『国際関係論－現実主義・多元主義・グローバリズム－』66頁。

⁴² カー『危機の二十年』146頁。

ソーによれば、一般的なパワーとは異なり、政治学で用いられるパワーとは、人が他の人の心と行動に及ぼす制御を意味している。政治的なパワーとは、公権力を持つ者の間の、また公権力を持つ者と国民一般との間の制御の相互関係を指している。また、政治的なパワーは、それを行使する者とそれを行使される者との心理的な関係であり、前者が後者の心にインパクトを及ぼすことによって後者の行動を制御する。そして、このインパクトは、利得への期待、不利益への恐れ、人や制度への敬愛という3つの源泉に由来している⁴³。

モーゲンソーはさらに、パワーの定義をより正確に把握する上で、権力と影響力、権力と実力、使用可能な力と使用不可能な力、合法的な力と非合法的な力の4つの区分を理解しておくことが必要であるとする。まず1つ目について、権力は影響力と異なり、相手の行動に事実上影響を及ぼすというだけでなく、相手に自らの意思を強いる何らかの手段を持っている。2つ目について、実力は物理的な力をいうが、権力は心理的要素を伴う力である。3つ目について、相手の意思を変えさせようとして脅しを用いるときに、もしその力を使えば自分も破滅するようなものは使用不可能な力であり、相手は脅しを無視できるため、現実に使用可能な力が必要である。また、4つ目について、効果的に相手の意思を変えさせるためには、むきだしの非合法的な力ではなく、道義的、法的に正当化された合法的な力が用いられなければならない。すなわち、パワーによる相手の行動の制御は、何らかの使用可能な強制手段を背景に、合法的に相手の心理に働きかけ、相手を自分の意思に従わせることによって行われるのである⁴⁴。

そして、モーゲンソーは、国力すなわち国家のパワーの要因として、地理、天然資源、工業力、軍備、人口、国民性、国民の士気、外交の質および政府の質を挙げる。このうち、地理、天然資源、工業力および軍備は物的要因であり、この中で軍備が最も重要である。地理、天然資源および工業力の重要性も主として軍備に関係づけて考えられる。また、国民性、国民の士気、外交の質および政府の質は、人的な質的要因であるが、これらも国力には大きく影響する⁴⁵。

ところで、モーゲンソーは、これらの要因で構成されるパワーを具体的に測定可能なものとは考えていない。これらの要因は、地理を除いて、つねに変化し、相互に影響し合い、さらに自然と人間との予測できない干渉によって影響を受けている。これらの要因がまとまって国力の流れを形成するが、その流れの進路、方向速度の変化等を予想することは国際政治の観察者にとって夢にしかすぎず、実際には達成できない仕事なのである⁴⁶。結局、「現在および将来の相対的な国力を評価するという仕事は、一連の直感に帰着」⁴⁷するということである。

しかも、パワーの評価に際しては、①ある特定の国の力を絶対的なものとして扱って、力の相対性を無視すること、②過去に決定的な役割を果たしてきたある要因が永続性をもっているのは当然だとみなし、そのため、力のほとんどの要因が免れることのできない動

⁴³ モーゲンソー『国際政治 権力と平和』(I) 31頁。

⁴⁴ 同上、31-33頁。

⁴⁵ 同上、120-159頁。

⁴⁶ 同上、164頁。

⁴⁷ 同上、166頁。

的な変化を見落としてしまうこと、③たったひとつの要因だけが決定的に重要であると考え、他のすべての要因を無視してしまうことという3つの典型的な陥りやすい誤りがある⁴⁸。

すなわち、モーゲンソーは、パワーを人が他者的心と行動とに及ぼして制御する力として定義しつつ、その要因として軍備等の諸要因を挙げるが、パワーは相対的なものであり、動的な変化は免れず、しかも各要因が複雑に関与しているため、パワーの正確な評価は難しいと考えているということとなろう。

ウォルツは、前述のとおり、パワーについて特に明確に定義していないが、ウォルツのパワーに関する考え方には、こうしたモーゲンソーの考えが基本となっている。国際政治の構造がどのようなものであるかを見るためのパワーの測定または比較について、ウォルツは、「国家は、1つや2つの面で秀でているからと言ってトップランクに位置付けられるのではない。国家のランクは、人口、領土、資源保有量、経済力、軍事力、政治的安定性および能力の各項目の全てについてどれだけの点数がつけられるかによる。・・・国家は、能力について異なる組合せを有しているが、その能力は、各項目のウェイトが時とともに変化するので、測定し比較することが難しい。・・・我々は、国家を能力によって大ざっぱにランク付けするだけでよい。ある時期のどんなランク付けであっても、比較の困難性とどこで線を引くかという不確定性を伴う。こうした困難性にもかかわらず、歴史的には、どの国がその時代の大國であるかということについて、限界的なケースには疑問もあったが、一般的な合意が存在した。」⁴⁹と述べている。

パワーは各要因が総合化されたものであること、相対的なものであること、各要因が動的に変化することといったパワーに関するモーゲンソーの考えがウォルツに基本的に踏襲されていることがわかる。

古典的現実主義と新現実主義とでは、パワーについて、手段と目的に関する相違があることは前述したとおりである。また、ウォルツは、自助システムの下では、国家の利益に資するためには能力を結合して用いなければならないとして、システムとユニットの観点からパワーが総合的に用いられることを指摘している⁵⁰。しかしながら、これは機能において差異はないとするユニットの行動の性格に関するもので、パワーについてモーゲンソーと異なる内容を述べたものではない。

パワーそのものの概念や性格については、新現実主義も古典的現実主義と基本的に変わらない考え方ないし見方をしているものとして良いものと考える。したがって、本研究においても、パワーという用語については、モーゲンソーの考え方に対して、基本的に「國家が他の国家の心理と行動に及ぼす制御」という理解で用いることとする。

3 国際政治の「関係」、「一般利益」等

(1) 新現実主義への批判

これまで述べたことから、新現実主義の主要な考え方をまとめれば次のとおりとなろう。

⁴⁸ 同上。

⁴⁹ Waltz, Theory of International Politics, p. 131.

⁵⁰ Ibid.

- ①国際政治のシステムはアナキーであり、自助のシステムである。
- ②国際政治のシステムは構造とユニットとから成る。ここで、ユニットは国家であり、構造はアナキーなシステムの下での国家のパワーの分布状況を指す。
- ③国家はパワーを手段として用いて自らの安全保障すなわち生存を究極の目的として行動する。こうした国家の機能は、パワーの大小に差異はあっても、基本的に同一である。
- ④国際政治の構造は、国家の行動または相互作用を制約し、またはそれらに影響を及ぼす。そして、国際政治のシステムがアナキーで、それを構成するユニット（国家）が生存を求めて行動する限り、バランス・オブ・パワーは必然的に生じる。
- ⑤国際政治のシステムは、多極構造よりも二極構造のほうが安定的である。これは、二極構造においては、極をなす大国が自己依存的であり、危険は明確なものであり、だれが危険に直面しなければならないかもはっきりしているためである。換言すれば、「ユニットの相対的規模が大きいほど、そのユニットは自身の利益をシステムの利益と同一視するようになる」⁵¹のである。

こうした基本的骨格を有する新現実主義に対する批判は、新現実主義の手法や概念に関するものを中心として、これまで数多くなされている。たとえば、国際政治の構造の定義からユニットの機能の差異を除外したことは問題なのではないか、新現実主義では変化をうまく説明することができないのではないか、ユニットの能力の分布とユニットの属性を区別することは可能なのかといった問題である⁵²。

これらは確かに新現実主義が今後さらに検討を深めなければならない問題であるが、これらの問題意識はいざれも何を説明しようとするのかという視点の相違から生じているものと考えられる。新現実主義は、国際政治を説明するに当たって構造という概念を導入し、構造が国家の相互作用に与える影響や法則性を明らかにしようとするものである。すなわち、問題意識としては、ある構造が与えられたとき、そのときの国家の相互作用はどのようなものになるであろうかというものであって、分析方法としては時間の観念を伴わない静態分析である。そして、ある構造から他の構造への変化は、新現実主義では与件として与えられるものであって、この変化を動態的に分析する枠組みを現在の新現実主義は持っていない。

上記の批判は、こうした新現実主義の静態的性格に飽き足らず、国際政治の構造の変化はユニットの変化によってもたらされるため、構造の変化を的確に説明するために、ユニットの機能や属性にもっと着目することが必要だとしているのである。

しかしながら、これらの批判に対するウォルツの反論⁵³にもあるとおり、これらは、結局は分析のレベルの問題に帰着する。新現実主義は、システムまたは構造のレベルから体系的に国際政治の現象を説明しようとする。そして、部分すなわちユニットの属性等から全体を説明しようとしたことを還元主義として排除する。還元主義では分析の対象が無制

⁵¹ Ibid., p. 198.

⁵² 信夫隆司「国際政治理論におけるネオリアリズム—ウォルツを中心として—」『政経研究』第25巻第3号、日本大学政経研究所、1988年、183頁。

⁵³ Kenneth N. Waltz, "Reflection on Theory of International Politics: A Response to My Critics," Robert O. Keohane, editor, *Neorealism and its Critics*, Columbia University Press, 1986, pp. 322-345.

限に拡大してしまい、かつ、論理的または体系的な説明が不可能と考えられるためである。そして、上記の批判は分析のレベルを再びユニットのレベルにもどそうとするものである。新現実主義の立場からすれば、必ずしも目的を射た批判とはなり得ていないということとなる。

上述のとおり、新現実主義は構造の変化を説明する方法を持っていないが、これは、そもそも新現実主義の理論が全体として静態的なものとして構想されているためである。したがって、そのことに対する指摘は、新現実主義が本来持っている理論的枠組の性格または限界を指摘しているのであって、新現実主義の理論的構成や考え方そのものを否定しようというものではないと考えられる。新現実主義の構造の概念は一般に受け入れられるものとなっていると考えられ、それに対する有力な否定的意見は現在のところ見られない。

ただし、よく指摘されるとおり、新現実主義は、他の学派もそうなのであるが、冷戦の終結を予測することができなかった。これは、まさに構造の変化を説明できないという新現実主義の限界を露呈したものである。構造の変化を新現実主義の枠組の中で説明することが可能なのかということは、新現実主義にとって今後とも検討されなければならない課題であろうが、いずれにしても新現実主義に基づく考えで国際政治を理解しようとする場合、こうした限界にも十分留意しておく必要があることとなる。

以上のとおり、新現実主義は、一定の限界や課題を指摘されつつも、国際政治の構造という概念は一般的に受け入れられていることを述べてきたが、ここで考慮しなければならないのは、ウォルツの国際政治の構造は、確かに国家の相互行為と構造との関係を説明するが、こうした説明は極端に簡潔化されているために、現実の国際政治についてはほとんど何も説明できないという批判である。

ナイ (Joseph S. Nye, Jr.) は、このことについて、国際政治のシステム・レベルの説明が単純であることを認めつつ、「大雑把ながらよい指針は、最も単純なアプローチから始めることである。というのも、もし単純な説明が可能なら、それにこしたことはないからである。これは『簡潔性 [パーシモン] の法則』または『オッカムの剃刀』と呼ばれる。ウィリアム・オッカム (William of Occam) は 14 世紀の学者で、すぐれた説明は不必要な詳細を剃り取ると論じた。『簡潔性』とはわずかなことで多くのことを説明する能力であり、われわれが理論の妥当性を判断する際の基準の 1 つにすぎない。われわれはまた理論の幅（その理論がどれだけの行為を説明しているか）や説明の適合性（未解決事項や説明からの逸脱がどれほどあるか）にも関心をもっている。にもかかわらず、簡潔性が出発点となろう。国際システム・レベルの説明がしばしば最も単純なので、よき出発点になる。もしそれで不十分ならば、まずシステム内の主体に目を向け、筋の通った説明適合性を得られるまで、[理論] の複雑性を増していくべきである。」⁵⁴と述べている。

ナイの指摘するとおり、国際政治の構造または国家のパワーの分布状況を、国家の行動または相互行為に対する考察の出発点とすることは有用なものと考えるが、それだけでは国家の行動または相互行為を十分に説明できないことも事実である。このため、これらをより的確に説明するために、システム内の主体すなわち国家に必要最小限の目をむけることにより、論理的な説明可能性を失わない程度に簡潔性を補完する概念を導入することが

⁵⁴ ナイ『国際紛争 [原書第 5 版] 理論と歴史』48 頁。

適当である。

そこで、本研究では、こうした観点から、新現実主義の考え方を基本としつつ、以下で説明するスナイダーの国際政治の「関係」（スナイダーの考えを整理し直し、脅威認識に基づいて形成されるものとする。）、国際政治の「一般利益」、「特殊利益」等の概念を用いることとする。

（2）国際政治の「関係」と脅威認識

スナイダーは、国際政治の構造に関するウォルツの考え方を受け入れつつ、ウォルツが国家間の相互行為（interaction）と「関係（relationships）」とを区別せずにほとんど同義語として用いていることを批判し、相互行為と「関係」とは明確に異なるものだとする⁵⁵。

スナイダーの見解によれば、相互行為は他の国に対する現実的な行為であるが、「関係」は行為そのものではなく位置的文脈を有したものである。相互作用がそのときどきの情勢を反映してそのつど相互に働きかけが行われるのに対して、「関係」は相互の位置的関係を反映したものであり、一定期間持続的に維持される。このため、「関係」は構造と相互作用の間に位置付けられる。

「関係」の内容として、スナイダーは、「アライメント（alignment）」、「利益（interest）」、「能力（capability）」および「相互依存性（interdependence）」を挙げるが、このうち最も重要なのが「アライメント」であるとされる。「アライメント」は、「関係」の中で最も一般的な敵対的「関係」、同盟的「関係」（ここで同盟的関係⁵⁶とは協定締結による公式的なものだけでなく、当事国の事実上の協調的行動等によって成立しているものを含む広義のもの⁵⁷である。）、その他の「関係」の別を示すものであり、「利益」、「能力」および「相互依存性」を総合した結果でもある⁵⁸。

このことをさらに敷衍すれば、「関係」の要素のうち「利益」、「能力」および「相互依存性」は一定期間において事実として存在する国家間の関係にすぎないが、一方で「アライメント」は当該国がこれらの国家間の関係を総合的に判断して国際政治上の利益を主体的に認識し、または行動することによって他国と有することとなった国家間の関係であり、当該国の国際政治上の認識を反映したものということができる。すなわち、「アライメン

⁵⁵ Glenn H. Snyder, *Alliance Politics*, Cornell University Press, 2007, pp. 20-21.

⁵⁶ 同盟とは、一般的に、「戦争を予期する国家がそういう事態に入るのを抑止するか、あるいは実際に戦争に入った場合、単独では対応しきれないと自らの弱さを自覚するとき、他国と共同防衛をとることを約束すること」（土山實男『安全保障の国際政治学 焦りと傲り』有斐閣、2004年、299頁。）であるとされる

⁵⁷ 同盟の定義には、大きく、狭義のものと広義のものとの二つがある。狭義のものとは、同盟を共同での軍事力行使の要件を明確にした公式の協定によるものに限定するものである。狭義の同盟の定義によれば、同盟は公式のものでなければならないから、共通利益等に基づいた暗黙の協調は同盟から除外される。一方、広義の同盟は、公式のものだけでなく、非公式の関係も含める。同盟が安全保障を対象とするものであることおよび国家間のものであることは狭義の定義と変わらないが、公式の協定は要求されず、したがって、軍事力行使の要件も明示されない。

⁵⁸ Snyder, *Alliance Politics*, pp. 20-21.

ト」とは、公式と非公式とを問わず、国際政治上の利益の共通性等を基礎として一定の固定的性格を有するようになった国家間の関係である。

ところで、本研究では、この「関係」または「アライメント」は、主として国家間の脅威認識のあり方によって形成されるものとする。スナイダーは、前述のとおり、「アライメント」は「利益」、「能力」および「相互依存性」を総合したものであるとするが、たとえばどのような要素にどれだけの比重を置くかといったように、これらを具体的にどのように総合するのかということは明確にしておらず、このままの説明では現実の分析の概念として用いることができないためである。

また、「利益」、「能力」および「相互依存性」は、いずれも国際政治という観点から言えば最も重要なのは脅威との関わりである。たとえば、「利益」については、両国にとって共通の脅威が存在すれば「利益」は共通しており、領土問題で争いがあるときは「利益」は相反し、互いを脅威として見なすということとなる。「能力」については、国家間で最も注目されるのはやはり軍事力であり、大きな軍事力を有する国は脅威もそれだけ大きくなり得る。「相互依存性」については、軍事協力等を通じた相互依存性が高い2国間は脅威の程度が低いが、こうした相互依存性がなく不信感が強い場合は脅威の程度も高くなり得る。このように、「利益」、「能力」および「相互依存性」という各観点は、国家の安全保障という視点から見れば、いずれも脅威認識の問題に還元し得るのである。

そして、本研究では、国家間の「関係」を主に形成する脅威認識は、主として相手国の軍事力と敵対的意図によって形成されるものと考える。言うまでもなく、軍事力と敵対的意図がともに大きい場合は脅威認識は高く、軍事力または敵対的意図のいずれかが小さい場合または双方が小さい場合は脅威認識は低い。

ここで、脅威認識の要素である軍事力はスナイダーの「能力」に、敵対的意図は同じく「利益」および「相互依存性」に対応し、またはこれらを含むものである。軍事力が「能力」の最も重視すべき要素であることは異存のないところであろう。また、領土等に関する国家戦略の違いから「利益」が相反し、さらに、両国の国家体制が異なること等から「相互依存性」がない場合には敵対可能性が強まり、したがって敵対的意図も高まることとなる。

このように、上記のとおり、本研究では、国家間の「関係」または「アライメント」は、主として国家間の脅威認識のあり方によって形成されるとするが、これはスナイダーの考えを基本的に変更するものではなく、現実の分析により容易に用いることができるよう、概念の簡潔化と明確化を図るために整理し直したものである。

そして、脅威認識が一定程度以上に高まれば敵対的「関係」となり、2国関係はゼロ・サム的となって封じ込め等の外交的措置がとられ、また、互いの脅威認識が低く、かつ、共通の脅威となる国が存在するような場合には同盟的「関係」となって、2国間での軍事的協力等が進められることとなる。脅威認識があってもそれほど高くなく、敵対的「関係」でもなければ同盟的「関係」でもないときは、その他の「関係」ということとなる。

それでは、この主として脅威認識を基に形成される「関係」の概念は、国際政治の分析、説明にどのような意義または有用性を有するのであろうか。結論から先に言えば、「関係」は国際政治におけるパワーに一定の持続的な方向性を与えるものである。なお、ここで「持続的」とは、脅威認識が変化するまでの間ということであり、具体的な時間の長短をいう

のではない。

国際政治の構造がパワーの分布状況で示されることはこれまで述べてきたところであるが、このパワーは相対的大きさは持っているものの、方向性は持っていない。方向性を持っていないということは、どの方向にでも向かう可能性があるということであるが、「関係」はこうした状況を改めて、パワーの向かうべき方向を明確にする。このことを「関係」の最も典型的な例と見られる同盟を例にして説明しておきたい。

ここで、A、B、Cの3カ国から成る世界を想定し、各国のパワーはA、B、Cの順に大きいものとする。もしここでバランス・オブ・パワーの動きが起こるとすれば、A国のパワーが最も大きいのであるから、一般的にはB国およびC国が連合してA国に対抗するという動きになりそうである。しかしながら、このとき、A国は現状維持的であるが、B国は現状変革的でC国を侵略しようとする気配を見せていてもとすれば、C国は、当然、B国に脅威を感じ、A国と同盟を締結しようとするであろう。現状を維持しようとするA国はこれに応じるであろうし、B国がC国を併合することによってB国のパワーがA国を上回るようになるときはなおさらである。

この例でわかるように、A、B、C3カ国のパワーの配置は、国際政治の構造を作り、各国の相互行為に影響を与えるが、それだけではパワーの方向は定まらない。どの国のパワーが自国にとっての脅威であるかを認識し、それに対抗しようすることによってパワーの方向が決定されるのである。このことを図示したものが図1-1である。

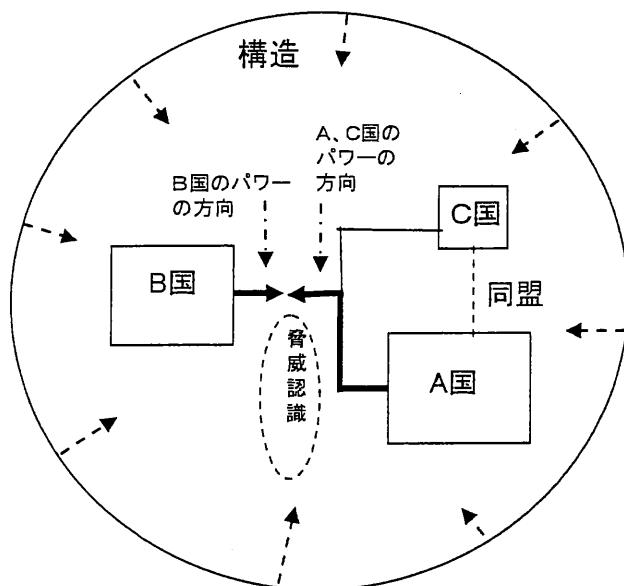


図1-1 国際政治の構造と「関係」

注. 各国の枠の大きさは、パワーの相対的大きさを示す。

資料:筆者作成

すなわち、「第三国に対抗して二つの国家を連合させる典型的な利益は敵を決定すること」

⁵⁹とされるように、一般的に同盟は顕在的または潜在的な敵国の存在を前提としており、脅威に対して備えようとするものである。ウォルト (Stephen M. Walt) は同盟の形成について、「意図に関する認識は、同盟の選択で特に重要な役割を果たすと考えられる」⁶⁰のであり、「パワーではなく、意図こそが決定的因素である。」⁶¹と述べている。

上図のとおり、A国およびC国はB国を脅威として認識し、同盟を結成してパワーの向かうべき方向を統一する。同盟はすなわち一定期間持続する「関係」であり、このことによってパワーに一定の持続的な方向性が与えられるのである。

このように、本研究では、パワーの方向性は、パワーの不均等な分布という国際政治の構造だけでは定まらず、脅威を認識することによって定められるものと考える。そして、脅威の認識は、上述のとおり、主として相手国の軍事力と敵対的意図によって形成される。相手国の軍事力は、軍事費の推移等、一定の客観的観察は可能であり、また、敵対的意図も、相手国の国家戦略、国家・政治体制、膨張主義的性格の有無等を見ることによって、相手国の公式の意思表明はなくても、敵対可能性についての一定の動向を把握することは可能である。

なお、バランス・オブ・パワーについては、特に脅威を問題とせずに議論されることもあるが、この場合は、あらゆる国が自国を攻撃する可能性があって、パワーを有していることがすなわち脅威だという考え方を基礎にしていると考えられる。すなわち、パワーが脅威に転化し得るという認識があつてはじめてバランス・オブ・パワーに関する動きが起こるのである。ウォルトの言うとおり、現実的に、バランス・オブ・パワーは、脅威として認識されるパワーに対するバランスングであつて、あらゆるパワーにバランスングさせようと/orするのではないとしてよいものと考える。パワーが不均等に分布しているだけでは、方向性を持ったバランス・オブ・パワーの動きは起こらないのである。

ところで、新現実主義の考え方からすれば、同盟は国際政治の構造を変化させるものではない。ウォルツによれば、システム内のアクターの数が構造の基本であり、すなわち、「3カ国以上の大国が2つの同盟に分かれた国際政治システムは依然として多極システムなのであり、2大国に挑戦できる第三国が存在しない2極システムとは、構造的に区別される」⁶²のである。ウォルツの考えでは、構造はあくまでユニットとしての国家の能力分布すなわち国家の相対的な配置なのであり、同盟は構造の要素ではない。

しかしながら、同盟は、パワーを結合させることによって、バランス・オブ・パワーを変化させる。これまででも、同盟はバランス・オブ・パワーを変化させる重要な要因として考えられてきた。モーゲンソーは同盟を「バランス・オブ・パワーの歴史的に最も重要な表現」⁶³であるとしている。同盟が古代から現代に至るまで、バランス・オブ・パワーにおいて重要な役割を果たしてきたことは疑いのない事実である。ただし、本研究では、こうしたバランス・オブ・パワーの変化を構造の変化ではなく、複数の国家のパワーの方向

⁵⁹ モーゲンソー『国際政治 権力と平和』(I) 195頁。

⁶⁰ Stephen M. Walt, *The Origins of Alliances*, Cornell University Press, 1990. p. 25.

⁶¹ Ibid., p. 26.

⁶² Waltz, *Theory of International Politics*, p. 98.

⁶³ モーゲンソー『国際政治 権力と平和』(I) 194頁。

性が統合されることによって生じると考える⁶⁴。

新現実主義では、前述の通り、パワーの不均衡な構造の下では、国家が安全保障を求めて相互作用を行えば、バランス・オブ・パワーは必然的に生じると考えていた。これに「関係」の概念を加えるということは、パワーの不均衡な構造とバランス・オブ・パワーとの間に、脅威の認識によるパワーの方向性を介在させるということである。しかも、その方向性は一定の持続性を有する。脅威の認識はシステム・レベルの問題ではなく、言うまでもなくユニット・レベルの問題である。ウォルツの新現実主義では、ユニット・レベルの問題はパワーだけに限定されるが、本研究では、これに脅威の認識を加えることによって、「関係」の概念を用いて国際政治の分析を行おうとするものである。

換言すれば、本研究は、「関係」の概念を用いることによって、個々の外交行為そのものではなく、一定の持続性を有する国家間関係を新たに分析の対象とし、そのことによって国際政治の動向を説明しようとするものである。

(3) 「一般利益」と「特殊利益」

国家の利益すなわち国益 (national interest) とは、国家あるいは国民社会にとっての最良の価値・利益のことを言う。したがって、それは、国家、特にその指導者たる対外政策決定者たちがその対外行動において追求すべき価値であり、それゆえに彼らの対外行動基準として機能すべきものとされる⁶⁵。

国益の具体的な内容としては、安全保障、経済的な繁栄、政治的価値の維持、パワーの増強等が考えられるが、このうちどれを重視するかは、論者の価値観や視点によって異なる。また、現実主義の立場においてもモーゲンソーがパワーの拡大を国家が獲得すべき目的とする一方で、ウォルツは安全保障の確実化を国家の目的とするなど、必ずしも見解は一致していない。しかしながら、究極の国益が、ウォルツの主張するように、国家の安全保障すなわち国家の生存にあることは、概ね見解が一致するところではないかと考えられる。モーゲンソーのパワーの拡大についても、国家の生存がその前提となっているのであり、また、リベラリズムにおいても国際協調を重視しつつも国家の生存が国家の究極の目的であることは否定していない。

さて、国家の安全保障が究極の国益であるということは、すなわち、国際政治において自国の安全保障が確実にされることが、国家がまず確保すべき利益ということである。そ

⁶⁴ 本研究では、パワーのバランスのための同盟を前提としているが、同盟にはバランスのための同盟のほか、バンドワゴンのための同盟がある。バンドワゴンのための同盟とは、潜在的な脅威である国と連合することによって当該国の攻撃から免れ独立を維持すること等のために、あえて脅威である国と連合することである。したがって、バンドワゴンのための同盟は、パワーの向かうべき方向がバランスのための同盟とは逆となるが、同盟によってパワーの方向が定まるということは同じであって、バンドワゴンのための同盟であってもバランス・オブ・パワーを変化させる。ただし、スティーブン・ウォルトはバランスのための同盟が一般的であって、バンドワゴンは特定状況下での例外的なものとしてとらえている。その理由は、バンドワゴンでは、多くの場合、他国が自らの国家の独立を保証することを信じて行うこととなるが、「いかなる政治家も他国がそのように保証することを完全には確信できない」(Walt, *The Origins of Alliances*, pp. 28-29.) ためである。

⁶⁵ 川田、大畠編『国際政治経済辞典』474頁。

して、こうした国際政治上の利益は、その性格から「一般利益 (general interest)」と「特殊利益 (particular interest)」とに分類される⁶⁶。

ここで、「一般利益」とは国際政治システムに関係するものである。既存の国際政治システムの支配を企図する国家が現れたような場合に、それに対抗することは、既存の国際政治システムの下で独立と主権を維持している全ての他の国にとっての利益となる。したがって、特定の国に既存の国際政治システムの支配を許さないことが「一般利益」である。国際政治システムの支配には、たとえば、ある国が他国を従属的地位において事実上の地域帝国さらには世界帝国を建設しようとする場合や、ある国が自国の政治イデオロギーを他国に強制して他国を支配しようとする場合等が考えられる。

一方で「特殊利益」は、国際政治上の利益ではあるが、国際政治システムに直接的な影響を及ぼすものではなく、特定の国家だけに関するものである。たとえば、ある土地の領有権をめぐる二国間の争いは、当事国にとっては安全保障上の問題であろうが、国際政治システムの支配に関するものではなく、全く当該二国間の問題である。当該土地の領有を主張する国が三力国になつても、問題が当該土地に関するものにとどまる限り、同様である。しかしながら、ある国による当該土地に対する領有権の主張が、当該土地が戦略的重要性を有すること等により国際政治システム支配の企図の一環として見なされるような場合には、「一般利益」としての性格を有することとなる。

すなわち、ある国の行為が「一般利益」を侵害するものなのか、それとも単に「特殊利益」だけにとどまるのかについては、脅威に対する認識と同様、その国の行動の意味するところや国際政治システム支配の意図等が具体的に考慮されて判断されることとなろう。

以上述べてきたとおり、「一般利益」に基づく同盟的関係は、多かれ少なかれ、他の全ての国家と利害関係を有するが、「特殊利益」に基づくものは特定の関係国にしか影響が及ばない。ただし、ある国にとって、「一般利益」と「特殊利益」は一致することもあれば矛盾することもある。たとえば、霸権国になろうとしているA国に対してB国とC国とが同盟する場合、B国とC国間で領土問題等の「特殊利益」の対立があれば、B国とC国とは「一般利益」は一致しているが、「特殊利益」は反していることとなる。このように、「一般利益」と「特殊利益」とが矛盾した場合にどちらの利益が優先されるかは状況によって異なるだろうが、1国が支配的地位に立つような国際政治のシステムの変化は、他の国家の存亡に関わる問題であるため、「一般利益」の脅威が深刻になれば、「一般利益」を守ることが優先され、そのためのバランス・オブ・パワーが形成されることとなろう。

また、ウォルツは、ユニットの相対的規模が大きくなればなるほどそのユニットは自身の利益をシステムの利益と同一視するようになるのであり、大国がシステムを管理しようとする可能性は大国の数が2にまで減ったときが最も大きいと述べている⁶⁷。二極構造のときは、極をなす大国は、システムの維持すなわち「一般利益」を自国の利益と同視するようになるというものである。たとえば、一方の極をなす大国がパワーを増強させれば、他の極をなす大国も基本的に自國のみでバランス・オブ・パワーが維持できるようにパワーの増強に努めるのである。

⁶⁶ Snyder, *Alliance Politics*, pp. 26-27.

⁶⁷ Waltz, *Theory of International Politics*, p. 198.

いずれにしても、国際政治の現実の「関係」の形成には、この「一般利益」と「特殊利益」とが、あるときは共通の利益となり、あるときは相反する利益となる等、複雑に入り混じり、それぞれが「関係」形成の規定要因として国家の現実行動に作用していると考えられる。たとえば、A国とB国とが「一般利益」で対立し、一方でA国とC国に個別の領土問題すなわち「特殊利益」での対立があるときは、A国に対して共同して対抗することがB国とC国との共通の利益であり、この場合、A国の脅威をB国とC国とが強く感じれば、B国とC国は同盟を形成することとなろう。

このように、この両者を区別することは、現実の複雑な国際関係の中で形成されている「関係」、特にバランス・オブ・パワーを変化させ得る同盟の共通脅威の対象、同盟の性格等を的確に分析する上で有用な概念となり得る。

したがって、本研究では、主として脅威認識によって形成される「関係」の概念と併せて、この「一般利益」と「特殊利益」の概念を分析に用いることとする。

ただし、ここで留意しなければならないのは、「一般利益」と「特殊利益」の概念が分析上有用であるのは、国際政治の構造が二極または多極構造のときに限られるということである。

構造がある大国による単極となれば、当該大国に対抗できる国家は世界に存在せず、当該大国が守るべき「一般利益」も消失する。そうした場合、国際政治を的確に分析する上で、どのような「利益」の概念が必要とされるのかについては、現実に即してあらためて検討される必要があろう。

4 防御的現実主義と攻撃的現実主義

以上のとおり、パワーが不均衡に存在する国際政治の構造の下で、当該構造の影響を受けつつ、脅威認識を媒介として「関係」が形成され、それとともに「一般利益」を保護するためのバランス・オブ・パワーが成立するという理論的枠組を説明してきた。なお、ここでのバランス・オブ・パワーは、パワーが正確にバランスしているという意味ではなく、戦争が起こらない程度にバランスしているという意味である。換言すれば、関係するいずれの国も戦争を起こすことを望まないパワーの配置になっているということである。

それでは、こうして達成されたバランス・オブ・パワーは安定的なものなのであろうか。それとも、本質的に不安定で、常に戦争状態への移行の危険をはらんだものなのであろうか。

防御的現実主義 (defensive realism) と攻撃的現実主義 (offensive realism) の理論は、これについての理論的分析の視点を提供してくれるものである。

ミアシャイマー (John J. Mearsheimer) によれば、これらの理論の主要な相違点は表 1-3 のとおりである⁶⁸。

同表のとおり、防御的現実主義および攻撃的現実主義はいずれも基本的に新現実主義の立場に立つものであり、国家がパワーを求める要因を国際政治のシステムの構造すなわち

⁶⁸ ジョン・J・ミアシャイマー『大国政治の悲劇』奥山真司訳、五月書房、2007 年、43 頁。

国際政治がアナキーであることに求めている。

表1-3 主要なリアリストの理論

	古典的現実主義	防御的現実主義	攻撃的現実主義
国家にパワーを求める原因は？	国家に備わっているパワーへの欲望	システムの構造	システムの構造
国家はどれだけのパワーを欲しがるのか？	最大限得られるだけ。国家は総体的なパワーを最大化し、最終的な目標は霸権達成にある。	持っているもの以上のものは求めない。国家は既存のバランス・オブ・パワーの維持に集中。	最大限得られるだけ。国家は総体的なパワーを最大化し、最終的な目標は霸権達成にある。

資料：ミアシャイマー『大国政治の悲劇』43頁から一部修正して転載。

しかしながら、防御的現実主義が大国は自国の安全保障が確保されればそれ以上のものは求めないとしているのに対し、攻撃的現実主義は大国であっても最大限得られるだけのパワーの獲得をめざすものとする。防御的現実主義における大国は現状維持的であるが、攻撃的現実主義における大国はあくまで拡大主義的または現状打破的である。

さて、国際政治の場でバランス・オブ・パワーが形成された場合、防御的現実主義の考え方からすれば当該バランス・オブ・パワーは安定したものとなろう。大国が現状維持的であり、自らの安全が保障されている限り、相手国を攻撃する誘引を持たないからである。一方で、攻撃的現実主義の考え方からすれば、たとえバランス・オブ・パワーが実現してもそのバランス・オブ・パワーが安定して持続する保証はない。パワーのバランスがいずれかの大國に傾くや、その大國はパワーの拡大を求めて相手国を攻撃しようとするからである。バランス・オブ・パワーは、防御的現実主義では比較的安定したものととらえられるが、攻撃的現実主義では容易に崩れる脆いものでしかない。

ところで、国家が現状維持的であるか、拡大主義的であるかは、当該国家の政治、社会体制等によって定まるものであり、まさに国家の属性である。そして、世界には民主主義が定着して現状維持的と見られる国家もあれば、専制主義の下で拡大主義的と見られる国家も存在する。こうした国家の属性は、国際政治の構造やパワーの従属変数ではなく、独立変数であり、現実には当該国家の個々の具体的な行動等によって判断するほかない。

防御的現実主義または攻撃的現実主義のいずれかの立場でなく、世界には現状維持国家と拡大主義国家が混在すると見た場合、バランス・オブ・パワーの安定性はどうであろうか。

たとえば、A、B両大国によるバランス・オブ・パワーまたは少なくとも戦争が回避されている状態が実現している場合、A国のパワーが比較的優勢で、しかも現状維持的であるときはこの状態は比較的安定的であると言える。B国がたとえ拡大主義的であっても、パワーにおいて劣勢であるため、あえてA国に戦争を仕掛けようとはしないと考えられるからである。逆にB国が比較的優勢となり、しかも拡大主義的であるときは、この状態はいつでも戦争に移行し得る状態であり、不安定なものである。

このように、バランス・オブ・パワーにおいて、パワーに一定の不均衡が存在する場合、一般的に、パワーに優る側が現状維持的であるときはその状態は安定的であり、拡大主義的であるときは不安定であるということができよう。

このことを各ケースによって検討し、2国間における攻撃的、防御的現実主義と国際政治の「関係」とを整理すれば表1-4のとおりとなろう。なお、同表では、2国が大、小国のいずれであるかを示したが、2国とも小国のケースは、第三国による干渉がない場合、実質的に2国とも大国と同じとなるので、省略した。

表1-4 攻撃的、防御的現実主義と「関係」

	大、小国の別	攻撃的、防御的現実主義の別	2国間の「関係」	結果
ケース1	2国とも大国	2国とも攻撃的現実主義	敵対的「関係」	バランス・オブ・パワーが変化すれば戦争
ケース2	2国とも大国	1国が攻撃的現実主義、1国が防御的現実主義	敵対的「関係」	攻撃的現実主義の国がパワーが優位になれば戦争
ケース3	2国とも大国	2国とも防御的現実主義	その他の「関係」	平和の維持
ケース4	1国が大国で1国が小国	2国とも攻撃的現実主義	敵対的「関係」	大国の考える時期に戦争
ケース5	1国が大国で1国が小国	大国が攻撃的現実主義で小国が防御的現実主義	敵対的「関係」	大国の考える時期に戦争
ケース6	1国が大国で1国が小国	大国が防御的現実主義で小国が攻撃的現実主義	その他の「関係」(小国の大國に対する脅威認識によっては敵対的「関係」)	基本的に平和の維持(小国が敵対的行動をとれば戦争)
ケース7	1国が大国で1国が小国	2国とも防御的現実主義	その他の「関係」	平和の維持

資料:筆者作成

注: 第三国による干渉がなく、共通の脅威も存在しないことを条件としたもの。

同表においては、パワーに優る側が攻撃的現実主義である場合には、相手国の脅威認識が高まって両国関係は敵対的「関係」となり、いずれパワーに優る側によって戦争が引き起こされるものとの想定で整理している。また、大国はもともと大きなパワーを有しているので、相手国の受けた脅威感は大きく、大国が攻撃的現実主義である場合は、2国間の「関係」は原則として敵対的「関係」となる。

ここで、注目しておきたいのは同表のケース6の場合である。ケース6では、大国が防御的現実主義をとり、小国が攻撃的現実主義をとる。まず、小国の立場からすれば、大国が防御的現実主義をとっているため、自国から大国に戦争をしかけるようなことをしない限り、自国が大国から攻撃を受けることはない。したがって、小国の大國に対する脅威認識は、大国の有するパワーにかかわらず、それほど高いものではない。一方、大国の立場からすると、小国が攻撃的現実主義をとっていても、パワーは小さく、一般的には大国相手に戦争を起こすようなことは考えられないことから、脅威認識も高いものではない。したがって、ケース6の2国間の「関係」は、一般的には敵対的「関係」ではなく、その他の「関係」ということとなろう。すなわち、大国は小国を敵視して、あえて封じ込め政策等

をとる必要はなく、そうしたことも行われないということである。しかしながら、小国が、たとえば大国が支配する一部の領土についての領土的主張を強めて常に軍事力増強を図っている場合等、敵対的意図が明白に見られるような場合は、大国による小国への脅威認識は高まり、2国は敵対的「関係」となろう。

このように、大国が防御的現実主義をとり、小国が攻撃的現実主義をとっている場合は、両国の「関係」は、小国の行動によって左右されることとなる。すなわち、小国が大国の脅威認識をあえて高めるような行動をとらなければ敵対的「関係」とはならないが、小国が大国の脅威認識を高める行動をとれば敵対的「関係」となるということである。

本研究で、2国の「関係」を検討する場合には、以上の攻撃的現実主義と防御的現実主義の理論も踏まえて、考察を行うものとする。

5 新現実主義と本研究の目的

本研究は、これまで述べてきたとおり、ウォルツの新現実主義の理論的枠組を受け入れ、それに一定の分析概念を補って米中台関係の分析を行おうとするものである。すなわち、新現実主義の理論的枠組、分析概念を用いて、米中台関係という現実の国際政治の様々な動きを分析し、こうした動きが新現実主義の立場からどのように説明できるのかを明らかにしようとするものである。

それでは、本研究で新現実主義の立場から国際政治を分析することは、他の研究と具体的に何が異なることとなるのであろうか。このことを説明するために、まず新現実主義の理論的枠組をあらためて整理すれば次のとおりである⁶⁹。

- ①国際政治は全体として統合された存在でありシステムを形成していること。
- ②国際政治のシステムは次の3つの構成要素から成っていること。
 - (i) 秩序原理は中央政府の存在しないアナキーで自助的なものであること。
 - (ii) システムを構成するユニット（国家）は同一の機能を有したものであること。
 - (iii) システムは能力（パワー）の分布によって定まる構造を有していること。

- ③システム・構造は、ユニットの行動の規定要因として働くこと。
- ④ユニットは、上記のシステム・構造の中で自己の生存を確実にするよう行動すること。

上記の理論的枠組で明らかになるとおり、新現実主義の最大の特色は、国際政治を単なる国家間の相互作用の総体としてとらえるのではなく、国際政治は一定のシステムを成しており、そのシステムは構造を有し、国家の行動はその構造によって影響を受けていることである。したがって、新現実主義の立場からする研究が、他の研究と異なるのは、国際政治の構造による影響を明らかにしつつ、または踏まえつつ、現実の国家の行動または国家間の相互作用を説明することにあるとするとできよう。換言すれば、ある構造の下での自国の生存を確実にしようとする国家の行動が、具体的にはどのような形をとって現れることとなったかを明らかにすることである。

新現実主義では、国際政治にある構造が与えられた場合、システムを構成する国家はその構造に対応した行動をとり始めるものと考える。すなわち、国家は、アナキーまたは自

⁶⁹ Waltz, Theory of International Politics.

助のシステムの下で、与えられた構造に応じて、自国の生存を確実にするために適當と考える行動を起こすのである。こうした国家の行動は、構造を直接の要因としたものであり、その点で国家間の他の相互作用とは区別できる。そして、システム内の各国家がこうした行動をとることによって、各国家が意図するしないにかかわらず、勢力均衡が実現するとしているのである⁷⁰。

ところで、ある構造の下での「生存を確実にしようとする国家の行動」を分析しようとする場合、このままでは、あまりにも漠然として範囲が広すぎるため現実的な分析に適しない。そこで、本研究では、これを「国家の利益を侵害しようとする脅威に対抗し、備えようとする国家の行動」として限定的に理解することとした。すなわち、「生存を確実にしようとする国家の行動」を、認識した脅威に対応しようとする国家の行動として理解するものである。このことによって、「生存を確実にしようとする国家の行動」をより具体的かつ客観的に観察することが可能となる。そして、本研究ではこの脅威認識を基にして形成される「関係」や、国際政治上の利益である「一般利益」等の補助的な分析概念を用いて国家の行動を分析することとしている。これらの補助的な分析概念はいずれも新現実主義の理論的枠組である国政政治の構造の下位に位置付けられる概念である。

繰り返しになるが、以上のとおり本研究は米中台の現実の国家間関係を新現実主義の理論的枠組のなかで、新たに一定の補助的な分析概念を用いて、分析、解明することを目的とするものである。一方でこのことは、新現実主義の理論的枠組が現実の国家間関係をどれだけ説明し、また、新たに補助的に用いた分析概念がどれだけ有用であるかを示すものともなる。本研究が、新現実主義の立場からの研究としているのはこうした観点からのものである。

しかしながら、本研究は、ウォルツの新現実主義の理論的課題の解決に寄与しようとする目的とするものではない。それは本研究の目的を超えるものである。

本研究では、上述のとおり、ウォルツが *Theory of International Politics* で明らかにした理論的枠組を基本的に踏襲しているが、それは①現在においても同理論的枠組は有効であると考えられること、②同理論的枠組を超えるような、または修正を必要とするような理論が現在でも現れていないこと、という理由によるものである。

ウォルツの考える国際政治システムは、上述のとおり、3つの構成要素から成っているが、これらは現在でもそのまま妥当するものであって、認識を変えなければならないような事態は生じていない。国際政治システムは、現在もアナキーな自助システムであり、それを構成する国家の機能は基本的に同一であるとしてよい。もちろん、こうした枠組に自由主義者は批判的であり、経済面等においては国際社会は必ずしもアナキーではないとするといった議論もあり得るが、国際政治の分野では新現実主義の枠組が依然として有効であり、そのことが否定されるものではない。

ウォルツの理論的枠組を超えるような理論構築の試みとしては、たとえば国際政治システムの変化を内生的要因として組み込む理論の構築が考えられる。これは、構造に関する理論は、構造の変化を説明する理論を含んでいなければならないと考えるラギー (John G. Ruggie) によって主張されたものであり、ウォルツの理論がシステムの変化を説明できな

⁷⁰ Ibid., p. 118.

いのはユニット（国家）の差異を無視したためであるとする⁷¹。これに対して、ウォルツは、ラギーの議論は構造の定義を広げて不必要的要件を持ち込むものであり、適切でないとして斥けているが⁷²、実際、ラギーの主張がウォルツの理論に修正を迫るようなものとはなっておらず、ウォルツもそう受け止めてはいない。

ウォルツの理論的枠組では、国家の生存を確実にするための行動は、対内的手段（軍事力増強等）または対外的手段（同盟形成等）をとつて行われる⁷³が、システムの変化は主として国力増強等の対内的手段での対応によって国家のパワーの配分が変化することによって起こる。しかしながら、こうした対内的対応は、各国が個別に行うものであり、ウォルツの理論では、どの国がどの程度まで軍事力を増強しようとしているかについて、理論的な説明はできない。すなわち、構造またはシステムの変化が将来あり得るとしても、それがいつ、どのような形で起こるかを理論的に示すことは現在の理論的枠組ではできないのである。

ウォルツは、冷戦後の単極構造の中でも新たな勢力均衡をめざす動きが続いていることから、理論的にはいずれ新たな勢力均衡が形成されるであろうが、それがいつできるかを言うことはできないと言っている⁷⁴のは、新現実主義の理論が静態的であることの限界を示したものである。

ミアシャイマーの攻撃的現実主義は、国家はパワーを最大化して霸権達成に向けて行動するとしていることから、構造またはシステムの変化が常にめざされていることとなるが、それがいつ、どのような形で起こるかは、やはり理論的には説明できない。ウォルツの理論の静態性が克服されているわけではないためである。

このように、ウォルツの新現実主義は、理論的な限界または課題を有するものであるが、ある国際政治の構造が与えられた場合に、国家がどのような行動をとることとなるのかという静態的分析の理論的枠組としては有用であり、一定の分析概念を補いつつ実証的研究を進めることができると現実の国際関係をより的確に説明することに寄与するものと考えている。本研究の目的、意義はこうしたところにある。

⁷¹ John G. Ruggie, "Continuity and Transformation in the World Polity: Toward a Neorealist Synthesis", Robert O. Keohane, editor, *Neorealism and its Critics*, Columbia University Press, 1986, p. 142.

⁷² Waltz, "Reflection on Theory of International Politics: A Response to My Critics," pp. 328-329.

⁷³ Waltz, *Theory of International Politics*, p. 118.

⁷⁴ Kenneth N. Waltz, "Structural Realism after the Cold War," *International Security*, Vol. 25, No. 1 Summer, 2000, p. 30.

第2章 台湾中立化宣言と米中台関係

1 本章の課題

朝鮮戦争勃発直後の1950年6月27日に、トルーマン米大統領から発せられたいわゆる「台湾中立化宣言」は、現在の米中台関係の基本的な枠組を形づくることとなった。「1950年のアメリカの台湾海峡介入は、現在にも続く台湾現代史の外部環境を決定的に形作った」⁷⁵のである。

ところで、台湾中立化宣言は、東アジア国際政治史において重要な地位を占めるため、過去、東アジアの国際政治または米中台関係に関する多くの著書や論文で、この台湾中立化宣言に関する分析がなされてきた。

たとえば、山本『中台関係史』では、朝鮮戦争と台湾中立化宣言の経緯と内容を説明した上で、「大陸の中華人民共和国と台湾の中華民国の分裂、分治が固定化した」と論じ⁷⁶、Tucker *Strait Talk* は、朝鮮戦争勃発による共産主義者への恐怖がワシントンの「他の考え方を圧倒」し、「米中関係を約30年にわたり妨げた」と述べている⁷⁷。また、黄「アメリカの『台湾中立化』政策決定過程」は、アメリカにおける台湾中立化宣言の背景を整理し、台湾中立化宣言は朝鮮戦争だけでなく、当時のアメリカの国内政治の情勢にも大きく起因するものであったことを分析している⁷⁸。なお、中国語文献では、陳「毛沢東解決台湾問題的構想」のように、台湾中立化宣言はアメリカによる台湾侵略としての位置付けがなされている⁷⁹。

このように多くの著述があるにもかかわらず、台湾中立化宣言による東アジアの国際政治の変化の要因や性格を国際政治の構造等の一定の理論的観点から分析したものは見当たらない。これは、台湾中立化宣言の東アジア国際政治における意義は、上記のとおり、現在まで続く東アジアでの冷戦体制の枠組を形づくったものであるということに評価が定まっており、一方で、国際政治の構造等の観点からの分析については、そのための適切な手法が提起されていなかったためではないかと考えられる。

本章は、こうした事情に鑑み、台湾中立化宣言時の米中台関係について、国際政治の構造を重視する新現実主義の立場に立ちつつ、第1章で説明した脅威認識、「関係」、「一般利益」等の概念を用い、国際政治学の観点からの理論的な説明を行おうとするものである。

このため、本章では主として、①アメリカの中国に対する脅威認識が台湾中立化宣言前后でどのように変化したのか、②そうした脅威認識の変化も踏まえ、台湾中立化宣言前后のアメリカの一連の行動は「一般利益」と「特殊利益」という概念からはどのように説明できるのかということを明らかにすることを課題とする。こうした概念を用いて一定の合

⁷⁵ 若林正丈『台湾の政治－中華民国台湾化の戦後史－』東京大学出版会、2008年、62頁。

⁷⁶ 山本勲『中台関係史』藤原書店、1999年、117頁。

⁷⁷ Nancy B. Tucker, *Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*, Harvard University Press, 2009, p. 13.

⁷⁸ 黄昭堂「アメリカの『台湾中立化』政策決定過程」『台湾青年』第62号、1966年。

⁷⁹ 陳立旭「毛沢東解決台湾問題的構想（毛沢東の台湾問題解決の構想）」『台湾研究』2000年。

理的な説明が可能であれば、こうした概念の有用性を実証したことともなろう。また、「一般利益」が何であるかは、システム・構造によって形成されるものであることから、「一般利益」と「特殊利益」の動きを分析することは一定のシステム・構造の影響下での国際関係の現実の動向を分析していることにほかならない。

なお、本章での米中台関係は、アメリカが中国の脅威をどう認識し、どのように米中の「関係」が形成されるかによって基本的に定まると考えられるものであることから、本章での主要なアクターはアメリカと中国である。

2 台湾中立化宣言以前の東アジアの国際政治

(1) 冷戦の進展と中国内戦

第二次世界大戦後の国際政治の構造が米ソの二極構造であることは異存のないところであろう。米ソ両国は互いに相手国が国際システムを支配しようとする許さず、互いに敵国として見なすようになり、冷戦という形をとて対立したが、そうした米ソ冷戦の具体的な動きは、ヨーロッパで先行した。

冷戦のはじまりはポーランド問題が議論された1945年2月のヤルタ協定にさかのぼるとされるが⁸⁰、東ヨーロッパで米ソの亀裂が深まりつつあった1946年2月22日に、ソ連駐在代理大使ケナンによってモスクワからワシントンに送られたいわゆる「長文電報（long telegram）」⁸¹は、その後のアメリカのソ連観を形成するものとなった。同電報は、ソ連を本質的な膨張主義的国家として位置付け、「断固たる対抗勢力をもつてソ連人を抑制する意図をもった確固たる封じ込めの政策」⁸²の必要性を主張したのである。

トルーマン・ドクトリン（Truman Doctrine）とマーシャル・プラン（Marshall Plan）⁸³は、ケナンの提唱する封じ込め政策を具体化するものであった。1947年3月12日にトルーマン大統領は議会での一般教書演説において、ギリシアおよびトルコがソ連の直接的、間接的な侵略の犠牲になっていることを強調し、自由主義体制を維持するために諸国民を援助

⁸⁰ フェイス・ハーバート「ヤルタ協定をめぐるポーランド問題」遠藤晴久訳『月刊共産圏問題』13(5)、1969年、49-71頁。ソ連はポーランドの親ソ的な共産党政権を支持していたが、米英は自由選挙による政権樹立を主張した。

⁸¹ Foreign Relations of the United States, 1946. Eastern Europe, the Soviet Union (1946), "Union of Soviet Socialist Republics," PDF pp. 696-709.

<http://digicoll.library.wisc.edu/cgi-bin/FRUS/FRUS-idx?type=turn&entity=FRUS.FRUS1946v06.p0710&id=FRUS.FRUS1946v06&isize=M&q1=kennan> 同電報は、アメリカ現代外交史の中で最も著名な文書の一つとされる。同電報におけるソ連観は、「われわれが相手にしているのは、わがアメリカと共存しうる永久的な妥協はありえないと考え、ソ連の勢力の安定のためにはわが国の社会の内的な調和を破壊し、われわれの生き方を押しつぶし、わが国の国際社会における権威を引きずり落とすことが望ましいばかりか必要であると狂信的に信じこんでいる政治勢力である」というものであった（タッド・シュルツ『1945年以後 上』吉田利子訳、文藝春秋、1991年、157頁。）。

⁸² トマス・J・マコーミック『パクス・アメリカーナの五十年—世界システムの中の現代アメリカ外交—』松田武、高橋章、杉田米行訳、東京創元社、1992年、134頁。

⁸³ 正式名称は「ヨーロッパ復興計画（the European Recovery Program, E R P）」である。

することがアメリカの政策であることを宣言した⁸⁴。また、1948年3月31日に議会を通過したマーシャル・プランは、経済援助を通じて西欧諸国の経済的自立を図るとともに、それによってソ連の封じ込めを図り、ヨーロッパにおける勢力均衡の回復を促進することを主要目的とした⁸⁵。

封じ込め政策は、このように、まず経済を中心とした非軍事的手段で行われたが、1948年2月のチェコスロバキアの政変と1948年10月から始まったベルリン封鎖は、封じ込め政策を軍事的なものへと移行させる直接的契機となった。チェコスロバキアでは、ソ連の圧力によって連合中立政府が崩壊して共産党政権が成立し、これに警戒感を強めたイギリス、フランスおよびベネルクス三国（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）は集団防衛のため、1948年3月にブリュッセル条約を締結した。

続いてソ連によって引き起こされたベルリン封鎖は、西側諸国にソ連を現実の軍事的脅威として認識されることとなり、1949年4月に軍事同盟組織であるNATO（North Atlantic Treaty Organization、北大西洋条約機構）⁸⁶が結成されることとなった。

このように、ヨーロッパでは、第二次世界大戦後早くから冷戦の一環としての対ソ封じ込め政策が進展し、ソ連を共通脅威の対象として、共産主義の浸透防止、経済復興という共通利益を基礎とした同盟的な「関係」の形成が行われた。そしてNATO結成、東西両ドイツの成立⁸⁷等によって東西対立の枠組も明確なものとなつた。

その一方で、この間、東アジアでは冷戦の具体的な動きは少なく、ヨーロッパにおけるような封じ込めの枠組も形成されないままとなつていた。

この理由として、アメリカにとって安全保障面で重要なのはヨーロッパであり、東アジアの優先順位は低かったことや、東アジアでは、中国と朝鮮半島に復興すべき産業基盤が存在せず、共産党の浸透を防ぐためにただちに復興支援を行うというヨーロッパでとったような措置をとることができなかつたこと等も挙げることができるが、その最大の理由はやはり中国の内戦が継続していたことであろう。

東アジアにおいても、国際政治の構造は米ソの二極構造であり、米ソは互いに敵対的「関係」となり、その対立は深刻であったが、中国で内戦が継続していたため、中国を含めた国際政治のパワーの帰趨が定まらず、中国を取り込んだ形での「関係」の形成ができなかつたのである。

第二次世界大戦後、アメリカは中国の国民党政府を支持しつつ、国民党と共産党（以下

⁸⁴ U. S. Department of State, Office of the Historian, "The Truman Doctrine, 1947," <https://history.state.gov/milestones/1945-1952/truman-doctrine>.

⁸⁵ Harry S. Truman, *Years of Trial and Hope 1946-1953*, Hodder and Stoughton, 1956, pp. 116-126; U. S. House of Representatives, Historical highlight, "President Harry S. Truman's March 17, 1948 address to a Joint Session,"

<http://history.house.gov/HistoricalHighlight/Detail/36092?ret=True>; 有賀貞、宮里政玄編『概説アメリカ外交史－政治・経済・軍事戦略の変遷－』有斐閣選書、1983年、125頁。

⁸⁶ 成立当初の加盟国は、アメリカ、ブリュッセル条約加盟国、イタリア、ポルトガル、ノルウェー、デンマーク、アイスランド、カナダの12カ国であった。

⁸⁷ 1949年9月にドイツ連邦共和国（西ドイツ）が、同年10月にはドイツ民主共和国（東ドイツ）がそれぞれ成立した。

「中共」という。)との和解を図るための調停を試みたが失敗し、旧満州を中心とした軍事的衝突から内戦は拡大していった⁸⁸。内戦は、アメリカの国民党軍への軍事援助等にかかわらず、1948年には中共軍に有利に展開するようになり、1949年4月に中共軍は揚子江を渡河し、南京を占領した。

ソ連の中国に対する態度も矛盾に満ちたものであった。ソ連はヤルタ協定で約束されていた中国での利権を確保する目的もあって、1945年8月14日に国民党政府との間で中ソ友好同盟条約を締結し、その覚書でソ連は精神的支持と軍事的援助を「中国の中央政府たる国民政府」に対してのみ与えることを約束した⁸⁹。その一方でソ連は1945年12月までに予定されていた旧満州からの軍隊の撤退を1946年4月頃まで遅らせ、中共軍の旧満州での軍隊増強を容認し、旧日本軍の兵器、軍需品を中共軍に分け与えた⁹⁰。旧満州での勢力圏を中共が築いたことは、中共に大きなチャンスを与えることとなった。

ただし、スターリンは、当時、中共軍を過小評価し、中共軍が国民党軍を打ち破ることができるとは考えていなかったようである。スターリンは、「人民解放軍の攻勢はアメリカの公然たる中国干渉を招く危険がある等の理由から、・・・中国共産党にさまざまな圧力を加えた」⁹¹のであった。

ソ連は、1946-48年の間において、将来の国際紛争で国民党政府が厳正中立を守ること等を条件として中共軍の進撃を阻止することについて国民党政府と協議を行っており⁹²、国民党と中共とに対する態度にはあいまいなところがあったのである。

こうした中で、中国の内戦は中共軍が勝利を収め、1949年10月1日に中華人民共和国の成立が宣言された。また、大陸での基盤を失った国民党政府は、同年12月8日に台湾の台北に移転した。

(2) 中国の選択—中ソ同盟の成立—

以上のとおり、新中国が成立した当時の東アジアの国際政治の構造は米ソの二極構造にあり、米ソ両国は互いに相手国が国際システムを支配しようとすることを許さず、敵対的「関係」にあったが、まだヨーロッパのように冷戦の枠組が明確になっているわけではなかった。

⁸⁸ United States Department of State, *United States Relations with China: With Special Reference to the Period 1944-1949*, August, 1949; 訳文として、アメリカ国務省『中国白書 United States Relations with China』朝日新聞社訳、朝日新聞社、1949年。

⁸⁹ アメリカ国務省『中国白書』149頁。

⁹⁰ 同上、183-184頁。ソ連軍の撤退の予定期は、当初は1945年12月3日であったが、1946年2月1日まで延期され、さらに同年4月6日から29日までの間に漸増的に撤兵することとなつた。

⁹¹ 中島嶺雄『中ソ対立と現代』中央公論社、1978年、80頁。

⁹² 「米国政府対華白書を発表」『世界資料』3(10)、1949年10月号、4頁。1948年8月に訪米した中華民国総統代理特使甘介候のいわゆる対華白書非難声明による。なお、同声明では、ソ連が1946-48年当時に望んでいたことは、ソ連が戦争に巻き込まれた場合に中国が中立を守るとの保証であったことが明らかにされているが、このことは、ソ連においても安全保障の優先順位はヨーロッパにあり、東アジアは付隨的なものとして考えられていたことを示すものであろう。

一方で、新中国の成立は、それ以後の東アジアの国際政治に大きな影響を与えることとなるが、当時の中国は単独で国際政治のシステムを変化させるようなパワーを有する存在ではなく、すなわち、国際政治の極をなすことができる国ではなく、米ソの二極構造という東アジアの国際政治の構造を変えるものではなかった。

ただし、中国が東アジアの他国とどのような「関係」を形成するかは、東アジアでのパワーの方向を定め、パワー・バランスに重要な影響を与えることとなる。換言すれば、中国の動向が東アジアでの冷戦の枠組に影響を与えることとなるのである。

このような状況下で、中国は、新国家として、また二極構造の下での小国として、自国の生存を確実にするための行動を開始することとなる。こうした中国の行動は構造の制約の下でなされるため、極をなすいずれかの大団との結びつきが深まることが想定されるが、具体的な中国の行動は、中国が何を自国の生存を確実にするものと考えるかによって左右されるのであり、あらかじめ理論的に予想できるものではない。

ここで中国の選択肢としては、概念的には①一つの極のアメリカとの結びつきを強めること、②もう一つの極のソ連との結びつきを強めること、③中立的な第三の道を歩むことの三つがあったと考えられる。ただし、このうち③の選択肢は、中国のように大国の間にある小国であって、しかも大国による強力な軍事的、経済的、技術的支援を必要としている国にとっては可能性が少なかったとして良いであろう。

さて、中国がここで現実的に選択したのは②の選択肢であり、ソ連と同盟関係になることであった。中国にとって、アメリカは国民党軍を支援してきた経緯もあって脅威の対象であったが、一方で、ソ連に対してもソ連が前述のとおり国民党との関係を維持していたこともあって不信感を抱いていた。

しかしながら、中国は、共産主義政権として、「ソ連の経済および技術援助を緊急に必要としているだけでなく、政権建設、経済建設その他の多方面においてソ連の経験を参考にし、ソ連の提言を受けることを希望した」⁹³のである。

このソ連との結びつきを強めるという方針は、すでに1949年半ばごろには中共内部で固まっていたものであり、毛沢東は同年6月に『人民民主専政を論じる』という宣言の中で「向ソ一辺倒」としてその方針を明らかにしている⁹⁴。

新中国成立後もこの方針は維持され、ソ連と新たに同盟条約を締結することが新中国成立後の共産党政権の最大の外交的課題となった。このため、毛沢東は1949年12月からモスクワに滞在し、ソ連政府との交渉を重ね、その結果、1950年2月14日に「中ソ友好同盟相互援助条約」⁹⁵（以下「中ソ同盟条約」という。）が締結された。

同条約では、第1条で、「締約国的一方が日本国またはこれと同盟している他の国から攻撃を受け、戦争状態に陥った場合には、他方の締約国は、ただちにとることができるべき手段をもって軍事的および他の援助を与える。」と規定し、中ソが共同でアメリカの脅威に対応することを明らかにしたのである。

こうして、中国がアメリカに対抗する意図が明らかとなつたが、これで直ちに米中が敵

⁹³ 肖冬連『六十年国事紀要（外交卷）』湖南人民出版社、2009年、10頁。

⁹⁴ 同上。

⁹⁵ 発効は1950年4月11日。なお、同条約は1980年4月11日に失効している。

対的「関係」となって、互いに敵対的措置が講じられるようになったわけではない。これは、アメリカの中国に対する脅威認識がすぐには変化しなかったためである。次にこのことについて見ていく。

(3) アメリカの中国に対する脅威認識の形成

アメリカの中国に対する脅威認識は、以上のような中国の行動を見極めつつ形成されることとなるが、この当時のアメリカにとっての最大の脅威はもう一方の極をなすソ連であるため、中国とソ連との関係をどのように認識するかがアメリカの中国に対する脅威認識にとって決定的な役割を果たすこととなる。

そしてこのことは、「一般利益」および「特殊利益」を通じた利益関係が脅威認識または「関係」の形成に重要な影響を及ぼすということと基本的に同義である。アメリカにとっての「一般利益」とはソ連の勢力伸長または共産主義勢力の拡大を阻止することであり、脅威認識も利益関係も最終的にはソ連との関係をどう見るかという問題に帰着する。

アメリカは極をなす大国として「一般利益」を保護する立場にあり、「一般利益」に対する脅威がすなわちアメリカにとっての脅威である。一方で「一般利益」を共同で保護し得る国は、アメリカと同盟的「関係」に立つこととなろう。

こうしたアメリカの脅威認識の形成のあり方は、まさに二極構造という東アジアの国際政治のシステム・構造を反映したものである。

以上のことを踏まえつつ、以下では、この当時のアメリカが米ソ対立の二極構造の中で、中国に対する脅威認識をどのように形成し、また、利益関係をどのように考えていたかを検証することとした。

1949年8月に公表されたアチソン長官口上書⁹⁶は、当時のアメリカと中国との国際政治上の利益関係について、アメリカの見方を示したものとなっている。

同口上書では、中国への軍事的関与の問題を①国民党の敗戦の原因、②中共の勝利の性格、③中共の行動とアメリカの対応という三段階に分けて説明している。

まず、国民党の敗戦の原因について同口上書は、国民党内部の腐敗が国民党の抗戦能力を弱め、失わせてしまったためであり、アメリカの援助が不十分であったからではないと結論づけている。

このため、国民党に対する援助の継続、増加は意味がなく、また、内戦へのさらなる干渉は適当ではないとしている。アメリカは、共産主義の拡大防止という「一般利益」の面で国民党と利益を共有していたが、国民党の内戦継続能力の欠如と腐敗に失望し、国民党は利益を共有する主体、すなわち共通利益に基づいて同盟的な「関係」を形成する相手方としては不適格だと考えるようになったのである。

次に、中共の勝利の性格について同口上書は、過去の列強の中国侵略とは異なり、「今回の場合には外国の支配は多数の中国民衆の目に全く国内的なものと見えるような大改革運

⁹⁶ Letter of transmittal from Acheson to Truman, July 30, 1949. 対華白書に添えてトルーマン大統領に提出されたものであり、アメリカ国務省『中国白書』に収録されている。訳文として、「アチソン長官口上書（全文）」『世界資料』3(10)、1949年10月号、5-10頁。

動の仮面をついている」⁹⁷として、共産主義の巧みな浸透を通じたソ連による中国への間接的侵略と見なしている。

そして、「中国民衆が中共政権はソ連の利益に奉仕するものであることを認識する程度およびこの事実を認識した上で、中国民衆がいかなる反応を示すかによって米国の対華政策が影響されることもまた当然である」⁹⁸として、中国民衆がソ連の間接支配すなわち共産主義に抵抗しようとする場合には、アメリカがそれを支援する用意があることに言及している。

すなわち、アメリカは、中国が必ずしもアメリカの敵になるとは見ておらず、外国支配すなわちソ連支配を打ち破る新たな運動が中国で起こり、対ソ連という面でアメリカと利益を共有する「関係」になる可能性があるものと期待したのである。このため、中国と直接敵対することや、内戦に過度に干渉して中国民衆の反感を買うことは適当ではないと考えられた。

その一方で、中国の行動とアメリカの対応については、「中共政権がソ連帝国主義の目標とするところに身を投じ、隣国に対し侵略を試みるならば米国その他国連参加諸国は国連憲章が侵害され、国際平和と安全保障が脅威されるという情勢に直面する」⁹⁹として、中国がソ連と一体となって侵略的行動をとるようになれば、アメリカはそれに対応して他の国連参加諸国とともに対抗措置をとるという立場を明確にしている。この場合には、アメリカは中国を脅威の対象として認識し、敵対的「関係」に立つこととなるが、それは中国の行動いかんであるということである。

このように、同口上書では、中国の具体的行動によってその敵対性が明らかにならない限り、中国と利益を共有する可能性をさぐることが適當との見方を示していた。

この当時、アメリカには、中国について、ソ連から分離して再び自由主義的世界システムに引き戻せる可能性があるとする国務省を中心とした見方がある一方で、アメリカの世界秩序に敵意を抱く国際共産主義に属しているとする軍部を中心とした見方があった¹⁰⁰が、前者の見方のほうがより有力だったのである。

こうした見方は、前述のとおり、中ソ間には旧満州での利権問題等、対立要素が多く存在し、また、ソ連は必ずしも中共を当初から全面的に支援したものではなかったこと等の事情を見越したものであろう。そして、この見方を公式に具体化したものが 1949 年 12 月に決定された NSC 48/2¹⁰¹であった。

⁹⁷ 「アチソン長官口上書（全文）」、10 頁。

⁹⁸ 同上。

⁹⁹ 同上。

¹⁰⁰ マコーミック『パクス・アメリカーナの五十年』158 頁; Foreign relations of the United States, 1949. The Far East: China (1949), "Publication of China white paper," PDF, pp. 1377-1382, <http://digicoll.library.wisc.edu/cgi-bin/FRUS/FRUS-idx?type=turn&entity=FRUS.FRUS1949v09.p1392&id=FRUS.FRUS1949v09&isize=M>. 国防総省は、中国白書発表が国益には必ずしも合致しないとして慎重な態度をとった。

¹⁰¹ NSC 文書は、アメリカの国家安全保障会議 (National Security Council) から大統領に報告された文書である。本稿での NSC 文書は、特に断らない限り、憲政資料室日本占領関係資料 "Documents of the National Security Council" の収録資料によるもので

「アジアに関するアメリカの立場」と題する同文書は、アジアでの安全保障の基本目的として、①国連憲章の目的と原則に則し、安定的で自活し得る基礎をもったアジアの国家と人民の発展、②アジアの非共産主義国において、国内治安を維持し、共産主義のさらなる侵入を防止するために十分な軍事力の発達、③アジアにおけるソ連の優越的勢力および影響力の漸減、そして最終的な除去、④アメリカの安全を脅かす同盟等の国際関係の形成の防止の4つを掲げた上で、アメリカの中国への態度については、「アメリカは事態がより明確になるまで国民党政府への承認を継続すべきである。・・しかしながら、アメリカがソ連よりも中共政府に対してより敵対的な態度または厳しい政策をとることは適当ではない」¹⁰²とし、さらに、「アメリカは政治的、心理的または経済的手段を通じて、中国共産主義者とソ連との間、または中国におけるスターリニストと他の勢力との間との亀裂を利用するべきである」¹⁰³としている。

その一方で、台湾については、「台湾はアメリカにとって戦略的に重要であるが、“我々の軍事力と世界的義務との間に不均衡が現実に存在する限り、戦略的重要性は公然たる軍事行動を正当化するものではない”のであり、アメリカはフィリピン、琉球および日本に関する地位を全般的に強化するためのあらゆる努力を行うべきである」¹⁰⁴と述べている。

すなわち、NSC48/2の考え方とは、中国をソ連のほうにあえて追いやるのではなく、中国とソ連とは必ずしも一枚岩ではないので、中国をソ連から離反させることがアメリカにとっての利益になるのであり、また、アメリカの世界的義務を実施するための軍事力には限度があるので、中国をアメリカ側に引き付けるためには台湾を放棄することもやむを得ず、そのためにフィリピン、琉球および日本での対応を強化しておくというものである。

それでは、このNSC48/2の考え方とは、東アジアの米ソ二極の国際政治の構造の中で、世界システムに関する「一般利益」と特定の目的・国に関する「特殊利益」との観点からはどういうに説明できるのであろうか。

中ソが離反して中国がアメリカとの友好的な関係に立てば、ソ連軍の東アジアへの進出またはソ連勢力の東アジアへの浸透をより効果的に抑制することができることとなる。したがって、中ソの離反そして中国のアメリカ側への取り込みは、東アジアにおける政治システムの維持、すなわち、東アジアの国際政治のアメリカ側の「一般利益」に寄与することとなる。

一方で、中国と台湾政府との台湾をめぐる争いは、基本的には特定の関係者および地域に関するものであり、東アジアの国際政治の「特殊利益」である。しかしながら、NSC48/2が指摘するとおり、台湾防衛は東アジアでのアメリカ側の安全保障にとっての戦略的重要性を有しており、「一般利益」としての性格を併せ持っている。

ただし、ソ連と中国とが一体でなければ、中国が台湾を支配するかどうかは東アジアの安全保障に大きな影響を与えるものではなく、「一般利益」を損ねる程度は比較的小さい。もし、中国がアメリカ側の体制にとって全く脅威にならないのであれば、台湾問題は地域的な「特殊利益」でしかなく、そもそも「一般利益」にはならない。それよりも、中ソを

ある。

¹⁰² NSC48/2, 3. f. (1).

¹⁰³ Ibid, 3. f. (3).

¹⁰⁴ Ibid, 3. g. (2).

離反させ、中国を取り込めば、「一般利益」に寄与する程度は大きい。

NSC48/2は、こうした考え方から、中ソ離反によって得られる「一般利益」のほうを、台湾防衛によって確保される「一般利益」よりも優先させ、結果として台湾放棄もやむを得ないとするのである。

しかしながら、このNSC48/2の結論は、上記から明らかなとおり、中ソが必ずしも一体ではないことを前提としている。中ソが一体的で、かつ、中国の敵対性が明らかになれば、中ソ離反によって得られる「一般利益」の可能性はなくなり、台湾防衛による「一般利益」がより重視されることとなるのは言うまでもないであろう。

この時期において、アメリカは、まだ、中国に対する明確な脅威認識を形成していなかったのである。

1950年1月5日、トルーマン大統領は、「アメリカは台湾または中国の他の領土を奪い取ろうとする意図を有してはいない。・・・アメリカ政府は中国国内の紛争に巻き込まれることとなる道を進むようなことはしない。同様にアメリカ政府は、台湾の中国軍隊に軍事的に支援したり助言を与えるようなこともしない。」¹⁰⁵と述べ、いわゆる台湾不干渉声明を行った。それに続く同年1月12日にはアチソン国務長官が、アメリカの防衛ラインをアリューシャン、日本、沖縄、フィリピンと結ぶ線と規定し、台湾、韓国をアメリカの防衛対象外とした声明を発表した¹⁰⁶。

これらの声明は、NSC48/2の考え方に基づいて、アメリカは中国に対して敵対的関係に立つ意図を持っていないというメッセージを送り、その引き込みを図ったものとして理解されよう。アメリカの世論も台湾に軍事的支援を行わないというトルーマン大統領の方針を支持していた¹⁰⁷。しかしながら、これらの声明が共産主義側に台湾、韓国の紛争にはアメリカは介入しないという推断を下させる効果を伴っていたことは否めない¹⁰⁸。

そして、前述した1950年2月14日の中ソ同盟条約の締結はアメリカを大きく失望させるものであった。同条約で中国のアメリカに対する軍事的対抗の意図は明らかであった。このため、アメリカ政府の台湾放棄政策に対する国内の批判が強まり¹⁰⁹、アメリカ政府も対中政策の見直しを迫られることとなる。中ソ同盟という東アジアにおけるソ連側の明確な同盟「関係」の形成ないしパワー・バランスの変化に対して、アメリカ側の対応が求められることとなったのである。中国がソ連と共同してアメリカと対応する意図を明確にした以上、アメリカは中国を脅威として認識せざるを得ないのではないかということである。

¹⁰⁵ "The President's News Conference, January 5, 1950," The American Presidency Project, www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=13678.

¹⁰⁶ "Speech on the Far East, Dean Acheson, January 12, 1950," Teaching American history, org, <http://teachingamericanhistory.org/library/document/speech-on-the-far-east/>

¹⁰⁷ Robert Accinelli, *Crisis and Commitment, United States Policy toward Taiwan, 1950-1955*, The University of North Carolina Press, 1996, p. 15. 1950年1月末の世論調査の結果では、トルーマン大統領の方針に賛成が50%、反対が20%であった。

¹⁰⁸ Lloyd G. Gardner, "Truman Era Foreign Policy: Recent Historical Trends," Richard S. Kirkendall ed., *The Truman Period as a Research Field, A Reappraisal*, 1972, University of Missouri Press, 1974, p. 58.

¹⁰⁹ 戴天昭『台湾国際政治史研究』法政大学出版局、1971年、374頁。なお、チャイナ・ローによる共産主義非難活動は、アメリカ国内世論に少なからぬ影響を与えた。

しかしながら、アメリカはすぐに対応策を打ち出したわけではなかった。

アメリカは、ソ連については、1950年4月14日に策定されたNSC68で、「予見し得る将来において、アメリカの安全保障に対する最も重大な脅威はソ連の敵対的意図と巨大なパワー、そしてソビエト・システムの性質から生じる」のであると規定した。これはソ連を世界システムの「一般利益」に対する脅威としてあらためて特定したものとしてよいであろう。そして、同文書では、自由世界の基本的価値と安全を守るために、「冷戦という戦略によって、軍事力をそれが用いられる必要がないほどに強化して、目的を達成することが必要である」と規定して、ソ連の膨張主義すなわち「一般利益」の侵害に対しては、アメリカの持てるあらゆる力を動員して、冷戦を戦い抜く決意を明確にしていた。

前述したとおり、もし、中国がソ連と一体となって、またはソ連の代理的存在として行動するならば、台湾問題はその地域における「特殊利益」に關係するだけではなく、世界システムに関する重要な「一般利益」となる。

このためか台湾政府に対する経済援助が1950年度になって継続または増額されるなど、1950年前半にはトルーマン政府の台湾に対する政策の変化が見られるようになった¹¹⁰。

このようにして、アメリカは中国を脅威として認識しつつあったが、脅威として公的に確定させたわけではなく、この時点では、依然として対中政策の転換についての明確な表明はなかった。ただし、何らかのきっかけとなる事件があれば、容易に脅威として確定され、敵対的「関係」へと移行する状況になっていたのである。

3 台湾中立化宣言と東アジア国際政治の変化

(1) アメリカの対中脅威認識の変化と台湾中立化宣言

1950年6月25日、北朝鮮が北緯38度線を越えて南侵を開始し、朝鮮戦争が勃発した。トルーマン大統領は、国連の決議等を通じて朝鮮戦争への対応を進めるとともに、朝鮮戦争勃発2日後の6月27日に、アメリカ第七艦隊に台湾への攻撃を防止するよう命令を下し、台湾の中立化を保持する旨の声明、いわゆる台湾中立化宣言¹¹¹を発表した。

この台湾中立化宣言は、アメリカの対中政策の変化を対外的に明確にし、これから述べるとおり、その後の東アジアの国際政治に大きな影響を与えるものとなった。台湾中立化宣言は、朝鮮戦争が直接の契機となったことは事実の示すとおりであるが、必ずしも朝鮮戦争のみが原因なのではなく、そもそもアメリカは、上述したとおり、中ソ同盟条約締結等によって中国に対する脅威認識の見直しを迫られ、台湾防衛の必要性を感じるようになっていたのであり、朝鮮戦争がそれを決定的なものとしたと見るのが適当であろう¹¹²。

すなわち、前述のとおり、この時期においてアメリカはすでに中国を脅威として認識し

¹¹⁰ Accinelli, Crisis and Commitment, p.17; 蔡『台湾国際政治史研究』378-379頁。

¹¹¹ "Statement by President Truman on the Situation in Korea, June 27, 1950," http://csis.org/files/media/csis/programs/taiwan/timeline/sums/timeline_docs/CSI_19500627.htm.

¹¹² 黄「アメリカの『台湾中立化』政策決定過程」。当時すでに共和党を中心として台湾防衛の声が高まっており、台湾中立化宣言は国内政治の要素が大きな比重を占めていたとする。

つつあり、何らかのきっかけがあれば容易に脅威として確定され得る状況となっていたが、朝鮮戦争の勃発がまさにそのきっかけとなったのである。朝鮮戦争勃発によって、アメリカは中国に対する脅威認識を変化させて敵対的国家の脅威として確定し、そうした脅威認識に基づいて台湾中立化宣言という措置を講じたものと見ることができる¹¹³。

台湾中立化宣言の内容は次のとおりである¹¹⁴。

「今次の韓国に加えられた攻撃によって共産主義は、もはや破壊活動の域をはるかに越えた武力侵略と戦争手段に訴えて、他国を征服するものであることが明白となった。このような情勢下にあって、台湾が共産主義者の手に落ちることは、直接に全太平洋地域の安全を脅かすものである。私は第七艦隊に対して、台湾に対する攻撃を防止するよう指令した。私は台湾にある中国政府に対して、中国本土に対するすべての海・空作戦行動の停止を呼びかけている。台湾の将来の地位は太平洋の安全の回復、すなわち日本との平和条約の締結、あるいは国連による考慮をまって決定するべきである。」

台湾中立化宣言による東アジアの国際政治の変化については、主なものとして、①台湾海峡がアメリカによる共産主義封じ込めのラインとなり、それまではっきりしなかった米ソの冷戦構造の枠組が基本的に固まることになったこと、②中ソは一体と見なされ、米中の対立関係が明確になったこと、③アメリカと台湾政府との同盟的「関係」が確立されることになったことを挙げることができる。

台湾は、アメリカ極東軍が基地を有する沖縄とフィリピンの間にあり、上記NSC48/2で台湾の戦略的重要性に言及されているとおり、その戦略的、軍事的価値の重要性はアメリカが十分認識するところであった。この台湾中立化宣言によって、台湾が共産主義勢力の手に落ちることを防ぐためには、アメリカは軍事力の行使をも辞さないという姿勢が明確にされることとなり、台湾海峡に封じ込めラインが引かれることになったのである。

また、台湾に対する共産主義の脅威が中国であることは自明のことであり、アメリカは共産主義国として中ソを一体的な脅威と見なし、これまでにはっきりさせてこなかった中国に対立する姿勢を明確にしたのである。

台湾中立化宣言に対して、翌日の6月28日に中国は強い非難声明を発表したが、台湾政府は台湾中立化宣言を受諾する旨を表明した¹¹⁵。これによって、アメリカと台湾政府は、明文での条約の締結はないものの、台湾防衛という点では双方が利益の共通性を認識した上で一定の協力関係に立つことが明確となり、新たな同盟的「関係」が形成されることになったのである。この後、米台の軍事的関係が進展し、1954年には米華相互防衛条約が締結されるが、こうした冷戦構造における米台の軍事的連携の起点となったのがこの台湾中立化宣言であった。

ただし、アメリカが目的としているものは台湾の中立化または台湾海峡の現状の固定化であって、台湾との同盟的「関係」の形成によって全面的に中ソに対抗しようとするものではなく、もとより台湾の大陸反攻を支持したものでもない。台湾中立化宣言では台湾政

¹¹³ Truman, *Years of Trial and Hope 1946-1953*, pp. 349-358. アメリカはソ連を後ろ盾とした共産主義勢力が、朝鮮半島侵攻の後に台湾に侵攻して世界大戦となることを恐れた。

¹¹⁴ 戴『台湾国際政治史研究』379頁の訳文による。

¹¹⁵ ただし、台湾政府は台湾の法的地位が未定であることには反対した（戴『台湾国際政治史研究』380頁。）。

府の中国大陸での作戦行動の停止が呼びかけられており、アメリカの第七艦隊派遣の目的があくまで台湾中立化であることを示すものとなっている。

アメリカが台湾政府の大陸反攻を支持しないのは、言うまでもなく戦火の拡大によってアメリカが中台間の戦争に巻き込まれないようにするためであるが、そもそも台湾政府による大陸反攻は成功の可能性に乏しく、上記のアチソン長官口上書に見られたような国民党政府に対する不信がアメリカにあったことも理由として考えられよう。

(2) 東アジア国際政治の「一般利益」と「特殊利益」

台湾中立化宣言は、上述の経緯から明らかにおり、基本的にはアメリカの対中脅威認識の変化にともなって中ソの脅威に対抗し、東アジアの国際政治におけるアメリカ側の「一般利益」を保護するという観点から発せられたものである。東アジアの国際政治の「一般利益」に対する脅威は、前述のとおりソ連の膨張主義またはその政治システムに基づく共産主義の拡大であるが、台湾中立化宣言では、韓国に加えられた攻撃が「共産主義」からのものであるとともに、台湾が「共産主義者」の手に落ちることの問題を指摘することによって、同宣言の対象とする脅威が「一般利益」に対するものであることを明らかにしている。

また、「共産主義者」が台湾を支配するようになることは、「直接に全太平洋地域の安全を脅かす」こととなるものとして、守るべき利益が「一般利益」であることをあらためて示している。

台湾防衛は、中国をアメリカ側に引き寄せる可能性があると考えられていたときは主として中台間の「特殊利益」であり、「一般利益」としての重要性は小さかったが、台湾中立化宣言では明白に「一般利益」として位置付けられることとなった。換言すれば、かつては特定の地域的問題で国際政治システムの重大な脅威として考えられていなかった中国の台湾への侵攻が、中国がソ連と一体となった「共産主義者」として位置付けられたことにより、深刻な脅威として認識されることとなったのである。

ただし、繰り返しになるが、このときのアメリカの中国に対する脅威認識は、あくまでソ連の脅威を背景としたものである。二極構造の下で、アメリカにとっての本質的な脅威はソ連であり、中国単独ではアメリカにとっての深刻な脅威の対象ではなかった。すなわち、中国がソ連とどのような「関係」を形成するかによって、アメリカにとっての中国に対する脅威認識が変化するということであった。そして、そのことによって、台湾防衛の「一般利益」としての位置付けも変わってくるのである。

このように、台湾防衛の「一般利益」としての位置付けは相対的なものであるが、これはそもそもその脅威の根源がソ連であり、中国がその間に介在するという形になっているためである。

中台間の紛争という面から見れば、台湾防衛の「特殊利益」としての性格は変わらないが、中国に対する脅威認識が変化したことによって、台湾防衛の「一般利益」としての性格がより強く前面に押し出されることとなったのである。

また、台湾防衛に関する「特殊利益」と「一般利益」との関係について、台湾政府における「特殊利益」とアメリカの「一般利益」は同一の方向を向いており、その限りにおいて利益は共通している。アメリカは、「一般利益」を保護する観点から台湾問題への介入

に踏み切ったが、このことは、同時に台湾政府に関する「特殊利益」にも寄与することになっている。米台の同盟的「関係」の形成はこの共通利益を基礎とするのである。共通の利益を有するということは、すなわち共通の脅威が存在するということである。

しかしながら、台湾をめぐる「特殊利益」と「一般利益」とが完全に一致しているわけではない。この場合の「特殊利益」は中台間の対立であって、台湾防衛に限らず、大陸沿岸諸島、さらには大陸での中台の軍事衝突も含まれる。一方で「一般利益」は共産主義の浸透、拡大を防ぐことであり、そのために台湾防衛が必要なのであって、それ以上のものは求められていない。この「特殊利益」と「一般利益」の不一致が、この後、台湾防衛のあり方をめぐって米台間の重要な争点となるのである¹¹⁶。

なお、台湾中立化宣言によるアメリカと台湾政府との同盟的「関係」は、台湾海峡の安全保障はアメリカの第七艦隊の派遣によっており、非対称のものであった。台湾政府は、台湾中立化によって、「特殊利益」と「一般利益」の双方を享受することとなつたが、この台湾海峡の安全保障という集合財 (collective goods)¹¹⁷の提供はアメリカによってなされ、台湾政府の直接の費用負担はなかった。

アメリカは国際政治の二極構造の中の一極をなす国であり、「一般利益」の保護に最大の関心と利害を有し、また、現実に「一般利益」を保護する能力を有する国である。そうしたアメリカが、二極構造を維持して「一般利益」を保護するために、自らの負担で集合財を提供したのであり、その結果として台湾政府との非対称の同盟的「関係」が成立したのである。

オルソン (Mancur Olson, Jr.) およびゼックハウゼ (Richard Zeckhauser) は、同盟の費用負担においては、大国は小国よりも軍事力支出を高く評価することから、大国が一方的に大きな費用を負担する一般的傾向があることを経済学的観点から説明している¹¹⁸。ここでは同盟ではなく同盟的「関係」であるが、同様の説明が可能である。

アメリカと台湾政府との同盟的「関係」は、台湾防衛は東アジアの安全保障にとっての「一般利益」でもあり「特殊利益」でもあるが、「一般利益」を保護するための費用をアメリカが負担するというものであった。

なお、「一般利益」を保護するための財 (安全) は、集合財であるため、台湾政府にとっては実質的に自ら軍事費支出を増加させたことと同じ効果を有する。集合財については、一般的に、他国がそれを提供してくれれば自国は無償でその利益を享受できるため、その費用負担を避けて軍事費支出を減少させようとするインセンティブが働くことが指摘される¹¹⁹が、当時の台湾政府は大陸反攻を最大の目標としていたこともあって、軍備は優等財

¹¹⁶ たとえば、第一次、第二次台湾海峡危機において、アメリカは大陸沿岸諸島の防衛については慎重な態度をとったが、台湾政府は同諸島の防衛の必要性を強硬に主張した。

¹¹⁷ 公共財 (public goods) とも言われるが、ここではスナイダーの用法にしたがつた。なお、集合財 (公共財) とは、「私的財と異なり各個人が共同消費し、対価を支払わない人を排除できず（非排除性）、ある人の消費により他の人の消費を減少できない（非競合性）もの」（『経済辞典』有斐閣、1971年、337頁）をいう。

¹¹⁸ Mancur Olson, Jr. and Richard Zeckhauser, *An Economic Theory of Alliances*, Rand Corporation, 1966.

¹¹⁹ Snyder, *Alliance Politics*, pp50-52.

(superior good)¹²⁰としての性格を有しており、このことによって台湾政府の軍事費支出が減少したわけではないことを付言しておきたい。

(3) 台湾中立化宣言と国際社会との調和

台湾中立化宣言では、台湾の法的地位はまだ確定していないため、「台湾の将来の地位は太平洋の安全の回復、すなわち日本との平和条約の締結、あるいは国連による考慮をまつて決定するべき」とするいわゆる台湾の法的地位未定論を取り上げている。

これは、アメリカが国際政治の実践において、現実の脅威に対して同盟的「関係」を形成して「一般利益」の保護を図るという現実主義的対応をとると同時に、台湾防衛についての国際法上の根拠を求めることにより、国際法上の正当化を行い、国際社会との調和を図ろうとしたものと言うことができる。

台湾中立化宣言が発せられた当時、国連安保理理事国 11 力國中、ソ連、イギリス、インド、ユーゴスラビア、ノルウェーの 5 力国が中国を承認するなど、すでに少ながらぬ国が中国を承認していた。こうした中で、台湾政府を支持する姿勢を強く打ち出すことは、これら各国の反発を招くおそれがあり、とくにアジアにおいてはアメリカが帝国主義的政策をとっていると見なされることにより、インド等のアメリカの潜在的同盟国を失うことが懸念されたものと考えられる。

他方、戦後の国民党政府による台湾接收は、1945 年 9 月に連合国最高司令官の指示に基づき大本営から発せられた一般命令第一号（陸、海軍）における「支那（満洲ヲ除ク）台湾及北緯十六度以北ノ仮領印度支那ニ在ル日本國ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上、海上、航空及補助部隊ハ蔣介石總帥ニ降伏スヘシ」¹²¹という規定を根拠としている。したがって、台湾接收は日本軍の連合国への降伏手続きの一環として行われたものであって、台湾の主権の帰属に關係するものではない。

このため、国民党政府は台湾が中華民国の一部であって台湾住民は中国国籍に復帰した旨を主張していた¹²²が、イギリス、アメリカ等の諸国はそれを認めず、台湾の主権は法的には未定であるとする立場をとっていた。すなわち、台湾住民の中国国籍復帰問題についてイギリスは、1946 年 9 月に英國駐華大使館が中華民国外交部に宛てた公文で、カイロ宣言によるだけでは台湾の主権を日本から中国に移転することはできず、台湾の法的地位は日本との平和条約の締結または他の正式な外交手続きを待つ必要がある旨を指摘しており、アメリカ、オランダも同じ見解であった¹²³。

アメリカが台湾中立化宣言で台湾の法的地位未定論に言及したのは、まさにこうした国際情勢を踏まえたものであり、台湾への直接支持を表明しないものの、台湾問題が国際問

¹²⁰ 収入の増加にともなって、収入増加額の全てまたは当該増加額以上の金額が支出されることとなる財をいう (Olson and Zeckhauser, An Economic Theory of Alliances, p12)。

¹²¹ 外務省編『日本外交年表並主要文書 1840-1945 下』原書房、1966 年、639-640 頁。

¹²² 陳翠蓮「戦後初期における台湾の法的地位問題と台湾人エリートの政治展望」『広島法学』34 卷 4 号、2011 年、6 頁。国民党政府は 1946 年 1 月 12 日に訓令を布告して台湾住民の中国国籍復帰を宣告した。

¹²³ 同上、7-8 頁。

題であることを示し、台湾問題への介入を正当化しようとしたものである¹²⁴。

すなわち、アメリカは、台湾問題への介入に当たり、国際社会の存在を意識し、国際社会からの批判や反発を受けることを避けるため、国際社会との調和または国際法との整合性を図ろうとしたのであり、一方的な軍事行動だけでなく、こうした制度論を併用することによって、自国がとる「一般利益」の保護のための行動をより円滑で効果的なものにしようとしたものと見ることができよう。

4 本章のまとめ

これまで記述した内容を踏まえ、当時の米中台関係について、東アジアの国際政治の構造、「関係」等の観点から総括すれば次のとおりとなろう。

台湾中立化宣言の前後において、東アジアの国際政治の構造は米ソの二極構造であり、そのことについての変化はない。当時の東アジアにおいて、大国はアメリカとソ連の二国だけであり、1949年に成立した中華人民共和国も国際政治の極をなすような大国的存在¹²⁵ではなかった。米ソ二国のパワーは突出しており、日本は軍事的に無力化され、中国に一定の有力な軍事力が存在するといったパワー分布であったのである。

しかしながら、こうしたパワー分布の不均衡性にもかかわらず、パワーのバランス化に向けた動きはすぐに起こったわけではない。

中国大陆での内戦が継続していたときは、アメリカもソ連も中国との明確な「関係」を構築することができず、東アジアにおける中国を含めたパワーの方向性やバランスのあり方は定まっていなかった。また、内戦の帰趨が明らかになってからは、中国はソ連との結びつきを強める方針を固めていたものの、アメリカは国内での中国の脅威に対する評価が分かれていたこともあって明確な脅威認識を形成することができなかった。

ソ連の脅威に対抗するというアメリカの「一般利益」からすれば、中国をソ連に向かわせるのではなく、中国を取り込むことが有用であり、またその可能性があると考えられたのである。しかしながら、アメリカは、中ソ同盟条約の締結等の中国の動きを見て、中国が東アジアにおいてソ連と一体となった脅威であるとの認識を深めていくこととなる。

朝鮮戦争の勃発はアメリカの中国に対する脅威認識を変化させ、中国を敵対的な脅威として確定させる契機となった。こうした脅威認識の変化に基づいて発せられた台湾中立化宣言は、アメリカ、中国、台湾政府のそれぞれの間の「関係」を明確なものにし、これまでっきりしなかった東アジアでの封じ込め政策の枠組を新たに形成するものとなったのである。

中国はソ連と一体となった存在であり、「一般利益」への脅威であると認識されたことから、台湾防衛は東アジアの安全保障における「特殊利益」としての性格よりも、「一般利益」としての性格がより重視されることとなった。

¹²⁴ 1972年2月27日の「上海コミュニケ」以降、アメリカは台湾の法的地位未定論を公式には主張しなくなるが、法的地位未定論が否定されたわけではない。

¹²⁵ ミアシャイマーは、大国となるためには「最も強力な国家に対して通常兵器による総力戦を戦えるだけの充分な軍事的資産を持たなければならない」とする（ミアシャイマー『大国政治の悲劇』22頁。）。

アメリカは、「一般利益」を保護するという観点から台湾防衛に介入するが、このことによって、中国とは敵対的「関係」にあることが明確となり、一方で、台湾政府とは同盟的「関係」を構築することとなった。同盟的「関係」の目的である台湾海峡の安全という集合財の提供は、第七艦隊の台湾海峡への投入というアメリカの一方的な費用負担によってなされた。

台湾防衛への介入に際して、アメリカは台湾の法的地位未定論に言及するが、これは国際政治における現実の対応において、現実主義的な措置がとられると同時に、国際社会を意識した制度的措置がとられた例として見ることができる。

以上のとおり、当時の二極構造の東アジアの国際政治において、アメリカの中国に対する脅威認識を媒介として、「一般利益」と「特殊利益」のあり方が変化し、台湾中立化宣言によって東アジアでの国際政治の「関係」が明確なものとなり、台湾海峡をめぐるパワーの分布と方向が定められることとなった。この「関係」の形成は、今日まで続くその後の米中台関係の基本的枠組を形づくることとなったのである。

そして付言しなければならないことは、以上述べてきたアメリカの脅威認識または「一般利益」等に関する行動は、アメリカの国内要因だけでなく、二極構造という国際政治のシステム・構造によってもたらされている面が大きいということである。このことは、国家間の相互作用は、国内要因だけでなく、国際政治のシステム・構造が規定要因として働いているという新現実主義の理論にも符合するものである。

第3章 第一次台湾海峡危機と米中台関係

1 本章の課題

前章で述べたとおり、朝鮮戦争勃発がアメリカの中国に対する敵対的な脅威としての認識を確定させることとなり、アメリカが「一般利益」を保護するために台湾中立化宣言を行ったことによって米中関係は敵対的「関係」に、一方で米台関係は同盟的「関係」となって東アジアでの米ソ二極の対立の枠組すなわち冷戦構造が基本的に定まることとなった。台湾海峡は米ソ二極の対立の前線の一部となり、台湾防衛はアメリカの「一般利益」に組み込まれた。

本章では、こうした東アジアの米ソ二極の対立の枠組の中で起こった第一次台湾海峡危機をめぐる問題を取り上げる。

台湾中立化宣言後、中台間では小競り合い的な衝突が続いていたものの、大きな紛争はなく推移していたが、1954年9月3日に中国軍が金門島に激しい砲撃を開始し、第一次台湾海峡危機が勃発した。第一次台湾海峡危機では、主として大陸沿岸諸島において中台間での交戦が行われ、一部の大連沿岸諸島では台湾政府軍が撤退し、中国政府の支配下に置かされることとなった。一方で、金門、馬祖の両島については、台湾政府の支配が維持されることとなった。

第一次台湾海峡危機で形成された中国政府および台湾政府の支配の領域は、今日まで変更されておらず、その観点からも第一次台湾海峡危機は、東アジアの国際政治において重要な位置付けを有するものである。

ところで、第一次台湾海峡危機では、国連安保理停戦案の提出、米華相互防衛条約の締結等の外交上の動きがあり、それらに関する各国の思惑を含めて、第一次台湾海峡危機の経緯については、すでに既存研究において詳細な事実が明らかにされている¹²⁶。しかしながら、これらは主として、事実を歴史的に明らかにしようとするものであって、第一次台湾海峡危機を国際政治の観点から理論的に説明しようとしたものではない。

そこで、本章では、こうした既存の研究成果も踏まえ、NSC文書等でアメリカの国家意思を確認しつつ、第一次台湾海峡危機をめぐる関係国の行動は、新現実主義の立場から「関係」、「一般利益」、「特殊利益」等の概念を用いて分析すればどのように理解されるのかを明らかにすることを課題とする。

このため、まず、台湾中立化宣言後の米台の同盟的「関係」の性格と台湾海峡の「一般利益」の内容を明らかにした上で、米華相互防衛条約締結において「特殊利益」がどのように扱われこととなったのか、さらにそうした米華相互防衛条約の下でアメリカは現実に「特殊利益」にどのように関与したのかを明らかにする。そのことによって、二極構造の下での大国の「一般利益」または「特殊利益」に関する考え方や現実の行動の分析に資することとする。

¹²⁶ 福田円『中国外交と台湾－「一つの中国」原則の起源－』慶應義塾大学出版会、2013年、第二章；松本はる香「台湾海峡危機〔1954-55〕と米華相互防衛条約の締結」『国際政治』第118号、1998年。

なお、本章では台湾海峡での「一般利益」に關係し得る「特殊利益」の取り扱いが主たるテーマとなることから、主要なアクターはアメリカと台湾である。

2 米台の同盟的「関係」の進展と「一般利益」

(1) 米台の同盟的「関係」の進展

1950年の台湾中立化宣言は、中国軍による台湾への侵攻を防止するとともに、一方では台湾政府に大陸への軍事作戦停止を促し、台湾海峡の中立化を図るものであったが、アメリカ第七艦隊投入の直接の目的は、やはり中国軍による台湾に対する攻撃抑止にあったとしてよいであろう。

前章でアメリカが中国をソ連と一体となった共産主義勢力拡大の脅威として認識することにより、米台間で台湾防衛についての共通利益が生じ、あらためて同盟的「関係」が形成されたことを述べたが、中国軍の台湾への攻撃を抑止する当面の任務は、アメリカの費用負担のもとで、第七艦隊によって担われたのである。

ただし、アメリカは、万一、中国軍からの攻撃があった場合でも、ただちに中国との全面戦争を考えていたわけではない。抑止戦略としては、ただちに東アジアに核が配備されたわけではなく、当面は局地制限戦争を前提とした「拒否的抑止」¹²⁷の性格が強かった。

当時のトルーマン政府は、原則的には伝統的な戦争観に立って全面戦争戦略を志向していたが、主要敵は中国ではなくソ連であるとし、アジアでの戦争は限定的にして、主戦場であるヨーロッパの戦争に備えることが適当と考えていたのである¹²⁸。

しかしながら、主戦場をどこに想定するかはともかく、ソ連との全面戦争戦略を推進するためには、アメリカの国防動員計画を実効あるものとすることはもちろん、西側諸国の団結と再軍備を促進することが必要であると考えるようになった¹²⁹。特に、アジアについては、朝鮮戦争で軍事・経済的な負担が増大していたため、アメリカは、人的・物的に負担の大きい地上兵力については、できるだけ関係国地上兵力を整備することで対応しようとするようになった¹³⁰。

こうした流れの中で、韓国軍の育成強化、日本の再軍備が行われるとともに、台湾への軍事援助が再開されるようになり、米台の同盟的「関係」の進展が図られることとなったのである。

台湾中立化宣言以後、1951年から1952年にかけて、アメリカはあらためて台湾と2通

¹²⁷ 近藤三千男『抑止戦略－戦争抑止戦略の実際－』原書房、1979年、19頁。「拒否的抑止」とは、「潜在的侵略国の限定的侵略による特定の戦略目的達成を、拒否する能力を持つことによって、同国に侵略の企図を起させないようにすること」である。

¹²⁸ Morton H. Halperin, "The Limiting Process in the Korean War," *Political Science Quarterly*, Vol. 78, No. 1, 1963, pp. 20-23.

¹²⁹ 山田浩『核抑止戦略の歴史と理論』法律文化社、1979年、57頁。

¹³⁰ Alexander L. George and Richard Smoke, "Deterrence in History," John E. Endicott and Roy W. Stafford, JR. ed., *American Defense Policy, fourth edition*, The Johns Hopkins University Press, 1977, pp. 56-57.

の軍事援助協定を締結し¹³¹、軍事援助を再開させた。新しい軍事援助協定の下で、アメリカの台湾援助は一気に増額され¹³²、また、1951年4月からはアメリカから公式に軍事顧問団が派遣されるようになった。同年5月にはアメリカによる北京政府不承認政策が正式に表明され、一方で台北のアメリカ領事館は大使館に格上げされるなど、米台の緊密化が進んだ¹³³。

このように、米台の軍事的「関係」は、中国の孤立化・封じ込め政策や関係国の軍事力の整備といったアメリカのアジア政策が進展する中で強化されていった。アメリカの軍事援助によって台湾のパワーが強化され、台湾が台湾海峡でのバランス・オブ・パワーの一部を効果的に担えることが期待されたのである。すなわち、米台の同盟的「関係」の進展は、台湾海峡のバランス・オブ・パワーのためのアメリカと台湾のパワーの分担を徐々に調整しようとするものであった。

ところで、アメリカが台湾の分担を求めて保護しようとする利益は、あくまで「一般利益」であって、「特殊利益」ではない。「特殊利益」はアメリカの国益には直接の関係がなく、これに関与したり、巻き込まれたりすることはアメリカにとって好ましいことではなかった。

台湾中立化宣言でアメリカは台湾防衛を「一般利益」として考え、台湾と同盟的「関係」を形成した。ただし、台湾防衛といつても、その具体的な範囲と態様には様々な考え方があり得る。台湾中立化宣言時にはこうしたことは漠然としたままであったが、第一次台湾海峡危機時には、具体的に台湾海峡の問題では何が「一般利益」で、何が「特殊利益」なのか、「一般利益」の保護のためには台湾海峡の問題にどう対処するのがよいのか、「特殊利益」は全く放っておいてよいのか、といったことが現実的に問題とされることとなったのである。

（2）台湾海峡の「一般利益」

1952年の米大統領選挙で当選したアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) が掲げた戦略は、いわゆる「ニュールック戦略 (new look strategy)」であった。同戦略は、予算の制約が強まる中で、経済性を考慮しつつ強力な軍事力を常時維持することを基本的な考え方とする¹³⁴。同戦略では、局地防衛の第一次的責任は、それに直接関係する同盟国が負い、アメリカは、主に海空軍による補助的支援にとどめることとされた。

¹³¹ Stephen P. Gibert and William M. Carpenter, *America and Island China - A Documentary History*, University Press of America, 1989, p. 139. 2通の軍事援助協定は、それぞれ1951年1月30日および2月9日の日付の交換公文および1952年10月23日および11月1日の日付の交換公文で締結された。

¹³² Accinelli, *Crisis and Commitment*, p. 67.

¹³³ Alan M. Wachman, *Why Taiwan? Geostrategic Rationales for China's Territorial Integrity*, Stanford University Press, 2007, p. 113; 高木誠一郎「米中関係の基本構造」岡部達味編『中国をめぐる国際環境－岩波講座現代中国第6巻－』岩波書店、1990年、120頁；若林『台湾の政治－中華民国台灣化の戦後史』63頁。

¹³⁴ Samuel F. Wells, Jr. "The Origin of Massive Retaliation," *Political Science Quarterly*, Vol. 96, No. 1, 1981, p. 38.

そして、こうした兵力の再編成を可能するものが核兵器によるアメリカの大量報復力であった。すなわち、同戦略では、限定侵略または全面侵略にかかわらず、侵略行動があれば侵略国に耐えられないような核戦力による制裁を加えることができる態勢を維持し、またすることによって侵略行動を自制させるという大量報復戦略が基本となっていた¹³⁵。

ただし、アメリカはソ連または中国からの攻撃に対して、あらゆる地区で大量報復戦略によって対応しようとしていたわけではなかった。「ニュールック戦略」の基本構想をまとめた1953年10月30日付けのNSC162/2によれば、アメリカが戦争に参加することとなるのは、NATO諸国、日本、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、韓国等に対して攻撃があったときであり¹³⁶、それ以外の地区では弾力的に考えられていた。

台湾については、台湾への攻撃が「アメリカに、侵略国の軍事力に対して、その侵略地点で地域的に、または全面的に軍事力でもって対応させることとなる可能性がある」¹³⁷とされ、アメリカの参戦の可能性に言及していたものの、アメリカの参戦は必然的なものとはされず、また、限定戦争でとどめることも視野に入れられていた。

しかしながら、こうした対応の相違は、アメリカが参戦を必然的なものとした上記国・地域はすでに同盟条約が締結された国・地域であり、同盟条約が締結されていない国・地域については個別の対応とされていることから、同盟条約に基づく防衛義務の有無によるものであったと考えられる。台湾防衛が、同盟条約が締結された国・地域の防衛と同様に、「一般利益」の保護のためであることに変わりはなく、米台の同盟的「関係」の進展とともに、台湾防衛も全面戦争戦略を前提としたものへと変化していった。

すなわち、1953年11月6日に策定された「台湾と中華民国に関するアメリカの行動の目的および方向」と題するNSC146/2では、上記NSC162/2の規定を一步進めて、まず「アメリカの極東での防衛の不可欠の要素として共産主義から独立した台湾の安全保障を維持すること」¹³⁸を定め、そして「敵対勢力が台湾、澎湖諸島を支配することを避けるために、全面戦争の重大な危険を冒しても必要なあらゆる手段をとり、アメリカはどのような攻撃にも対応する」¹³⁹ことを明記した。

同時に、NSC146/2と同日付けで策定された「共産主義中国に対するアメリカの政策」と題するNSC166/1では、「アメリカの極東での外交政策の第一の問題は、強力で敵対的な共産主義中国の存在および共産主義中国とソ連との同盟」¹⁴⁰に対処することであると規定し、中国については、「中国共産主義者は、共産主義者として、西側全体に対して、そして特にアメリカに対して基本的敵対性を維持」¹⁴¹するものと見なした。

このように、アメリカは、中ソ同盟の下にあるソ連と中国とを改めて一体視し、中国が

¹³⁵ 近藤『抑止戦略－戦争抑止戦略の実際－』73-74頁。なお、大量報復戦略は、侵略行為に対して耐え難い制裁を与えるというおどしによって侵略を抑止しようとする「制裁的抑止」の考えに立っているということができる。

¹³⁶ NSC162/2, 13. a.

¹³⁷ Ibid., 13. b.

¹³⁸ NSC146/2, 1.

¹³⁹ Ibid., 9.

¹⁴⁰ NSC166/1, 1.

¹⁴¹ Ibid., 2. b.

アメリカの敵性国家であり、西側陣営に対する脅威であるという認識を強めることによって、台湾、澎湖諸島の防衛を明確に大量報復戦略の中に組み入れていったのであるが、このことは台湾防衛が他の同盟国防衛と同様の「一般利益」として位置付けられるようになっていたことを示すものである。

ただし、台湾政府が支配している大陸沿岸諸島の防衛については、取扱いに明瞭性を欠くものとなっていた。NSC 146/2 で、大陸沿岸諸島について触れた規定は次のとおりである。

「台湾と澎湖諸島が攻撃されなければ、アメリカの軍事力を関与させることなく、中華民国政府に、同政府が支配している沿岸諸島を共産主義者の攻撃から守ることを奨励し、支援するものとする。」¹⁴²

換言すれば、大陸沿岸諸島の防衛については、台湾と澎湖諸島の安全が脅かされなければアメリカが直接に軍事介入することは避け、軍事的行動は台湾政府軍に行わせるものとし、アメリカはそれを支援するにとどめるということである。

アメリカにとって、台湾防衛における具体的な防衛対象はあくまで台湾と澎湖諸島であった。そして、このことは、台湾海峡中立化宣言で台湾の法的地位が未定であることが台湾介入の理由とされたことから、アメリカの介入が法的に正当であることを主張できるのもその範囲であると考えられたのであり、台湾海峡中立化宣言時からの前提でもあったと考えられる。大陸沿岸諸島は、そのときの軍事情勢にもよるが、基本的には台湾、澎湖諸島の防衛にとって本質的要素ではなかった。すなわち、アメリカが保護すべき「一般利益」は、台湾、澎湖諸島の防衛であり、大陸沿岸諸島は、もし台湾政府が防衛する必要があるというのであれば、それは中台間の「特殊利益」であって、基本的にアメリカが直接関与すべき対象としていなかったのである。

しかしながら、アメリカは、第一次台湾海峡危機において、この「特殊利益」にどう対処するかという判断を迫られることとなる。

3 米華相互防衛条約締結と「特殊利益」の扱い

(1) 米華相互防衛条約締結に向けた米台の対応

米台間での同盟的「関係」の進展にかかわらず、米台間では法的に台湾防衛を義務付ける同盟条約の締結はなされていなかった。防衛条約の締結のための米台間での検討は、第一次台湾海峡危機勃発の前年、1953年3月29日に台湾政府の顧維鈞駐米大使がダレス(John F. Dulles)米国務長官に条約締結を提案してから始まったとされる¹⁴³。

ただし、このときダレスは、

- ①内戦状態の国家と相互防衛条約を締結することは国境が確定していないため困難であり、アメリカは中国との戦争に巻き込まれるような条約を望んでいないこと、
- ②条約の範囲を台湾、澎湖に限定することについては台湾政府が困難な立場にあること、

¹⁴² NSC 146/2, 10.

¹⁴³ 『顧維鈞回憶録（顧維鈞回想録）』中華書房、第十一分冊、1990年、181頁；松島和美「米華相互防衛条約の締結と終焉」『鵬友』36卷2号、2010年、83頁。

③韓国の同様な要求を拒否できなくなること、
を理由として条約締結を拒否した¹⁴⁴。

このダレスが提示した拒否理由には、アメリカの台湾海峡における「一般利益」と「特殊利益」に対する考え方方が反映されていると考えられるので、このことについて、以下で説明しておきたい。

上記拒否理由のうちの①は、国際政治の「特殊利益」に関する紛争にアメリカが巻き込まれることとなる事態を避けようとしたものと理解できる。アメリカが中国との戦争に踏み切るのは、あくまでも「一般利益」を守る必要が生じたときである。台湾政府が考えているような大陸反攻は、まさに中台間の「特殊利益」であり、アメリカが介入すべきものではなかった。

このことに関しては、1953年4月のランキン駐台大使を通じた交渉において、台湾政府の大島への攻撃はアメリカの同意を得なければならないことを台湾政府は了承したとされ¹⁴⁵、台湾政府がアメリカに歩み寄りを見せている。

さらに、1953年12月に訪台したニクソン副大統領に宛てた蒋介石の手紙では、台湾側が積極的に条約締結を望む理由として、アメリカが懸念する大陸反攻には触れることなく、「米華条約の締結は、アメリカが一部の同盟国の圧力を受け、共産中国を承認するであろう」という台湾および世界中にいる自由中国人民の懸念を払拭することができる」と等を挙げている¹⁴⁶。蒋介石は、条約締結の意義として、大陸反攻のためではなく、華人社会における米華条約の政治的意義を強調し、中国政府の台湾支配を防ぐためには国際社会での台湾政府の地位の安定が必須であると訴えたのである。

一般的に、同盟条約の締結によって締約国は、安全保障(security)を得るかわりに、国家決定の自律性(autonomy)をある程度犠牲にさせることとなる。同盟条約のない同盟的「関係」である間は、自律性を公式に制約されることはないが、同盟条約の締結には安全保障と自律性の制約とのトレード・オフが常に伴う¹⁴⁷。蒋介石は、この当時、大陸反攻をある程度制約されてでも同盟条約締結を優先させようとしたのであり、このことは、中国軍からの圧力、台湾政府の内部崩壊の危険性等が蒋介石に深刻に受け止められていたということであろう。

上記②の問題は、アメリカが台湾との同盟条約を締結しても、共同防衛の対象は「一般利益」である台湾、澎湖諸島の防衛のみであるとする考え方から生じるものである。前述したとおり、アメリカは中台間の「特殊利益」に原則として介入する考えはなく、また、「特殊利益」に関する紛争に巻き込まれたくはなかった。したがって、台湾政府が支配する大

¹⁴⁴ Bradley J. Pierson, "Diplomatic Coercion: Eisenhower, Chiang Kai-shek, and the 1953 Korean Armistice Agreement," *Primary Source*, Volume IV: Issue1, 2013; 袁克勤「米華相互防衛条約の締結と『二つの中国』問題」『国際政治』第118号、1998年、64-65頁。

¹⁴⁵ 同上、62頁。

¹⁴⁶ 同上、67頁。

¹⁴⁷ James D. Morrow, "Alliances and asymmetry: An alternative to the capability aggregation model of Alliances," *American Journal of Political Science*, Volume35, Issue4, 1991, pp. 904-933.

陸沿岸諸島は、アメリカの考えでは同盟条約の対象外となる。しかしながら、一方で、それを台湾政府が受け入れることは、大陸沿岸諸島の放棄によって華人社会での台湾政府の求心力が損なわれること等を台湾政府が強く主張していることから、困難ではないかと考えられたのである¹⁴⁸。

上記③の韓国との問題は、「一般利益」と「特殊利益」とに関する問題ではないが、朝鮮半島での戦争がまだ継続しており、アメリカが防衛すべき地域の範囲が未確定であるという点では、共通した問題を有するものであった。ただし、韓国との間では、1953年7月27日に朝鮮戦争停戦協定が調印され、境界が確定されたこともあって、同年10月1日には米韓相互防衛条約が締結された。

米韓相互防衛条約の締結は、アメリカ議会で同条約と同様の条約を台湾政府との間で締結すべきだとする意見を活発化させることとなり、こうした動きに乗じて台湾政府も条約締結の要請を表明した¹⁴⁹。さらに、1953年12月には、台湾政府はアメリカに「米華相互防衛条約草稿」を手交している¹⁵⁰。

このように、同盟条約締結については、安全保障上の危機をより直接的かつ深刻に受け止めていた台湾側が積極的であり、アメリカ側は比較的慎重であった。

ただし、上述から明らかにおり、アメリカの最大の懸念は、アメリカが望まず、かつアメリカが保護すべき国益とは直接関係ないと考えられる中台間の紛争、すなわち「特殊利益」に関する紛争に巻き込まれることであった。この問題に関し、台湾政府軍による大陸反攻については、台湾政府との交渉等を通じて現実に大陸で軍事行動を起す場合には事前にアメリカの同意を得ることとするといった対応がとられたが、中国軍による大陸沿岸諸島への攻撃はコントロールすることができない。大陸沿岸諸島を明確に共同防衛の対象とすることは中国との戦争の可能性を大きく高めることとなる。一方で、大陸沿岸諸島の扱いが定まらなければ同盟条約における共同防衛の範囲を確定することができない。アメリカは同盟条約締結に慎重にならざるを得なかつたのである。

（2）第一次台湾海峡危機の勃発と「特殊利益」－「あいまい戦略」の形成－

以上のような事情から、米台間での同盟条約締結に向けての進展はしばらくなかったが、中国政府によって引き起こされた第一次台湾海峡危機は、アメリカに否応なく大陸沿岸諸島への攻撃に対する具体的な対応を迫るものとなった。

中国がこの時期に台湾海峡危機を引き起こしたのは、朝鮮戦争およびベトナム戦争とともに休戦となり、そうした流れの中で台湾海峡においても「二つの中国」が固定化することを避けるとともに、同年9月に設立が予定されていたSEATO (The Southeast Asia Treaty Organization)¹⁵¹への台湾加盟を阻止する狙いがあったものと考えられている¹⁵²。

¹⁴⁸ Dwight D. Eisenhower, *The White House Years, Mandate for Change 1953-1956*, Doubleday & Company, INC., 1963, p. 461. 蒋介石は金門、馬祖島を大陸反攻の拠点とし、これら諸島を失えば台湾軍を崩壊させることとなると考えていたという。

¹⁴⁹ 売「米華相互防衛条約の締結と『二つの中国』問題」65-66頁。

¹⁵⁰ 松本「台湾海峡危機〔1954-55〕と米華相互防衛条約の締結」85頁。

¹⁵¹ 東南アジア条約機構。1954年9月8日にオーストラリア、フランス、イギリス、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイおよびアメリカ合衆国の8カ国によって設

中国軍の攻撃にまかせて大陸沿岸諸島をむざむざと喪失することは、台湾政府にとっての心理的打撃となるとともに、アジアの非共産諸国の士気をも低下させることが危惧された¹⁵³。一方で、アメリカが大陸沿岸諸島の防衛に直接介入すれば中国との戦争は避けられないものとなるが、それは、大陸沿岸諸島の防衛には原則としてアメリカの軍事力を関与させないというN S C 146/2の方針に反するものであった。

こうしたジレンマの中で、アメリカは、第一次台湾海峡危機への対応として、まず国連安保理の介入による停戦案を模索した。停戦案の内容は、国連安保理が介入することによって、台湾海峡の現状すなわち危機発生以前の状態を今後とも維持することとし、中台双方は砲火を交えることを停止するというものであった。

もし、国連安保理介入による停戦案が受け入れられ、台湾海峡の現状維持と大陸沿岸諸島の紛争に対する国連介入とが実現していれば、米台の同盟条約締結に向けての大きな障害であった大陸沿岸諸島に関する問題は基本的に解消する。アメリカとしては、台湾政府が国連安保理停戦案を受け入れるならば、台湾政府が強く望んでいた米台の同盟条約を締結してもよいとの考えを持っていたのである¹⁵⁴。

しかしながら、国連安保理介入による停戦案には蒋介石が強く反対した。蒋介石は、中国と同様に、台湾海峡における現状の固定化が「二つの中国」を生み出すものとなることを懸念したのである¹⁵⁵。

国連安保理停戦案の取り扱いが決まらない中、1954年11月になると中国軍は大陸沿岸諸島の一つである大陳島に大規模な爆撃を開始した。中国軍の攻撃拡大への対応を求められたアメリカは、国連安保理停戦案の安保理提出の有無にかかわらず、紛争の拡大防止のためには何らかの形で台湾との同盟条約の締結が必要と考えるようになった。

大陸沿岸諸島を同盟条約の上でどう取り扱うかは依然として問題であったが、このときにとられた戦略がいわゆる「あいまい戦略」であった。「同盟国とのコントロールと敵国の抑止とを行うワシントンの困難が、ときに非難されるものであれ、戦略的あいまい性という長期政策を生じせしめた」¹⁵⁶のである。また、「アイゼンハワーとダレスは、ワシントンがどの地区を防衛するかを正確に北京に伝えることは、人民解放軍が残りの地区を制圧することとなるため危険であると判断したのであり、同時に、蒋介石が過度に支援を期待して新たな危機を作り出さないように支援の範囲を明確にすることも拒否した」¹⁵⁷のである。

アメリカは、1954年11月2日のN S C会議で、台湾との同盟条約の適用範囲はあくまでも台湾・澎湖諸島とし、大陸沿岸諸島への対応についてはあいまい(fuzzing up)にして

立される。英仏等の反対で、台湾は結局加盟できなかった。

¹⁵² 戴『台湾国際政治史研究』424頁。

¹⁵³ 松本「台湾海峡危機〔1954—55〕と米華相互防衛条約の締結」89頁。

¹⁵⁴ U. S. Department of State, Office of the Historian, "No. 320, The Ambassador in the Republic of China (Rankin) to the Department of State, Taipei, October 5, 1954-4p. m.," <http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1952-54v14p1/d320>

¹⁵⁵ 袁「米華相互防衛条約の締結と『二つの中国』問題」76頁。

¹⁵⁶ Tucker, Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China, p. 14.

¹⁵⁷ Ibid., pp. 14-15.

おくのが望ましいことを合意して条約締結交渉を行うこととし、その1ヶ月後の1954年12月2日に米華相互防衛条約の調印を見ている。

米華相互防衛条約における共同防衛の範囲は次のとおり規定されることになった。

「第六条（領土・領域の範囲） 第二条〔防衛力の発展〕および第五条〔武力攻撃に対する行動〕の規定の適用上、『領土』および『領域』とは、中華民国については、台湾および澎湖諸島をいい、アメリカ合衆国については、その管轄権の下にある西太平洋の属領諸島をいう。第二条および第五条の規定は、相互の合意によって決定される他の領域についても適用される。」¹⁵⁸

大陸沿岸諸島に関する部分は言うまでもなく「相互の合意によって決定される他の領域」の部分である。対象領域は特定されておらず、あいまいにされているが、合意がなされれば、アメリカ軍が当該領域の共同防衛に当たることが可能となる。

それでは、この米華相互防衛条約の規定によって、上記NSC146/2で定められていた大陸沿岸諸島に対するアメリカの方針は変化したのだろうか。アメリカは合意によって大陸沿岸諸島の防衛に当たることになったが、アメリカがそうした合意をするときとはどのような場合なのだろうか。

第一次台湾海峡危機の勃発、米華相互防衛条約の締結等の情勢変化に対応して、NSC146/2の改訂版として1955年1月15日に策定されたNSC5503は、このことに関して次のとおり規定している。

「国民政府の支配する沿岸諸島は、国連行動を通じて、現状を維持するように努めるとともに、台湾、澎湖諸島に対する共産主義中国の攻撃に際して軍事的に望ましい場合を除き、アメリカ軍は関与することなく、国民政府が台湾を基地として沿岸諸島を防衛するのを支援するために国民政府軍に対して軍事物資と訓練とを供与する。」¹⁵⁹

すなわち、台湾、澎湖諸島の安全が直接に脅かされなければ大陸沿岸諸島の紛争にアメリカ軍は介入しないという方針は基本的に変わっていない。大陸沿岸諸島の現状維持に国連安保理を介入させたいという考え方も、台湾政府の反対にかかわらず放棄されていない。

アメリカの大陸沿岸諸島に対する立場は現状維持であるが、その現状維持は原則として国連安保理介入またはアメリカの支援を受けた台湾政府軍によってなされるべきもので、中国との戦争の危険を冒してまでアメリカが大陸沿岸諸島に関する紛争に軍事介入する価値は基本的でないということが改めて確認されている。

大陸沿岸諸島に関する紛争は、台湾、澎湖諸島の安全すなわち「一般利益」に影響する場合もあるものの、基本的には中台間の紛争であり、「特殊利益」として考えられているということとなろう。

一方で、上記規定では、「台湾、澎湖諸島に対する共産主義中国の攻撃に際して軍事的に望ましい場合」にはアメリカ軍が介入することとされており、結局、この部分が条約上の「あいまい戦略」を反映したものである。「軍事的に望ましい場合」とは、大陸沿岸諸島とともに台湾、澎湖諸島が直接攻撃された場合は言うまでもなく、台湾、澎湖諸島への攻撃の準備段階として大陸沿岸諸島が攻撃されていることが明らかな場合も含まれようが、そ

¹⁵⁸ 戴『台湾国際政治史研究』430頁の訳文による。〔〕書きは筆者が加筆。

¹⁵⁹ NSC5503, 10.

の範囲は解釈、運用次第でかなり弾力的なものとなり得る。

なお、ここで「あいまい戦略」について留意しておくべきことは、上述したことから見て取れるとおり、「あいまい戦略」は当事者双方を抑止する目的を有すると同時に、自身がそれに巻き込まれることを回避しようとする目的も有していることである。巻き込まれることを避けるのは、そもそも当該紛争がアメリカの国益にどの程度関係することとなるのか不明確なためである。

以上のアメリカの動向に関する分析で明らかなことは、国際政治のシステムを守ろうとする大国は、国際政治の「一般利益」を保護するために戦争を辞さないということは一貫しているが、「特殊利益」については極力それへの関与を避けることが原則である。ただし、「特殊利益」は状況に応じて「一般利益」と関係するものもあるので、「特殊利益」への対応は個々具体的に考えるようとするということであろう。

言うまでもなく、「特殊利益」に関する紛争が「一般利益」に及ぼす影響の程度は、紛争当事者の意図等、個々の事件によって異なる。第一次台湾海峡危機でアメリカがとった「あいまい戦略」は、「特殊利益」がどのように「一般利益」に影響するようになればアメリカが介入するのか、また、紛争への介入の時期、程度はどうなるのか等をあえてあいまいにしておくことによって、紛争の発生を抑止しようとするものである。

なお、以上のとおり、第一次台湾海峡危機における「あいまい戦略」はあくまで大陸沿岸諸島に関するものであり、米中国交正常化後の「あいまい戦略」とはその範囲等において異なるものであることを付言しておきたい。

4 第一次台湾海峡危機における「特殊利益」への関与

—「あいまい戦略」と瀬戸際政策—

(1) 第一次台湾海峡危機のその後の経過

米華相互防衛条約では、上述のとおり、大陸沿岸諸島に関する紛争は、基本的にはアメリカ軍が介入するものではなく、「特殊利益」として位置付けられるものであったが、第一次台湾海峡危機では、アメリカはこの「特殊利益」に関与せざるを得なくなる。第一次台湾海峡危機で、アメリカが「特殊利益」に現実にどのように関与したのか、まず、第一次台湾海峡危機のその後の経過を見ておくこととしたい。

米華相互防衛条約締後の1955年1月10日、中国軍は大陳島への攻撃を強め、同島近くの一江山島を占拠する。アイゼンハワー大統領は、大陳島および一江山島は台湾、澎湖諸島の防衛にとって死活的に重要なものではなく、大陳島を放棄することを示唆した¹⁶⁰が、中国軍の行動の意図がその他の大陸沿岸諸島の占拠、さらには台湾、澎湖諸島の制圧にまで及んでいる可能性は否定されないため、アメリカの台湾、澎湖諸島の防衛に関する固い決意を示してこれ以上軍事行動をエスカレートさせないよう中国政府を牽制することが必要と考えられた。

このため、アイゼンハワー大統領は、1955年1月24日に議会に「台湾防衛に関する特別教書」を送り、台湾防衛のために必要な場合に軍隊を使用する権限を大統領に与えるよ

¹⁶⁰ 戴『台湾国際政治史研究』437頁。

う求めた¹⁶¹。この教書の内容は、

「一．中国本土の中共政権と、台湾および澎湖諸島にまたがる国民政府との間の戦争行為は、西太平洋およびアメリカの平和と安全のために停止すべきであり、このために国連の措置あるいはその他の手段を歓迎する。

二．しかし事態は緊急であるから国連の措置を待つことなく、議会にたいし、台湾および澎湖諸島にたいする攻撃、ないしその明確な準備行動と認められる事態に対処するため、アメリカ軍隊を使用する権限を要請する。」¹⁶²
というものであった。

この教書による要請を受けて、下院では同年1月25日に、上院では同1月28日に「台湾防衛のために大統領にアメリカ軍を使用する権限を与える決議案」、いわゆる「台湾決議」が議決され、さらに同1月29日に両院共同決議案が議決された¹⁶³。

台湾決議に対して、中国政府は、1955年1月29日付け人民日報で、「この決議案はアイゼンハワーにアメリカの武装部隊を用いて、中国人民が台湾、澎湖を解放しようとすることに干渉する権限を与えるものである。決議案はアイゼンハワーの行動範囲を台湾、澎湖のほか『関係する陣地または領土』を含めており、さらに『必要または適當と考えられるその他の措置』をとつてよいものとしている。・・この決議案は戦争を引き起こすものである。」¹⁶⁴と非難しているが、このことは中国政府が台湾決議を深刻に受け止めた表れと見ることもできよう。

1955年2月6日、アイゼンハワー大統領は、この台湾決議に基づいて、大陳島からの台湾政府軍撤収の支援命令を第七艦隊に発出した¹⁶⁵。蒋介石はアメリカの説得に応じて大陳島から撤退することとし、大陳島にいた一個師団を金門、馬祖島等の他の島に移すこととしたのである。当時、大陳島海域は中国軍の完全な制空権下にあったが、第七艦隊の支援を受けて行われた台湾軍の撤収に対して、中国軍による攻撃は行われなかった。むしろ、撤収時には中国軍の魚雷艇は大陳島海域から撤退したのであり、空軍も出現しなかったのである¹⁶⁶。

なお、こうした中国軍の慎重な行動の背景として、アメリカ海空軍がすでに台湾海峡で

¹⁶¹ "Far East: Formosa Issue to Congress," *World News Digest*, Jan. 26, 1955.

¹⁶² U. S. Department of states, Office of the Historian, "34. Message From the President to the Congress, Washington, January 24, 1955,"

<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1955-57v02/d34>; 「台湾海峡をめぐる国際情勢－課題の位置と米・英・中共－」『世界週報』36(6)、1955年、44-45頁。

¹⁶³ U. S. Department of states, Office of the Historian, "56. Joint Resolution by the Congress, Washington, January 29, 1955,"

<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1955-57v02/d56>; 戴『台湾国際政治史研究』438-439頁。

¹⁶⁴ 「美国国会首脳正駆使議員通過一項戦争性提案 企図授権菱森豪威児武装干涉我国内政（アメリカ国会首脳が議員に戦争決議案の議決を強要 アイゼンハワーに我が国内政に武力で干渉する権限を与えることを企図）」『人民日報』1955年1月29日。

¹⁶⁵ 「台湾海峡をめぐる国際情勢－課題の位置と米・英・中共－」45頁。

¹⁶⁶ 戴『台湾国際政治史研究』440頁。なお、中国政府は人民日報等でアメリカとの戦争も辞さない旨の宣伝戦を行ってきたが、この行動は、中国政府の宣伝戦と実際の行動に隔たりがある典型例としてとらえられる（同）。

の決戦態勢を整えていたという情勢を見ておく必要があろう。第七艦隊は、上記教書の送付の前後から急速に増強されており、1955年1月26日の兵力は総艦船数約100隻、飛行機は各機種あわせて400機となっていた。編成は第77機動部隊（空母攻撃部隊、空母5隻ほか）、第75機動部隊（海上攻撃部隊、巡洋艦2隻）、第70・1機動集団（旗艦ヘレナ号）、第70・4機動集団（ハンター・キラー集団、対潜水艦作戦用空母1隻ほか）、第70・5機動集団（水雷集団）、第70・6機動集団（駆逐艦36隻）、第70・9機動集団（潜水艦集団）、第72機動部隊（台湾海峡哨戒）、第73機動部隊（機動補給部隊）であり、このうち第77機動部隊は原子兵器で装備されていた。このほか、ソ連製ミグ機に対抗し得るF68セーバー・ジェット3個中隊の台湾配置等、極東空軍の増強も行われていた¹⁶⁷。

アメリカは、このように、台湾海峡での戦力を増強させ、中国政府に圧力をかけていたが、台湾海峡の危機がこれで収束したわけではなかった。中国軍からの金門、馬祖島への砲撃がやんだわけではなく、また、両島への上陸作戦の可能性も残されていたからである。

休戦を実現するための一つの方策は上記教書でも言及されていたとおり、国連の介入であった。1955年1月28日にアメリカ、イギリスとの協議の下にニュージーランドから国連安保理に台湾海峡での停戦案の検討要請がなされるが、このときにはソ連からアメリカの「侵略行為」を非難する対抗案が出され、やはり採択されなかつた¹⁶⁸。

このため、アメリカが休戦のための最後的な手段として考えたのが台湾政府軍を金門、馬祖島から撤退させ、米台共同で中国大陆沿岸の「封鎖（interdiction）」を行おうというものであった。中台の兵力を引き離して事実上の休戦状態を作り出そうとしたのである。アイゼンハワー政権は、沿岸諸島の防衛は台湾防衛という本来の目的には意味があるものではなく、また、西側諸国の支援または理解も期待できないことなどから、蒋介石には沿岸諸島から自発的に撤退するよう説得に努めるべきであると考えていた¹⁶⁹。そして、この考えは、上記NSC5503の方針にも即している。

金門、馬祖島からの撤退と台湾海峡の封鎖案は、1955年4月24日に蒋介石に提案されたが、蒋介石の明確な反対にあった。蒋介石は、沿岸諸島が国民党政府存続の鍵であるという考えを変えなかつたのである。

アメリカと台湾政府との間で、休戦案に関する折り合いがつかない中、バンドン会議に出席していた周恩来は、1955年4月23日に「中国人民はアメリカと戦うことを望んでおらず、台湾地域の緊張緩和問題についてアメリカと話し合いたいと考えている」¹⁷⁰旨の発言を行つた。この発言を受け、同年4月26日にダレスは「中国と協議を行う可能性を排除しない」¹⁷¹旨を表明する。

第一次台湾海峡危機は、バンドン会議での周恩来の声明からおよそ3ヶ月経つた1955

¹⁶⁷ 「台湾海峡をめぐる国際情勢—課題の位置と米・英・中共一」46頁。

¹⁶⁸ 同上、45頁。

¹⁶⁹ U.S. Department of State, Office of the Historian, "185. Memorandum From the Under Secretary of State (Hoover) to the Secretary of State, Washington, April 1, 1955," <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1955-57v02/d185>

¹⁷⁰ 史習培「1949—1966年毛沢東解決台湾問題の方針（毛沢東の台湾問題解決の方針）」『中共福建省委党校学報』総第273期、2004年、23頁。

¹⁷¹ 同上。

年8月1日にアメリカと中国政府間の大天使級会議が開催されたことによって、ひとまず収束するのである。

(2) 「あいまい戦略」と瀬戸際政策

第一次台湾海峡危機の経過は上述のとおりであるが、それでは、この危機の収束に際してアメリカがとった現実の行動は、どのような特色を有するものだったのだろうか。

台湾防衛に関するアメリカの基本的戦争戦略は、NSC 146/2で全面戦争へのエスカレーションを排除しない大量報復戦略が採用されることとなったが、その方針は米華相互防衛条約締結後のNSC 5503でも「台湾、澎湖諸島への軍事攻撃に対して、あらゆる防衛のための手段をとり、相互防衛条約の規定を効果的に実施する」¹⁷²と規定されて引き継がれている。すなわち、抑止戦略の観点からすれば、台湾、澎湖諸島への攻撃はアメリカとの全面戦争を意味するのであり、核兵器での報復を含めた大量報復への恐怖心を中国政府に与えることによって攻撃を抑止しようとする「制裁的抑止」戦略に立っている¹⁷³。

問題は台湾政府が支配する大陸沿岸諸島への攻撃の抑止をどのように行うかであった。アメリカは、国際政治の「一般利益」と見なす台湾、澎湖諸島の防衛問題と切り離して、「特殊利益」でしかない大陸沿岸諸島の防衛だけを目的とした軍事介入を行う意図がなかったことはこれまで述べてきた経緯で明らかである。ただし、金門、馬祖島の放棄は台湾政府軍の士気を喪失させ、台湾政府の崩壊または国共合作へと導く可能性は否定できず、台湾、澎湖諸島の防衛に不利な情勢を形成するおそれもあった。アメリカは金門、馬祖島の防衛に巻き込まれることは避けたかったが、情勢如何によっては軍事的介入も考えざるを得なかつたのである。

こうした情勢において、アメリカは、金門、馬祖島防衛に実際に介入するのかどうか、また介入するとすればいつ介入するのかをあいまいにしておくという「あいまい戦略」で対応した。しかしながら、「あいまい戦略」をとった場合、現実の介入はないのではないかと相手方が受け止めれば抑止力は失われる。中国軍による金門、馬祖島への攻撃を抑止するためには、少なくとも中国軍が金門、馬祖島を奪取するための本格攻撃または上陸作戦を行った場合はアメリカが軍事介入を行う蓋然性が高く、しかも反撃は大量報復措置を含めた熾烈なものとなるであろうことを中国政府に信じさせることが必要であった。瀬戸際政策はこのためにとられたのであり、第一次台湾海峡危機の状況下では、「あいまい戦略」の抑止効果を保つために瀬戸際政策は不可避だったのである。

アメリカは、上述の台湾決議を根拠としつつ、アメリカの空海軍の増強による臨戦態勢を整備し、中国軍との緊張を高め、まさに瀬戸際政策を実行したのである。そして、結果として中国軍による金門、馬祖島への本格攻撃、奪取作戦は実施されなかった。ダレスは後にこのことについて、「平和のためのチャンスをつかむことは、ちょうど戦争でチャンスをつかむようなものである。ある者は我々が戦争の瀬戸際まで連れて行かれたと言う。もちろん我々は瀬戸際まで連れて行かれた。戦争に引き込まれずに瀬戸際まで行く能力は必要とされる戦術的技術である。もしそれをマスターできないと、戦争に引き込まれること

¹⁷² NSC 5503, 9.

¹⁷³ 近藤『抑止戦略—戦争抑止戦略の実際—』3頁。

が不可避となる。もしそれから逃げようとしたり、瀬戸際まで行くことを恐れたりすると敗北する。」¹⁷⁴と述べている。

この緊迫感のあるダレス発言からも窺えるように、アメリカは、中国との戦争になった場合は、局地的な限定戦争だけではなく、大量報復戦略に基づいた全面戦争も視野に入れていた。台湾決議の際に、必要とあれば核兵器を使用することも予定されていたとされる¹⁷⁵。台湾決議に対する上述の中国政府の非難は、こうしたことを認識した上でのものと見ることができよう。

「あいまい戦略」の中で瀬戸際政策が実行される場合、どの一線を越えれば本当に戦争になるかは潜在的侵略国（この場合は中国政府）のほうで明確にわかっているわけではない。しかしながら、アメリカとの高まる軍事的緊張の中で、もし金門、馬祖島の奪取作戦を行えば、確実にアメリカとの戦争になると中国政府が考えたとしてもおかしくはない。そして、アメリカとの戦争は、核兵器での報復を覚悟しなければならなかつた。

したがって、中国政府が金門、馬祖島への本格攻撃を自制したのは、アメリカの抑止戦略が功を奏したためであるように見える。そして、その抑止戦略は、軍事的介入の時期等を明確にしない「あいまい戦略」の中で、瀬戸際政策を伴って実施された。

すなわち、アメリカの台湾海峡における「特殊利益」への関与は、現状維持と抑止を目的として「あいまい戦略」と瀬戸際政策とで行われたのであり、これによって、事態は現実的に収束に向かったのである。

ただし、中国政府は金門島への砲撃は軍事的には偵察、威嚇的なものであって、もともと金門島を奪取するような計画はなかったとしており¹⁷⁶、アメリカの抑止戦略が本当に功を奏したのかどうかが確かめられるわけではない。また、ソ連も中国政府による台湾の武力解放はアメリカとの戦争に発展しかねないため、支持していなかつたとされる¹⁷⁷。

しかしながら、現実的に、アメリカは「あいまい戦略」の中で瀬戸際政策が必要なものと考えて実施し、そうしたアメリカの動きの中で、アメリカとの戦争を辞さないとしていた中国は金門、馬祖島の奪取作戦を実施しなかつた。「あいまい戦略」と瀬戸際政策が有効ではなかつたということもまた言えないのである。

（3）国際政治の「利益」への関与の態様

第一次台湾海峡危機で、アメリカが「特殊利益」について、「あいまい戦略」と瀬戸際政策で関与したことは上述のとおりであるが、このアメリカの対応は、国際政治の「利益」への関与という観点からはどのように評価できるのだろうか。

表3-1は、当時のアメリカがとっていたと考えられる国際政治の「利益」への関与の態様を示したものである。

同表で示したとおり、「一般利益」と無関係の「特殊利益」への対応は明確であり、平時、

¹⁷⁴ James Shepley, "How Dulles averted War," *Life*, Vol. 40, No. 3, Jan. 16, 1956, p. 78; Howard Handleman, "Dulles Lashes Back at 'Brink Of War' Critics," *MILWAUKEE SENTINEL*, January 18, 1956.

¹⁷⁵ 山田『核抑止戦略の歴史と理論』84頁。

¹⁷⁶ 史「1949-1966年毛沢東解決台湾問題の方針」22頁。

¹⁷⁷ 若林『台湾の政治－中華民国台灣化の戦後史』64-65頁。

危機時または攻撃時においても、そもそも利益関係がなく軍事介入する理由がないことから、単純に不介入である。

「一般利益」への対応についても明確である。平時において軍事介入の意思が明確にされており、危機時には介入意思があらためて確認され、現実に攻撃があれば介入して報復措置をとることとなる。対応の目的は抑止または防衛そのものであり、最終的には全面戦争を辞さないものとする。

表3-1 「特殊利益」と「一般利益」への対応

	平時の戦略・態度	危機時の対応	現実に攻撃があつたときの対応	戦争戦略	目的
「特殊利益」(「一般利益」と無関係)	明確(不介入)	不介入意思の確認	不介入	—	(利益関係なし)
「特殊利益」(「一般利益」に影響)	あいまい戦略	あいまい戦略・瀬戸際政策	不明(状況による。)	不明(状況による。)	現状維持・抑止
「一般利益」	明確(介入)	介入意思の確認・明確化	介入・報復	全面戦争戦略	抑止・防衛

資料：筆著作成

複雑なのは、「一般利益」に影響し得る「特殊利益」への対応であり、第一次台湾海峡危機がその事例である。この場合は、攻撃を抑止して現状維持を図ること、その一方で、軍事介入は極力避けることという2つの要請に同時に応えなければならない。そのためによられた対応が平時における「あいまい戦略」であり、危機時にはさらに瀬戸際政策が必要とされた。「あいまい戦略」では、介入時期等はあいまいにされているが、ある一線を超れば反撃があるということを相手方に確信させなければ効果がない。のために瀬戸際政策が求められたことは前述のとおりである。

しかもこの場合、現実に攻撃があつても本当に介入、反撃があるかどうかは実は不明である。また、介入があつてもどの程度のものになるのかも不明である。攻撃の態様によっては「一般利益」に影響しないと判断されることもあり、また、いったん介入に踏み切つても、状況の変化によって、これ以上戦闘をエスカレーションさせないほうが「一般利益」に影響しないと考えられることもあり得るからである。

こうした対応は、そもそも紛争の対象が基本的に「特殊利益」であるということに起因している。二極構造の極をなす大国にとって、「一般利益」に影響を及ぼしかねない「特殊利益」に関する紛争は、これを抑止し、現状を維持することが最も望ましい。そして、現実に紛争が生じてしまつても、介入は「一般利益」への影響を避ける程度に最小限にとどめることができれば、それが望ましいものと考えられる。

こうした観点からは、第一次台湾海峡危機でアメリカは、現実的にどれだけの効果があつたかはともかく、「あいまい戦略」と瀬戸際政策で紛争のさらなるエスカレーションを抑制するために合目的的行動したという評価が可能であろう。ただし、金門、馬祖島への奪取作戦が現実に実行された場合にアメリカがどう対応したかはやはり不明である。

5 本章のまとめ

本章で取り上げた第一次台湾海峡危機は、朝鮮戦争、台湾中立化宣言によって米中間の脅威認識が定まり、両国が敵対的「関係」となって対峙している時期に生じたものであり、この時期における両国間の脅威認識の変化はない。第一次台湾海峡危機は、そうした中で、大国の「一般利益」と小国の「特殊利益」との調整が求められた事件であり、事件は全体として東アジアの二極構造の影響の下で、または二極構造が規定要因として働く中で進行した。

台湾中立化宣言による米台の同盟的「関係」の形成は、前章で述べたとおり、アメリカが中国をソ連と一体となった脅威として認識したことにより、台湾防衛が「一般利益」としての性格を強く有することになったことによるものである。二極構造の一極をなす大国としてのアメリカの国益すなわち国際政治の「一般利益」と台湾政府の防衛上の利益の一致が、米台の同盟的「関係」の基礎となっている。

そして、大国としてのアメリカは、国際政治のシステムの支配を共産主義勢力に譲らず、現在の国際政治システムを維持する上で、台湾防衛は不可欠なものと考えるようになり、米台の同盟的「関係」を強化すると同時に、台湾、澎湖諸島の防衛を大量報復戦略の中に組み入れていった。

東アジアの二極対立の国際政治の構造の下で、一方の極のソ連、そして中国を封じ込めるためにには、もう一方の極のアメリカが日本列島・南西諸島、台湾、フィリピン諸島のラインを防衛・維持することの戦略的重要性は誰の目にも明らかである。台湾が相手方陣営の支配下に入れば、日本列島・南西諸島とフィリピン諸島とをラインで結べなくなり、中国に対する封じ込めラインは大きく後退する。

この当時、このラインはアメリカにとって、国際政治のシステムを維持するために防衛が必要なラインとしてとらえられていたのであり、こうしたアメリカの国家としての意思を確認できるのがNSC146/2等の一連のNSC文書である。

このため、アメリカは、このうち、日本およびフィリピンとは同盟条約を締結し、台湾とは同盟的「関係」を強化していくのである。台湾防衛は、日本およびフィリピンの防衛と同様、共産主義勢力の拡大・浸透を抑制するための「一般利益」であり、とりもなおさずアメリカの国益としてとらえられたのである。

しかしながら、台湾海峡では複雑な問題が生じることになった。アメリカが「一般利益」の対象として考えているのは、あくまで台湾島と澎湖諸島の防衛だけであり、台湾政府が支配下においていた大陸沿岸諸島はその対象外であったためである。

第一次台湾海峡危機は、この大陸沿岸諸島を紛争の主たる対象として展開した。しかしながら、大陸沿岸諸島は、アメリカが防衛する必要があると考えているラインの外側にあり、「一般利益」とは直接の関係がない。アメリカにとって、大陸沿岸諸島に関する紛争は、本来、中台間の「特殊利益」であり、アメリカは介入する必要はなく、また、巻き込まれることを避けるべきものであった。

ただし、大陸沿岸諸島の全面的な放棄は台湾政府軍の士気低下を招き、台湾政府の崩壊につながる恐れもある。そうすれば、アメリカが維持すべきと考えている防衛ラインの一部が破れ、「一般利益」を大きく損ねることになりかねない。

こうした「一般利益」に影響し得る「特殊利益」に対してアメリカがとった対応が「あ

「あいまい戦略」であった。「あいまい戦略」は、介入の時期、程度等をあいまいにすることにより当事者双方を抑止して現状を維持し、自身も紛争に巻き込まれることを避けることを目的としたものである。

「あいまい戦略」は米華相互防衛条約の規定上に反映され、また、金門、馬祖島の危機が高まったときには「あいまい戦略」は瀬戸際政策とともに実施された。そして、結果として危機は回避された。

二極構造の一極をなす大国としてのアメリカは、第一次台灣海峡危機において、「一般利益」については防衛意思を明確にする一方で、「特殊利益」については紛争に巻き込まれることを回避することを原則としつつ、現実的な対応を行ったのである。

第4章 米中和解と米中台関係

1 本章の課題

1972年2月27日、上海で、アメリカ、中国両国政府による「ニクソン米大統領の訪中に関する米中共同声明」いわゆる「上海コミュニケ」が発表された。この上海コミュニケは、「米中の二国間関係からみても、より広い東アジア情勢からみても一つの分水嶺」¹⁷⁸となったものであり、また、それは「激しい敵意に満ちた米中対決の二十年を終らせ」¹⁷⁹、米中が和解して、関係正常化に向けた取組を開始させることとなったものであった。

この米中和解については、言うまでもなく内外で多くの研究がなされ、多数の資料、著書、論文がある。我が国では、たとえば、『周恩来キッシンジャー機密会談録』¹⁸⁰および『ニクソン訪中機密会談録』¹⁸¹が出版され、キッシンジャー(Henry Kissinger)およびニクソン(Richard Nixon)訪中時の会談・交渉内容が明らかにされるとともに、中国外交という観点からは岡部達味による研究¹⁸²があり、米中関係の歴史的分析については山極晃の研究¹⁸³がある。また、米中接近に対する台湾の対応については、松田康博によって分析¹⁸⁴が行われている。アメリカでは、米中関係の通史的著作である *America's Response to China*¹⁸⁵をはじめとして、もとより多数の著作が発表されている。

米中和解の経緯については、これまでのこうした研究で概ね明らかにされてきているが、米中和解には大きく2つの要因があった。

その1つの要因は、中国がソ連を脅威として感じるようになった中ソ対立があったことである。米中接近が主としてソ連という共通の脅威に対応するものであったということについては、既存研究を通じて基本的に一致した見解になっているとしてよいであろう。「ソ連に対する効果的な抑止力を確保すること、これが米国との間に新たな関係を樹立しようという中国の最大のねらいであった」¹⁸⁶のである、ソ連への対応という点についてはアメリカと利害が共通していた。

もう1つの要因としては、ベトナム戦争が挙げられる。行き詰ったベトナム戦争を終結させるためには、アメリカは中国と和解することを必要としたというものであり、これについてもほぼ異論のないところであろう。

¹⁷⁸ A. ドーク・バーネット『米中国交ーアメリカの戦略』戸張東夫訳、日中出版、1978年、13頁。

¹⁷⁹ 同上。

¹⁸⁰ 毛里和子、増田弘監訳『周恩来キッシンジャー機密会談録』岩波書店、2004年。

¹⁸¹ 毛里和子、毛里興三郎訳『ニクソン訪中機密会談録』名古屋大学出版会、2001年。

¹⁸² 岡部達味『中国の対外戦略』東京大学出版会、2002年。

¹⁸³ 山極晃『米中関係の歴史的展開 1941年～1979年』研文出版、1997年。

¹⁸⁴ 松田康博「米中接近と台湾－情報統制と政治改革」増田弘編著『ニクソン訪中と冷戦構造の変容』慶應義塾大学出版会、2006年、第3章。

¹⁸⁵ Warren I. Cohen, *America's Response to China, A History of Sino-American Relations, fourth edition*, Columbia University Press, 2000.

¹⁸⁶ バーネット『米中国交ーアメリカの戦略』27頁。

既存研究では、中ソ対立とベトナム戦争を通じて米中の利害の一致が見られるようになり、そのことが米中和解をもたらしたと説明される。その結論自体には異論はないが、そこでは、中ソ対立とベトナム戦争の国際政治の理論的観点からの性格・位置付けの相違は意識されず、中ソ対立とベトナム戦争の理論的観点からの関係も明らかにされない。また、米中和解の重要な側面である台湾の問題も理論的に取り込まれていない。

本章では、このため、まず当時の東アジアの国際政治の構造・「関係」を明らかにした上で、①中ソ対立は東アジアの国家間の脅威認識、「関係」、さらにはベトナム戦争の位置付けをどう変化させたのか、②アメリカの中国に対する脅威認識は米中和解時にどう変化していたのか、一方の中国はどうだったのか、③米中和解にともなう米中「関係」の変化は台湾問題およびベトナム戦争の位置付けをどう変化させることとなったのか、ということを分析、解明することを課題とする。

そのことによって、米中和解をめぐる東アジアの一連の動きについて理論的で統一的な視点を提供し、東アジアの国際政治の理論的説明に資することとしたい。そして、このことは国際関係が単に国家間の相互作用の集合ではなく、一定のシステム・構造の下で運動して動くということを例証することともなろう。

なお、本章の主要なアクターは、中ソ対立によってアメリカよりもソ連を脅威対象として認識するようになった中国と、そうしたことによって中国に対する脅威認識を変化させたアメリカである。

2 中ソ対立と東アジア国際政治の構造・「関係」の変化

本節では、冷戦初期から米中和解前までに東アジアの国際政治の構造・「関係」がどのように変化していたかを明らかにする。そのため、まず冷戦初期の東アジアの国際政治の構造・「関係」がどのようなものであったかということについて述べる。次に中ソ対立の進行またはベトナム戦争の状況について、中ソの「関係」への影響またはアメリカとの関わりが理解できるように事実関係を中心とした説明を行う。そして、これらを踏まえて、米中和解前の東アジアの国政政治の構造・「関係」がどのようなものになっていたかを説明する。

(1) 冷戦初期の東アジアの国際政治の構造・「関係」

朝鮮戦争勃発2日後の6月27日に、トルーマン大統領が台湾の中立化を保持する旨の声明、いわゆる台湾中立化宣言を発表し、同宣言発表の翌日に台湾政府が同宣言を受諾する旨を表明したことにより、米台間で新たな同盟的「関係」が形成されることとなったのは第2章で述べたとおりである。

台湾は、アメリカ極東軍が基地を有する沖縄とフィリピンとの間にあり、その戦略的重要性は早くも1949年12月のNSC48/2でも指摘されていたところである。そして、この台湾中立化宣言によって、アメリカは中ソを共産主義者として一体と見なし、台湾海峡への軍事的介入の姿勢を明確にすることとなった。朝鮮戦争を契機とする台湾中立化宣言で、東アジアの対共産主義封じ込めラインは台湾海峡に引かれることとなったのである¹⁸⁷。

¹⁸⁷ Tucker, Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China,

この後、米台の同盟的「関係」が進展し、1954年には第一次台湾海峡危機の勃発がきっかけとなって米華相互防衛条約が締結されたこと、そして第一次台湾海峡危機の結果として定まった中国政府と台湾政府の支配地域は現在まで変わっていないことは、第3章で述べたところである。

この当時、アメリカは、日本列島・南西諸島、台湾、フィリピン諸島を東アジアにおける防衛ラインとして考えていたが、このうち、日本とは1951年に日米安全保障条約¹⁸⁸が締結され、同じく1951年にフィリピンとは米比相互防衛条約が締結されていた。また、朝鮮戦争の当事国であった韓国とは、1953年10月に米韓相互防衛条約が締結された。

ベトナムでは、中国の軍事援助を受けたベトミンがフランスに対する攻勢を強めていたが、1954年のジュネーブ協定¹⁸⁹後、北緯17度線を境にして南北ベトナムに分断される形となった。その後、アメリカは1955年にベトナム共和国（南ベトナム）の設立を支援し、フランス軍が撤退¹⁹⁰する中で、ベトナムへの介入を強めていった。

こうした動きをもとに、1950年代半ばごろの東アジア国際政治の構造・「関係」を図示すれば図1のとおりとなろう。なお、同図では、図の簡略化の観点から、フィリピンは省略した。

p. 13.

¹⁸⁸ 「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」、1952年4月28日発効。（旧）日米安全保障条約とも言われる。

¹⁸⁹ 出席国はフランス、アメリカ、イギリス、カンボジア、ラオス、ベトナム国（バオ・ダイ政府）、ベトナム民主共和国（ベトミン）、ソ連、中国。アメリカは出席したが、協定には加わらなかった。

¹⁹⁰ フランス軍は、1956年6月にベトナムから完全に撤退した。

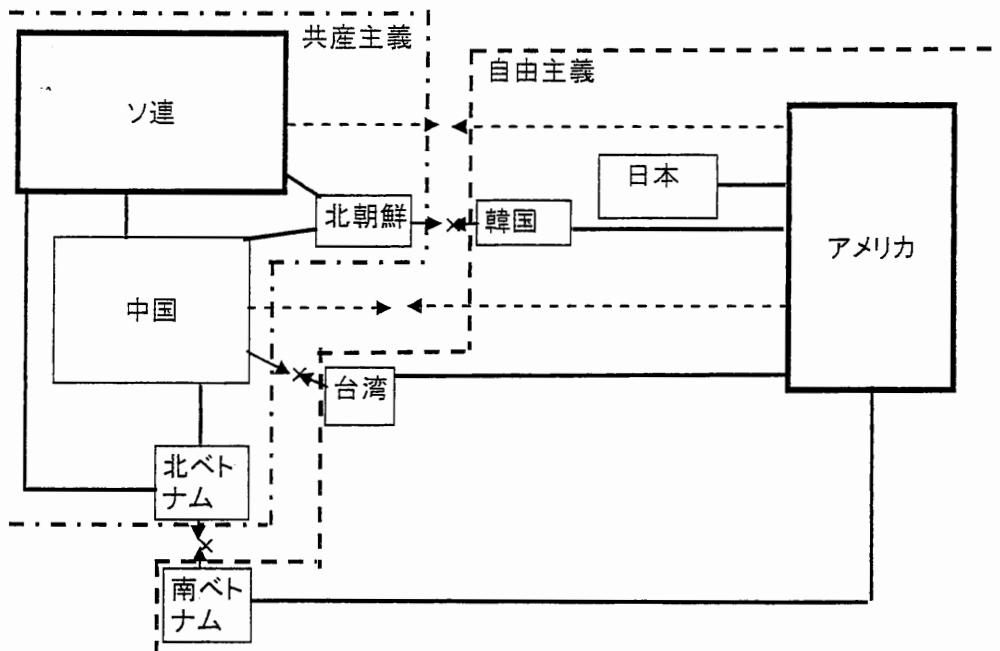


図4-1 冷戦初期の東アジア国際政治の構造・「関係」

資料：筆者作成

- 注. ①構造の極をなす大国は太枠で囲い、その他の国は実線の枠とした。
- ②同盟または同盟的「関係」を形成している国同士は実線で結んだ。
- ③点線の矢印が向き合っているのは対立を、実線の矢印が向き合って×印を付したものは軍事的衝突があることを示した。
- ④太い破線は、陣営的・イデオロギー的対立、区分けを示した。

東アジアでは、アメリカおよびソ連を二極構造のそれぞれの極として、アメリカは日本、韓国、台湾、南ベトナム等と同盟または同盟的「関係」を形成し、ソ連は中国、北朝鮮、北ベトナムと同盟または同盟的「関係」を形成した。

この当時は、政治イデオロギーまたは政治体制による対立という性格が強く、両陣営はそれぞれ自由主義陣営および共産主義陣営として互いに対峙した。当時において、共産主義という政治イデオロギーは自由主義諸国の脅威認識の形成に重要な役割を果たしていた。アメリカは共産主義の拡大を防止し、これを封じ込めるために、台湾を含めた一定の防衛ラインを設けたのである。

アイゼンハワー大統領は、共産主義は一枚岩であるとの見方から、もしある地域への共産主義の侵略を許せば、ドミノ（立て並べた将棋の駒）のように、他の地域も次々と侵略されると主張し、このいわゆるドミノ理論をベトナムへの介入、戦争継続の論拠とした¹⁹¹。

二極構造の下では、それぞれの極をなす大国を中心として、同盟または同盟的「関係」が形成され、国際政治におけるパワーは実質的に二分される。この場合、両大国の相互の敵対意識または脅威認識が強ければ強いほど当然ながら両陣営の対立は激しいものとなる。

また、陣営の中での大国のパワーが突出していればいるほど、ある地域での衝突を大国

¹⁹¹川田、大畠編『国際政治経済辞典』466頁。

が自らの利益と同一視して、肩代わり的に介入する程度が強まる¹⁹²。朝鮮半島、台湾海峡、ベトナムへのアメリカの介入は、こうした二極構造における大国の行動として解することができる。

1950年代の冷戦初期における東アジアの構造・「関係」は、かつてない圧倒的なパワーを有する両大国の二極構造の下で、二陣営対立の性格が最も鮮明に表れたものであったとすることができよう。

(2) 中ソ対立の進行

上述のような冷戦初期の東アジアの国際政治の「関係」を大きく変化させる要因となつたのが中ソ対立であった。中ソ対立は、中国のソ連に対する脅威認識を変化させるとともに、アメリカがそのことを了知することによって、アメリカの中国に対する脅威認識をも変えていくこととなる。その結果、中ソ対立が東アジアの国際政治の「関係」を再編する主たる要因となるので、そのことに留意しながら、以下で中ソ対立の進行の経緯について整理しておくこととしたい。

中ソ対立を招いた中ソ間の論争は、早くも1956年に開催されたソ連共産党第20回大会に始まったとされる¹⁹³。ただし、ソ連側は、同大会での意見の不一致はなかったとし、1960年4月に中国が発表した「レーニン主義万歳」等の3編の文章が論争を惹き起こしたと主張しており¹⁹⁴、論争開始時点については意見の相違がある。

論争の内容は、主として国際共産主義運動の路線をめぐってのものであった。すなわち、同20回大会での決議、1957年の社会主義諸国共産党・労働者党の宣言（モスクワ宣言）、1960年の81カ国共産党・労働者党代表者会議の声明（モスクワ声明）等の国際プロレタリアート世界革命の路線に関する論争であり、論争の中心的な問題は「平和的移行」の問題であった¹⁹⁵。ソ連は、社会の変化に伴い、議会を通じて社会主義へ移行することが可能となっており、社会主義革命は平和的な方法で実現できるという平和的移行論を唱えたのに対し、中国は、暴力革命がレーニン以来のプロレタリア革命の普遍的法則であり、社会主義実現のためには暴力による闘争が不可欠であることを強硬に主張したのである。

論争は、1962年からはそれぞれの機関誌¹⁹⁶に文章を掲載する公開書状の形式をとって行われるようになった¹⁹⁷。中国は、1963年から9月から1964年7月にかけて、フルシチョフの平和的移行論を修正主義として激しく非難する文章を9回連続で人民日報に掲載したが、それによって、中ソが深刻な対立に直面していることが世界に明らかとなった。

このように、中ソ論争は表面的には国際共産主義運動の路線対立という形をとったが、

¹⁹² Olson and Zeckhauser, An Economic Theory of Alliances.

¹⁹³ 「蘇共領道同我們分岐的由來和發展 評蘇共中央的公開信（ソ連共産党指導者と我々との意見不一致の由来と發展 ソ連共産党中央の公開書状を評する）」『人民日報』1963年9月6日。

¹⁹⁴ 同上。

¹⁹⁵ 衣笠哲生「中ソ論争と平和革命論」『法政研究』32(2-6下巻)、九州大学、1966年、537-539頁。

¹⁹⁶ ソ連は「プラウダ(Pravda)」、中国は「人民日報」。

¹⁹⁷ 柳建輝、曹普主編、羅平漢等著『中国共産党執政歴程(中国共産党の執政の歴史)』第二巻(1949-1976)、人民出版社、2011年、335頁。

同時にこの論争は両国の国家利益をめぐる争いを背景としたものであり、その争いが論争として表出したものと見られるものでもあった。なお、中ソ論争を、もともと中国はソ連に対する不信と従属的関係への不満を有しており、中ソ関係を文字通りの平等・互恵の関係にしようとする中国のソ連に対する要求と抗争の過程とする見方もある¹⁹⁸が、これも広い意味で国家利益をめぐる争いの一形態としてとらえることができよう。

1956年から中ソ論争が始まったと中国が主張していることは上記のとおりであるが、それ以後の1957年10月には中ソ国防新技術協定（原爆の技術提供を含む。）が秘密裏に締結¹⁹⁹されるとともに、翌年4月には中ソ通商航海条約が締結されている²⁰⁰。1960年を論争開始年とするソ連の主張の是非はともかく、1958年前半までは中ソ関係の決定的な悪化はなかったとして良いであろう²⁰¹。

国家利益をめぐる具体的な事件における確執で双方が対立を深めるようになるのは1958年半ば以降のことである。

1958年4月にソ連が提案した長波放送局の共同建設を中国は同放送局の全面管理を主張して受け入れず、同年7月に同じくソ連が提案した共同潜水艦隊の建設を中国は主権に抵触するものとして拒否した²⁰²。これらの提案を、中国は、ソ連が軍事的に中国をコントロールしようとするものと解釈したのである。

1958年7月31日から8月3日までの間に北京で行われたフルシチョフ・毛沢東会談は、対外的には双方の意見は完全に一致した旨が公表されたものの、現実には双方の不信感をさらに拡大し、亀裂を深めるものとなつた²⁰³。同会談では、中国がすでに金門島砲撃を国的に決めていたにもかかわらず、台湾海峡危機の問題は議論もされず、また軍事的協力の問題も意見が不一致のままに終つたとされる²⁰⁴。

1958年8月23日の中国の金門島砲撃により始まった第二次台湾海峡危機は、中ソ同盟条約を事実上破綻させる重要な要因となった。金門島への砲撃は29日まで間断なく続き、最初の一週間に投じた砲弾は14万発に上る激しいものであった。また、これに対してアメリカは戦後最大級の規模となる海空軍を台湾海峡に集結させて全面戦争も拒否しないという態度をとつた²⁰⁵。アメリカの台湾海峡における「あいまい戦略」と瀬戸際政策は、第一次台湾海峡に続き、第二次台湾海峡危機でも再び実施されたのである。

こうした状況下の同年9月4日にアメリカのダレス国務長官は声明を発表し、その中で、米中大使級会談²⁰⁶の経緯を踏まえつつ中国に話合いを呼びかけた。これに対して中国は9月6日に同大使級会談の再開を提案し、これによって第二次台湾海峡危機は徐々に収束に

¹⁹⁸ 中島嶺雄『中ソ対立と現代』中央公論社、1978年、195頁。

¹⁹⁹ 「中国政府報道官声明」『人民日報』1963年8月15日。

²⁰⁰ 柳、曹主編『中国共産党執政歴程』331頁。

²⁰¹ 中島『中ソ対立と現代』222頁；柳、曹主編『中国共産党執政歴程』331頁。

²⁰² 柳、曹主編『中国共産党執政歴程』332頁。

²⁰³ 同上。

²⁰⁴ 中島『中ソ対立と現代』233-234頁。

²⁰⁵ 肖『六十年国事紀要（外交卷）』76頁。

²⁰⁶ U. S. Department of State, Office of the Historian, "U. S. -China Ambassadorial Talks, 1955-1970," <https://history.state.gov/milestones/1953-1960/china-talks>.

向かうこととなる。それまで、ソ連から中国に対する支援表明はなく、ソ連が中国を支持する声明を発表したのは9月7日のことであった。

これについて、中国は、ソ連が核戦争の恐れがなくなったのを見極めてから支持声明を発表したと非難し、中ソ同盟に不信をつのらせた²⁰⁷。一方で、ソ連は、中国がソ連をアメリカとの核戦争に巻き込もうとしているとして警戒心を強めることとなったのである。

この後、ソ連は、1959年6月20日に、1957年の中ソ国防新技術協定を一方的に破棄し、中国に原爆生産技術を提供することを拒否した²⁰⁸。続いて、1960年7月16日には、中国にいるソ連人専門家1300人余りを1ヶ月以内に引き揚げるとの決定を中国に通告するとともに、数百の協定、契約を破棄し、物資と設備の供給を停止した²⁰⁹。これによって、中国をソ連に結び付けていたソ連への依存性は大きく損なわれることとなった。

1959年9月に勃発した中印国境紛争後におけるインドとソ連との関係強化²¹⁰、1963年8月5日の米英ソ3国による部分核実験停止条約の締結²¹¹等は中ソ間の対立をますます深めるものであった。

1964年10月にフルシチョフが解任された後、中国はソ連との関係改善もあり得るものと期待したが、ブレジネフの中国に対する姿勢は従前と変わらないものであった²¹²。1966年のソ連共産党第23回大会には、中国は代表を送らず、中ソ両国の関係は事実上断絶することとなった²¹³。

かつては一枚岩と見られた中ソの「関係」は、早くも1950年代終わりには変化が起り、1960年代になると双方の国家利益の衝突から対立が固定化するようになったのである。次いで、1969年には国境紛争による中ソ軍事衝突が起り、中ソ間での核戦争が懸念されるまでに関係は悪化した²¹⁴。

中国はソ連に対する（一方でソ連は中国に対する）脅威認識を変化させ、中ソの「関係」は敵対的「関係」へと変化したのである。

（3）ベトナム戦争の状況

ベトナム戦争は、前述のとおり、アメリカを中国に接近させることとなったもう一つの重要な要因である。それでは、ベトナム戦争が米中和解に果たした役割は、国際政治の理

²⁰⁷ 肖『六十年国事紀要（外交卷）』99頁。

²⁰⁸ 「中国政府報道官声明」『人民日報』1963年8月15日。

²⁰⁹ 「蘇聯共産党中央委員会給蘇聯各級党组织和全体共産党员的公開信（ソ連共産党中央委員会がソ連各級党组织および共産党员全体に出した公開書状）」『人民日報』1963年7月20日。

²¹⁰ 柳、曹主編『中国共産党執政歴程』332頁。1959年9月にソ連はインドに3.75億ドルの借款を提供した。

²¹¹ 「為甚麼三国條約有百弊而無一利？（なぜ三国条約は百害あって一利もないのか？）」『人民日報』1963年8月10日。

²¹² 柳、曹主編『中国共産党執政歴程』336頁。

²¹³ 同上。

²¹⁴ 望月敏弘「中国の対米接近要因—国内的文脈と対外的文脈」『ニクソン訪中と冷戦構造の変容—米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、2006年、48頁。1969年8月の『プラウダ』の記事は、中国への核攻撃の可能性を示唆していた。

論的観点からすればどのように説明されるのだろうか。結論から言えば、ベトナム戦争は、中ソ対立と異なり、東アジアの「関係」を変化させるものではなく、東アジアの「関係」の変化による影響を受けるものであった。その説明は後述するとして、以下では、まず、必要な範囲において、1968年頃までのベトナム戦争の状況を整理しておくこととしたい。

アメリカがベトナムに介入する論拠となったのは、前述のとおり、ドミニオ理論であり、もし共産主義勢力にベトナムの支配を許せば、東南アジアの諸国は次々と共産主義勢力に支配されていくことになるだろうというものであった。イデオロギー的対立の性格が強かったこの当時において、アメリカは、各国の個別の事情への考慮よりも、共産主義勢力を一枚岩として考え、共産主義勢力の拡大すなわちソ連、中国の勢力拡大としてとらえていたのである。すなわち、アメリカは明確に「一般利益」を保護する観点からベトナムに介入していったのである。

1961年1月に米大統領に就任したケネディ（John F. Kennedy）もこの考え方を受け継ぎ、東南アジアは、共産主義すなわち「民族解放戦争」が勝利し得ない地域とすることを決意するとともに、軍事援助顧問団の数を増加させる等、南ベトナムへの軍事援助活動を強化させていった²¹⁵。

しかしながら、ケネディ政権のときまではベトナムへのアメリカ軍の直接投入はなかった。ベトナムにアメリカ軍が投入されることになったのはジョンソン（Lyndon B. Johnson）政権になってからであり、そのきっかけとなったのが1964年8月のトンキン湾事件である。この事件では、北ベトナムの哨戒艇がトンキン湾で電子戦活動をしていた二隻のアメリカ駆逐艦を魚雷攻撃したとされる²¹⁶。

トンキン湾事件を契機にジョンソン大統領は、アメリカ議会にベトナムでの軍事力行使に対する承認を求めた。アメリカ議会は、これを承認するとともに、「自由を防衛するために援助を求める東南アジア集団条約の加盟国に対して、武力の使用を含むあらゆる措置をとる」ことを認めたのである²¹⁷。このいわゆるトンキン湾決議の議決内容からも、当時、アメリカ議会においても東南アジアへの共産主義の浸透が懸念され、それを防止するためにベトナムが重要な位置付けを与えられていたことがわかる。

トンキン湾決議を得て、ジョンソン大統領は、1965年2月に北ベトナムに対して航空攻撃を行うローリング・サンダー作戦を承認し、北爆が開始されることになった。引き続き、同年夏には約20万人の兵力に達するアメリカ地上部隊を南ベトナムに派遣し、地上戦への介入も開始された²¹⁸。

このとき、ジョンソン大統領は、「我々はこれが本当の戦争であるという事実を覆い隠し

²¹⁵ アラン・R・ミレット、ピーター・マスロウスキ『アメリカ社会と戦争の歴史－連邦防衛のために－』防衛大学校戦争史研究会訳、彩流社、2011年、726頁。軍事顧問団の数は、1961年には900人から3000人以上に、さらに1963年には1万6000人に増加した。

²¹⁶ U. S. National Security Agency, Central Security Service, "Chronology of Events: Gulf of Tonkin 4 August 1964," <http://web.archive.org/web/20051204064250/http://www.nsa.gov/vietnam/releases/relea00001.pdf>.

²¹⁷ Britannica Academic Edition, "Gulf of Tonkin Resolution," <http://www.britannica.com/EBchecked/topic/249172/Gulf-of-Tonkin-Resolution>.

²¹⁸ マスロウスキ『アメリカ社会と戦争の歴史－連邦防衛のために－』730-732頁。

てはいけない。これは北ベトナムによって進められ、共産中国によって拍車がかけられている。その目的は南を征服してアメリカを打ち破り、共産主義によるアジア支配を拡大することである。・・・我々の力はきわめて重要な盾である。もし我々がベトナムの地域から追い払われれば、アメリカの約束またはアメリカの保護に現在と同じ信頼を再びいだく国はないだろう。・・・我々は門番になることを選択したわけではないが、他に誰もいないのだ。」²¹⁹と述べているが、このことはアメリカが二極構造の下での国際政治システムを維持できる能力を有する唯一の超大国であり、またその責任と自覚をあらためて示したものであるということができる。

その後、ベトナムに投入される地上部隊の数は増加し、北爆も強化されるが、アメリカの作戦は十分な効果を上げ得ず、ベトナムでの戦争は行き詰まりを見せるようになった。

ベトナムの地上での戦場は、丘陵地帯、山地の河川沿い、長く伸びた草原の中または熱帯雨林の下であったため、アメリカ軍の火力が一部無力化されることとなり、アメリカ軍は1967年には1ヶ月約800人の戦死者を出すこととなったのである。また、空爆についても、ソ連の支援によって整備された北ベトナムの進歩した防空システムに直面するようになり、空爆の費用対効果は極めて悪いものであった。さらに北ベトナムはこの当時ソ連と中国から20億ドルずつの援助を得て破壊的な打撃を受けることをまぬがれており、ローリング・サンダー作戦の失敗が明らかとなつた²²⁰。

一方で、アメリカ国内では反戦運動が拡大、深刻化し、大規模なデモや襲撃事件が起こるとともに、テレビや新聞は反戦運動を助長した。

こうした情勢に、ジョンソン大統領は、ベトナムからのアメリカ軍の撤退、和平を模索するようになる。

1968年1月の北ベトナムの「テト攻勢」は失敗に終わり、北ベトナム軍は大きな打撃を受けたが、ジョンソン大統領は同年3月31日のテレビ報道で同年に予定されている大統領選挙には出馬せず、北爆を一方的に部分的に停止することを宣言し、戦争を終結させるための協議を開始することを提案した。

ジョンソン大統領は、この提案の中で、「南ベトナムにおける我々の目的が、敵の壊滅であったことは一度もなかった。それは、武力によって南ベトナムを奪い取るという目的が達成できないものであることをハノイに認識させることであった。平和は、1954年のジュネーブ協定に基づき、そして南ベトナム全国民が我々またはその他の者からの外部の支配または干渉を受けずに自らの進路を定めることができる政治的条件のもとで達成し得るものと考える。今夜私は、相手方が軍事力を北に引き揚げ、浸透を中止し、そして暴力のレベルが鎮静化すれば、我々が南ベトナムから軍事力を撤収させる用意があるとの誓約を改めて確認する。」²²¹と述べているが、これは、共産主義勢力が軍事力で南ベトナムを支配下

²¹⁹ The American Presidency Project, "The President's News Conference, July 28, 1965, WHY WE ARE IN VIET-NAM THE PRESIDENT," www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=27116.

²²⁰ マスロウスキー『アメリカ社会と戦争の歴史－連邦防衛のために－』735-741頁。ローリング・サンダー作戦について、大まかな統計値では、共産主義勢力に1ドルの損害を与えるのに、アメリカは約10ドルを消費したとされる。

²²¹ LBJ Presidential Library, "President Lyndon B. Johnson's Address to the Nation Announcing Steps To Limit the War in Vietnam and Reporting His Decision Not To Seek

に置くことを防止するというアメリカが守らなければならない最低限の国際政治上の利益を確認したものでもあろう。

この後、1968年4月3日に北ベトナムはジョンソン大統領の提案に関する声明を発表し、北爆に関するアメリカとの交渉を応諾した。こうして、同年5月13日から両国代表者によるパリ会談が開始されることとなった。パリ会議では最終的な合意はなかったものの、重要な事項での進展が見られたとして、ジョンソン大統領は大統領選挙投票日の4日前の同年10月31日に北爆停止²²²の決定をテレビ、ラジオで発表した。ただし、アメリカ軍は南ベトナムに駐留したままであり、北ベトナムとの戦争が終わったわけではない。

ニクソン（Richard M. Nixon）政権の下で新たな戦略、外交が進められるようになる直前のベトナム情勢は以上のようなものであった。

（4）東アジア国際政治の構造・「関係」の変化

上述したとおり、冷戦初期の東アジアの国際政治の「関係」に変化をもたらしたものは、中国とソ連の「関係」の変化である。中ソ対立の進行によって、中ソの「関係」が変化し、そのことによって、東アジアの国際政治の「関係」は全体としての性格においても、また個別の関係においても冷戦初期のものとは大きく異なるものとなった。

一方で1960年代後半からベトナムでの戦争は激化していたが、ベトナム戦争そのものは東アジアの国際政治の「関係」を変化させるものではない。北ベトナムとソ連、中国との「関係」、または南ベトナムとアメリカとの「関係」を変えるものではないためである。

1960年代末の中ソ国境紛争時、ベトナムでの北爆停止時すなわち米中和解直前の東アジア国際政治の構造・「関係」を図示すれば図4-2のとおりとなる。

なお、この時期においても、東アジア国際政治の構造がアメリカとソ連の二極構造であったことには変化がない。中国は、その動向が国際政治の「関係」に各面での影響を与えるものの、構造の極をなすような大国ではない。

たとえば、当時において、ソ連が中国をパートナーとしても、逆にアメリカが中国をパートナーとしても、アメリカとソ連との均衡は破壊的に歪められず、また大きな影響を与えることなく調整することが可能であった²²³。また、アメリカは、中国は核兵器を有していても能力は限定的であり、それを拡大発展させる技術的、経済的基盤が欠如していると見ており²²⁴、さらに、中国共産党政府はアジアで霸権を得ようとする野望はあっても世界革命での指導的役割を実現するための現実的能力は有していないと結論づけており²²⁵、中

Reelection, March 31, 1968.”

<http://www.lbjlib.utexas.edu/johnson/archives.hom/speeches.hom/680331.asp>.

²²² ただし、1972年5月に北爆は再開される。

²²³ Waltz, Theory of International Politics, p. 169.

²²⁴ CIA Released Document, “NIE 13-8-69 COMMUNIST CHINA'S STRATEGIC WEAPONS PROGRAM, Feb. 27, 1969.”

<http://www.faqs.org/cia/docs/62/0001098205/NIE-13-8-69-COMMUNIST-CHINA'S-STRATEGIC-WEAPONS-PROGRAM.html>.

²²⁵ CIA Released Document, “Special National Intelligence Estimate Number 13-69 COMMUNIST CHINA AND ASIA, Mar. 6, 1969.”

http://www.foia.cia.gov/sites/default/files/document_conversions/89801/DOC_00010

国が国際政治システムを脅かすような存在であるとは見ていなかった。

こうした二極構造の中で、冷戦初期においては、先に図4-1に示したとおり、共産主義または自由主義のイデオロギー的対立が鮮明であり、特に共産主義諸国はソ連の支配的地位のもとに一枚岩と見られていたが、この時期はイデオロギー的対立の要素が後退する。すなわち、冷戦初期では、構造・「関係」の性格が全体としてイデオロギー的色彩を帯びていたが、この時期は同じ共産主義国である中ソが対立したことによってイデオロギー的色彩が薄らいだものとなるのである。換言すれば、かつて脅威認識の形成に重要な役割を果たしていたイデオロギーが、この時期はそうした役割を果たさなくなつたのである。

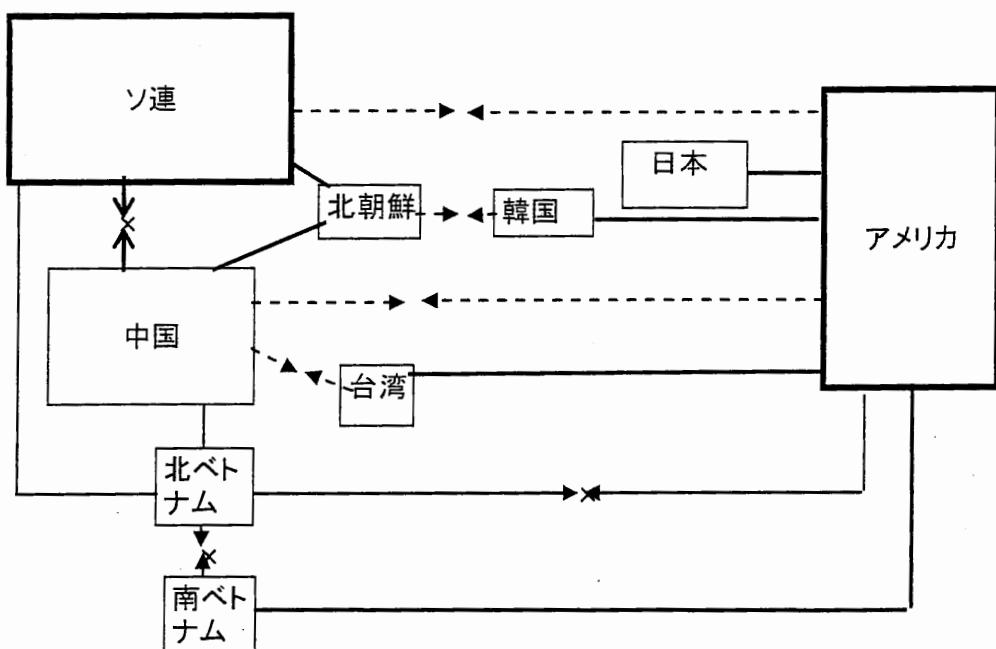


図4-2 米中和解直前の東アジア国際政治の構造・「関係」

資料：筆者作成

注：図4-1の注と同じ。

このため、図4-2では、陣営的・イデオロギー的対立を示す破線は削除してある。この時期は、各国間の「関係」の形成においては、陣営的・イデオロギー的なものよりも、各個別の利害関係や事情がより考慮されるようになったのである。なお、このことは、各国間での利益が衝突するようになった場合は、現実の国益がイデオロギーよりも優先されることを示唆している。

また、二極構造におけるアメリカの国益は、何よりももう一方の極をなすソ連の勢力拡大、国際政治システムの支配を許さないことであり、中国がソ連と一体として見られたときは、この観点から中国の封じ込め政策が必要とされたが、中国とソ連が対立して、中国はもはやソ連の代理的存在ではあり得ないことが明確となれば、封じ込めラインの一部を

なしている台湾の位置付けも当然変化することとならざるを得ない。

北ベトナムに対しては中国とソ連による支援が続いていたが、中ソの対立は、ベトナム戦争の性格を変化させることとなった。中ソ一枚岩と見られたときは、北ベトナムの南ベトナム侵攻は国際共産主義の拡大・浸透としてとらえられるべきものであったが、中ソ対立によってそうした色彩が薄らぎ、内戦としての性格が強まることとなったのである。すなわち、「一般利益」と「特殊利益」の観点からすれば、「一般利益」の性格が弱まり、アメリカの国益とは直接の関係のない「特殊利益」としての性格が強まつたこととなる。

アメリカにとって、「特殊利益」については本来介入すべきものでなく、ましてや多大の犠牲を出してまで介入を続ける必要があるものでない。もし、ベトナム戦争でアメリカの名誉または最低限の国益が維持されるならば、アメリカは部隊を撤収することができるし、むしろ撤収すべきということとなろう。

しかしながら、アメリカが台湾およびベトナムでどのような解決策を模索するかは、図4-2で示した国際政治の「関係」の変化とともに、中国の脅威をアメリカがどのように認識するかに大きくかかっている。もしアメリカが中国を従前と同様の脅威としてとらえ続けるならば、アメリカの政策に大きな変化は見られないだろう。逆に、図4-2の国際政治の「関係」の変化を十分に認識すれば、従来にない新しい政策が展開されることとなる。

次節ではそうした点に留意しながら、米中和解の動きを分析することしたい。

3 東アジア国際政治の構造・「関係」と米中和解

本節では、まずアメリカの中国に対する脅威認識の変化がどのように起こったかを説明し、こうした脅威認識の変化に基づくニクソン新戦略が国際政治の観点からはどのような性格を有するものであったのかを明らかにする。そして、こうした経過を踏まえ、米中和解前後にアメリカおよび中国のそれぞれの脅威認識がどのように変化したのかを整理する。その後に、米中和解によって台湾問題およびベトナム戦争の国際政治の観点からの位置付けがどのように変わったのかを説明する。

(1) ジョンソン政権までのアメリカの対中脅威認識

中ソ対立の経緯で述べたとおり、中ソ関係は1960年代になって大きく変化していたが、アメリカの対中政策ないし東アジア政策がすぐに変化したわけではない。これは、アメリカの中国に対する不信感が強く、一方で、中国もアメリカに対する敵意をことあるごとに表明していた²²⁶こと等もあって、アメリカが中国に対する脅威認識を改めなかつたためである。

1966年5月のアメリカ下院外交委員会・太平洋小委報告によれば、この当時、アメリカにとっての中国の脅威については、2つの性格のものが考えられていた。1つは、中国独自の国家的性格に起因するものであり、もう1つは共産主義的拡張主義に起因するものであ

²²⁶ 「蘇共領道同我們分岐的由來和發展 評蘇共中央的公開信」『人民日報』1963年9月6日。中国は、中ソ論争においても、「アメリカ帝国主義は全世界反動勢力の中心であり、人類の最も凶惡な敵である」と主張した。

る²²⁷。

このうち、前者は個人の尊厳、国家の自由、自決権の尊重等の西側世界の価値観を尊重しないという独特的な国家的性格に関するものである。また、後者は、冷戦相手方のソ連の共産主義の脅威に重なるものであり、国際政治システムの支配に関するものである。

第二次台湾海峡危機後の1959年9月27日、キャンプデービッドにおいて、アイゼンハワー大統領はフルシチョフに対し、アジアにおける冷戦の焦点は中国・台湾問題であるとした上で、アメリカが中国を承認せず、また、国連加盟も認めないという政策は変えることができないと述べた²²⁸。

その理由として、同大統領は、中国による米国市民の抑留、近隣諸国への侵略政策、国連への反抗、台湾への武力不使用宣言の拒否等の理由を挙げている²²⁹。このうち、米国市民の抑留および国連への反抗は西側の価値観やルールを尊重しない中国独自の国家的性格の現れであり、また、近隣諸国への侵略政策および台湾への武力不使用宣言の拒否は、中ソが一体と見られる中で、アメリカにとっては中国の共産主義的拡張主義の現れと見られるものであって、アメリカが中国を承認できない要因には上記2つの性格の脅威がまさに混在していたのである。なお、台湾への武力不使用宣言の拒否は、国共内戦の経緯に由来するものもあることから、ソ連を背景とした共産主義的拡張主義とともに、中国独自の国家的性格に起因するものもあることを付言しておきたい。

この後、アメリカは中ソ対立の現状を詳細に知ることとなるが、ジョンソン政権末の1968年までは、アメリカ政府として、中国がアメリカに敵対しており、かつ、東アジアにおける重大な脅威であるという認識を変えることはなかった。したがって、中国に対する孤立化・封じ込め政策が公式に除去されるということもなかった。

たとえば、1963年8月20日にヒルズマン国務次官補が全米立法会議第16回年次大会で行った演説では、「共産世界内に起きている大きな分裂、先月モスクワでの会談で劇的に表面化したミゾがもたらすと思われる軍事的影響について考えるのは妥当であろう。ソ連が中共から非軍事技術者だけでなく軍事技術者をも引き揚げ、中共に対する軍事資材・装備の供給を大幅に削減してからすでに三年になる。その結果、たとえば中共空軍は規模こそ大きく、また数年前には比較的近代化されていたのが、いまや急速に旧式化しつつある状態にある。こうした状態が長く続くならば、中共が大規模な軍事行動を、特に国境外で起こす力は弱化するだろう。同時に、中共は基本的な経済諸問題によって、国内に近代兵器産業を発展させる能力はもとより、長期間大規模の軍事行動を持続する現在の能力さえも、極度に制約されている。」²³⁰と中ソ対立に関する認識を述べた上で、同時に「この点をあまり誇張しないよう注意する必要がある。ソ連を除き、いかなるアジア近隣諸国に比べ

²²⁷ 「アメリカの対アジア政策 新しい平和的解決策を求めて 下院外交委員会・太平洋小委報告－5月22日」『世界週報』1966年6月14日、24-31頁。

²²⁸ 戴『台湾国際政治史研究』541頁。なお、このキャンプデービッド会談は、中ソ対立の重要な一因となった。

²²⁹ 同上。

²³⁰ "United States Policy in the Pacific, An Address by Roger Hilsman U.S. Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs," *American Policy Series*, No. 16, 1963. 訳文はアメリカ大使館文化交換局訳による。

ても、中共は強力な軍事勢力である。中共は巨大な軍事力を持っている。・・と同時に、将来いつか北京とモスクワが再び一つに結ばれる可能性のあることも、忘れてはならない。アジアの自由諸国は決して危険を脱したわけではない。中共は依然として重大かつ高価な損害を与える力をもっている。」²³¹として、中国が変わらぬ脅威であるとの認識を示し、「こうした脅威があるから、米国は共産側から攻撃を受けた諸国を防衛することを断固として公約しているのである。」²³²とアメリカの責務を説明している。

また、上記 1966 年 6 月のアメリカ下院外交委員会・太平洋小委報告では、ベトナム問題が深刻化する中で対中政策を中心としたレビューを行い、その中で、①中国はアメリカに対する公式的姿勢として仮借なき敵意を示していること、②中国が東南アジアの不安定の主要な扇動者であり、ベトナム和平の真の妨害者であることについてほとんど疑う余地がないこと、③中ソはたとえ国家利益で衝突することがあっても共通のイデオロギーで結ばれているという事実は決して軽視できないことという認識を示している。これは、中国のアメリカに対する敵対性とともに、南ベトナムでの戦争がソ連の脅威と重なる国際共産主義の拡大・浸透であるという従前の見方を改めて確認したものである。

しかしながら、こうした中で、アメリカの中国に対する孤立化・封じ込め政策が十分に成功しなかったこと²³³、ドミノ理論は必ずしも現実的なものでなかったこと²³⁴、中国の孤立化を打破することが破局的事態に至る危険を減少させ得ること²³⁵といった見解も有力に主張されるようになる。とりわけ、中ソ対立の状況の中で、ドミノ理論が現実的なものでなかったという主張は、ベトナムへの軍事介入の必要性に疑問を提起するものであった。

ニクソン政権の新たな政策は、こうした情勢の中で、東アジア国際政治の「関係」の変化を認識し、その上に立って、アメリカの東アジア政策の転換を図ろうとするものであった。

（2）東アジア国際政治の「関係」の変化とニクソン新戦略

ニクソン政権は、成立直後の 1969 年 1 月から、中国の孤立化・封じ込め政策を含むこれまでの外交・軍事態勢の調整に関する検討を開始した。ニクソン大統領は、1968 年の大統領選挙前には武力のみでベトナム戦争に勝利できるとは考えなくなっていた²³⁶。

前述のとおり、1968 年 5 月からパリでアメリカと北ベトナムの代表者による会談が始まっていたが、このパリ会談に対してソ連は賛成であるが、中国は反対しており、それぞれ

²³¹ Ibid.

²³² Ibid.

²³³ モーゲンソーハ. J. 「軍事的封じ込めは効果なし－中共周辺諸国の非軍事的強化を（上院外交委員会にて・3月30日）」『世界週報』47(20)、1966年。

²³⁴ 同上。

²³⁵ “SECURITY IN THE CONTEMPORARY WORLD, Robert S. McNamara, Secretary of Defense before the American Society of Newspaper Editors Montreal, Canada, May 18th, 1966,” Oldcolo.com,

https://www.google.co.jp/?gws_rd=ssl#q=robert+S.+McNamara+1966+May+18.

²³⁶ ガブリエル・コルコ『ベトナム戦争全史』陸井三郎監訳、藤田和子、藤本博、古田元夫訳、社会思想社、2001年、442頁。

が北ベトナム政府に圧力をかけていると考えられていた。1969年1月21日にニクソン大統領は、NSSM (National Security Study Memorandum) 1を発出してベトナム問題の解決のあり方の検討を求めるが、それはこうしたソ連と中国の動きに対する問題意識を反映したものであった。すなわち、アメリカが名誉を維持した形でベトナムから撤退するためには、ソ連と中国を巻き込むことが必要と考えられたのである。

ソ連と中国を外交的解決の中に組み込み、両国のベトナムへの影響力の行使または干渉を制約できれば、アメリカが撤退した後にたとえ北ベトナムが南ベトナムでの勝利を得たとしても共産主義勢力の拡大は限定的であり、また共産主義の東南アジアへの拡大・浸透は起こらないであろう。中ソが深刻に対立している状況下ではその可能性があると考えられたのである。前ジョンソン政権は、北ベトナムとの外交的解決を真剣に求めたが、中ソを巻き込んだ形での外交的解決を図ろうとしたわけではなかった。

中国は、ベトナムでの停戦に反対していると見られていたことから、中国との交渉がまず必要であった。一方で、中国においても、1969年には中ソ国境紛争が発生し、ソ連の脅威に対処する必要から、米中関係の見直しに関する動きが見られるようになっていた²³⁷。こうした事情を背景として、1970年1月には長らく中断していた米中ワルシャワ大使級会談が再開されることとなった。

以上のような状況の中で、1970年2月18日にニクソン大統領教書「1970年代のアメリカ外交戦略 平和のための新戦略」²³⁸ (以下「ニクソン新戦略」という。) が公表された。1969年の中ソ軍事衝突によって中ソ対立が深刻化し、中ソがもはや一枚岩であり得ず、敵対的な「関係」になっていることは誰の目にも明らかであった。ニクソン新戦略は、そうした東アジアの国際政治の「関係」の変化を認識し、それに対応しようとするものになっており、また、米中間で新たな動きが生じる中で公表されることになったものである。

ニクソン新戦略では、ニクソン・ドクトリン (Peace Through Partnership—The Nixon Doctrine) が重要な位置付けを与えられており、ニクソン新戦略全体を貫く概念となっている。

このニクソン・ドクトリンは、別名「パートナーシップを通じた平和」とされているように、友好諸国の防衛は、これら友好諸国がまずそれぞれの役割を果たして責任を分担し、共通の努力を行うことが必要であり、一方でこれまでの敵対国であっても可能であれば関係改善を図り平和を維持するとする考え方である。

ニクソン・ドクトリンが、ベトナム戦争で増大したアメリカの人的・物的負担を減少させたいという要請が直接的な要因のとなっていることは疑問の余地のないところであろう。

しかしながら、その根底には、冷戦初期においては、陣営的・イデオロギー的対立の性格が強く、アメリカにとってはどの地域における紛争もソ連共産主義による自由主義への

²³⁷ 望月敏弘「中国の対米接近要因－国内的文脈と対外的文脈」『ニクソン訪中と冷戦構造の変容－米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、2006年、49頁。中国では、毛沢東と周恩来の委託によって、陳毅、葉劍英、徐向前、聶榮臻の4人による国際情勢研究が行われた。研究では、当面の最も重要な脅威はソ連の侵攻であるとし、陳毅は中米関係における突破の必要性を述べたという。

²³⁸ U. S. Department of State, Archive, "U. S. FOREIGN POLICY FOR THE 1970s: A NEW STRATEGY FOR PEACE," <http://2001-2009.state.gov/r/pa/ho/frus/nixon/i/20703.htm>.

深刻な脅威としてとらえられたが、この時期においては各地域とソ連との関係がかつて考えられていたような一律ものものでなくなり、個別に考えることが適當となったという国際政治上の理由が存在している。

すなわち、ニクソン・ドクトリンは、東アジア国際政治の「関係」の変化を認識し、あらゆる紛争にアメリカが一律に前面に立って対処するのではなく、友好諸国の防衛は各国の国益とアメリカが守るべき国際政治システムの両面から個別に考えるべきであり、かつ、これまでの敵対国であっても政治体制やイデオロギーで一律に排除することはせず、各国の事情を勘案して個別に対処しようとするものである。

特に友好諸国の防衛については、国際政治システムへの一律の脅威という性格は以前よりも弱まっていることから、まず当該国が各国の国益を踏まえて必要な防衛責任を果たすべきであり、アメリカは国際政治システムの保護という観点から相応の責任を負うこととしたものと理解することができる。

ニクソン新戦略では、「すべての条約義務を守る」²³⁹とともに、「一核保有国が、わが同盟国の自由や、その生存がわれわれの安全保障とその地域全体の安全保障にとって死活的に重要であると考える国の自由を脅かすようなことがあれば、われわれが、防御を提供するであろう。」²⁴⁰として国際政治システムを守ろうとするアメリカの責務を明記した。

一方で、「その他の型の侵略が問題になる場合には、援助が要求され、しかもそれが適切であれば、われわれは軍事・経済援助を与えるであろう。しかし、自衛のために人員を供給するという第一義的な責任を担うことを、直接脅威を受けた国に対して期待するであろう。」²⁴¹とし、核保有国すなわちソ連・中国以外の国からの侵略に対しては個別に対応することとした。すなわち、このような事案は基本的に国際政治システムに対する脅威とはならないことから、アメリカは一律に介入するようなことはせず、適切と考えられる軍事支援を行うにとどめることとしたのである。「特殊利益」については原則として軍事介入は行わないという原則があらためて確認されたものとなっている。

ニクソン新戦略で提起されたベトナム化は、まさに各地域の紛争や防衛問題を個別に考えるというニクソン・ドクトリンの考え方を適用したものであった。

ベトナム化は、南ベトナム軍の強化等を行うことにより、戦争では南ベトナム軍が主体的役割を果たすようにし、米軍の負担を軽減しようというものである。このベトナム化を「一般利益」と「特殊利益」の観点から見れば、中ソ対立によって、ベトナムでの戦争が「一般利益」よりも「特殊利益」をめぐる戦争としての性格が強まったことに対応したことと理解することができる。当該戦争に共産主義的拡張主義の性格がなくなれば、当該戦争は基本的に南北ベトナム間の「特殊利益」をめぐってのものとなり、状況によって米軍の撤退も可能となる。ベトナム化は、こうした状況を作り出すために、ベトナム戦争の現地化すなわち「特殊利益」化を図ったものと見ることが可能である。

また、ニクソン新戦略では、東アジア国際政治の「関係」の変化に対応した上述のような方針を打ち出すとともに、ワルシャワ大使級会談等で動きが見られるようになった中国

²³⁹ Ibid.

²⁴⁰ Ibid.

²⁴¹ Ibid.

に対しては、上述したとおり、かつて敵対的であった国についても、これら諸国がいつも敵対的であるとは考えないし、可能なところでは関係を改善するようつとめるとして、和解に向けてのメッセージを送ったのである。

（3）米中和解をめぐる「関係」および脅威認識の変化の整理

米中間では、この後、キッシンジャー（Henry A. Kissinger）大統領特別補佐官による1971年の2回（7月、10月）にわたる訪中、1972年1月のヘイグ（Alexander M. Haig, Jr.）准将の訪中等を経て、1972年2月のニクソン大統領訪中が実現し、上海コミュニケが発表されることとなる。

言うまでもなく、上海コミュニケは、米中が敵対関係に終止符を打って和解し、今後は国交正常化に向けて双方が努力することに合意したという画期的なものであり、ニクソン新戦略の一つの具体化というべきものであった。また、それは、後述するが、東アジアの国際政治の「関係」の変化を踏まえたものであると同時に、これ以後の東アジアの国際政治の「関係」の再編にも大きな影響をもたらすものであった。

ただし、上海コミュニケでは、アメリカがただちに中国を国家として承認したわけではなく、両者の立場の違いを反映して、多くの部分が両者の主張または見解を並列させたものとなっており、双方の合意に関する部分は少ない。

上海コミュニケの記述のうちで、関係正常化に向けた取組に関する合意を除けば、双方の共通の声明として示されたものは次のものだけである。そして、それは中国のソ連に対する脅威認識が極めて高いものであることを示すものであった。

「各国は社会制度のいかんを問わず、いずれも、各国の主権と領土保全の尊重、他国に対する不侵犯、他国の内政に対する不干渉、平等互恵、平和共存という原則に基づいて国と国との間の関係を処理すべきである。国際紛争は、この基礎にたって解決すべきであつて、武力による威嚇に訴えるべきでない。アメリカと中華人民共和国は、その相互関係にこれらの原則を適用する用意がある。

国際関係の上述の諸原則を考慮して、双方はつぎのことを声明した。
一米中両国の関係が正常化に向かうことはすべての国ぐにの利益に合致するものである。
一双方はともに、国際的軍事衝突の危険が少なくなることを望んでいる。
一どちらの側もアジア・太平洋地域で霸権を求めるべきではない。いずれの側もいかなるその他の国あるいは国家集団がこうした霸権を打ち立てようとして反対する。
一どちらの側もいかなる第三者を代表して交渉するつもりはなく、また、相手方と、その他の国々についての協定や了解に達するつもりもない。

双方はともにいかなる大国がもう一つの大国と結託して他の国に反対すること、あるいは大国が世界で利益範囲を分割することは、いずれも世界各国人民の利益にそむくものであると考える。」²⁴²

双方のこの共通の声明が、他国のアジア・太平洋地域での霸権に反対していることに明確に表れているように、主としてソ連の脅威を意識したものであることは明らかであろう。

²⁴² 『日中関係基本資料集 1949年～1997年』財団法人霞山会、1998年、の訳文による。句読点等を一部修正。

前述のとおり、中国は国境でソ連と軍事衝突を起こし、核戦争を含むソ連の脅威に直面しており、その攻撃を抑止する必要に迫られていた²⁴³。ソ連のとっていた制限主権論²⁴⁴いわゆるブレジネフ・ドクトリンは、中国にとっては、ソ連が中国で霸権を握ろうとする考えにほかならないものであった。1960年代には、米ソ間の政治対話等を通じて緊張が緩和したこともあるが、米ソ両国は他国を犠牲にしても、互いの利益のために合意するのではないかという懼れも生まれるようになっていたが、中国の指導者は、ソ連がアメリカと結託して世界支配を企図していると非難していた²⁴⁵。

中ソ国境に集結したソ連の軍事力を前にして、中国指導者のソ連に対して抱いていた「懼れ」は極めて深刻なものであったと考えられる。そのことは、周恩来総理が、キッシンジャー特別補佐官との会談の際に、「最悪の場合中国は再び分割されるでしょう。あなた方は、黄河の北側を全面占領したソ連と結び、揚子江の南側を全面占領します。」²⁴⁶と述べ、またニクソンが訪中した際には「さまざまな部署から受ける報告によれば、ソ連は世界のどこかここで軍事作戦を展開し、グロムイコが福田〔赳氏外相〕に述べたところによると、五年以内に珍宝島事件以上の紛争が中ソ間で起こるようです。」²⁴⁷と述べたりしていることも表れていよう。

こうした脅威に直面する一方で、当時の中国は、自らの能力だけでソ連に対抗するのは困難であった。二極世界の中で、大国であるソ連とアメリカは、「対内的」手段で互いの軍事力を均衡させることができるが、小国はそうでなく「対外的」な依存が必要だったのである²⁴⁸。当時において、そのような依存が可能なのはもとよりアメリカだけであり、そうした面から、アメリカとの接近、和解は中国にとって必須だったのである。

他方、アメリカにとって、ソ連が中国を攻撃してその支配下におくことは、かつての中ソ一枚岩が蘇るものであり、好ましいものではなく、ソ連による中国攻撃を牽制する必要があった。ニクソン大統領は、1972年2月23日の周恩来との会談で、「中国が強い独立国であり、中国の隣人たちがその分割に乗り出さないことは合衆国の利益になります」²⁴⁹と発言している。中国の過度の弱体化は、東アジアの国際政治システムを維持する上で適当ではなく、中国の現状を維持することがアメリカにとっての利益と考えたのである。

アメリカにとっての利益が、こうした「一般利益」とともに、ベトナムでの戦争を「特殊利益」化することにあったことは前述のとおりである。アメリカにとっても、ベトナムからアメリカ軍を撤退させるためには、中国との和解が必須であった。

米中を和解に導いたものは、以上のようなアメリカと中国の利害の一一致であったことは

²⁴³ 毛里(和)、毛里(興) 訳『ニクソン訪中機密会談録』解説 266 頁。米中接触の要因は「一九六九年の国境での軍事衝突が直接のきっかけになったと見るのが主流である」としている。

²⁴⁴ 1968年にソ連がチェコスロバキアに対して行った軍事介入（プラハの春）の際に持ち出された理論。社会主義陣営全体の利益の為には、そのうち一国の主権を制限しても構わないというもの。

²⁴⁵ Waltz, Theory of International Politics, p. 175.

²⁴⁶ 毛里、増田監訳『周恩来キッシンジャー機密会談録』47-48 頁。

²⁴⁷ 毛里(和)、毛里(興) 訳『ニクソン訪中機密会談録』181 頁。

²⁴⁸ Waltz, Theory of International Politics, p. 168.

²⁴⁹ 毛里(和)、毛里(興) 訳『ニクソン訪中機密会談録』104 頁。

言うまでもないだろう。ソ連の中国に対する攻撃にはアメリカが反対することが明確となり、中国にとっての脅威は薄らいだものとなった。また、後述するとおり、アメリカはベトナム問題を一定の体面を保つ形で解決することが可能となった。

ただし、米中和解の根底にあるもの、すなわち、アメリカの中国に対する脅威認識を変化させたものは、中ソ対立によって生じた現実の国際政治の「関係」の変化であったことをあらためて指摘しておきたい。アメリカの指導者が現実の国際政治の「関係」の変化を認識することによって、中国に対するこれまでの脅威認識を改めることとなり、そのことが米中和解を可能としたのである。たとえ、こうすれば互いの利益になるだろうと考えられる方策があっても、脅威認識が変わらず、敵対的「関係」のままであれば、そうした方策が現実に採用されることは難しい。その意味で、米中和解は中ソ対立によって生じた国際政治の「関係」の変化を基礎としたものであり、その基礎の上で米中の利害が一致したのであって、米中の利害の一致が「関係」の変化を導いたものではない。別の観点からは、まず国際政治の「関係」が変化し、その変化によって派生的に生じることとなった「一般利益」と「特殊利益」の変化をアメリカが自国の国際的問題の解決に組み入れ、利用しようとしたものと見ることもできよう。

以上のことから、国際政治における「関係」と国家間の相互行為という観点から整理すれば、図4-3のとおりである。

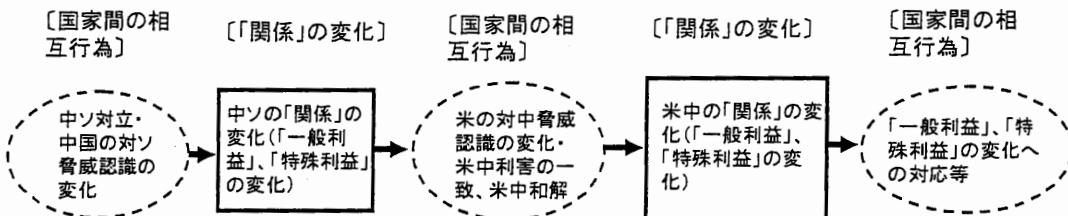


図4-3 米中和解時の国際政治の「関係」と国家間の相互行為の推移
資料：筆者作成

まず国家間の相互行為として中ソ対立が始まり、それが深刻化することによって中国の対ソ脅威認識の変化が生じ、中ソが敵対的「関係」となって、国際政治の「関係」の変化がもたらされる。

新しい国際政治の「関係」の下で、アメリカは中国に対する脅威認識を改め、また、米中双方は互いの利害が一致していることを確認する。そのことが米中和解へと導き、米中がある種の協力的な「関係」（共通脅威の存在ということからすれば、この新たな「関係」は同盟的「関係」であるが、米中和解はベトナム戦争の要因も大きく、また、中ソが戦争状態となったときにアメリカがどのように対応するのかは不明である。このため、ここではこの米中の「関係」を協力的「関係」と呼ぶこととする。）となって、再び新たな国際政治の「関係」が形成される。

新しく形成された国際政治の「関係」によって、アメリカにとって、「一般利益」と「特殊利益」のあり方がさらに変化または明確化することとなり、アメリカはこうした「一般利益」と「特殊利益」の変化を取り込んだ外交を行うこととなるのである。

なお、中ソ対立から米中和解時における中国の対ソ、対米脅威認識およびアメリカの対

中国脅威認識の推移、中ソ「関係」および米中「関係」の変化をまとめて図示すれば図4-4のとおりとなろう。

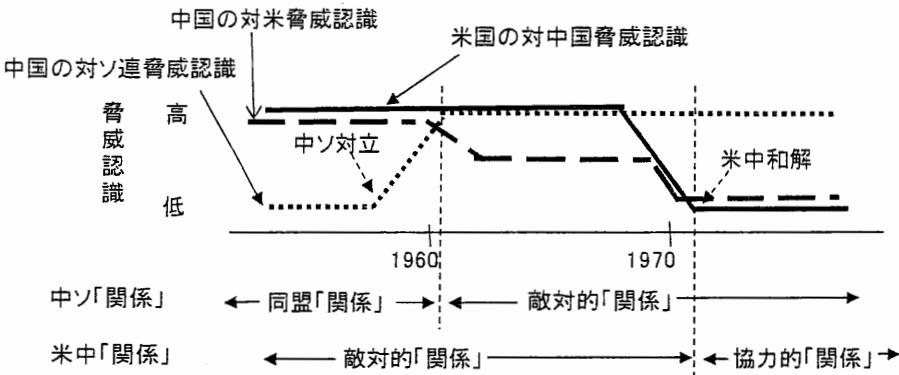


図4-4 中ソ対立、米中和解時の脅威認識の推移と「関係」の変化
資料:筆者作成

中ソ「関係」はもともと同盟「関係」にあったが、中ソ対立が深まることによって中国の対ソ連脅威認識も高まり、「関係」は敵対的「関係」へと移行する。同図では、この「関係」の変化は、ソ連が専門家を引き揚げ、各種協定、契約等を破棄した1960年ごろに起こったものとしている。また、脅威認識が変化している期間は以前の「関係」が継続しているものとした。

一方で、中国のアメリカに対する脅威認識は第二次台湾海峡危機ごろまでは高かったが、中ソ対立の激化にともない、中国の主たる脅威はソ連となり、アメリカへの脅威認識は相対的に低下したと考えられる。第一次、第二次台湾海峡危機を通じ、アメリカは実質的に防御的現実主義と見られる対応をとっており、中国が攻勢に出るのでなければアメリカは大きな脅威とはならない。また、台湾による大陸反攻も現実的にほとんど可能性のないものとなっていた。

1963年に中ソ論争は完全に公開の下で行われることとなったが、このときに中国はソ連を「修正主義」と断じて、内外で反修正主義運動を開始した²⁵⁰。したがって、この時期には中国の米ソに対する脅威認識の程度は逆転していたものとしてよいと考える。

二極構造の下で小国がいずれの大国とも敵対して存立することは難しい。このため、中国は建国直後において一つの極のソ連との結びつきを強める選択をしたことを第2章で説明したが、中ソ対立によって中国がアメリカとの結びつきを強める必要性が増していたものということができる。

ただし、前述のとおり、中国はこの後も公式にはアメリカに対する敵意の表明を繰り返しており、アメリカに対する脅威認識を全く下げてしまったというわけではない。中国のアメリカに対する脅威認識が十分に低下するのは、1970年前後に米中関係見直しのための接触がアメリカとの間で持たれるようになってからとすべきであろう。

また、アメリカの中国に対する脅威認識については、上述の中ソ「関係」の変化をアメリカは知っていたものの、前述のとおり、すぐに対中国脅威認識を変化させることはな

²⁵⁰ 肖『六十年国事紀要（外交卷）』142頁。

かった。アメリカが对中国脅威認識を変化させるようになったのは、中ソ国境紛争等が生じ、中ソ対立の深刻さが誰の目にも明らかになってからである。

そして、中国への脅威認識の低下とともに、米中和解を契機として、米中「関係」は敵対的「関係」から協力的「関係」へと移行する。

ところで、アメリカにとっての中国の脅威には、中国独自の国家的性格に起因するものと、共産主義的拡張主義に起因するものの2つがあることを先に指摘したが、米中和解時には、共産主義的拡張主義に起因するものは除去されることとなったものの、中国独自の国家的性格に起因するものはそのまま残っていることには十分な注意が必要である。ただし、当時において、より深刻な脅威はソ連を背景とする共産主義的拡張主義に由来する脅威だったのであり、中国独自の国家的性格に起因する脅威は、中国の当時の軍事力を考えれば、それほど重視されるものではなかったと言えるであろう。

(4) 台湾問題とベトナム戦争の位置付け

米中和解とともに、台湾海峡の防衛とベトナム戦争の国際政治における位置付けは、これまでの「一般利益」としての性格が薄まり、「特殊利益」化することになった。次にこの問題について見ていくこととしたい。

アメリカの台湾防衛は、中国がアメリカに敵対しており、中国が台湾を支配するようになるとアジアの国際政治システムの維持が困難となりかねないことから必要とされるものであった。ところが、米中が和解して協力的「関係」になれば、アメリカにとって台湾防衛の必然性は弱くなる。

一方で、米中和解時は、アメリカはまだ台湾との国交を維持しており、国内での議会等との調整も行われていなかった。また、台湾防衛の必然性は減少しても台湾の地理的な重要性は失われるわけではなく、中国が共産主義国家であることも変わらない。

しかしながら、米中和解に際しては、キッシンジャー訪中時等において台湾問題が主要なテーマとして議論され、結果としてアメリカは実質的に中国側に歩み寄る形で譲歩し、その後の米中関係の基本的な枠組が決められることになった。

台湾問題での中国側の主張は、原則的に次の5点であった²⁵¹。

- ①中国政府が中国人民を代表する唯一の正当な政府であると認められるべきこと。
- ②アメリカは一定の期間に台湾と台湾海峡に存在するすべての軍隊を撤退させ、すべての軍事施設を撤去させること。
- ③台湾は中国に属し、第二次大戦後中国に返還され、中国の譲ることのできない一部であると認められるべきこと。
- ④アメリカは2つの中国、または1つの中国1つの台湾政策を支持せず、いわゆる台湾独立運動を支持しないこと。
- ⑤今後、アメリカは台湾の地位が未定であるとは言わないこと。

このうち、アメリカ側は、③の点は一定の譲歩を行いつつも留保したが、②については上海コミュニケの記述に盛り込み、他の点についてもキッシンジャー訪中またはニクソン

²⁵¹ 毛里、増田監訳『周恩来キッシンジャー機密会談録』11、45頁。周恩来総理の発言による。

訪中時における会談中の口頭でではあるが同意している。

まず①の点については、アメリカが中国を国家承認して国交の正常化を図ろうとする以上、原則として受け入れざるを得ないものであった。アメリカは、国連での中国代表をめぐる問題で、中国の国連加入を認めると同時に台湾の国連議席を維持することも模索していた²⁵²が、1971年10月25日の第26回国連総会で、いわゆる「アルバニア決議案」²⁵³が議決され、国連ではすでに「中華人民共和国の代表が国連における唯一の合法的な代表」であるとされていた。

②については、上海コミュニケでは、「アメリカ政府は、中国人自身による台湾問題の平和的解決に対するアメリカ政府の関心を重ねてあきらかにする。この展望に立って、アメリカ政府は、台湾からすべてのアメリカの武装力と軍事施設を撤去する最終目標を確認する。この期間に、アメリカ政府はこの地域の緊張情勢の緩和にしたがって、台湾におけるその武装力と軍事施設をしだいに減らしてゆくであろう。」と記述されている。台湾問題については平和的解決が求められるとし、期限も明記はしなかったが、アメリカはベトナムでの戦争状況を踏まえつつ徐々に台湾での軍事力を減少させ、最終的にすべての軍事力の撤退を目指すことを確認したのである。

③については、同意せずに留保したが、上海コミュニケではこれに関して、「アメリカは、台湾海峡両側のすべての中国人がみな、中国はただ一つであり、台湾は中国の一部であると考えていることを認識した。」と記述した。台湾が中国の一部であることには同意していないが、中国人がみな中国が1つであると考えていることについては肯定している。ただし、現実には台湾と中国とは別だと考える人が台湾には少なからず存在しており、これらの人にとってはこの記述は受け入れられないであろう。このことからも、この記述は中国側の主張に歩み寄り、一定の譲歩を行ったものとするべきであろう。

④については、キッシンジャーは、1971年7月の訪中における周恩来との会談で、真っ先にこのことを認めている²⁵⁴。これについても、台湾が独立するかしないかは台湾人が自主动的に決めるべきものであり、アメリカが支持するしないの問題ではないという考え方からすれば、中国側に譲歩を行ったものである。

⑤については、1971年10月21日のキッシンジャー・周恩来会談で、周恩来が「合衆国政府の公的な政策は、台湾の地位は未定であるという見解をなおも維持したいということなのか」と問うたのに対し、キッシンジャーは「我々は、台湾の地位が未定であるとの主張はいたしません。この点をどのように表現するかは難しい問題です。」と答えている²⁵⁵。アメリカはそれまで、台湾の帰属は法的に確定していないとの原則的立場にたっており、台湾を放棄しないとの基本方針で台湾に関する問題に対応してきた²⁵⁶。台湾の地位が国際

²⁵² 中丸薰「中国の国連加盟をめぐる米国案」『アジア レビュー』1971年2月、153頁。

²⁵³ U.N. General Assembly, "2758 (XXVI) Restoration of the lawful rights of the People's Republic of China in the United Nations,"

www.un.org/documents/ga/res/26/ares26.htm

²⁵⁴ 毛里、増田監訳『周恩来キッシンジャー機密会談録』13-15頁。

²⁵⁵ 同上、147頁。

²⁵⁶ Jerome A. Cohen, "Recognizing China," *Foreign Affairs*, Oct. 1971; 佐藤紀久夫「中共の国連加盟とアメリカー後継国家方式をめぐってー」『世界週報』42(29) 1961年7月

法上確定していないということが、台湾問題が国際問題であり、アメリカが関与する根拠の1つとされてきたのである。この台湾の法的地位が未定であることについて、否定はしないものの、今後は主張しないとしたことはアメリカがやはり大きな譲歩をしたということとなろう。

このように、米中和解時において、台湾問題については、アメリカが一方的に中国側に歩み寄り、譲歩する形でひととおりの決着を見ている。

この理由として、敢えて挙げるならば、キッシンジャーが台湾についての問題を軽視し、北京にとっての重要性を十分に認識しなかったこと²⁵⁷、一方で中国側は台湾問題をアメリカとの交渉における最重要課題として取り組んだこと等を挙げることができよう。

しかしながら、台湾問題におけるこうした動きの根底には、米中和解によって国際政治の「関係」が新たに形成され、台湾防衛の必然性または台湾問題の重要性が低下したことがあった。台湾に関する国際政治の「関係」の変化によって、こうした動きもまた可能となっていたのである。

一方、ベトナムでの問題については、上海コミュニケにおける記述はなく、また、米中会談においても明確な合意というものはなされなかった。

しかしながら、現実には、中国はアメリカとの関係改善を優先させる観点から、アメリカが進めていたパリでの北ベトナムとの和平交渉に対して、すでに1970年頃から反対しない方向に立場を転換させていた。1970年7月には、アメリカは受け入れなかつたものの、ソ連は、米ソいすれかに脅威となる「三番目」の核保有国すなわち中国に対して米ソの共同軍事行動を提案していたのである。中国はこうしたことから、アメリカとの連携を急ぐ必要があったのであり、周恩来は1971年5月にハノイを訪問したときに、ベトナムとの戦いが米中関係改善の阻害要因となってはならないと述べている²⁵⁸。

さらに中国は、1971年末に、北ベトナムに対して、勝利を急がず、アメリカが撤退するのを待ち、アメリカの撤退後に南ベトナムの政治闘争に重点を置いて戦いを進めるよう助言を始めている²⁵⁹。このことは、少なくとも当面、中国は北ベトナムに十分な支援を行うつもりがないことを意味するものである。

1972年2月のニクソン・周恩来会談で、周恩来は、中国はベトナム問題には介入できないと主張していたが、ニクソン大統領が少なくとも北ベトナムに対して交渉を拒否するよう避けしかけないでほしいと求めたところ、「初めジョンソン政権が1968年に北爆停止を発表したとき、我々はパリ交渉に乗り気ではありませんでした。いい機会だとは感じなかったからです。しかし、1969年以後我々の立場は、交渉支持に変わりました。・・交渉のルートは閉ざされてはなりません。我々が行けるのはそこまでです。彼らの問題に口出しはできません。」²⁶⁰と答え、アメリカが行おうとしている和平交渉には反対しない立場を明らかにしている。

18日、51頁。

²⁵⁷ Tucker, *Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*, pp. 42-43.

²⁵⁸ コルコ『ベトナム戦争全史』529-530頁。

²⁵⁹ 同上、531-532頁。

²⁶⁰ 毛里（和）、毛里（興）訳『ニクソン訪中機密会談録』158-159頁。

上海コミュニケには明記されなかったものの、これらを通じて、アメリカは、中国がベトナムの和平交渉の妨げとはならなくなることを確信し得たものと考えられる。

ソ連もまた、ベトナムに十分な支援を行うような余裕はなかった。ソ連は1968年にチエコスロバキアに介入したが、東ヨーロッパは必ずしも安定したものではなく、経済的な問題も増大しており、ソ連の指導部を圧迫していた。ソ連は、核軍備管理交渉と西側からの援助を結びつけることを期待しており、ベトナムへの支援を放棄する可能性をほのめかしていた²⁶¹。ソ連にとって、ベトナムは二義的な問題となっていたのである。

1972年5月26日、ニクソン大統領とブレジネフ（Leonid Brezhnev）ソ連共産党書記長がモスクワで「戦略兵器制限条約（SALT）」に調印し、米ソ間のデタントも進展した。

こうした中で、アメリカは、南ベトナムで新設された「人民防衛隊」には100万人以上の臨時兵を武装して資金を提供する等、ベトナム化を推し進めた²⁶²。

1972年4月に北ベトナム軍が大攻勢をかけたのに対し、アメリカ軍は強力に反撃し、「ラインバッカー作戦」によって、大規模な戦略爆撃を実施した。これによって、北ベトナムの経済は破滅的な打撃を受けたとされるが、ソ連と中国は、北ベトナムに対して実質的な援助を全く行わなかった²⁶³。

こうした経緯を経て、1973年1月27日にパリでベトナムにおける戦争の終結とアメリカ軍の撤退に関する規定を盛り込んだ和平協定²⁶⁴が調印された。その後、同年1月29日にニクソン大統領はベトナム戦争の終結を宣言し、アメリカ軍の南ベトナムからの撤退を同年3月29日に完了した。

中国との和解、そしてソ連とのデタントの進展がベトナムでの戦争を「特殊利益」化するものとなり、そのことがアメリカ軍を南ベトナムから撤退させることを可能とする条件を整備したのである。

4 本章のまとめ

これまで述べてきたとおり、イデオロギー的、陣営的対立の性格の強かった冷戦初期の東アジアの国際政治の構造・「関係」を変化させる要因となったものは中ソ対立であった。

中ソ対立が深刻化し、中国がソ連を脅威として認識することによって、中国とソ連の「関係」はかつての同盟的「関係」から敵対的「関係」へと移行することになった。

同じ共産主義国である中国とソ連の「関係」が敵対的「関係」となったことによって、東アジアでの二極の対立は、イデオロギー的対立の要素が薄まり、各国の個別の利害や事情を重視したものに変化する。

一方で、アメリカは、共産主義勢力がベトナムを支配して、東南アジアに浸透することを防止するためにベトナムでの戦争に介入した。アメリカの軍事介入の目的は、明確に東

²⁶¹ マスロウスキー『アメリカ社会と戦争の歴史－邦防衛のために－』747頁。

²⁶² 同上、748頁。

²⁶³ 同上、751頁。

²⁶⁴ 南ベトナムのチャン・バン・ラム外相、アメリカのウィリアム・P・ロジャー国務長官、北ベトナムのグエン・ズイ・チン外相、南ベトナム共和国臨時革命政府のグエン・チ・ビン外相の4者間で締結されたもの。

アジアでの「一般利益」を保護することであった。アメリカは、この時期を通じて、二極構造の一極をなす大国であり、「一般利益」の保護に直接的な利益を有し、かつ、「一般利益」を保護する能力を有する西側で唯一の国であった。

ところが、中ソ対立を要因として東アジア国際政治の「関係」が変化したため、ベトナムでの戦争の「一般利益」としての性格が希薄化し、ベトナム内戦という「特殊利益」としての性格が強まることとなった。アメリカ軍が撤退して、ベトナムが共産主義化しても、それはベトナム内戦の1つの結果であって単純にソ連共産主義勢力の拡大として見なされるものではなく、また、ベトナムへの介入の理由とされたドミノ現象が起こる状況でもなくなっていたのである。

ベトナムでの戦争終結のメドはついていなかったが、アメリカが危惧した東アジアでの「一般利益」が侵害されるという恐れはほとんどなくなっており、国際政治の「関係」および「利益」という理論的観点からは、このときすでにアメリカが軍事介入を中止し得る国際政治上の環境が整いつつあったのである。

アメリカのベトナムへの軍事介入が行き詰まり、そうした中で、ジョンソン政権はアメリカ軍のベトナムからの撤退を模索し始めるが、ジョンソン政権の政策は上記のような国際政治上の変化を織り込んだものではなかった。

ジョンソン政権とは異なり、ニクソン政権では、上記の国際政治上の変化を認識し、それを踏まえてベトナム問題を解決しようとした。そして、その考えを具体的に表明したものがニクソン新戦略であった。

ニクソン新戦略では、国際政治上の変化に対応して、イデオロギーではなく、各国の個別の利害関係または事情に基づいて各国との「関係」を考えようとした。また、ニクソン新戦略におけるベトナム化の提起は、ベトナム戦争が「特殊利益」としての性格が強まっていることに対応したものと理解できる。

米中和解は、アメリカが、中国とソ連の「関係」の変化を確認し、中国に対する脅威認識を変化させたことによって可能となったものである。もとより、米中和解の直接の契機となったものは、ソ連という共通の脅威の存在、ベトナム問題の解決といった利害の一致であるが、「関係」の変化は、脅威認識の変化がその根底にある。

米中和解によって、米中の「関係」は、敵対的「関係」から協力的「関係」へと変化するが、そのことによって、中国が関与する国際問題の「利益」の性格が変化することとなった。

その最も重要な問題が台湾の問題であった。台湾海峡の防衛は、米中の「関係」の変化により、「一般利益」としての性格が薄まり、「特殊利益」としての性格が強まることとなった。中国が脅威でなければ、アメリカが台湾海峡を防衛しなければならない必然性は小さくなる。もとより、米中和解では、アメリカの国内調整も行われていないことから、アメリカが中国を国家承認したわけではないが、前述のとおり、台湾問題ではアメリカが中国の主張に歩み寄る形で重要な譲歩を行っている。これらの譲歩の是非はともかく、国際政治の「関係」の変化に伴う「利益」の性格の変化が、アメリカのこうした譲歩を可能にするものであった。

ベトナム問題についても、米中和解によってベトナム戦争の「特殊利益」としての性格が確実化することとなり、米ソデタントの進展がこれを補強した。このことによって、国

際政治の「利益」という観点からはアメリカがベトナムにとどまる理由はなくなり、後はアメリカが名誉を保ちつつ撤退するためにはどのような形またはタイミングで行えばよいかという問題が残されるだけとなつたのである。

中ソ対立を要因とする国際政治の「関係」の変化によって、アメリカ軍撤退の環境が半ば整いつつあったことは上述したところであるが、米中和解によってその環境がより一層整い、確実なものとなつたのである。

ところで、ここで注目しておきたいのは、中ソ対立とベトナム戦争の国際政治理論上の性格・位置付けの明確な相違である。双方とも、これまでの既存研究では、米中和解に向けた重要な要因の1つとして取り上げられるが、その理論的性格・位置付けの相違はほとんど意識されることはなかった。

本章の記述で明らかにしてきたとおり、まず中ソ対立は国際政治の「関係」の変化の要因としての性格・位置付けを有するものである。中ソ対立によって中ソは敵対的「関係」となり、そのことがまたアメリカの中国に対する脅威認識を変化させた。

一方で、ベトナム戦争は、東アジア国際政治の「関係」の変化によって、その国際政治上の「利益」が変化したものとなるという性格・位置付けを有するものでしかない。ベトナムでの問題は、東アジア国際政治の「関係」に能動的に働きかけるものではなく、あくまで受け身である。

こうした差異が生じるのは、直接的には、中ソ対立は国家間の対立であつて国際政治の「関係」の変化につながるが、ベトナム戦争はもともと内戦であつて「関係」の変化にはつながりにくいという紛争の性格に由来する。

しかしながら、ベトナム問題が受動的であるのは、より本質的には東アジアの米ソの二極構造に由来するものである。アメリカがベトナムへの介入を始めたのは、アメリカが東アジアでの「一般利益」を守ろうとしたためにほかならない。そして、その「一般利益」であるかどうかは、ソ連または中国がベトナムに対してどのような姿勢を示すかということによるのであって、ベトナムが主体的に決められるものではない。

ベトナムは、米ソ二極構造における周辺部にあって、当初から東アジア国際政治におけるこうした性格・位置付けを有していたのである。

以上のとおり、本章では米中和解における東アジアの一連の動きを国際政治の理論的観点から、構造、「関係」、脅威認識、「一般利益」および「特殊利益」の概念を用い、これらの国際政治における意義、性格、位置付け等を統一的視点で分析してきた。こうした分析で明らかなとおり、これらの動きは東アジアの国際政治のシステム・構造の下で運動して起こっている。米中和解に関する一連の動きは、国際関係が国家間の相互作用だけでなく国際政治のシステム・構造の影響を受けつつ進むことを示す好例となっていると考える。

第5章 台湾海峡ミサイル危機と米中台関係

1 本章の課題

本章では、冷戦後、国際政治がアメリカの単極構造となった中でのアメリカの台湾海峡をめぐる行動を主として分析する。

1995年7月と1996年3月に、中国は台湾近海に向けて弾道ミサイルの発射訓練を行うとともに、この間数回にわたり、台湾海峡の渡海、上陸を模した大規模な軍事演習を実施した。これに対して、アメリカは1995年12月に原子力空母ニミツ機動艦隊に台湾海峡を通過させるとともに、1996年3月には空母インディペンデンスとニミツをそれぞれ主力とする二つの空母機動艦隊を台湾近海に派遣した²⁶⁵。

台湾海峡で1995年から96年にかけて生じたこの危機は、1950年代の台湾海峡危機²⁶⁶と区別して台湾海峡ミサイル危機²⁶⁷と言われるが、同危機は、また、米中が台湾海峡で対立した1950年代以来の危機でもあった²⁶⁸。

台湾海峡ミサイル危機の直接の原因が、台湾の李登輝総統にアメリカが訪問ビザを発給したことによって同総統の訪米が実現し、しかも同総統がコーネル大学で台湾の国際的地位向上を訴える演説を行ったことにあったことはほぼ疑いのないところであろう²⁶⁹。

また、中国の弾道ミサイルの発射訓練や大規模軍事演習の目的が、台湾での独立運動を牽制し、1996年3月に予定されていた台湾総統選に圧力をかけて李登輝の当選を阻止することにあったこと²⁷⁰、しかしながら、アメリカの空母派遣もあって台湾住民は中国の揺さぶりに動じず、逆に李登輝のもとに結束を強める結果となったこと²⁷¹等についても、ほぼ一致した見解となっているとして良いであろう。

このほか、台湾海峡ミサイル危機時のアメリカ部内の対応についてはタッカー(Nancy B. Tucker)²⁷²による詳細な記述があり、同危機による日米安全保障条約や台湾の住民意識への影響等についてはたとえば吳明上²⁷³による分析がある。さらに井尻秀憲編著『中台危機

²⁶⁵ "Taiwan Strait 21 July 1995 to 23 March 1996," Global Security. org, Retrieved July 20, 2010. www.globalsecurity.org/military/ops/taiwan_strait.htm

²⁶⁶ 1954年から55年にかけて起こった危機は第一次台湾海峡危機、1958年に起こったものは第二次台湾海峡危機と呼ばれる。

²⁶⁷ この危機の呼称は必ずしも論者によって一致していないが、「台湾海峡ミサイル危機」の呼称(たとえば、林正義「台湾海峡ミサイル危機後の米国の台湾海峡政策」『問題と研究』第35巻3号、2006年)が最も一般的と考えられるので、それによった。

²⁶⁸ James C. P. Chang, *U.S. Policy toward Taiwan*, Harvard University, 2001, p.13.

²⁶⁹ 肖『六十年国事紀要(外交卷)』325-326頁。

²⁷⁰ Brett V. Benson and Emerson M. S. Niou, "Comprehending Strategic Ambiguity: US Security Commitment to Taiwan," Duke University, Nov. 12, 2001, p. 16. <http://people.duke.edu/~niou/teaching/strategic%20ambiguity.pdf>

²⁷¹ 山本『中台関係史』246-252頁。

²⁷² Tucker, *Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*.

²⁷³ 吳明上「台湾海峡危機(一九九五年七月～一九九六年三月)の構造—『一つの中国』と『台湾独立』の狭間で」—(一)、(二)」『法学論叢』148巻2号、150巻1号、京都大学法学会、2000年、2001年。

の構造』²⁷⁴は、台湾海峡ミサイル危機時における中台関係の状況を総合的に検討、整理したものである。

このように、台湾海峡ミサイル危機については、すでに、これまで多くの論文、論考が発表され、その要因、経緯、影響等についての多くの点が明らかにされているが、こうした論文、論考の多くは歴史的、外交的観点から分析、記述がなされているものであって、同危機を東アジア国際政治の構造やアメリカの軍事戦略の変化という観点から分析したものではない。このため、同危機が東アジア国際政治のどのような構造の中で、アメリカのどのような軍事戦略を背景として起こったものであるかということについては、必ずしも明らかにされているわけではない。

一方で、同危機の性格等を分析するためには、アメリカの対台湾政策の基本的内容、冷戦後のアメリカの東アジア戦略、台湾の民主化をめぐる中台関係の動向等を踏まえることが求められる。

そこで、本章では、①アメリカの対台湾政策の基本とその性格を整理、分析するとともに、当時の国際政治の構造の中でアメリカが東アジアでどのような軍事戦略をとっていたのかを明らかにすること、②台湾海峡ミサイル危機直前の両岸関係の動向、同危機の経緯を整理し、アメリカが台湾海峡に介入した理由を明らかにすること、その上で③台湾海峡ミサイル危機の際にとられたアメリカの戦略が、どのように評価、理解されるものであったのかを明らかにすることを課題とする。

こうした分析を行うことは、単極構造の下で大国はどのように考え、どのように行動するのかという問題の解明にも資することとなろう。本章での主要なアクターは、単極構造における大国としてのアメリカである。

2 アメリカの対台湾政策と東アジアの国際政治

(1) アメリカの対台湾政策の基本—「特殊利益」化と道義的責任—

前章で述べたとおり、1972年2月27日、ニクソン訪中時に公表された上海コミュニケによって米中和解が実現した。その後、同コミュニケに基づいて米中両国で国交正常化交渉が続けられる。国交正常化は、ウォーターゲート事件等の両国の国内問題²⁷⁵や国際環境の変化²⁷⁶もあって、すぐには実現しなかったが、1978年12月15日に発表された米中共同コミュニケ²⁷⁷（以下「国交樹立コミュニケ」という。）において、1979年1月1日からの外交関係の樹立が宣言された。

米中の和解は、前章で明らかにしたとおり、東アジア国際政治の構造・「関係」と「利益」関係の変化を基にして進められたのであり、米中国交正常化もその延長上にある。米中和

²⁷⁴ 井尻秀憲編著『中台危機の構造 台湾海峡クライシスの意味するもの』勁草書房、1997年。

²⁷⁵ 文革期にあった中国もまた国情が安定しなかった。

²⁷⁶ たとえば、1975年のベトナムとカンボジアの非共産主義政権の崩壊。このことは、共産主義政権への警戒感を再び強めることとなった。

²⁷⁷ “Joint Communique on the Establishment of Diplomatic Relations, January 1, 1979,” released on December 15, 1978.

解前の東アジア国際政治の構造・「関係」は、前章の図4-2で示したが、ここであらためて米中国交正常化時における東アジア国際政治の構造・「関係」を図示すれば、図5-1のとおりとなろう。

同図では、東アジア国際政治における各地域での対立がアメリカにとっての「一般利益」に関するものか、それとも「特殊利益」でしかないものを書き加えた。

アメリカは、二極構造の一極をなす大国であり、「一般利益」の保護に直接的な利益を有し、かつ、「一般利益」を保護する能力を有する国である。前章で、ベトナム戦争に関する国際政治の「利益」の性格が、国際政治の「関係」の変化に伴って変化することを見たが、このように、「一般利益」と「特殊利益」は国際政治の構造・「関係」によって変化する。そして、アメリカは、この時期を通じて、何が「一般利益」で何が「特殊利益」であるかを見極めつつ、「一般利益」の保護を優先させてきたものと見ることができる²⁷⁸。「一般利益」には軍事介入するが、「特殊利益」には原則として軍事介入は避け、また巻き込まれることも極力避けようとしたのである。

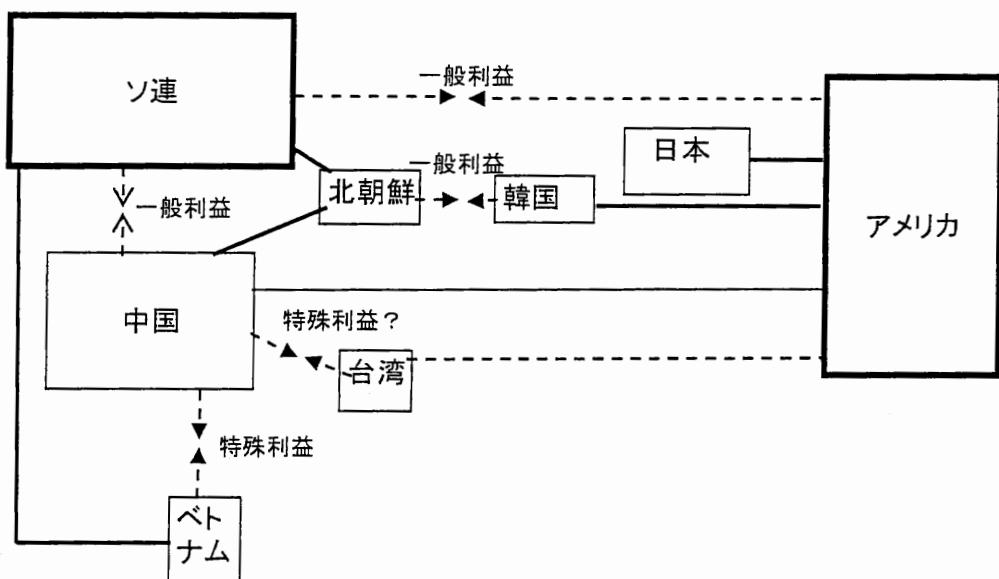


図5-1 米中国交正常化時の東アジア国際政治の構造・「関係」

資料：筆者作成

- 注. ①構造の極をなす大国は太枠で囲い、その他の国は実線の枠とした。
- ②同盟またはアライメントを形成している国同士は実線で結んだ。
- ③米中間は細い実線で、米台間は点線とした。
- ④点線の矢印が向き合っているのは対立を示した。

したがって、ある紛争・対立が「一般利益」であるか、それとも「特殊利益」でしかな

²⁷⁸ これまで述べてきたとおり、アメリカは、冷戦初期においては、朝鮮戦争やベトナム戦争におけるように、共産主義側との紛争は原則として「一般利益」への脅威としてとらえて介入していたが、後にはこうした対応を改め、ニクソン・ドクトリンにも見られるように、個別に「一般利益」と「特殊利益」とを考慮し、「特殊利益」については極力関係国に対応させ、自らは必要な「一般利益」だけを保護するという対応に変化させていった。

いかによって、アメリカの軍事戦略が全く異なることとなる。

米中国交正常化時に最も問題となったのは、言うまでもなく台湾である。繰り返しになるが、中ソが一体であると見られ、米中が対立関係にあったときは、アメリカにとって台湾防衛はまさに「一般利益」を保護するものであったが、米中和解で、台湾防衛が東アジア国際政治で有していた「一般利益」としての性格が失われることになった。アメリカにとって、中国独自の国家的性格に由来する中国の脅威は存続していたが、この脅威はソ連の脅威とは切り離されており、「一般利益」に関するものではない。東アジア国際政治において、中台間の対立は「特殊利益」でしかないものとなってしまったのである。換言すれば、米中国交正常化時におけるアメリカの問題は、台湾防衛が「特殊利益」化した中で、台湾の安全保障についてアメリカがいかに関わるかという問題であった。

アメリカからすれば、これまで述べてきたとおり、「一般利益」については、アメリカの軍事力でもって保護することはためらわないものの、「特殊利益」については、本来、アメリカの安全保障とは直接の関係のないものである。

しかしながら、一方で、アメリカはこれまで米台同盟の下で台湾の安全保障に関与し、台湾およびその人民の安全は実質的にアメリカの手に委ねられている。台湾の将来の安全を危険に陥れるようなことになれば、アメリカの道義的責任が生じると考えられたのであり²⁷⁹、また、議会の強い反発も予想されるので、避ける必要があった。

このように、アメリカ政府部内では、台湾への関与については、主として台湾への道義的責任という観点からの議論がなされたのであり、中国独自の国家的性格に由来する脅威への対応についてはほとんど考慮が払われなかつた。すなわち、アメリカ政府は東アジアの安全保障について、中国が台湾に対して武力侵攻することは予測しうる将来においてほとんどありえないとし、その問題が現実に生じたときアメリカがどうするかという問題は深く考えていなかったのである²⁸⁰。

中国側は、国交正常化について、①台湾との断交、②米軍兵力と施設の台湾からの撤退、③米華条約の破棄の三条件を出していたが、これに対して、アメリカのバンス（Cyrus R. Vance）国務長官は、中国との交渉では、①台湾と断交後も武器供与を継続する、②米華条約は破棄するのではなく、条約の条項に従って不延長を通告する、③中国は台湾問題の武力による解決を放棄すべし、ということを主張する必要があるという見解であった²⁸¹。これは、上記の道義的責任の観点に配慮する必要があるとともに、米華条約の一方的な破棄は他の同盟諸国の懸念を引き起こしかねないという点が配慮されたものであろう。

米中国交正常化交渉で最後まで決着しなかったのは、中国の武力行使放棄の問題とアメリカによる台湾への武器売却問題であった。これについては、結局、中国が武力行使を放棄しない中で、武器売却問題については、アメリカは台湾に一定の防御的な兵器の抑制さ

²⁷⁹ U. S. Department of State, Office of the Historian, "Memorandum From Secretary of State Vance to President Carter, Washington, April 15, 1977," <http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1977-80v13/d26> ; 宇佐美滋『米中国交樹立交渉の研究』国際書院、1996年、147頁。

²⁸⁰ Cohen, America's Response to China, p. 202.

²⁸¹ U. S. Department of State, Office of the Historian, "Memorandum From Secretary of State Vance to President Carter, Washington, April 15, 1977,"

れた売却を継続し、中国はこのアメリカの行為は承認しないという従来の立場を継続するものの、このことに表立って異を唱えて正常化を妨げるようなことはしないということが暗黙のうちに双方の理解となつた²⁸²。

国交樹立コミュニケでは、上海コミュニケで合意した諸原則の再確認が宣言され、あらためて「アメリカ合衆国政府は、中国はただ一つであり、台湾は中国の一部であるとの中国の立場を認識(acknowledge)する。」との規定がなされたが、同時に、国交樹立コミュニケの付属文書では、「合衆国は台湾人民に平和で繁栄の未来があることを信ずる。合衆国は台湾問題の平和的解決に引き続き利益を有するものであり、台湾問題が中国人自身によって平和的に解決されることを期待する。」ことが謳われた。

このように、米中国交樹立時において、アメリカ政府は、台湾問題が「特殊利益」化する中で、台湾問題への軍事的介入については言及せず、一方で、台湾の安全保障に関する道義的問題については、台湾の安全確保に必要な防御的武器の売却を継続するとともに、台湾問題の平和的解決への関心を明言することで解決しようとしたのである。

アメリカ政府としては、「特殊利益」に軍事介入する必要は原則としてなく、また、道義的責任については、中国に武力行使放棄を約束させることが最も望ましかったが、上述のような対応で現実的に台湾の安全は保障されると考えたのである。

こうしたアメリカ政府の対応に不満を示したのがアメリカ議会であった。アメリカ議会は、政府のとった台湾の安全保障に関する措置が不十分と考え、もともと断交後の非公式関係を維持するために必要な条項だけで構成されていた台湾関係法の政府原案に修正を加え、アメリカによる台湾の安全への関与を強化する安全保障関係の規定を盛り込んだのである。

台湾関係法は、1979年4月10日に成立するが、議会で追加された安全保障関係規定の主な内容は表5-1のとおりである。同表では、米華相互防衛条約（以下「米華条約」という。）の関係規定も加え、同法の特色がわかるようにした。

²⁸² Zbigniew Brzezinski, *Power and Principle: Memoirs of the National Security Adviser, 1977-1981*, Farrar Straus & Giroux, 1983, pp. 217-219.

表5-1 台湾関係法における安全保障関係規定

	台湾関係法	米華相互防衛条約
対象とする脅威または脅威に対する認識	<ul style="list-style-type: none"> ・米中の外交関係の樹立は、台湾の将来が平和的手段によって決定されるとの期待にもとづく。(第3301節(b)(3)) ・平和的手段以外によって台湾の将来を決定しようとする試みは、ボイコット、封鎖を含むいかなるものであれ、西太平洋地域の平和と安全に対する脅威であり、合衆国の重大関心事とみなす。(第3301節(b)(4)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃並びに締約国の領土保全及び政治的安定に対して外部から指導される共産主義者の破壊活動。(第2条) ・西太平洋においていずれか一方の領域に対して行われる武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認める。(第5条)
るべき対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防御的な性格の兵器を台湾に供給する。(第3301節(b)(5)、第3302節(a)) ・台湾人民の安全または社会・経済的体制に対する脅威、またはそれに伴う合衆国への利益に対する危険について、大統領は議会に通報。大統領と議会は、憲法の手続きに従って、合衆国による適切な行動を決定する。(第3302節(c)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃または破壊活動に抵抗する個別的および集団的能力を維持し発展させる。(第2条) ・自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するように行動する。(第5条)
規定の適用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾および澎湖諸島、または、これら島嶼上の人民、法人、各種団体、行政機関。(第3314節(2)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾および澎湖諸島。 ・ただし、相互の合意によって決定されるその他の領域についても適用される。(第6条)

資料：筆者作成

注：条番号はそれぞれの法または条約のもの。

同法では、台湾問題についての平和的解決への期待があらためて表明され、非平和的手段の行使は西太平洋の平和と安全に対する脅威であり、アメリカの重大関心事と見なされることとなった。また、防御的兵器の台湾への売却が明記され、台湾人民にとっての何らかの脅威があると見られるときは、大統領は議会に通報して、適切な行動をとることとされた。なお、同法の適用地域は台湾と澎湖諸島だけであり、米華条約のように大陸沿岸諸島を対象とし得るものとはされていない²⁸³。

この、台湾人民に脅威が生じた際のアメリカのるべき「適切な行動」には武力行使は排除されていない。したがって、武力行使を行う基準はあいまいであるが、アメリカは台湾有事の際の軍事的介入の根拠を同法に求めることが規定上は可能となったとしてよいであろう。

それでは、アメリカ議会が、このように、台湾問題へのアメリカの関与の強化を強く求めた根拠は何だったのだろうか。これについては、やはり、アメリカ議会は、政府とは異なり、台湾に対する道義的責任だけでなく、中国独自の国家的性格に由来する脅威をより強く認識していたためと考えるほかはない。現状では武力行使の可能性は乏しくても、将

²⁸³ 李大維『台湾関係法立法過程』風雲論壇出版社、1996年、184-185頁。下院での審議の際に、金門、馬祖を適用地域に含める提案がなされたが、①金門、馬祖両島は福建省に属し、もともと台湾に属していないこと、②米華条約でも金門、馬祖は適用地域として明記されなかったこと、③1974年に議会で台湾海峡決議案が否決されたのはアメリカが両島の安全を保障するものとなっていたためだったこと、といったことを理由とする反対意見が出され、採決の結果否決されたものである。

來的に中国は台湾に対して経済的な圧力をかけるようになり、究極的には武力を行使するだろうから、こうした事態に備える必要があるということが議会の考え方の根底となっている²⁸⁴。アメリカ議会は、中国の潜在的な脅威に着目し、その脅威が顕在化したときは台湾に侵攻して、アメリカの利益を害する可能性があると考えたのである。

アメリカ議会が台湾関係法を修正したこのほかの根拠として考えられるものとしては、霸權国²⁸⁵として現在の秩序を維持する利益、同盟国からの信頼を確保する必要性等が考えられるが、これらは必ずしも東アジアに限られるものでない。特に後者については、日本はすでに中国との国交正常化を済ませており、これらが議会で重視された形跡はない。

なお、台湾からの米軍撤退による米軍の前方展開戦略の弱化の懸念については、1979年2月8日の上院外交委員会で国務省および国防総省の担当者が「台湾からの軍隊および施設の撤収は決してアメリカのこの地域の軍事態勢および戦略に著しい影響を与えるものではない」²⁸⁶と発言するとともに、1978年11月28日に日米間で合意された「日米防衛協力のための指針（旧）」においてアメリカは即応部隊等の必要兵力の前方展開を保持することも明記されており、このことは主たる議論の対象とはなっていない。

また、台湾関係法には、台湾住民の人権の維持と向上を合衆国の目標とするという規定（第3301節（c））があるが、これは、アメリカの国際的な指導理念と合わせて台湾住民への一般的な責任が表明されたものと理解するべきものである。

すなわち、米中国交樹立後のアメリカの対台湾政策の基本は、三つの共同コミュニケ²⁸⁷とともに、この台湾関係法によって構成されるが、これらを一貫して通じる主たる課題は、台湾問題が「特殊利益」化した中で、台湾の安全保障に対してアメリカがどのような責任を果たすかというものであった。とりわけ、台湾関係法では、道義的責任に加え、アメリカ議会によって中国独自の国家的性格に由来する脅威に着目した修正がなされ、必要な場合にはアメリカの軍事的介入もあり得ることとされたのである。

（2）冷戦後のアメリカの戦略の変化と東アジア「地域一般利益」一

1989年12月、マルタでアメリカのブッシュ大統領とソ連のゴルバチョフ書記長による冷戦終結宣言がなされ、1945年2月のヤルタ会談に始まったとされる東西冷戦が終結した。さらに、1991年12月21日のアルアマタ宣言²⁸⁸によってソ連解体が決定され、同26日にソ連は崩壊した²⁸⁹。

言うまでもなく、冷戦時代においては、米ソ二極による勢力均衡によって国際政治の安

²⁸⁴ Steven M. Goldstein and Randall Schriver, "An Uncertain Relationship: The United States, Taiwan and the Taiwan Relations Act," *The China Quarterly*, 2001, pp. 147-152.

²⁸⁵ 冷戦の二極構造の中で、アメリカは西側陣営の霸權国としての地位も有しており、西太平洋においても霸權的地位にあったとしてよいであろう。

²⁸⁶ 李『台湾関係法立法過程』123頁。

²⁸⁷ 上海コミュニケ、国交樹立コミュニケおよび1982年8月17日付け米中共同コミュニケ（米国の対台湾武器売却問題について）をいう。

²⁸⁸ 11のソ連構成共和国元首が採択した宣言。これによりCIS発足によるソ連解体が決定された。

²⁸⁹ 1991年12月25日にゴルバチョフはソ連大統領を辞任し、翌26日にソ連最高会議が連邦の解体を宣言した。

定が保たれ、また、米ソ両国はそれぞれの陣営での霸権国であった。しかしながら、東欧革命等の事態を受けた冷戦終結宣言は、ソ連にとって、東欧諸国に対する支配的地位の喪失を容認し、霸権国としての地位の放棄を意味するものであった。また、ソ連の崩壊後、ロシアが、核兵器を含めてかつてソ連が有していた軍事力のほとんどを引き継ぐこととなったが、かつてのソ連と比較して軍事力の低下は避けられなかった。1990年代半ばにおいて、ロシアの軍事力は、「依然として続く厳しい財政事情に加え、軍人の生活環境の悪化や軍の規律の弛緩、徵兵忌避などによる充足率の低下なども問題となっており、旧ソ連時代のような軍の活動水準を維持していくことは困難」²⁹⁰な状況となっていた。

冷戦後の国際政治の構造をどう見るかについては、議論もあるが、ロシアの国力が低下し、アメリカに匹敵するような軍事力を維持できなくなったことを踏まえれば、かつての二極構造は消失し、アメリカ一極の単極構造になったものとしてよいであろう²⁹¹。

ただし、単極構造になってもアメリカの霸権は不完全なものであった。霸権とは、「一つの国家が国家間の関係を支配する基本的なルールを維持し得るほどに十分な権力を持ち、そうする意思がある状態」²⁹²とされるが、ロシア、中国をはじめ、こうしたアメリカの支配に服そうとしない国は少なくない。また、地域的には、かつてのように二極に収斂されるのではなく、その地域で比較的大きな影響力を持つ複数の国が、それぞれの国益を独自に追求するという動きが見られるようになった。すなわち、世界は、単極構造、不完全な霸権、地域多極という状況へと変化したのである²⁹³。

こうした冷戦後の国際政治の環境変化に対応して、アメリカが打ち出した新たな国防戦略が地域防衛戦略 (the Regional Defense Strategy) である。

地域防衛戦略の構想は、早くも1990年8月のブッシュ(George H. W. Bush)大統領のコロラド州アスペンにおける演説で明らかにされていたが、その後、1993年1月にチェニー(Dick Cheney)国防長官によって「1990年代の防衛戦略：地域防衛戦略」²⁹⁴として具体的な内容が公表された。

地域防衛戦略では、「我々の国家戦略は世界的脅威を対象としたものから、地域的な挑戦と機会とを対象としたものに変化した。我々は、封じ込め政策から新たな地域防衛戦略へと移行したのである。」²⁹⁵と謳い、軍事的脅威の対象が従来とは異なったものとなったことを明らかにしているが、このことは、アメリカにとっての国際政治上の「利益」の性格が全く変わったことを意味するものである。

²⁹⁰ 防衛庁編『平成9年版防衛白書』25頁。

²⁹¹ 防衛大学校安全保障学研究会『新訂第4版 安全保障学入門』83頁。

²⁹² ロバート・コヘイン『霸権後の国際政治経済学』石黒馨、小林誠訳、晃洋書房、1998年、38頁。

²⁹³ 防衛大学校安全保障学研究会『新訂第4版 安全保障学入門』83頁では、冷戦後の国際システムについて、「単極構造を反映した霸権モデルと多極構造を反映した勢力均衡モデルが、それぞれに不完全な形で共存している」とするが、これは、世界的にはアメリカの不完全な霸権で安定が維持され、地域的な安定の維持または地域霸権国の出現防止のためには不完全ながら地域的な勢力均衡の対応がとられていることを述べたものであろう。

²⁹⁴ Secretary of Defense Dick Cheney, *Defense Strategy for the 1990s : the Regional Defense Strategy*, January 1993.

²⁹⁵ Ibid., p. 1.

冷戦時においては、ソ連または共産主義の拡張的性格が世界的な脅威の源泉であり、これに対抗して封じ込めることができが国際政治上の「一般利益」であった。ところが、冷戦が終結し、ソ連が崩壊したことによって、世界的脅威の消滅とともに、「一般利益」もまた消失したのである。

アメリカは、前述のとおり、これまで「一般利益」を軍事力でもって保護する対象としてきたが、それでは、「一般利益」の消失後、地域防衛戦略ではどのような利益が軍事力による保護対象となるのだろうか。

地域防衛戦略で実現しようとしている目的は、①アメリカに対する攻撃の抑止、②民主主義国家の防衛能力の向上、③敵対勢力による重要地域の支配の防止、④民主主義の浸透等による地域紛争の防止の4つである²⁹⁶。

このうち、①は主権国家として当然のことであり、特に説明の必要はないだろう。②は民主国家間の協力的な防衛制度を強化し、集団的な対応を重視して防衛能力の向上を図ろうというものであり、脅威の対象を特定しようとしたものでない。地域防衛戦略で、アメリカの軍事力行使に直接関係するものは③である。③の具体的な内容は、「敵対勢力が我々の利益にとって重要な地域を支配することを妨げることである。そして、そのことによって、アメリカおよびその同盟国の利益に対する世界的脅威の再出現に対する障壁を強化することである。こうした地域としては、ヨーロッパ、東アジア、中東・ペルシア湾およびラテン・アメリカがある。こうした地域での資源に対する強固で非民主的な統制は、我々の安全保障に対して深刻な脅威となるだろう。」²⁹⁷とされる。すなわち、非民主国家等による敵対勢力が、アメリカの防衛、資源等に関する戦略において重要と考えられる地域を支配しようとしたときは、アメリカは軍事力をもってこれを阻止するということである。④は、テロ、麻薬取引その他の民主的秩序に対する脅威への対抗等を通じて、地域の不安定要因を減少させ、紛争を防止しようというものであり、主として非国家主体による非伝統的脅威への対応を想定したものである。

このように、地域防衛戦略においては、アメリカが海外で大規模に軍事力行使する可能性があるのは③の場合である。すなわち、アメリカは、従来、ソ連の拡張主義を阻止するために軍事力を行使することとしていたが、これに換わって、敵対勢力が重要地域を支配することを阻止するために必要があれば、軍事力行使を行うことを明示したのである。

ソ連の拡張主義を阻止することによって得られる利益は、アメリカやその同盟国がソ連から支配されずに自主独立を維持し得ることであり、これがすなわち「一般利益」であった。これに対して、敵対勢力が重要地域を支配することによって得られる利益は、アメリカやその同盟国の安全保障、資源利用等の確保である。またそのことによって地域大国、さらには世界的脅威となる世界大国の出現を防止するというものである。視点を変えれば、アメリカは、地域防衛戦略においても、アメリカの世界戦略の直接の脅威となるような地域大国または世界大国の出現の防止を重要な目標としているということであり、究極的に「一般利益」の確保がめざされているのである。

ただし、アメリカのここでの軍事力行使に、敵対国による地域大国化への意図等が要件

²⁹⁶ Ibid., p. 3.

²⁹⁷ Ibid.

とされているわけではなく、また、対象国も特定されておらず、「一般利益」の保護よりも保護すべき利益の範囲は広くなっている。換言すれば、アメリカの軍事力行使のハードルが低くなったのである。

ところで、アメリカがこの敵対勢力の重要地域支配の阻止によって保護しようとする利益は、従来の「一般利益」でもなければ「特殊利益」でもない。そこで、この利益について、ここでは、地域的な安全保障等の利益と究極的な「一般利益」との両者に関係するという観点から、「地域一般利益」と言うことしたい。なお、上記説明から明らかにおり、ある国が地域大国化を意図してある重要地域を支配しようとしたような場合が「地域一般利益」に対する最も深刻な侵害と言えようが、重要地域と認められる地域を支配しようとした場合には、地域大国化の意図はなくとも「地域一般利益」に対する侵害になる。また、「地域一般利益」の概念は理論的なものでなく、その内容はアメリカが地域防衛戦略で守ろうとしている実際的なものである。すなわち、国際政治の単極構造の下で、唯一の大國であるアメリカが自らの安全保障戦略の中で保護することが必要と考えている利益の一つということである。

こうした新しい防衛戦略の策定とともに、戦力についての見直しも進められ、地域防衛戦略に即して打ち出された概念が「基盤戦力 (the Base Force)」であった。パウエル (Colin L. Powell) 総参議長によれば、基盤戦力とは、「新戦略を実行し、アメリカのリーダーシップを維持し、アメリカの利益を保護し、継続的な防衛上の必要を満たすための必要最小限の戦力」²⁹⁸である。基盤戦力は、大西洋戦力、太平洋戦力、戦略戦力（核戦力）および緊急対応戦力の4つの要素からなるが、兵力については1990年現在に比して25パーセントの削減が謳われるなど、戦力規模の一定の縮小が計画されていた²⁹⁹。

クリントン政権になって、防衛戦力について再び見直しが行われ、1993年10月に「ボトムアップレビュー報告」としてまとめられた。このボトムアップレビューは1990年代になって基盤戦力構想に次ぐ2回目の防衛戦力見直しであり、基盤戦力構想よりもさらに戦力規模の縮小が進められることとなった。ただし、ブッシュ政権時の地域防衛戦略は維持されており、ほぼ同時に生起する二つの大規模な地域武力紛争に勝利できる戦力を確保することとされている³⁰⁰。

こうした軍事力削減の流れに一定の変化が起ったのが1995年2月に発表された「アメリカの東アジア太平洋地域における安全保障戦略」³⁰¹（以下「ナイ報告」³⁰²という。）であった。ナイ報告では、冒頭から2つめのパラグラフで、「1990年と1992年の二つの以前の

²⁹⁸ Eric V. Larson, David T. Orletsky and Kristin Leuschner, *Defense Planning in a Decade of Change Lessons from the Base Force, Bottom-up Review, and Quadrennial Defense Review*, RAND, 2001. p. 9.

²⁹⁹ Lorna S. Jaffe, *The Development of Base Force 1989-1992*, Joint History Office, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 1993, p. 21.

³⁰⁰ Larson, Orletsky and Leuschner, *Defense Planning in a Decade of Change*, pp. 49-50.

³⁰¹ U. S. Department of Defense, "United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region," Feb. 1995.

³⁰² 同報告は、当時国防次官補だったナイ (Joseph S. Nye) がイニシアティブをとったことから「ナイ報告」と呼ばれることが多いので、これにならった。

国防総省レポートは、冷戦後のこの地域での軍事力削減が90年代を通じて続くと見ていた。今年のレポートは、これとは対照的に、予見し得る将来において、現在この地域で前方展開している約10万人の軍隊を安定的に維持することを再確認するものである。」と述べ、東アジア太平洋地域では軍事力削減をとどめることを明確にした。

こうした方針の変化は、冷戦後においても地域の紛争、軍事的脅威等が減少せず、逆に中国の軍備増強等によって地域の不安定化が増しているという認識によるものとしてよいであろう。ナイ報告では、アジア太平洋の情勢について、「もしアジアでアメリカの存在がなくなれば、アジアでの安全保障は危機に陥って、アジアとアメリカに重大な結果をもたらすだろう。事件に対する我々の影響力は制限され、我々の市場と利益は危機に瀕するだろう。アジア太平洋地域での成長と繁栄から利益を得るために、アメリカは経済的に、外交的に、軍事的に十分に関与していかなければならない。」として、その安定の脆さとアメリカのプレゼンスの必要性を強調している。

アメリカは、このような地域の不安定化等を背景に、ナイ報告と同時期（1995年2月）に、ホワイトハウスから「関与と拡大の国家安全保障戦略」³⁰³と題する報告書を発表した。「関与」とは民主主義と自由市場経済の普及、深化のために各国に関与することであり、「拡大」とはそうした関与を通じて民主主義、自由市場経済の世界を拡大することである。この「関与と拡大」戦略は、アメリカの単極構造でありながら霸権は不完全である中で、アメリカが主導する民主主義、自由市場経済の浸透を通じて不完全な霸権をできるだけ補おうとする試みとして理解することができる。

「関与と拡大」戦略で特に強調されたのが民主主義であった。同報告書では、「アメリカのすべての戦略的利益は、民主主義・自由市場国家の共同体を拡大することによって支えられる。すなわち、新民主主義国が、自由市場と人権尊重に責任を負った民主主義を維持できるよう協力することは、我々の国家安全保障戦略の要である。」³⁰⁴として、新たに民主化した国家をアメリカが支持することを明らかにした。一方で、中国については、「中国がこの地域での安全保障上の脅威にならないことが必須である。このため、我々は、近隣国を信頼させ、安全保障の懸念を鎮めるよう、中国がこの地域での安全保障メカニズムに参加することを強く勧めている。」³⁰⁵として中国が新民主主義国³⁰⁶を含む近隣国の脅威にならないことを求めた。

ところで、これらの戦力見直しや新たな戦略の策定は、防衛戦略としては地域防衛戦略を基礎として進められている。見直しの後に配備されることとなった戦力は地域防衛戦略を実施するためのものであり、また、「関与と拡大」戦略は地域防衛戦略の上に重ねられるものである。したがって、地域防衛戦略では、敵対勢力の重要地域支配の阻止が目的とされたが、「関与と拡大」戦略によって、この「重要地域」の判断に民主主義の要素がより強

³⁰³ The White House, *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement*, Feb. 1995. (以下、NSSEE 1995 と略称)

³⁰⁴ Ibid., p. 22.

³⁰⁵ Ibid., p. 29.

³⁰⁶ この当時、中国の近隣国で民主化したのは、台湾のほか、フィリピン、韓国、カンボジアがある（武田康裕『民主化の比較政治－東アジア諸国の体制変動過程－』ミネルヴァ書房、2001年、32頁。）。

調されることとなったと言えよう。換言すれば、中国の攻撃から民主化された台湾を防衛することが「地域一般利益」に含まれるとされる可能性がより高まったということである。

なお、アメリカが「関与と拡大」戦略で支援しようとする「民主主義」に外交関係のない台湾の「民主化」が含まれていたかどうかという問題はあるが、これについては、アメリカの「関与と拡大」戦略はあらゆる地域での民主化の動きを促進しようとするものであったこと³⁰⁷、後述するが李登輝は民主化された政府の代表者としてアメリカに受け入れられたこと等から、台湾の民主化がアメリカの支援しようとする民主主義に問題なく含まれていたとしてよいものと考える。中国は台湾の民主化の動きを警戒し、これを阻害しようとするが、アメリカにとって台湾の民主化は、こうした行為から守られるべきものであったのである。

こうしたアメリカの戦略の変化の中で、台湾海峡ミサイル危機が発生する。

3 台湾海峡ミサイル危機とアメリカの介入

(1) 台湾海峡ミサイル危機直前の両岸関係の動向

台湾海峡ミサイル危機直前の両岸関係を大きく規定したものは台湾の民主化であった。

台湾における民主化の具体的な動きは、蔣経国が国民党第12期3中全会を召集して「政治革新」を決議させた1986年3月から始まる³⁰⁸。この後、民主化の改革は、蔣経国の後継者となった李登輝に実質的に引き継がれるが、台湾の民主化で決定的に重要な意義を有することとなったのが、1991年4月の第一次改憲であった。

従来、台湾の国民党政府は1947年に施行された中華民国憲法に基づき全中国を代表するものとされ、台湾の国民大会および立法院についても、その大半が実際には選挙のなされない大陸の地区を代表する非改選議員で占められていた。ところが、この第一次改憲で、議員は実質的に全て自由地区（中華民国政府が支配している台湾島、澎湖諸島、金門島、馬祖島をいう。）の住民による選挙で選出されることになったのである。このことは、台湾の政治権力の正統性が、1947年施行の中華民国憲法に基づくとするいわゆる「法統」から、台湾住民の選挙に由来することになったことを意味するものであり、台湾の民主化過程における大きな飛躍であった。

引き続き、台湾では、1992年5月に第二次改憲、1994年7月には第三次改憲が行われ、省長および県長の民選、總統の直接選挙の実施等が定められた。こうして1996年3月には總統直接選挙が予定されることになったが、この總統直接選挙はまさに、台湾の民主化の実現を象徴するものであった。

こうした台湾の民主化とともに、台湾外交も大きく変化した。台湾の外交方針の変化は、第一次改憲による台湾統治の正統性の変化に伴って、1991年5月から動員戡乱時期を終結させることを宣言したことを画期とする³⁰⁹。この宣言は、台湾政府が、中国共産党政府を

³⁰⁷ NSSEE 1995, p. 22.

³⁰⁸ 若林正丈『台湾 分裂国家と民主化（東アジアの国家と社会2）』東京大学出版会、1992年、232頁。

³⁰⁹ 立法院第3届第2会期外交及僑政委員会会務報告（立法院第三期第二会期外交・僑政委員会会議報告）1996年12月16日、章孝嚴外交部長発言。

反乱団体ではなく政治実体として容認し、内戦状態の集結をいわば一方的に宣言したものである。これによって、互いが中国の正統政府であることを主張する従来の外交は否定され、台湾外交は、新しい外交理念の下であらためて展開されることとなったのである。

新しい外交理念は、中国政府と台湾政府が互いに統括も従属もせずにそれぞれが事実として独立しており、両政府がともに国際社会で平等の権利を有することを認めるというものであった。すなわち、かつての中国国家を前提とした外交理念から、事実上の分断国家であることを前提として、民主国家台湾の外交的権利を拡充しようというものに変化したのである。李登輝の進めたこうした外交は、国交の有無にこだわらず現実的な関係強化を重視するものであり、実務外交と言われる。

こうした台湾の民主化または外交の変化が中国に強い警戒心を抱かせることとなったのは言うまでもないことであろう。両岸の関係は、中国政府にとっては、現在でも内戦の延長上にあり、台湾は中国の一地方でしかない。ところが、台湾の民主化と実務外交の進展は「二つの中国」または分断国家化を促すこととなり、台湾統合をより困難なものとしかねない。

こうした危機意識を背景に、中国政府（國務院台灣事務弁公室）が1993年9月1日に打ち出したのが「台湾問題と中国の統一」と題する白書であった。同白書では、台湾の独立運動に警戒感を示すとともに、実務外交をほぼ全否定し、台湾の実務外交は国際的に許容されるものでなく、中国政府はこれに反対し、対抗するという立場を明確にしている。

これに対して、台湾側は、1993年9月16日に行政院大陸委員会から「中共の『台湾問題と中国の統一』白書に対する見解—『中国問題』があるので『台湾問題』はない—」と題する文書を公表し、中国は両岸の分断、分治の現実を認識すべきだと応酬した。

これらの応酬で見られる両岸の現状または統一問題に関する双方の見解を整理すれば表5-2のとおりである。

台湾政府は、内乱状態は終結したものと見なし、台湾が自由民主の主権国家であることを強調するが、中国政府は、台湾政府が台湾を占拠・統治する事実上の地方政府であるという位置付けを変えず、あらゆる外交関係の封殺を図ろうとする。

1995年1月の江八点（「祖国統一大業を完成するために引き続き奮闘しよう」と題する江沢民重要講話における8項目の提案）と同年4月の李六条（国家統一委員会での李總統1995年4月8日談話における6項目の逆提案）においても、基本的にこの応酬が繰り返されることとなった。

すなわち、台湾海峡ミサイル危機直前において、台湾は、民主化を経て、自由民主の事実上の主権国家としての外交的権利の獲得をめざすようになっていたが、一方で中国は、そうした民主化した台湾を警戒し、台湾内の独立の動きを牽制するとともに、あらゆる手段を講じて台湾の外交的動きに対抗しようとしていた。互いが中国政府としての正統性を主張していたかつての両岸関係は、台湾の民主化によって大きく変化していたのである。中国にとって台湾の民主化は容易ならざるできごとであった。中国は、このままでは「二つの中国」または台湾の独立に向けた動きが強まるものと考え、それへの対抗策を模索することとなったのである。

表5-2 両岸の現状または統一問題に関する見解

	台湾政府	中国政府
両岸の現状	内乱状態は終結(動員戡亂時期臨時条項の廃止)。両岸の現実は、分断、分治。	内乱状態が継続。ただし、平和的統一の主張。
台湾政府の位置付け	自由民主の主権国家(事実上の分断国家)。台湾地区人民を代表し、国際社会の一員。	台湾を占拠・統治する事実上の地方政府。
両岸関係の不安定の原因	中国政府の武力行使不放棄。	台湾政府による「一つの中国」原則の放棄の動き。特に台湾内の独立運動の活発化。
統一の方法	自由民主制度の全中国への適用。民主主義を捨て共産独裁を求めることがあり得ない。	一国二制度。

資料:中国の1993年台湾白書、それに対する台湾の反論等から筆者作成

(2) 台湾海峡ミサイル危機の発生と要因

台湾海峡ミサイル危機は、上記のような両岸関係を背景としつつ、1995年6月に、李登輝総統が母校であるアメリカのコーネル大学を訪問し、「民の欲するところ、長く我が心にあり」と題する演説を行ったことが直接的な契機となっている。

台湾との関係について、アメリカは、その前年の1994年に見直しを行い、台湾関係法と三つの共同コミュニケを基本とするものの、経済対話の格上げ、非国家国際機関への台湾の加入支持等を行うことを公表した。台湾の民主化と経済成長は、アメリカに好感を与え、また関係強化を促したのである。

李登輝のアメリカ訪問のビザ申請に対して、1995年5月、下院は396票対0票でこれを認め、上院もまた97票対1票で可決した³¹⁰。こうした中で、当初はビザ発給に慎重であったクリントン政権もビザ発給に応じることに転じ、李登輝のアメリカ訪問が実現する。クリントン政権がなぜ当初の慎重姿勢を変えてビザ発給に応じたかは、議会がほぼ全会一致で賛成している以上、拒否権を発動しても再可決の可能性が強いこと等、いろいろな見方がある³¹¹が、台湾の民主化も重要な要因であった。李登輝へのビザ発給は経済的要因に基づくものなく、アメリカにとって台湾の民主化は評価すべき重要な業績に思えたのであり、すなわち、「天安門虐殺に責任のある共産党政権の反対を乗り越えて民主的な指導者を歓迎することは意味があること」だったのである³¹²。

³¹⁰ Jian Yang, *Congress and US China Policy 1989-1999*, Nova Science Publishers, Inc. 2000, p. 207.

³¹¹ 山本『中台関係史』234頁。

³¹² Tucker, *Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*, p. 212.

コーネル大学で行った上記演説の中で、李登輝は、民主化後の台湾が国際社会の中でしかるべき地位を与えられていないと訴え、外交的孤立から脱却することに力を注ぐことを強調した。

中国にとって、アメリカによる李登輝訪米の許可は「二つの中国」をつくる動きを助長するもので中国の利益を無視したものであり、また、李登輝の演説はまさにその独立志向を表明したものと思えた。

このため、中国はアメリカに抗議するとともに、台湾に対しては台湾独立の動きを封じ込めるための強い措置をとることが必要と考えることになった³¹³。中国は李登輝訪米が、「台湾の総統選挙が最終段階を迎えるようとしているときに、台湾の候補者が台湾独立の支持を宣言することを促すこととなる」³¹⁴ものと恐れたのである。

中国は、アメリカとの軍備管理会議を延期し、国防部長のワシントン訪問を中止した。また、1995年6月17日には駐米大使を帰国させ、同時に、アメリカの新任大使の受け入れを拒んだため、両国の外交関係は代理大使クラスで行わざるを得ないこととなつた³¹⁵。

一方で、中国は、台湾を軍事的に威嚇して台湾独立の動きを抑制することを目的³¹⁶に、台湾海峡でミサイル発射訓練を含む一連の軍事演習を実施した。

軍事演習では、1995年には、7月20日から26日までの台湾北部海域における弾道ミサイル発射訓練、8月15日から25日までの東シナ海における実弾射撃演習および11月25日の福建省南部海域における渡海・上陸作戦演習の三つの演習が行われ、さらに1996年3月には、8日から15日までの台湾北東海域と南西海域における弾道ミサイル発射訓練、12日から20日までの福建省沖合における実弾射撃演習および18日から25日までの渡海・上陸作戦演習が実施された³¹⁷。こうした軍事演習、特に台湾の総統選直前の1996年3月の弾道ミサイル発射訓練によって、台湾海峡における軍事的緊張は否応なく高まることとなつた。

(3) 台湾海峡ミサイル危機へのアメリカの介入

こうした中国の動きに対してアメリカは、1995年12月11日と19日に第七艦隊の原子力空母ニミッツに台湾海峡を通過させた。アメリカの空母が台湾海峡を通過することは1969年以来なかったとされており³¹⁸、これは中国の軍事演習を牽制するためのアメリカの対抗措置であった。ペリー(William Perry)国防長官は、後に、ニミッツの台湾海峡通過は決して偶然的なものや天候の影響によるものではなく、太平洋軍司令官が慎重に考慮した

³¹³ 肖『六十年国事紀要（外交卷）』326頁。

³¹⁴ Chang, U. S. Policy toward Taiwan, p. 12.

³¹⁵ Tucker, Strait Talk – United States-Taiwan Relations and the Crisis with China, pp. 215-216.

³¹⁶ 肖『六十年国事紀要（外交卷）』326頁。

³¹⁷ "Taiwan Strait 21 July 1995 to 23 March 1996," Global Security. org.

³¹⁸ 平松茂雄『台湾問題－中国と米国の軍事的確執－』勁草書房、2005年、118頁。第一次台湾海峡危機（1954-1955年）では空母5隻を擁する機動部隊を含む約100隻の艦船が台湾海峡または台湾近海に展開した。その後、台湾海峡では第七艦隊による常時パトロールが行われてきたが、1969年12月に隨時パトロールに切り換えられ、台湾海峡を空母が航行することはなかったという。

結果によるものだったと述べており³¹⁹、この措置がアメリカの国家としての意思を示すものであったことを示唆している。

しかしながら、この措置は、1995年の中華人民共和国の軍事演習が終わってからのものであり、アメリカは台湾海峡を自由に通過することができるという象徴的なものにしかすぎず、これによって中国の軍事演習の動きを止めることはならなかった³²⁰。また、1995年12月に実施された台湾の立法委員の選挙で、独立派の民進党の議席が4議席しか増えず、一方で統一派の国民党の議席が14議席増と大きく伸びたことは、中国をして威嚇の効果が出ていると思わしめることとなった可能性もあるう³²¹。

1996年3月7日に台湾の基隆、高雄両港の近海で中国が開始したミサイル発射訓練に対して、翌8日、アメリカは空母インディペンデンスを主力とする機動艦隊を台湾近海に派遣した。また、イージス巡洋艦バンカーヒルを台湾南部のミサイル発射訓練海域の近くに展開させ、ミサイル発射訓練を監視した。さらに、インド洋にいたニミッツを主力とする機動艦隊も台湾海峡に向かうこととされ、3月23日の台湾総統選前には現場海域に展開した³²²。

1個機動艦隊の展開では、現実的な紛争抑止力に乏しいため、関心を持っていることを示す象徴的、政治的なものにすぎないとも見られ得るが、2個機動艦隊となると、二つの空母に搭載された航空機数は合計約156機となって、紛争抑止のための現実的で強力な軍事力となる³²³。

こうした予想以上に強いアメリカの対抗措置に中国は驚き³²⁴、米中高官レベルで問題解決に向けての対話が持たれることとなり、中国側から台湾に軍事行動をとるつもりはないといった説明がなされること等によって、危機は収束に向かうこととなった³²⁵。

アメリカが台湾海峡の問題にこのように強い態度で臨んだのは、アメリカ国防省の説明では、「ワシントンは、中国が台湾との問題を平和的に解決すべきであるというアメリカの決意を知らしめる必要があった」³²⁶のであり、また、「この地域での利益をアメリカは喪失したと中国の指導者に考えさせるべきでないと考えた」³²⁷ためである。

ペリー国防長官は、1996年3月の中華人民共和国の劉華秋外交部副部長との間の会談で、「台湾に対する攻撃的な軍事的行動はアメリカの利益に対する脅威と見なされる。・そして、アメリカは当該地域における安全保障上の必須の利益を守るために十分以上の軍事力を有しているし、それを示す用意もできている。」³²⁸と述べている。同長官の回想によれば、「アメ

³¹⁹ Tucker, *Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*, p. 219.

³²⁰ Ibid.

³²¹ Ibid.

³²² “Taiwan Strait 21 July 1995 to 23 March 1996,” Global Security. org.

³²³ Chang, *U.S. Policy toward Taiwan*, p. 13.

³²⁴ Tucker, *Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*, p. 220.

³²⁵ 平松『台湾問題－中国と米国の軍事的確執－』194-195頁。

³²⁶ Chang, *U.S. Policy toward Taiwan*, p. 13.

³²⁷ Ibid.

³²⁸ Tucker, *Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*,

リカの台湾政策には軍事的解決も排除されていないことを示す必要があった」³²⁹のである。

3月7日にアメリカ政府は訪米中の中国代表者に台湾関係法に規定された文言を用いてアメリカの懸念を伝え、また、3月10日には2個機動艦隊を台湾海域に派遣することを発表した。そのことによって、中国はミサイル演習を終了することをアメリカに告げることとなった³³⁰。

アメリカは1972年の米中和解以来、台湾海峡での中台の紛争についてどのように対応するのか態度を明らかにしないできた。しかしながら、この台湾海峡ミサイル危機において、「アメリカは、中国の一方的な台湾への攻撃に対して、台湾を防衛する用意があるし、能力もあることを明確にした」³³¹のである。

4 台湾海峡ミサイル危機におけるアメリカの戦略

これまで述べてきたアメリカの対台湾政策の基本、地域防衛戦略と「関与と拡大」戦略、そして台湾海峡ミサイル危機の要因と経緯を踏まえたとき、台湾海峡ミサイル危機においてとられたアメリカの対応はどのように評価されるのだろうか。換言すれば、台湾海峡ミサイル危機におけるアメリカの戦略はどのようなものとして理解されるのだろうか。

台湾海峡ミサイル危機発生の背景には台湾の民主化があり、中国の軍事的威嚇は台湾が民主化することによって強まった台湾内での台湾独立の主張や活動を牽制し、台湾独立の動きを封じ込めようとするものであった。

これに対して、アメリカは、二つの機動艦隊を台湾近海に派遣し、中国が台湾を攻撃すれば、軍事介入を行う用意があることを明らかにした。このアメリカの介入は、「関与と拡大」戦略における民主主義を保護するという方針に則したものであり、民主化した台湾を防衛することは地域防衛戦略における軍事的保護の対象、すなわち「地域一般利益」に当たるとアメリカが考えたためとしてよいものと考える。このことは、台湾に対する攻撃的な軍事的行動をアメリカの利益に対する脅威と見なすとした上記ペリー国防長官の発言からも確認できよう。

これらを前提にして、台湾海峡ミサイル危機におけるアメリカの戦略の内容を第一次・二次台湾海峡危機におけるものと比較すれば表5-3のとおりとなる。

p. 220.

³²⁹ Chang, U.S. Policy toward Taiwan, p. 13.

³³⁰ Goldstein and Schriver, "An Uncertain Relationship: The United States, Taiwan and the Taiwan Relations Act," p. 159.

³³¹ Chang, U.S. Policy toward Taiwan, p. 14.

表5-3 第一次・二次台湾海峡危機および台湾海峡ミサイル危機におけるアメリカの戦略

	第一次・二次台湾海峡危機	台湾海峡ミサイル危機
具体的防衛対象	台湾、澎湖諸島	大陸沿岸諸島
対象とする利益	一般利益	特殊利益
防衛意思の明確性	戦略的明確性	戦略的あいまい性
根拠規定	米華相互防衛条約第6条	台湾関係法第3302節(c)
戦争戦略	最終的に全面戦争(大量報復戦略)を想定	介入程度は不明

資料：筆者作成

具体的防衛対象は、第一次・二次台湾海峡危機においては、台湾、澎湖諸島または大陸沿岸諸島であった。これに対して、台湾海峡ミサイル危機においては、アメリカが強硬な対抗措置をとったのは台湾の民主主義を守るということが大きな要因となったと考えられることから、具体的防衛対象は「民主化された台湾」ということとなろう。前記のとおり、そもそも李登輝の訪米が認められたのは台湾の民主化がアメリカで高く評価されたためであった。

軍事的保護の対象とする国際政治上の利益は、第一次・二次台湾海峡危機では台湾、澎湖諸島では「一般利益」、大陸沿岸諸島では「特殊利益」であった。アメリカは、米中和解前において、台湾、澎湖諸島の防衛は「一般利益」を保護するという観点から不可欠としていたが、金門、馬祖等の大連沿岸諸島は、台湾、澎湖諸島の防衛に必ずしも必要なものでなく、内戦の経緯から台湾政府が領有しているもので、「特殊利益」として見ていた³³²。台湾海峡ミサイル危機では、アメリカが軍事的に保護しようとしたものは、上述のとおり、「地域一般利益」である。

防衛対象に対する防衛意思の明確性については、その根拠規定とともに説明することが便宜である。第一次・二次台湾海峡危機においては、台湾、澎湖諸島の防衛は米華条約第6条に明記されており、明確であった。このような防衛意思の明確化は、敵対勢力からの攻撃を抑止するという戦略的意図もあると考えられるため、戦略的明確性ということができよう。ただし、同条では、大陸沿岸諸島については、防衛対象とするかどうかは相互の合意によって決められるものとされ、あいまいにされていた。これは、大陸沿岸諸島防衛は「特殊利益」であることから、アメリカは本来は軍事的介入に消極的であるが、もしアメリカに防衛意思がないことを明らかにすると、大陸沿岸諸島への中国による攻撃を惹き起こしかねないため、アメリカは攻撃抑止の観点から防衛意思については戦略的あいまい性をとっていたのである。第一次・二次台湾海峡危機において、中国が大陸沿岸諸島奪取のための本格攻撃を行った場合に、アメリカが本当に軍事介入したかどうかは、結局あい

³³² 第3章参照。第一次台湾海峡危機において、アメリカは台湾政府に金門、馬祖島から撤退することを勧めたが、台湾政府はこれを拒否した。

まいなままとなっている。

これに対して、台湾海峡ミサイル危機では、前述のペリー国防長官の発言で明らかなどおり、民主化された台湾への攻撃を抑止するため、防衛意思について、戦略的明確性で対応した。これは、「関与と拡大」戦略に見られるとおり、当時のアメリカの国家戦略において民主主義の保護、拡大が重要な意味を持ち、民主主義防衛のためのアメリカの明白な意思を示す必要があると考えられたことによるものであろう。同時に、前述したが、「一般利益」を保護することとしていた冷戦時よりも地域防衛戦略においてはアメリカの軍事力行使のハードルが低くなっていたこともこうした軍事的に強い対応を示した背景となったと考えられる。

これとともに、こうした強い対応の背景として、米中の「関係」の変化を考えておく必要がある。米中和解によって米中間で形成された協力的「関係」は、ソ連という共通脅威を対象とするものであり、その一方で、アメリカにとっての中国独自の国家的性格に由来する脅威が存続していた。ところが、冷戦終結によって、ソ連という共通脅威が消滅し、米中の脅威をめぐる環境が一変したのである。アメリカは、脅威のレベルとしては高いものではなかったが、中国独自の国家的性格に由来する脅威と直面することになったのである。冷戦終結で、米中は新しい「関係」へと移行することになったが、この「関係」は同盟的「関係」でもなければ、敵対的「関係」でもない。ある意味で、今後の相互の脅威認識の変化によっていずれの「関係」にもなり得る不確定な「関係」なので、以下ではこの米中の「関係」を戦略的「関係」と呼ぶこととする。

この米中の戦略的「関係」の下で、台湾防衛は冷戦時の「一般利益」または「特殊利益」でなく、地域防衛戦略における「地域一般利益」に組み込まれることになった。台湾防衛は、米中の戦略的「関係」の下で、新しい意味が与えられ、そのことが台湾海峡ミサイル危機におけるアメリカの軍事的な強い措置を導いたのである。

そして、こうした軍事的措置の根拠規定となったのが、台湾関係法第3302節(c)であった。同規定では台湾人民の安全等に脅威があるときは、アメリカは適切な行動をとるものとされているが、アメリカがどのようなときに台湾海峡に軍事的介入するのかについてはあいまいなままである。ところが、1996年3月に「北京が緊張をさらに高めたとき、アメリカ政府は台湾関係法の規定を極力広く読むこととし、それを台湾防衛に対する誓約として解釈した」³³³のである。

台湾関係法は、米中が協力的「関係」であったときに、前述のとおり、アメリカの台湾に対する道義的責任に加え、中国独自の国家的性格に由来する脅威を考慮してアメリカ議会で修正されたものであった。米中が戦略的「関係」となってからは、アメリカは中国独自の国家的性格に由来する脅威に直接向き合うことが必要となつたのであり、その意味では、台湾関係法の存在意義が増すことになったと言えるであろう。

ただし、台湾関係法の規定そのものは、台湾海峡の問題についての軍事的関与については直接触れることはなく、あいまいなままである。したがって、今回の軍事的関与が台湾関係法の規定によって必然的に導かれるというものではない。台湾関係法は、台湾防衛のための何らかの戦略的背景を有しているわけではなく、ある戦略上の必要から軍事力行使

³³³ Chang, U. S. Policy toward Taiwan, p. 13.

が求められるという構造にはなっていないのである。

今回の軍事的関与の戦略的側面は、上述のとおり、「関与と拡大」戦略と地域防衛戦略とに支えられたものであった。戦略的明確性もこれらの戦略を背景としてとられた対応であったと考えることが妥当であろう。

このように、台湾海峡ミサイル危機でアメリカは、台湾関係法の規定を法的根拠にしながら、戦略的にはアメリカがこの時に掲げていた「関与と拡大」戦略と地域防衛戦略とで対応したのである。

のことから演繹すれば、台湾海峡で問題が発生した場合のアメリカの軍事的関与やその戦略は、台湾関係法ではなく、その時々におけるアメリカの防衛戦略によって直接的な影響を受けることとなる。一方で、台湾関係法は、具体的な方向性は示さないものの、あらゆる対応の根拠になり得るのである。

ところで、第一次・二次台湾海峡危機でアメリカは、仮に戦争が開始されれば、最終的に大量報復戦略による全面戦争を辞さないという態度をとっていた³³⁴。攻撃を始めれば、核兵器の使用を含めた全面戦争を覚悟せざるを得なかつたのである。

一方で、台湾海峡ミサイル危機においては、防衛意思については明確にされたものの、万一開戦となった場合の戦争戦略については触れるところがない。これは、地域防衛戦略そのものが、単極構造の下でのアメリカの安全保障戦略を反映したものであり、特定の敵対勢力を想定したものではないためである。すなわち、二極構造の下での「一般利益」保護のための軍事的介入は、常に背後にソ連の存在を意識したものとなり、最終的には全面戦争を覚悟せざるを得ないものであったが、単極構造の下での「地域一般利益」の保護は、ソ連のような存在はないことから、そのときどきの関係国の軍事力またはパワーだけを考慮すればよいいためである。

最後に繰り返しになるが、結局、アメリカの台湾問題への軍事的関与のあり方は、その時のアメリカの防衛戦略に左右される。東アジアの国際政治の変化等によって、アメリカの防衛戦略が変化すれば、台湾問題への軍事的関与のあり方もそれによって影響を受けるのである。

5 本章のまとめ

以上のとおり、本章では、①台湾海峡ミサイル危機発生の当時において、アメリカは対台湾政策については三つの共同コミュニケと台湾関係法を基本としつつ、戦略的には「地域一般利益」を保護しようとする地域防衛戦略とともに民主主義の浸透・拡大を重視した「関与と拡大」戦略がとられていたこと、②台湾海峡ミサイル危機の発生は、台湾の民主化に対する米中の評価または認識の差が基本的な背景となっており、民主化された台湾への中国からの一方的な攻撃に対してアメリカは軍事力をもって対抗する意思と能力があることを2個機動艦隊を派遣することによって誇示したこと、③こうしたアメリカの軍事的行動は、地域防衛戦略と「関与と拡大」戦略に基づき、台湾防衛が「地域一般利益」に当たると考えられたためであるが、その根拠は台湾関係法の規定に求められたことを述べて

³³⁴山田『核抑止戦略の歴史と理論』84-85頁。

きた。

台湾海峡ミサイル危機において、「民主主義」が常に重要な役割を演じていたことは否定できないところであろう。台湾は民主化を達成し、民主的正統性を得た政府の下で新たな外交を開拓しようとしたが、中国は台湾の民主化に警戒心を抱き、こうした動きを抑圧し封じ込めようとした。一方でアメリカは、中国の軍事力による台湾の民主化抑圧に対しては、軍事的介入を辞さないことを明確にして台湾の民主主義を守ろうとしたのである。

しかしながら、アメリカのこうした行動が、地域防衛戦略と「関与と拡大」戦略というその当時のアメリカの防衛戦略に基づき行われたものであることに留意しておく必要がある。すなわち、アメリカは、その当時の自国の防衛戦略に基づき行動したのであって、防衛戦略が変われば、民主主義を守るために常に同じ行動がとられるとは限らないということである。

アメリカは台湾防衛の道義的責任と中国独自の国家的性格に由来する脅威を考慮して台湾関係法を定めた。ただし、現実にアメリカが台湾問題でどのような関与をするかは同法ではあいまいなままであり、具体的な関与のあり方はその時のアメリカの防衛戦略によつて左右されるのである。

そして、ここであらためて想起しなければならないことは、以上のようなアメリカの対応は、単極構造の下で、唯一の大國であるアメリカの安全保障戦略に基本的に即して行われたということである。こうした対応は、二極構造の下で常にソ連の存在を意識せざるを得なかつた時期と比較して大きく異なつたものとなっている。

今後、東アジアでは、中国の台頭もあって国際政治構造の変化も予想される。アメリカがこうした情勢に対応して東アジアでどのような防衛戦略を有することとなるのか、その防衛戦略のありようによって、アメリカの台湾問題への関与のあり方も変化するということとなろう。

第6章 米中台外交と米中の戦略的「関係」 －1990年代後半～2000年代前半の動向を事例として－

1 本章の課題

米中関係は、ある時期は良好だと見られていても何らかの事件をきっかけに悪化するなど、振幅が常にあって安定しないように見える。同様に、米中台関係では、アメリカはあるときは中国寄りの立場をとるが、あるときは台湾寄りの立場をとる等、やはり不安定に見える。

外交的変動は、いずれの国家間でも常に起こっているが、米中台の外交関係はこうしたものとは異なり、何か特別な性格を有しているのであろうか。もし有しているとすれば、それはどのようなものであろうか。

本章では、この問題について、1990年代後半から2000年代前半までを事例として、主として国際政治の「関係」と外交的変動に留意しつつ、新現実主義の立場から分析、解明することを目的とする。

すなわち、国際政治は一定の構造の中で「関係」が形成され、その「関係」の下で国家間の相互作用が起り、外交的変動が生じる。換言すれば、本章の目的は、1990年代後半から2000年代前半までの米中台の外交的変動は、国際政治のどのような「関係」の下で生じ、どのような性格を有するものであったのかを明らかにすることである。

1990年代後半から2000年代前半までを取り上げたのは、1995年から1996年にかけての台湾海峡ミサイル危機後、米中関係は改善と悪化の変動を顕著に繰り返すようになり、加えて、2004年に実施された台湾での住民投票³³⁵をめぐって米中台関係が緊張し、この問題をめぐってのアメリカの対応が注目された時期でもあったため、米中台外交を研究するには適当な時期であると考えられるためである。また、この時期は現在に直接つながる時期であり、この時期の国際政治の「関係」は、基本的に現在にも引き継がれていると考えられることから、現在の米中台関係または東アジアの国際政治を理解する上でも参考となる。

以上のことから、本章では次のことを研究の課題とする。

①まず1990年代後半から2000年代前半にかけての米中台外交の動向を整理することとし、その際には上述した2004年の住民投票について、その背景およびアメリカの対応を含めて詳しく分析する。

②次に、この時期の国際政治の「関係」を明らかにする。「関係」は外交的行為とは異なり一定の固定性を有したものであり、利益の共通性等によって形成されるが、その中でも特に重視されるのは脅威認識である。相手国を現実の深刻な脅威として認識すれば敵対的な「関係」となり、互いの共通の脅威を認識すれば同盟的な「関係」となる。このため、ここでは、特にアメリカの中国に対する脅威認識の動向を分析、整理する。

③最後に、以上の検討結果を踏まえて総合的な考察を行い、この時期の外交的変動がど

³³⁵ 中国語では「公民投票」。これをそのまま「公民投票」と訳している論文等もあるが、既存論文では「住民投票」と訳されている場合が多いので、それにならった。

のような「関係」の下で生じていたもので、どのような性格を有するものであったのかを解明する。

なお、本章は米中台間の外交の動向を主として米中の戦略的「関係」の中で位置付け、理解しようとするものであり、米中台間の外交については言うまでもなくアメリカ、中国、台湾の三者がアクターであるが、米中の戦略的「関係」の中での分析についてはアメリカおよび中国が主要なアクターである。

2 米中台外交の動向（1990年代後半～2000年代前半）

（1）台湾海峡ミサイル危機後の米中台関係の動向

台湾海峡ミサイル危機で、アメリカは軍事的に台湾を防衛する姿勢を示し、米中関係は緊張したが、その後、両国の関係修復が図られ、1997年から1998年にかけてはアメリカが対外交を重視する姿勢が鮮明となった。

1996年の後半から、両国は、ASEAN地域フォーラム³³⁶、APEC³³⁷等の場を利用して外相会談や首脳会談を行ってきたが、1997年10月には中国首脳による公式訪米が12年ぶりに実現し、クリントン（Bill Clinton）大統領と江沢民主主席による首脳会談が行われた。

同首脳会談では、10月29日に共同声明が発表されたが、その共同声明では両国は「建設的な戦略的パートナーシップ」の構築に向けて取り組むこととされた。すなわち、両国間には、相違はあるものの、利害が一致していて協力できる分野も多いので、そうした協力できる分野ではできるだけ協力していくこうというものであり、そのことが世界または地域の平和と安定にも重要だというものである³³⁸。

同共同声明では、両国間の相違としては人権の問題が、利害が一致する分野としては世界経済成長の促進、大量破壊兵器の拡散防止、麻薬取引および国際組織犯罪・テロ行為との戦い等が掲げられている。

また、同声明では、台湾との関係について、アメリカは、「『1つの中国』の政策と3つの米中共同コミュニケに謳われた原則を守る」ことが盛り込まれた³³⁹。

翌年1998年の6月には、クリントン大統領による中国への公式訪問が行われた。この訪問は、1989年の天安門事件後初めてのアメリカ大統領による中国への公式訪問であった³⁴⁰。北京での首脳会談の後、クリントン大統領は6月30日に上海で市民代表らとの円卓会議に出席したが、その際、いわゆる「3つのノー」に言及した。「3つのノー」とは、台湾の独立を支持しない、「2つの中国」または「1つの中国、1つの台湾」を認めない、台湾が主

³³⁶ 1996年7月のジャカルタでのASEAN地域フォーラムで、米中外相会談が行われた。

³³⁷ Asia-Pacific Economic Cooperation（アジア太平洋経済協力）。1996年11月のマニラ会合で米中首脳会談が行われた。

³³⁸ William Jones, "Clinton, Jiang broaden U.S.-China ties," *Executive Intelligence Review*, Vol. 24, No. 45, Nov. 7, 1997, p. 25.

³³⁹ Embassy of PRC in US, *China-US Joint Statement*, Oct. 29, 1997.

³⁴⁰ Jonathan Peterson and Jim Mann, "Clinton Begins Visit to China, Hails Its Future," *Los Angeles Times*, June 26, 1998.

権国家として国際機関に加盟することを支持しないというものである³⁴¹。

この「3つのノー」については、アメリカ大統領はこれまで台湾独立に与するような行動をとったことはなく、また行政府はアメリカがそうすることはないということを内々に中国政府に伝えており、これまでのアメリカの台湾政策から基本的に逸脱しているわけではないかもしれないが、アメリカ大統領が中国でこのことを公に発言したことは今後のアメリカの政策の幅をこれまでよりも狭めることとなろう³⁴²。なお、この「3つのノー」に関し、アメリカ議会は行政府の対応に批判的であり、アメリカの台湾政策には変更がないことを改めて確認する決議案を可決している³⁴³。

こうした両首脳の相互訪問に見られるように、米中関係は1997年～1998年には比較的良好な関係を保っていたが、1999年になると米中関係が再び後退する。

米中関係の後退の重要な1つの要因となったのが、1999年5月25日に公表されたいわゆる「コックス報告書」³⁴⁴である。「コックス報告書」とは、アメリカ議会下院に設置された「中国についての米国の国家安全保障および軍事的・商業的懸念に関する特別委員会(the Select Committee on U.S. National Security and Military/Commercial Concerns with the Peoples' Republic of China)」の最終報告書のことであり、同特別委員会委員長であったコックス(Christopher Cox)の名が冠せられたものである。

同報告書によれば、①中国はアメリカの最も進んだ核兵器の設計情報を盗んでおり、②現在中国で開発されつつある次世代核兵器は盗まれたアメリカの設計情報が利用されており、しかも③アメリカの国家兵器実験場への中国の侵入は少なくとも過去何十年かは続いている、おそらく現在も続いている³⁴⁵。

これによって、アメリカでは中国のスパイ活動に対する批判が高まり、対中感情が悪化したが、一方で中国はこうした諜報活動は行っていないとして激しく反発した。

米中関係後退のもう1つの重要な要因となったものが、「コックス報告書」公表より少し前の5月7日に発生した米軍機によるユーゴスラビアの中国大使館の誤爆事件である。この事件によって、中国国内では各都市でアメリカに抗議するデモが行われる等、アメリカへの反発が強まるとともに、中国政府は同事件を野蛮な攻撃であり中国の主権を著しく損なうものであるとして強く非難した³⁴⁶。

このように、こうした事件の発生によって米中関係は大きく後退したが、大使館誤爆事件では犠牲者および大使館施設に対してアメリカが補償を行うこと等について両者の合意が成立し、両国の関係が決定的に悪化することは回避されることとなった³⁴⁷。

³⁴¹ Embassy of PRC in US, *Clinton Publicly Reiterates U.S. "Three No's" Principles on Taiwan*, Jun. 30, 1998.

³⁴² Jim Mann, "Clinton 1st to Ok China, Taiwan '3No's,'" *Los Angeles Times*, July 8, 1998.

³⁴³ Robert Sutter, *Taiwan: The "Three No's," Congressional-Administration Differences, and U.S. Policy Issues*, CRS Report for Congress, Oct. 1, 1998.

³⁴⁴ Select Committee United States House of Representatives, *Report of the Select Committee on U.S. National Security and Military/Commercial Concerns with the People's Republic of China*, May 25, 1999.

³⁴⁵ Ibid., p. ii.

³⁴⁶ "Embassy strike 'a mistake,'" *BBC News*, May 8, 1999.

³⁴⁷ Kerry Dumbaugh, *Chinese Embassy Bombing in Belgrade: Compensation Issues*, CRS

また、1999年7月には台湾の李登輝総統がドイツのメディアによるインタビューの際に「台湾と中国は特殊な国と国の関係」（いわゆる「二国論」）と発言したことによって中台関係が悪化したが、このとき、クリントンは江沢民と電話で会談し、米国の「1つの中国」政策を堅持する旨を伝え、中国への配慮を示している³⁴⁸。

さらに、1999年11月には、米中間で中国のWTO加盟に関する合意が成立³⁴⁹する等、米中関係には回復の兆しが見えるようになった。

しかしながら、2001年に成立したブッシュ（George W. Bush）政権の姿勢は、台湾との関係を重視したものであった。ブッシュ政権で国家安全保障問題担当大統領補佐官を務めたコンドリーザ・ライス（Condoleezza Rice）は、台湾は民主主義と市場志向型発展のモデルであり、アメリカがその安全に深い関心を払うべき存在だとしていた³⁵⁰。

そして、2001年4月、ブッシュ政権は台湾の防衛能力増強のために大規模な武器売却を決定した。この武器売却リストの中には、8隻のディーゼル潜水艦、4隻のキッド級駆逐艦等が含まれており、イージス艦は含まれなかったものの、これまで見送られてきた大型兵器の売却が許可されていた。そして、この決定は台湾が直面している脅威のみが考慮された結果であるとの説明がなされた³⁵¹。

また、同年4月25日にブッシュ大統領は、アメリカの報道番組グッドモーニングアメリカで、台湾が中国に攻撃された場合は「どのようなことをしても台湾の自衛を助ける」と述べている³⁵²。

これとともに、ブッシュ政権は、2001年5月～6月に陳水扁総統が中南米諸国を訪問した際には、アメリカ東海岸のトランジットを認め、アメリカ議会議員との面会を許可する等、クリントン政権時にはなかった待遇を与えた³⁵³。

一方で、同年4月1日に海南島周辺空域において、アメリカのEP-3E与中国のJ-8IIが接触し、J-8IIは墜落したが、EP-3Eは損傷を受けながらも海南島の中国軍基地に緊急着陸するという事件が起きた。この事件は、中国側が乗員を一定期間拘束した後に全員を帰国させ、機体についても翌5月に返還の合意がなされたことによって一応の解決を見た。しかしながら、この事件はもともと良くなかった米中関係をますます冷却化させることとなった³⁵⁴。

Report for Congress, April 12, 2000.

³⁴⁸ "The Solemn Position of the Chinese Government on the Taiwan Question As Reiterated by President Jiang Zemin," Ministry of Foreign Affairs of PRC, Home.
www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/ziliaozhongguo/665539/3602_665543/3604_665547/t18048.shtml.

³⁴⁹ その後、WTOでの所要の審議を経て、2001年12月に中国のWTO加盟が実現した。

³⁵⁰ Condoleezza Rice, "Promoting the national interest," *Foreign Affairs*, vol. 79, Issue 1, Jan/Feb. 2000.

³⁵¹ David E. Sanger, "Bush Is Offering Taiwan some Arms but not the Best," *The New York Times*, Apr. 24, 2001.

³⁵² Tucker, *Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*, p. 261.

³⁵³ "U. S. Grants Visa to Taiwan President," *ABC News*, May 14, 2001.

³⁵⁴ Shirley A. Kan, et al. *China-U.S. Aircraft Collision Incident of April 2001: Assessment and Policy Implications*, CRS Report for Congress, Oct. 10, 2001.

こうした米中台関係の重大な転機となったのが 2001 年 9 月 11 日に発生した同時多発テロであった。

中国は、この同時多発テロ後の対応に迅速に行動した。江沢民主主席は、事件直後の電報と翌日の直通電話でブッシュ大統領に哀悼の意を表するとともに、テロリズムに反対し、アメリカに協力していく立場を表明した。また、9 月 12 日の国連安保理では、アメリカの自衛権としての反撃の権利を確認した 1368 決議に賛成するとともに、9 月 20 日にはテロとの戦いに無条件の支持を与えることを表明した³⁵⁵。

一方でアメリカは、同時多発テロ後、テロとの戦いを安全保障上の優先的な課題とするようになつたが、そのためには中国の協力が必要とされていた³⁵⁶。このため、こうした中国の柔軟な対応に、パウエル (Colin Powell) 国務長官は 2002 年 2 月の議会での証言で、「中国はテロとの戦いで協力している」と述べ、中国の外交的支持を評価している³⁵⁷。

台湾での住民投票の問題は、こうした同時多発テロ後の情勢の中で浮上したものであり、米中台関係を大きく揺さぶるものとなった。

(2) 台湾での住民投票をめぐる米中台関係

1) 住民投票法の制定

陳水扁政権における 2004 年 3 月の住民投票は、2003 年 11 月に制定された住民投票法に基づき実施された。以下では、まずこの住民投票法の制定に至る背景・経緯を整理することによって、住民投票が米中台の関係、とりわけ中台関係に有する意味を明らかにしておくこととした。

2000 年 3 月の総統選挙で選出された陳水扁総統は、民主進歩党(以下「民進党」という。)に所属し、台湾では初めての国民党以外の党からの総統であった。

民進党は、1986 年 9 月に当時としては非合法の下で結党宣言を行った政党であり³⁵⁸、本来は台湾独立を党是とした政党であった。結党直後の同年 11 月に開催された全国党员代表大会で定めた同党の綱領では、台湾共和国の建設を謳うとともに、住民自決の原則を定めていた。台湾の独立運動は第二次世界大戦直後から始まっているが、住民自決の原則がその主張の基礎とされてきたのであり、住民投票は住民自決の原則に必然的に伴うものであった。こうした経緯もあって、台湾での住民投票は、台湾独立につながるものという認識が、中国では持たれていたのである³⁵⁹。

ところで、民進党は、2000 年 3 月の総統選挙に臨むための現実的な対応として、1999 年 5 月 9 日の全国党员代表大会で、台湾独立は当面は棚上げすることとする「台湾前途決議文」を議決し、当面の党的基本方針とした。しかしながら、この「台湾前途決議文」で

³⁵⁵ Shirley A. Kan, *U.S.-China Counterterrorism Cooperation: Issues for U.S. Policy*, CRS Report for Congress, July 15, 2010.

³⁵⁶ Ibid.

³⁵⁷ Ibid.

³⁵⁸ 台湾で結社の自由が制度的に認められたのは、1989 年 1 月の人民团体法の改正によつてである。

³⁵⁹ 楊立憲「台湾“公民投票運動”的回顧与評析（台湾の“住民投票運動”の回顧と評価）」『台湾研究』2004 年第 2 期。

は、台湾の公式の独立宣言こそ行わないものの、その「前文」で「台湾はすでに事実上の民主独立国家となっている」ことを謳い、その「主張」に「台湾は1つの主権独立国家であり、独立の現状に関するいかなる変動も台湾全体の住民の住民投票の方式によって決定されなければならない。」「台湾は速やかに住民投票の法制化作業を完成させて直接民主制度を着実に実施し、必要な時には国民の共通認識を集約して全人民の意志を表明するものとする。」との規定を盛り込み、住民投票と住民投票法制定の重要性を強調していた。

すなわち、民進党の基本方針においては、住民投票は、台湾の民主主義と自主独立の維持を図るための不可欠の手段なのであり、民進党の候補者が総統に選出されたのであれば、その速やかな法活性化と実施が期待されていたのである。

ところが、2000年5月20日に行われた総統就任演説で、陳水扁は、いわゆる「五不」³⁶⁰を明言し、その中に住民投票の事実上の不実施を含めた。すなわち、「中国が武力行使をしないならば」という条件の下で、①独立を宣言しない、②国号を変更しない、③二国論を憲法に入れないと、④現状を変更する独立・統一の住民投票をしない、⑤国家統一綱領および国家統一委員会を廃止しないとしたのである。

この総統就任演説で示された両岸政策は、両岸関係で中国が強く反対しているような政策は当面は実施しないというものであり、中国政府に対して、陳水扁なりの配慮または善意を示したものととらえられるものであった³⁶¹。

陳水扁は、当初、経済関係の強化を含め、両岸関係の改善には積極的な姿勢を示していた。しかしながら、中国政府はそれに応じず様子見をしたままであり、一方で、台湾を承認している国に対して台湾との断交を働きかけ続けた。このため、2001年6月にマケドニアが、2002年7月にはナウルが台湾と断交することとなったが、こうしたことによって、台湾政府は中国政府との関係改善への意欲を失ったとされる³⁶²。

以上のような経緯を受けて、陳水扁は、2002年8月3日に東京で開催された世界台湾同郷会連合会の年次総会に向けた中継メッセージで、両岸は「一辺一国」³⁶³であり、台湾は自分の道を歩まねばならないとすると同時に、「2300万人の偉大なる台湾の人々にこそ、台湾の前途、台湾の運命および現状を決定する権利がある。必要な時にどのように決定すべきか、それは国民投票を通じて表明される。国民投票は2300万の台湾の国民の基本的人

³⁶⁰ 5番目の項目は、正確には「国家統一綱領および国家統一委員会の廃止の問題はない」なので、後に、「四不一没有」（「四つの不と一つのない」）と言われるようになった。

³⁶¹ 中川昌郎『李登輝から陳水扁　台湾の動向1995～2002』財団法人交流協会、2003年、552頁。民進党の鄭寶清・立法院党団召集人は、陳総統は中台関係の「善意の創造者」であると賞賛し、また、施明德・前民進党主席は、陳総統が国家統一綱領を廃止しないと明言した点は、民進党の立法委員たちの主張と一致しないものの、陳総統の善意を表現する方法であると述べている。ただし、中国政府からは、この総統就任演説に対しても、「誠実さに欠ける」との非難がなされていた。

³⁶² 佐藤幸人、竹内孝之編『陳水扁再選－台湾総統選挙と第二期陳政権の課題－』アジア経済研究所、2004年、29頁。

³⁶³ 両岸のそれぞれの側にそれぞれ国があるという意味。李登輝は両岸を「特殊な国と国との関係」としてとらえたが、「一辺一国」では「特殊な」という限定もなくなっており、それぞれが全く別の国という意味が強くなっている。

権であり、剥奪あるいは制限されなければならないものである。私は衷心より、国民投票の立法化の重要性と切迫性を真剣に考えるよう、皆様に呼びかけ、鼓舞するものである」³⁶⁴と述べ、住民投票の必要性を訴えた。陳水扁は、中国が台湾に向けたミサイルの配備を増強している状況においては、いわゆる「四つの不と一つのない」（当初は「五不」と言っていた。）の前提としていた「中国が武力行使をしない」という条件が満たされていないとして、住民投票を実施しないという宣言を事実上撤回したのである。

これに対して、予想されたことではあったが、中国は直ちに反応した。2002年8月6日付け人民日報で、陳水扁の今回の発言は、「台湾同胞を含む中国人民全体に対する公然の挑発であり、国際社会が公認する1つの中国の原則に対する公然の挑発でもある。また、両岸関係をひどく破壊するものであり、アジア太平洋地域の安定と平和にも影響を及ぼさずにはおかないと。・・影響を受けるのは台湾経済であり、損害を受けるのは台湾同胞の切実な利益であり、台湾を災難に向かわせるものである。・・我々は、台湾の分裂勢力に形勢判断を誤ってはならず、崖っぷちで馬を引き止め、一切の分裂活動を停止するよう厳正に警告する。」と述べ、軍事力行使を含めた報復措置をほのめかしつつ、陳水扁の発言を激しく非難した。この後、人民日報では、陳水扁は台湾独立を企図しているものとして、連日のように陳水扁に対する攻撃を続けた。

これに対するアメリカの対応が注目されるところとなったが、アメリカもこの陳水扁の発言を支持しなかった。陳水扁の発言後直ちに行政院大陸委員会主任委員蔡英文が陳總統の意図を説明するために訪米したが、ホワイトハウス国家安全保障会議のマッコーマック（Sean McCormack）報道官は、アメリカは、「1つの中国」政策をとっていて台湾の独立を支持するものではないと述べるとともに、台湾海峡の平和と安定を脅かす道を避けることを当事者に呼びかけ、対話の必要を強調した³⁶⁵。

中国は、台湾での住民投票は独立に向けた許容できない動きであり、状況によっては軍事力行使もやむを得ないという威嚇を続けており、アメリカはこうした中国の反応を無視することは危険であり、好ましくもないと考えたということだろう。

こうしたアメリカと中国の反応を見て、陳水扁は、その後直ちに住民投票の実施に向けた動きを起こすことはなかったが、陳水扁に住民投票をあらためて持ち出させることとなったのが、SARSの問題をめぐる中国との関係悪化であった。

2003年前半に中国、香港および台湾を中心に流行したSARSの問題については、同年5月19日に開催されたWHO総会で議論されることとなっていたが、台湾は、中国の強い反対工作によって、オブザーバーとしての参加も実現しなかった。このため、同総会の翌日の5月20日に、陳水扁はWHO参加に向けた住民投票を行うように与野党関係者に呼びかけたのである³⁶⁶。この住民投票の検討は、台湾独立をテーマとしたものではなく、また

³⁶⁴ 『台湾週報』2007年9月11日。2007年9月10日の大阪開催の世界台湾同郷会年次総会での陳總統の談話による。

³⁶⁵ "Taiwan's top China policy official meets with Armitage," The Free Library by FARLEX, Aug. 8 2002, www.thefreelibrary.com/Taiwan%27s+top+China+policy+official+meets+with+Armitage.-a-090297113.

³⁶⁶ 中川昌郎「住民投票の目的」『東亜』No.434、2003年8月、58頁。

これによってWHOへの参加が可能となるものでもなかつたが、住民全体の意思を確認する象徴的意味がある。中国は、同年6月26日付けの人民日報等で、台湾が住民投票を通じて分裂活動を行おうとしていると主張して、これに強く反対した。

その後、同年6月27日に、陳水扁が行政院の「非核国家推進委員会」で2004年3月の総統選挙までに第四原子力発電所建設問題に関する住民投票を実施する予定であることを述べ、同時に国政上の重要問題であれば、住民投票のテーマは特定の問題に限らないという意向を示した³⁶⁷。

なお、民進党が第四原子力発電所建設問題について住民投票を実施しようとするのは、この時が初めてではなく、2001年においても住民投票実施のための住民投票法案を立法院に提出したが、対中関係に配慮した国民党その他の野党の反対のために不成立に終わっている³⁶⁸。

今回は、WHO参加問題等もあって、住民投票そのものについては、台湾住民は受け入れる姿勢を示すようになっており³⁶⁹、また、民進党が、「住民投票は民生問題と公共工事問題に限定したもので、台湾独立の是非を問う住民投票をねらったものではない」と言明していることから野党も軟化し³⁷⁰、立法院での住民投票法の制定に向けた動きが進むことになった。

こうした経緯を経て、2003年11月27日に住民投票法案は立法院で可決され、成立した。ただし、立法院では野党が多数を占めていたため、同法案の内容は野党が主導したものであり、陳水扁が意図していた憲法制定等については住民投票の適用対象とはされていなかった。また、住民投票の発動権については、原則として住民にあるとされ（住民投票法第2条）、立法原則の制定および重大政策の制定・承認について必要があると認められるときは立法院にも発動権が認められた（同法第16条）が、行政府には原則として発動権が認められなかった。

このように、住民投票の適用対象および発動権に関する規定で、与党・行政府の主導性は大きく制約されることとなつたが、国家の安全に関する非常時における対応として、これらの例外規定として設けられたのが同法第17条である。

同条では、「国家が外国の力による脅威に遭遇し、国家主権が変更される恐れがあるときは、総統は行政院院会の決議を経て、国家の安全に関する事項について、住民投票を行うことができる。」と規定され、総統が国家の安全に深刻な脅威があると認めるときは、総統主導による住民投票の実施が可能とされていた。なお、この規定に基づく住民投票は、一方的に独立を求めて住民投票を行うのではなく、あくまで国家の防御的観点から行うものという意味で、「防御性住民投票」と言われる。

陳水扁は、さっそくこの規定を利用することとした。住民投票法成立の2日後の11月29日に、この「防御性住民投票」の発動権を強調し、2004年3月20日の総統選投票日に

³⁶⁷ 同上。

³⁶⁸ 「台湾：第四原子力発電所の是非を問う住民投票を実施へ」JAPAN ATOMIC INDUSTRIAL FORUM (JAIF)、www.jaif.or.jp/ja/data/monthly/0088-omo.html。

³⁶⁹ 中川「住民投票の目的」59頁。

³⁷⁰ 「台湾：第四原子力発電所の是非を問う住民投票を実施へ」JAIF。

住民投票を実施する旨を表明したのである³⁷¹。中国が台湾に照準を定めたミサイル配備を一方的に増強させ、台湾にとっての深刻な脅威となっていることが、住民投票を行うことの理由とされた³⁷²。

陳水扁のこの「防御性住民投票」は、もとより直接的には台湾への圧力を強める中国に対抗しようとするものであるが、それと同時に、総統選投票日に「防御性住民投票」を実施することで中国の脅威があらためて認識されることとなり、総統選においても自己に有利に作用するという意識が働いていたことも否定できないであろう。

2) 2004年住民投票とアメリカの対応

この住民投票法の成立および住民投票の実施には、中国は、強い警戒感を示すとともに、非難または威嚇的発言を繰り返した。中国にとって、住民投票の実施は独立準備にほかならなかった³⁷³。

中国の温家宝首相は訪米前の2004年11月21日に、ワシントンポスト紙のインタビューに応じ、台湾指導者の最近の行動は実質的に台湾独立を進めようとするものにほかならず、もし台湾が中国から独立しようとすれば、中国はいかなる代価を払ってでも中国の統一を守る旨を述べている³⁷⁴。

また、中国は、各国首脳との会談を通じて、台湾の住民投票には反対する旨の言質を引き出し、台湾の動きを牽制した³⁷⁵。

アメリカは、台湾での住民投票の実施については、2002年8月の陳水扁による住民投票に関する発言への対応で見られたように懐疑的であった。そして、陳水扁が「防御性住民投票」を実施することを表明した後の2003年12月1日には、米国務省スポークスマンは、台湾海峡の現状を変更することには反対であり、住民投票にも反対することを明言している³⁷⁶。

このように、アメリカは、陳水扁が実施しようとしている住民投票には反対する態度を示していたが、アメリカの本件に関する考え方を明瞭に示すこととなったのが、2003年12月上旬の温家宝首相訪米時におけるブッシュ大統領の発言であった。2003年12月9日にブッシュ大統領は、温家宝首相との会談後の記者会見で、次のとおり述べている。

「アメリカ政府の政策は、3つの共同コミュニケと台湾関係法に基づいた『1つの中国』である。我々は、現状を変更しようとする中国または台湾による一方的ないかなる決定にも反対する。そして、台湾の指導者によってなされた言動と行動は、彼が現状を一方的に変

³⁷¹ 中川昌郎「住民投票への日米の懸念」『東亜』No. 440、2004年2月、68頁。

³⁷² 「公民投票は現状維持のため」『台北週報』2125号、2003年12月25日。

³⁷³ Jih-Wen Lin, "Taiwan's Referendum Act and the Stability of the Status Quo," *Issues & Studies*, 40, No. 2, June 2004, p. 6.

³⁷⁴ 「温家宝總理接受『華盛頓郵報』總編唐尼採訪（温家宝總理がワシントンポスト總編集長のインタビューを受ける）」『人民日報』2003年11月24日。

³⁷⁵ 門間理良「分水嶺を迎えた台湾海峡安保－台湾総統選挙と住民投票を題材として－」『海外事情』66-67頁。

³⁷⁶ 中川「住民投票への日米の懸念」68頁。

更する決定をしようとしていることを示しており、我々はこれに反対する。」³⁷⁷

台湾関係法制定後のアメリカの台湾海峡における基本的な姿勢は、台湾問題については両岸による平和的な解決を期待するというものであり、中国による軍事力の行使を阻止することに重点が置かれていた。

ところが、上記発言では、中国による軍事力行使の阻止よりは、台湾を含めて当事者のどちらか一方による一方的な現状変更の動きに反対し、現状を維持することが主眼となっている。そして、これ以後、アメリカは、台湾海峡の問題については、この「現状を変更しようとする一方的ないかなる決定にも反対する」という姿勢をとるようになった。そこで、以下では、上記ブッシュ大統領の発言で示されたこうした姿勢ないし外交上の政策を「現状維持政策」と呼ぶこととする。

上記発言中の「台湾指導者によってなされた言動と行動」とは、言うまでもなく 2004 年 3 月 20 日の総統選挙当日の住民投票実施に向けた陳水扁総統の動きのことである。ブッシュ大統領は、台湾での住民投票実施の動きを「現状維持政策」に反するものとして批判したのである。

米大統領がこのように明瞭に台湾総統を批判するのは異例のことであり、今回のブッシュ大統領の発言の背景には北朝鮮の核問題の解決のために、中国の協力が必要となったという事情が指摘されている³⁷⁸。また、ブッシュ大統領が就任早々には陳水扁政権に好意的であったことと比較して、この発言に至って台湾に対する姿勢が大きく後退したことは否定できないものと見られる³⁷⁹。

すなわち、アメリカは、9.11 同時多発事件以後の国際テロ対策、北朝鮮の核問題の解決等のために、台湾海峡での不安定要因を増やすことは好ましいことではなく³⁸⁰、このため、従来の台湾に対する外交的スタンスを調整して「現状維持政策」とることにしたということとなる。アメリカは、台湾への支持は継続するものの、その支持は無条件のものではないということを併せて警告するようになったのである³⁸¹。

この後、陳水扁政権では、アメリカや中国の懸念、反発等に一定の配慮を示すこととして住民投票の設問の内容についての調整を進め、2004 年 2 月 4 日、台湾行政院は設問を次の 2 事項に決定した。

第 1 問（国防強化）

「台湾人民は台湾海峡問題が平和的に解決されなければならないことを堅持する。もしも中国が台湾を照準に合わせたミサイルを撤去せず、台湾に対する武力の使用を放棄しなければ、あなたは政府が対ミサイル装備の購入を増やし、台湾の自己防衛能力を強化することに同意しますか。」

第 2 問（対等交渉）

³⁷⁷ U. S. Department of State, "President Bush and Premier Wen Jiabao Remarks to the Press," Dec. 9, 2003, <http://2001-2009.state.gov/p/eap/rls/rm/2003/27184.htm>.

³⁷⁸ 中川「住民投票への日米の懸念」67 頁。

³⁷⁹ 平松『台湾問題－中国と米国の軍事的確執－』222-223 頁。

³⁸⁰ 門間「分水嶺を迎えた台湾海峡安保－台湾総統選挙と住民投票を題材として－」67 頁。

³⁸¹ Kerry Dumbaugh, *Taiwan in 2004: Elections, Referenda, and Other Democratic Challenges*, CRS Report for Congress, Jan. 10, 2005.

「政府が中国と協議を行って、両岸の平和で安定した相互メカニズムの構築を推し進め、両岸のコンセンサスと人民の福祉を求めることに同意しますか。」³⁸²

上記2設問は、内容的にはいずれも否定されるはずのない内容である。第1回となる住民投票は、2004年3月20日の総統選当日に予定どおり実施され、その結果は表6-1の通りであった。

表6-1 第1回住民投票結果

	第1問投票	第2問投票
投票権者数	16,364,507	
投票数	7,452,340	7,444,148
投票率	45.17%	45.12%
無効票	359,711	578,574
有効票	同意票 581,413(8.2%)	6,319,663(92.1%) 545,911(7.9%)
成立の有無	不成立	不成立

資料：隋杜卿「『公民投票法』修法争議之研究」『国政研究報告』（2005年7月15日）から転載。

第1問、第2問とも、住民投票成立の要件とされている投票権者数の2分の1以上の投票数（住民投票法第30条）を得ることができず、不成立となった。

ただし、住民投票の投票数は、同日行われた総統選の総投票数2,914,422票³⁸³と比較すれば、いずれも約58パーセントに達し、関心は決して低いものではなかった。

住民投票は成立こそしなかったものの、中国が強く反対し、また台湾内でも議論の多かった住民投票を大きな混乱もなく実施し、また、住民投票への関心を高めたということについては、相応に評価がなされるべきものであろう。

しかしながら、この住民投票実施の過程で、アメリカが中国との協調を重視しつつ「現状維持政策」をとり、台湾の孤立化を招く結果となったことは、外交的観点からは疑問がある。

以上、1990年代後半から2000年代前半までの米中台関係の主要な動向を追ってきたが、これらが東アジアの国際政治の構造、「関係」の観点からはどうのように評価されるのか、特に「現状維持政策」はどのような性格のものとしてとらえられるのかということについては、アメリカと中国との「関係」またはアメリカの中国に対する脅威認識を見た上で、検討することとする。

3 東アジア国際政治の構造・「関係」とアメリカの对中国脅威認識（1990年代後半～2000年代前半）

（1）東アジア国際政治の構造・「関係」

³⁸² 門間「分水嶺を迎えた台湾海峡安保－台湾総統選挙と住民投票を題材として－」68頁。なお、設問の副題は筆者が加筆。

³⁸³ 「第十一届総統選挙結果示意図（第11期総統選挙結果図）」『台湾中央通訊社』<http://www.cinanews.gov.tw/report/2004president/final.php>。

1990年代後半から2000年代前半にかけて、世界および東アジアにおいて、アメリカは依然として他国が単独で挑戦することを許さない軍事力を有しており、アメリカの単極構造が維持されていたとして良いであろう。

東アジアにおける国際政治の「関係」についても、この期間において特筆するような大きな変化は生じていない。アメリカは単極構造を維持していたものの、アメリカの霸権は不完全なものであり、旧西側諸国には霸権的地位を有していたが、ロシアや中国に対してはそうではなかった。

この期間における米中の「関係」は、戦略的「関係」であった。冷戦が終結してソ連という米中の共通脅威が消滅し、米中「関係」が協力的「関係」から戦略的「関係」へと変化したことは前章で述べたとおりである。そして、これ以降、アメリカは、中国独自の国家的性格に起因する脅威と向き合うこととなる。

ただし、もとより、その脅威が今後どのように推移するのかは、必ずしも的確に予想できるものではなかった。

戦略的「関係」は、同盟的「関係」でもなければ、敵対的「関係」でもなく、今後の相互の脅威認識の動向によっていずれにでもなり得る「関係」である。したがって、戦略的「関係」にあっては、相手方の軍事的行動を常に監視し、相手方の自国への脅威がどの程度のものなのかということについての注意が払われることとなろう。そして、同じく戦略的「関係」であっても、その脅威認識の高低にはかなり大きな幅があり得る。たとえば、互いの脅威認識が低く極めて友好的な場合もあれば、敵対的「関係」とはならないまでも脅威認識はかなり高いというものもあり得るのである。

ところで、米中の戦略的「関係」のその後の動向については、両国が攻撃的現実主義をとる国なのか、それとも防御的現実主義の国なのかということによっても左右され得る。このことについて、まずアメリカから見てみよう。アメリカは、台湾中立化宣言後、台湾海峡では台湾、澎湖諸島を防衛することを原則とした軍事戦略を採用してきており、台湾政府の大陸反攻を抑制する等、自身が軍事的に優勢であっても攻勢的な姿勢はっていない。第一次、第二次台湾海峡危機においても、アメリカは中国を圧倒する軍事力を台湾海峡に結集させて瀬戸際政策をとったが、自ら攻勢に出ることはなかった。アメリカの国家戦略は東アジアでは基本的に現状維持的である。こうしたことから、アメリカは防御的現実主義を現実的にとっていると見られる。

したがって、第1章の表1-4にあてはめると、冷戦終結後の米中の「関係」は、この当時の両国の軍事力には大きな格差があり、アメリカは大国で中国は小国として扱ってよいことから、同表のケース6またはケース7の場合に該当することとなる。

この場合、中国が攻撃的現実主義または防御的現実主義のいずれをとっているかを直ちに確定することは困難であるが、南シナ海では米軍の撤退等で自国が軍事的に優位に立ったと見られるときに軍事行動をとっていること³⁸⁴、自国に大きな脅威がないと認められるときでも積極的な軍備増強を続けていること等から、攻撃的現実主義をとっているように見える。

³⁸⁴ たとえば、1974年に南ベトナムが支配していた西沙諸島の一部を交戦を通じて奪い、1988年にはベトナムとの海戦を経て南沙諸島の一部を支配下に収めた。

表 1-4 のケース 6 またはケース 7 のいずれに該当するにしても、米中「関係」のいかんは、結局のところ、中国がアメリカに対してどのような態度を示すのか、換言すればアメリカが中国の脅威をどのように認識するのかにかかっていることとなる。たとえば、中国がアメリカに対して軍事的に対決する姿勢を強めれば、アメリカは中国に対する脅威認識を高め、両国は敵対的「関係」に移行することとなろう。

そこで、次に、この時期のアメリカの中国に対する脅威認識をみていくこととしたい。

(2) アメリカの对中国脅威認識

1) クリントン政権期－潜在的な脅威－

1990 年代中、後半のアメリカにおいて、クリントン政権の下でとられていた安全保障戦略の基本は、第 5 章でも述べたとおり、民主主義と自由市場経済の世界的な浸透を通じて、アメリカ主導の下での世界の安全と繁栄を確保しようとする「関与と拡大」戦略であった。

クリントン政権下では、1994 年から 1996 年まで 3 年連続で「関与と拡大の国家安全保障戦略」³⁸⁵と題する報告書がホワイトハウスから公表されている。その中で、中国は一貫して「関与」政策の重要な対象であった。たとえば 1996 年の同報告書では、「安定して、開かれ、繁栄して、強い中国はアメリカとその地域での我々の友好国および同盟国にとって重要である。安定して、開かれた中国は、他国とより協力的となり、その地域の平和に積極的に貢献し、人々の権利と利益を尊重するようになるだろう。繁栄した中国はアメリカの商品とサービスの市場を拡大するだろう。・・これらの目的のために、我々は、責任あるメンバーとして国際社会に中国を統合するための、そして共通の利益がある分野での二国間協力を建設するための包括的な関与政策を採用している。同時に、たとえば人権、拡散、貿易といったアメリカが関心を有する重要な相違点についての解決を模索している。」と記述している。

1990 年代半ばまでは、中国への「関与」の効果について比較的大きな期待が持たれており、その見通しについても比較的楽観的なところがあったということができよう。

しかしながら、その一方で、1990 年代半ばすぎには、中国がめざましい経済成長を背景として軍事費を毎年大きく増額させていたこともあって、中国の軍事動向についての関心と懸念が高まっていた。アメリカ国内では、中国への「関与」政策の有効性が問われるようになり、アメリカの軍事的優位喪失の可能性を含め、もし「関与」政策がうまくいかない場合にはどのような対応策が用意されるべきなのかという議論がなされるようになった。³⁸⁶

こうした中で、アメリカ議会は、1997 会計年度国家防衛承認法 (National Defense Authorization Act) 第 1305 条で、国防総省に中国の軍事近代化の将来動向に関する報告書を提出するよう規定し、これに応じて国防総省は同年 4 月 8 日付けで議会に同規定に基づ

³⁸⁵ The White House, *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement*, July 1994, Feb. 1995, Feb. 1996.

³⁸⁶ Peter D. Feaver, "The Clinton Administration's China Engagement Policy in Perspective," presented at Duke University "War and Peace Conference", Feb. 26, 1999. <https://web.duke.edu/pass/pdf/warpeaceconf/p-feaver.pdf>.

く報告書³⁸⁷を提出した。中国の軍事力に関する報告書を国防総省が議会に提出するのはこれが初めてであった。

同報告書では、「中国の軍事力増強の意図と見通しについて、「中国の長期的目標は、世界の大國の1つになることである。中国の指導者は、21世紀の前半期のある時期に、中国が東アジアでの指導的な経済力および政治力を確実に有するようになるものと見ている。・・・新興大國として、中国は、地域内の潜在的な敵を通常戦力で対応して打破し、そして、中国の国家安全保障に対する世界的な戦略的脅威を抑止することができるようになるまで軍事力を増強するだろう。しかしながら、証拠の示すところでは、中国の軍事力強化はゆったりとしたペースで進められるであろう。性急な、または大規模な軍事建設は、経済成長の継続に必要でマイナスのものとして中国の指導者に考えられている。」と記述している。

この記述のうち、「世界的な戦略的脅威」とは中国にとってのアメリカの軍事力のことであろう。アメリカはこの時点で、軍事力増強のペースはゆっくりしているものの、21世紀前半のある時期において、中国は、地域内の近隣諸国を通常戦力で凌駕し、アメリカの軍事力にも対抗できる軍事大国になるものと予測しているのである。すなわち、中国は将来的にはアメリカにとっての深刻な脅威となる可能性があるが、その脅威が具体化しているわけではなく、潜在的なものであると認識されたのである。

アメリカでは、この時期、こうした戦略的な検討の結果も踏まえ、必要とされる戦力についての見直しも進められた。冷戦後の戦力見直しでは、まず冷戦直後にブッシュ政権によって「基盤戦力」構想による見直しが行われ、次いで1993年にはクリントン政権によつて「ボトムアップレビュー」として見直しが行われている。今回は、冷戦後3回目になるもので、同じくクリントン政権によって行われた。

今回の見直しは、この見直しを義務付けた1996年戦力構成見直し法(Military Force Structure Review Act of 1996)³⁸⁸の規定によれば、「世界的な変化のペースによって、アメリカ合衆国の防衛戦略および21世紀のアメリカの脅威に対応し得る軍事力の構成についての新しい包括的な評価が求められている」(同法第922条第3項)ために行われるものであり、4年毎に新しく選出された大統領の任期の初めに「4年毎の防衛力見直し(Quadrennial defense review)」(QDR)として作成することとされた(同条第5項)。そして、その最初のものが1997年に作成されたQDRである。

1997年QDRでは、2015年ごろまでの国際情勢について、「現在から2015年までの安全保障環境は、世界的に米国に軍事的に対抗できる冷戦期におけるソ連のような『世界的な対等の競争者』は存在しないということによって特徴付けられることとなろう。加えて、もし米国の軍事的能力が地域での紛争に十分に動員され配備されるならば、今後10年から15年の間に我々の戦力を打ち負かすのに十分な通常戦力を形成できるような地域での国家または連合は現れないだろう。米国は今日において世界で唯一の超大国であり、1997年-2015年の期間を通じてそうあり続けるものと予想される。」という見通しを示している。

³⁸⁷ U.S. Department of Defense, "Report to Congress Pursuant to Section 1305 of the FY97 National Defense Authorization Act," Apr. 8, 1997.

³⁸⁸ 同法は、1997会計年度国家防衛承認法(National Defense Authorization Act)の一部(TITLE IV)であり、名称はサブタイトル名である。

すなわち、国際政治の構造において、2015年までは世界レベルでのアメリカの単極構造は変わらず、地域レベルにおいてもアメリカに軍事的に対抗し得る国家が出現することはないだろうということである。

ただし、それ以降の時期については、「2015年よりも先の期間においては、地域大国または世界的に対等な競争者が出現する可能性がある。ロシアと中国が、その将来は不確かではあるものの、こうした競争者となる可能性があるものと一部では見られている。」と記述し、中国がアメリカの競争者として台頭する可能性を示唆している。

こうした中国に対するアメリカの対応方針は、1997年QDRによれば次のとおりであった。

「中国はアジアで軍事大国となる可能性を有している。米国は、利益が重なる分野での協力を推進し、地域での安定に前向きに貢献して国際社会の責任ある一員として行動するよう促すため、中国への関与を続けるだろう。中国は、経済インフラのさらなる整備、市場経済と権威主義的政治システムとの緊張を含め、多くの国内の課題に直面するだろうし、それらは軍事近代化のペースを遅らせるかもしれない。より重要なことは、軍事力の近代化および戦力投射能力の改善のための中国の努力は決して見逃されるべきものではなく、おそらく、地域の他国の懸念を引き起こすだろう。」

当時においては、前述したとおり、「関与」政策の有効性についての疑問も出されるようになっていたが、ここでは、中国の軍事動向にも注目しつつ、「関与」政策があらためて对中国政策の基本とされている。その考え方は、言うまでもなく、2015年以降には中国がアメリカの競争者となる可能性があるものの、中国がアメリカの主導する国際社会の一員として行動するようになれば、将来的にアメリカと敵対的な「関係」となるおそれはなくなるというものであろう。このように、「関与」政策は、現在の中国との間で生じている問題に対処するというよりは、将来を見据えつつ、潜在的な脅威を顕在化させないようにしようとするとするものと見ることができ、またそれが可能だと考えられたのである。

「東アジアにおけるアメリカと中国との利害対立は、現在生じている現実のものよりは、主として潜在的な傾向に焦点が合わせられている」³⁸⁹のである。

ただし、その一方で、「関与」政策だけでは、それに失敗したときの保険がないということには十分な留意が必要である。「関与」政策に失敗し、容易に中国が地域軍事大国または世界的競争者となることを許し、しかもそれに対する十分な軍事的対応策が用意されていないということは、アメリカにとって、おそらく考え得る最悪の事態であろう。当然、こうした事態にならないように何らかの対応策が用意されていなければならない。ところが、「関与」政策の有効性が議論され、こうしたことが当然意識されているにもかかわらず、1997年QDRで特に中国だけを意識したような記述はなかった。このことは、中国の軍事近代化が緒についたばかりであり、その方向や性格もまだ不明確であり、まだそのことを論じる段階ではないと考えられているということであろう。脅威はあくまで潜在的なものだったのである。

1997年QDRでは、戦力構成については、ボトムアップレビューの戦力構成を、一定の

³⁸⁹ Robert S. Ross, editor, *After the Cold War : domestic factors and U.S.-China relations*, M. E. Sharpe, Inc., 1998, p. 33.

再編、合理化または縮小はあるものの、基本的に踏襲することとなった。ボトムアップレビューでは、ほぼ同時に発生する2つの「大規模地域紛争 (Major Regional Conflict)」に勝利できる戦力を維持することとされていたが、1997年QDRにおいても2つの「大規模戦域戦争 (Major Theater Wars)」³⁹⁰に勝利できる戦力を維持することが世界的なアメリカの国益を保護するためには必要だとされ、ボトムアップレビューの考えは基本的に引き継がれている。

また、1997年QDRでは、「不確かな未来のために今を備える (preparing now for an uncertain future)」という観点から、アメリカが世界的な優越性を維持するために統合作戦を実施する能力と、そのための熟練度を上げることや³⁹¹、「軍事革命 (Revolution in Military Affairs)」(RMA) を継続すること等が強調されている。

1997年QDRに続いて公表された『1998年東アジア戦略報告』³⁹²においても、「関与」政策を継続して実施することが強調されている。同報告では、アジア太平洋地域において約10万人の軍事力を維持することを再確認するとともに、中国に対しては「包括的関与」を行うこととした。「包括的関与」は、軍事、政治面だけでなく、経済、社会面を含めたあらゆる分野で関与するというものであり、アジア太平洋地域でのアメリカの政策推進と利益確保のために、中国だけでなく、友好国や同盟国に対しても実施されることとされていたが、中国については特にこのことが明記されたのである³⁹³。

ところで、同報告ではアメリカが中国に対して「関与」政策を行うに際して基礎となるものとして、共通利益が取り上げられた。同報告で、この共通利益としてまず挙げられているのがアジアの経済発展を持続させるために地域的安定を維持することである。このほか、北朝鮮情勢の安定や核不拡散も共通利益として挙げられているが、当時において共通利益の中心はこの地域的安定にあるとされていた。

アメリカは地域的安定を通じて、アジアでの安全保障体制を維持強化するとともに経済活動の拡大を図り、中国は自国の国力増強のために何よりも地域的安定を必要とした。ただし、両者が望んだこの地域的安定は、民主主義や自由経済といったアメリカが「関与」政策で重視している価値観を共有するものではなく、また、安定を維持する主体や方法についてのコンセンサスがあるわけでもないことから、永続的なものであるという保証はなかった。

冷戦後、この時期を通じて、東アジアでの地域的安定が、アメリカが東アジアに駐留させている軍事力や同盟国の存在に実質的に依存してきたことは異存のないところであろう。ところが、中国はこうした形での地域的安定を受け入れていない。

中国は、1998年7月に、『中国の国防』と題する初めての国防白書を公表した。その中で、中国は「世界および地域の範囲でなお一定の不安定要因が存在している。霸権主義お

³⁹⁰ 「地域紛争」が「戦域戦争」へと用語が変化したのは、情報分野の技術進歩等によって、脅威の性格や戦争方法が変化し、これとともに求められる戦力や能力も変化したことに対応したものである。

³⁹¹ The Office of the Joint Chiefs of Staff, *Joint Vision 2010*, July 1996.

³⁹² U. S. Department of Defense, *The United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region 1998*, Nov. 25, 1998.

³⁹³ Ibid.

より強権政治は依然として世界の平和および安定に対する脅威の主要な根源である。冷戦思想とその影響はまだ一定程度残っている。軍事グループの拡大、軍事同盟の強化は、国際の安全における不安定要因を増加させている。」と述べている。冷戦後のこの時期に霸権主義の対象とされる国はアメリカしかない。アメリカが軍事同盟の強化等を図ることは、世界または地域を不安定化させるものだと主張しているのである。

上記『1998年東アジア戦略報告』では、中国国防白書のこの記述について触れ、「(中国の)この見解は、アジアにおけるアメリカの同盟が安定をもたらしているという一般的な認識に反するものである。中国の経済近代化はアメリカの同盟がアジアでもたらしている建設的な地域環境に恩恵を受けているのである。」³⁹⁴と反論している。

ここで明らかなことは、中国は、当面、経済発展・国力増強のために地域的安定を必要としており、直ちにこの地域的安定の状況を否定するものではないが、この地域的安定を担っている主体や方法は中国の安全保障上の利益と相容れず、いずれその時期が来ればこれを変革することが必要であると考えているということである。

したがって、地域的安定は、当面は米中の共通利益であって、アメリカの「関与」政策の基礎として位置付けられるものであっても、それが有効なのは中国が国力増強のために地域的安定を必要としている期間だけであり、中国が一定の国力を有するようになれば必ずしも共通利益ではなくなる。しかも中国の国力増強は、アメリカが「関与」政策で重視している民主主義および自由経済の概念をそのまま受け入れて行われているものではない。中国の国力増強が続く一方で「関与」政策の効果に疑問が呈されるようになったのはそれなりの根拠があると言うべきであろう。

実際、アメリカ国内では、この時期に中国に対する警戒感が強まっていく。1997年から1998年にかけての米中の外交的関係は、両国首脳の相互訪問が実現し、「建設的な戦略的パートナーシップ」の構築が謳われるなど、著しく好転していたが、アメリカ議会が1997会計年度国家防衛承認法で、中国の軍事動向に関する報告を求めたことは前述のとおりである。

こうした流れの中で、アメリカ議会はさらに2000会計年度国家防衛承認法第1202条で、国防総省に対して、中国の現在および未来の軍事戦略に関する報告書を提出するよう義務付けた。同条の規定に基づき、2000年および2002年からは毎年、中国の軍事力に関する国防総省の報告書（以下「中国軍事力に関する国防総省報告書」という。）が議会に提出されるようになった。

ただし、2000年の中国軍事力に関する国防総省報告書では、中国は大国の地位をめざし、近代戦またはハイテク戦を勝つために装備の近代化をめざしているが、高性能兵器についてはまだ国産能力が低く、多くを外国に依存しており、世界クラスの軍事力とはなっていないという評価がなされている。

中国の脅威は依然として潜在的なものであり、また、ただちに対応が求められるものではないということであろう。2000年12月にホワイトハウスから公表された「グローバル時代の国家安全保障戦略」においても、中国の軍備増強は周辺国から注視されるようになっており、透明性を拡大することがますます重要になっていると記述されているが、「関与」

³⁹⁴ Ibid.

政策の有効性について依然として期待が示されたものとなっている。

この時期を通じて進んでいた中国の軍事力近代化や増強にかかわらず、クリントン政権期においては、中国は将来の潜在的な脅威であるが、「関与」によってその脅威を緩和することができるという中国に対する認識には大きな変化はなく、「関与」政策が中国への対応の基本とされたのである。

2001年からのブッシュ(George W. Bush)政権では、こうした認識に変化が見られるようになる。

2) ブッシュ政権期—脅威の一部具体化—

2001年QDR³⁹⁵は、ブッシュ政権の発足期における安全保障に関する基本的な考え方を示したものである。

この中で、アジアの安全保障環境については、「米国は近い将来において対等な競争者には直面しないものの、米国の利益にとって重要な地域の安定を脅かすのに十分な能力を有する地域パワーが存在するようになる可能性がある。特にアジアは、徐々に大規模な軍事的競争が懸念される地域になりつつある。」とした上で、「アジアで安定したバランスを維持することは、困難な仕事になるだろう。他を圧倒する資源的基礎を有する軍事的競争者がその地域に現れる可能性がある。東アジアの沿岸部—ベンガル湾から日本海にかけて—は特にそうした可能性がある地域である。」と記述し、アジアでの大国の出現がアメリカの利益とは必ずしも相容れないものとなる可能性があり、しかも東アジア沿岸部でのバランス・オブ・パワーの維持は容易ではないという認識を明らかにした。

この記述が中国の軍事的台頭を意識したものであることは疑問のないところであり、「軍事的競争者」という表現からも、中国の脅威に対する認識が、ブッシュ政権ではクリントン政権期よりも厳しくなっていることが読み取れる。

また、2001年QDRにおいては、「将来の敵対者は、戦力を海外に投射する我々の現在の能力の多くを無効化する手段を有するようになるだろう。弾道ミサイルおよび巡航ミサイルでの集中攻撃は、海外の基地、空港、港に我々の戦力を配備することを妨げ、遅らせるだろう。・・対艦弾道ミサイル、先進的ジーゼル潜水艦および先進的機雷は米国海軍および水陸両用戦力が沿海水域で行う作戦の脅威となるだろう。これらの脅威に対抗するために、戦力投射の新しい手法が開発されなければならない。」とし、中国を想定しつつ、その軍事力強化、近代化の動向に応じた具体的な対応が求められるようになっている事情を指摘している。中国の脅威は、クリントン政権期ではあくまで潜在的なものであって、軍備の面で具体的対応が求められるようなものではなかったが、ブッシュ政権期では、基本的には依然として潜在的ではあるものの、一定の具体的な備えが求められるものとして認識されるようになったのである。

これとともに、2002年の中国軍事力に関する国防総省報告書³⁹⁶では、2000年に中国政府

³⁹⁵ U. S. Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, Sep. 30, 2001.

³⁹⁶ U. S. Department of Defense, *Annual Report on the Military Power of the People's Republic of China (2002)*, July 15, 2002.

が公表した中国国防白書³⁹⁷に言及しつつ、中国のアメリカに対する長期的な敵対的意思が指摘されることとなった。同国防総省報告書では、「北京は明らかに米国が長期的には重要な対抗者となるものと考えている。中国の指導者は、米国が中国の国力増強を封じ込め、また、中国を最終的に『分割』および『西洋化』し、ロシアの国力の復活を妨げることによって、地政学的な支配的地位を維持しようとしているのだと主張している。北京は、日米安全保障条約の強化、アジア太平洋地域での米国のプレゼンスの増強、NATO拡大の努力をこうしたワシントンの戦略の現れと解している。」と記述している。これまでも中国のアメリカに対する対抗的意図は度々指摘されてきたが、ここではさらに、これまでの「関与」政策にもかかわらず、中国の長期的戦略がアメリカのそれとは相容れないものであり、中国がアジアにおけるアメリカの霸権的地位を打破しようとする意図を有していることを明確にしたのである。

ただし、中国がすぐにアメリカに対する敵対的行動をとるというのではなく、同国防総省報告書では、「地域における中国の行動は、米国の政策に対する評価によって、特に我が地域同盟と防衛関係によって形成されるだろう。ワシントンとの安定した関係を求める一方で、北京は米国の地域的影響力を減少させ得る機会を求め続けるだろう。」とし、機会を見つつ徐々にアメリカの影響力を削いでいく方式がとられるものと見ている。

こうした認識の中で、2002年9月にホワイトハウスから公表された「アメリカ合衆国の国家安全保障戦略」³⁹⁸では、中国に対する「関与」政策についての言及はなくなり、次とおり記述されることとなった。

「米国の中ととの関係は、安定した平和な繁栄するアジア太平洋地域をつくるという我々の戦略の重要な部分をなしている。我々は、強く平和的で繁栄した中国の台頭を歓迎する。中国の民主的発展はその将来にとって重要な意味を有する。しかし、共産主義的遺産の最悪の部分を洗い流すという過程が始まった後の4分の1世紀において、中国の指導者は、彼らの国の性格についての基本的な一連の選択を行ってこなかった。アジア太平洋地域の隣人達を脅し得る先進的な軍事能力を追求する上で、中国は、結局は自身が求めている国家的偉大性を損ねることとなる時代遅れの道を歩んでいる。そのうち、中国は、社会的および政治的自由が偉大性の唯一の根源であることに気がつくだろう。」

すなわち、ここでは、これまで行ってきた中国に対する「関与」政策には十分な効果がなく、中国が国家的性格を変えるような選択をすることはなかったことを認めている。そして、その上で、「関与」政策の継続よりは、中国の指導者がどのような選択するのかを注視するという姿勢がとられている。中国に対する姿勢が、従来よりも距離を置き、またある意味で突き放したものとなっているが、このことは、中国への脅威認識が従来よりも高まったことを反映したものであるとしてよいであろう。

なお、同文書では、中国の国家的性格については、「中国は、多くの個人的自由を許容し、ムラレベルでの選挙を行って政治的開放の道をとりはじめたが、共産党による国家一党支配が強固に維持されたままである。」とし、思想、集会、信仰等の自由は依然として制約さ

³⁹⁷ 中華人民共和国国务院新聞辦公室『《2000年中国的国防》白皮書（「2000年中国の国防」白書）』2000年10月16日。

³⁹⁸ The White House, *The National Security Strategy of the United States of America*, Sep. 2002.

れたままであることを指摘している。

このように、2002年ごろには中国の潜在的な脅威とともに、それが具体化しつつあることが指摘されるようになっていたが、2005年に国防総省から出された「アメリカ合衆国の国家防衛戦略」³⁹⁹では、その脅威の内容が具体的に記述されるものとなつた。

脅威の内容について、同防衛戦略では、「米国の軍事力は、伝統的形態での軍事力においては、世界で優位を占めている。したがって、潜在的な敵は、伝統的な軍事行動で米国に挑戦することを避け、非対称の能力と方法を採用するようになっている。伝統的(traditional)、不正規(irregular)、破滅的(catastrophic)、そして攪乱的(disruptive)な能力と方法は米国の利益を脅かしている。」とし、アメリカの国益を脅かし得る挑戦形態として①伝統的挑戦、②不正規挑戦⁴⁰⁰、③破滅的挑戦⁴⁰¹および④攪乱的挑戦の4つを列挙した。そして、中国の脅威はこのうち攪乱的挑戦として具体的に位置付けられた⁴⁰²。

攪乱的挑戦は、「米国が重要な作戦領域での現在の有利性を無効化する革新的技術の開発および使用」によってもたらされることがあり、また、攪乱的能力とは、「米国の脆弱性を利用するもの、または現在の米国およびその友好国の有利性を相殺するもの」である。

2006年QDR⁴⁰³は、上記防衛戦略の考え方を受け継ぎつつ、伝統的な挑戦形態を除くその他の挑戦形態について、優先的な対応方法を定めた。すなわち、不正規挑戦については「テロリストのネットワークを打破すること」であり、破滅的挑戦については、「敵対的な国家および非国家主体が大量破壊兵器を獲得・使用することを防止すること、および国土を縦深的に防衛すること」である。そして、攪乱的挑戦には「戦略的十字路にある国家の選択を形成すること」とされた。

この2006年QDRでは、「戦略的十字路にある国家」について、まず、「主要な、そして新興の国家が行う選択は、米国、その同盟国および友好国の将来の戦略的地位および行動の自由に影響を与える。」とした上で、中国については、「主要な、そして新興の国家のうちで、中国は、米国と軍事的に競争し、攪乱的軍事技術を配備する最も大きな可能性を有している。その攪乱的軍事技術は、米国の対抗的な戦略がなければ、時間とともに米国の伝統的な軍事的優位性を帳消しにしてしまうだろう。」・米国の政策は、中国に対して、軍事的脅威や脅迫の道ではなく、平和的経済成長と政治的自由化の道を選択するよう勧めることである。米国の目的は、中国が、引き続き経済的パートナーであり、また、責任ある大国および世界での善良な戦力として台頭することである。」と記述して、中国は選択的十字路にあるものの、今後正しい道を選択することに期待を示している。

しかしながら、2006年QDRでは、こうした期待の表明の一方で、中国の軍事力について、「中国の軍事建設の速度と範囲は、すでに地域の軍事バランスを危機にさらしている。」との認識を示し、攪乱的挑戦には必要な防御措置をとって対抗する方針が明示されること

³⁹⁹ U. S. Department of Defense, *The National Defense Strategy of The United States of America*, Mar. 2005.

⁴⁰⁰ 強力な相手方に対して非伝統的方法を用いて挑戦しようとするもの。テロ行為等。

⁴⁰¹ 大量破壊兵器を用いて、またはそれに相当する方法で挑戦しようとするもの。

⁴⁰² 同防衛戦略では、中国が攪乱的挑戦に位置付けられるとの明確な記述はないが、このことは2006年QDRで明らかにされている。

⁴⁰³ U. S. Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, Feb. 6, 2006.

となつた。

この防御措置の目的と内容は、「主要な、そして新興の国家に選択を促すに当たっては、協力するだけでなく、慎重な防御措置を講じるというバランスのとれた対応が求められる。防御措置は、協力的対応が将来の紛争を必ずしも防止しないという可能性に対応するものである。・・米国は、複合的で多面的な挑戦を行ういかなる敵対国にも対抗し、攻撃的計画の努力を困難とする能力を開発する。これらには、重要な戦略分野および作戦分野における米国の優位性を利用した投資が含まれる。たとえば、持続的監視と長距離攻撃、ステルス、戦略距離での空海陸戦力の作戦実施と維持、航空優勢と潜水戦力である。・・この目的は、潜在的敵対国に、紛争には勝てず、そして紛争をしかけることは軍事的敗北を超えた実質的な戦略リスクが伴うことを確信させるに十分な能力を持つことである。」というものである。

すなわち、2006年QDRにおいては、中国の脅威がすでに単に潜在的なものではなく、撹乱的挑戦として具体化しつつあり、対応措置を講じないと将来的な軍事的敗北もあり得る可能性が生じていることから、それに対抗し得る戦力を開発し、備える方針を明確にしたのである。ただし、中国の現実の脅威の程度については、「戦略的十字路」にあるとされた中国がどのような選択をするかに大きく係ることとなろう。

この撹乱的挑戦については、2007年の中国軍事力に関する国防総省報告書⁴⁰⁴で「出現しつつある領域拒否・反接近 (Area Denial/Anti-Access) 能力」という一節が設けられ、中国の意図を含めた詳しい説明が行われている。

これによれば、「短期的に、中国は、将来の海峡をまたぐ危機において、第三国の介入を抑制し対抗する措置に優先的に取り組んでいる。この課題に対処する中国の方法は、国防総省の2006年QDRで撹乱的能力として言及したもの、すなわち、敵が前方の作戦地域に戦力を配置することを妨げ、または、重要な軍事バランスを迅速に不安定化させることを目的とした戦力および作戦概念を中心としている。この文脈において、人民解放軍は、西太平洋に配備され得る空母または遠征攻撃グループを遠方で阻止する能力の開発に継続して取り組んでいるように見える。中国の領域拒否・反接近の戦力はますます重なりあい、海、空、そして宇宙を利用しつつ、多層の攻撃システムを形成するようになっている。」。

これまでの継続した取り組みによって、中国の領域拒否・反接近能力がすでに相当の段階にまで進んでいる状況が明らかにされている。

このように、ブッシュ政権下では、中国の脅威がすでに単に潜在的なものではなく、一部が具体化しているとの認識が持たれ、それへの対応が進められることとなつたのである。

なお、付言すれば、この後、この領域拒否・反接近能力に対してどのような対応措置を講じるのかということが、アメリカの戦力整備の1つの重要な課題とされるようになり、オバマ (Barack H. Obama) 政権期になって出された2010年QDR⁴⁰⁵では、「反接近の環境下での攻撃の抑止と打破」という節の中で、「統合エア・シー・バトルの概念⁴⁰⁶の開発」、

⁴⁰⁴ U. S. Department of Defense, *Annual Report to Congress Military Power of the People's Republic of China 2007*.

⁴⁰⁵ U. S. Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report*, Feb. 2010.

⁴⁰⁶ 2010年QDRによれば、同概念は、空軍と海軍が、空、海、陸、宇宙およびサイバースペースのあらゆる作戦領域を通じて能力を統合し、米国の自由な行動を妨げようとする

「将来的な遠方攻撃能力の拡大」等の一連の具体的対応措置をとることが明記されている。

アメリカは、中国が獲得しつつある軍事力を具体的な脅威として深刻に受け止めるようになり、それへの対抗措置を現実的に講じるようになったのである。

4 国際政治の「関係」と米中台外交との総合的考察（1990年代後半～2000年代前半）

1) 戰略的「関係」の下での外交

これまで、1990年代後半～2000年代前半における米中台外交の動向と戦略的「関係」の中でのアメリカの対中脅威認識について述べてきたが、これらの動きをまとめて簡潔に図示すれば、図6-1のとおりとなろう。

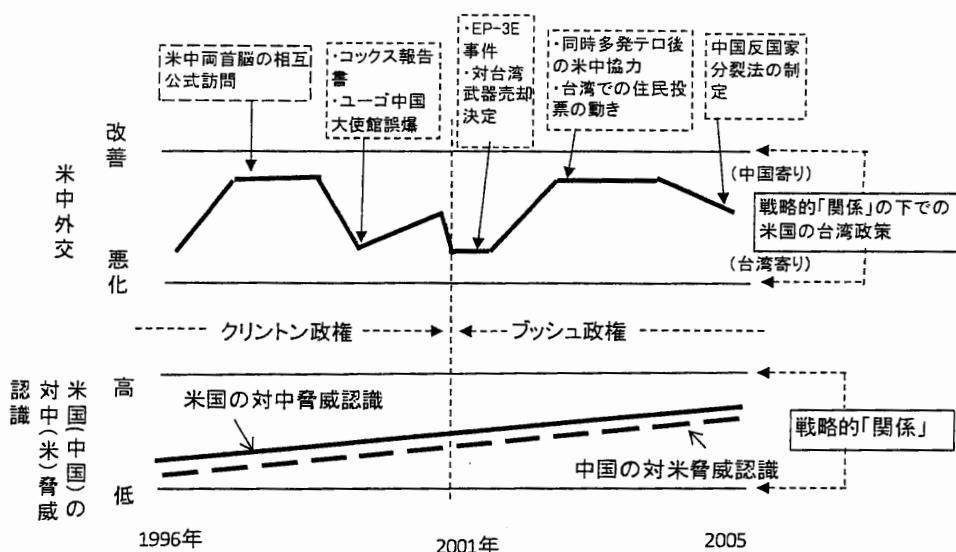


図6-1 米中外交と米国(中国)の対中(米)脅威認識の推移(1990年代後半～2000年代前半)

資料:筆者作成

同図では米国(中国)の対中(米)脅威認識を図の下側で、米中外交の動向を図の上側で示している。

まず、米国(中国)の対中(米)脅威認識から見ておきたい。同図の上下にある直線の幅は、戦略的「関係」の脅威認識の幅を示したものである。脅威認識がその幅の中にあれば戦略的「関係」は変わらないが、脅威認識がその限度を超えて高くなれば敵対的「関係」へと移行する。また、脅威認識が全く低くなり、しかも両国にとって共通の脅威が想定されれば、同盟的「関係」ということとなる。戦略的「関係」は、脅威認識の面から見れば、全くの無関係とは異なり、一定の潜在的または具体的な脅威はあるが、脅威認識が敵対的と言えるほど強くはない「関係」である。

さて、脅威認識は、前述のとおり、主として相手方の軍事力と敵対的意図とによっ

ものに対抗するというものである。

て構成される。そこで、最初に中国の軍事力の動向から見ていきたい。表 7-1 では 2000 年代の中国の国防支出額の推移を示した。

表7-1 中国の国防支出額の推移

	国家財政支出額(億元)			国防支出額(億元)			国防支出額比率(%)		
	総額(A)	中央(B)	地方(C)	総額(a)	中央(b)	地方(c)	総額(a/A)	中央(b/B)	地方(c/C)
2002年	22053	6772	15281	1707	1691	17	7.74	24.97	0.11
2004年	28487	7894	20593	2200	2172	28	7.72	27.51	0.14
2006年	40423	9991	30431	2979	2947	32	7.37	29.50	0.11
2008年	62593	13344	49248	4179	4099	80	6.68	30.72	0.16
2010年	89874	15990	73884	5333	5176	157	5.93	32.37	0.21
2012年	125953	18765	107188	6692	6481	211	5.31	34.54	0.20

資料:中国統計年鑑各年

注. 表中「中央」は中央政府支出額、「地方」は地方政府支出額。

同表のとおり、中国の国防支出額は 2002 年の 1,707 億元が 2012 年には 6,692 億元となり、10 年で約 4 倍となるような大きな伸びを示している。なお、ここで注意しておきたいのは中央政府支出額における国防支出額の比率である。中国での国家財政支出額は中央政府支出額と地方政府支出額に分けられるが、我が国の国家予算に実質的に相当するものは中央政府支出額である。中国では地方政府も国家機関であるため、地方政府支出額も国家財政支出額に含められるが、これらは我が国では実質的に地方公共団体支出額である。したがって、中国の中央政府支出額における国防支出額比率が我が国の国防費比率に近いこととなる。

同表に示したとおり、中央政府の国防支出額比率は徐々に増加し、2008 年からは 30 パーセントを超えており、一方で、国家財政総額における国防支出額比率は近年では 6 パーセントを切るようになっているが、これは地方政府支出額が増えたためである。

このように、中央政府支出額でみれば、中国は軍事国家としての性格を強く有しているのであり、中央政府における国防支出額の増加率は、財政支出額の増加率を上回っている。

しかも、中国の国防支出の内訳は必ずしも明確ではなく、実質的な国防支出額は公表額の約 2 倍になるのではないかという推定もある⁴⁰⁷。

こうした国防支出額の増加とともに、装備の近代化、ハイテク化も近年大きく進んでいる。前述のアメリカ国防総省 2010 年 QDR によれば、「中国は、長期・包括的な軍事近代化の一環として、多数の先進的中距離弾道・巡航ミサイル、先進兵器を装備した新型攻撃潜水艦、能力が向上した長距離航空防衛システム、電子戦およびコンピューター・ネットワーク攻撃能力、先進的戦闘機、および対宇宙システムを開発、配備しつつある。」

そして、同じく国防総省の 2010 年「中華人民共和国に関する軍事および安全保障の展開」⁴⁰⁸によれば、「中国の現在の、そして計画された戦力構成の改善は、たとえば、人民解放軍

⁴⁰⁷ U. S. Department of Defense, *Annual Report to Congress Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2011*(以下「ARC2011」と略称)。同報告によれば、2010 年の中国の国防支出額を 1600 億ドル以上と見積もっているが、これは中国が公表した国防支出額 788 億ドル(当時の為替レートで換算)の 2 倍以上である。

⁴⁰⁸ U. S. Department of Defense, *Annual Report to Congress Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2010*.

に中国の沿岸から 1000 カイリ離れた敵の艦船に交戦することができるシステムを与えるだろう。」として、中国の軍事力がアジア太平洋地域での重大な脅威となりつつある現実を指摘している。

このため、上記 2010 年 QDR では、特に中国その他の国が進めている対接近・地域拒否（A 2 / A D）戦略については、「米国の圧倒的なパワー投射能力がなければ、米国の同盟および安全保障の連携の完全性に疑問が投げかけられ、米国の安全保障と影響力を減少させ、紛争の可能性を増大させるだろう。」として、アメリカとその同盟国等の安全保障のために同戦略への対抗措置が求められていることを強調した。そして、こうした A 2 / A D 戦略の環境下でもアメリカ軍の作戦遂行能力を維持するために、軍近代化の努力を引き続き行うことと併せて、①統合空海戦争（joint air-sea battle）の概念を発展させること、②将来の長距離打撃能力を拡大すること、③水中作戦の有利性を利用すること、④米軍の前方展開態勢と基地インフラストラクチャーの弾力性を増加させること、⑤宇宙へのアクセスおよび宇宙施設の利用を確保すること、⑥鍵となる C 4 I S R の能力の堅 固性を高めること、⑦敵のセンサーと交戦システムを打破すること、⑧外国駐留米軍の存在と責任性を高めることといった対策に取り組むことを明記した。

このように、中国の軍事力の増強は、アジア太平洋全域の軍事基地等の安全性を脅かすまでになり、特に A 2 / A D 戦略の進展によってアメリカとその同盟国等の安全保障にも懸念が生じていることから、アメリカはその対策を重点的に進めるようになっているのである。中国の軍事力は、毎年増強され、かつてはその脅威は潜在的なものすぎなかったが、今では重点的な対抗措置が必要なまでに軍事力が強化されたのであり、しかもその強化は今後とも続くと見込まれている。

次に、中国のアメリカに対する敵対的意図について見てみよう。第 1 章で述べたとおり、敵対的意図をできるだけ客観的に把握するためには、相手国の自国への敵対可能性を見ることがまず必要である。こうした観点から、ここでは、中国の①国家戦略、②国家・政治体制、③膨張主義的性格の有無の 3 点について検討することとした。

（i）国家戦略

国防総省の 2011 年「中華人民共和国に関する軍事および安全保障の展開」⁴⁰⁹では、中国の国家戦略について、次のとおり見ている。

「中国が 1978 年に改革開放政策を開始して以来、中国の戦略の本質的要素は比較的一定したものであった。現在の世界秩序に挑戦するよりも、経済を強化し、軍事力を近代化し、共産党の権力掌握を強固にするため、中国は国際関係および経済発展について現実的な対応をした。この対応は、長期的な大国の地位は時期的に近い紛争を避けることによって最も良く成し遂げられるという北京の考えを反映している。中国の指導者は、2020 年までに決定的に重要な経済的および軍事的な基準値に到達し、最終的に 2050 年までに世界クラスの経済的および軍事的大国になることを日常的に強調している。」

すなわち、中国は 2050 年までに世界の大國となることを目標としており、それまでは経済強化と軍事力近代化の妨げとなるような戦争を避けるというものであるが、大国となつた後のことについては不明である。

⁴⁰⁹ ARC2011.

中国の軍事力増強の意図について、アメリカは、中国の軍事上、安全保障上の透明性は限定されたものであり、中国が拡大しつつある軍事力をどのように用いようとしているのかということについては多くの不確実性が存在するとしている。

このように、中国は現在では基本的に経済的、軍事的な発展を優先させ、現在の世界秩序に挑戦することは避けているが、その後のことは不透明であり、独自の国家利益を主張してアメリカと敵対する可能性もある。中国の国力増強とともに、国内では、すでに、中国の国家利益を守るためにもっと強固な立場をとるべきだという強硬な意見も出されるようになっている⁴¹⁰。

こうした傾向は、今後とも続くものと考えられることから、中国の国家戦略という観点からは、今後、中国のアメリカに対する敵対可能性が弱まることは想定しにくく、むしろ強まっていく可能性が高いと見るべきであろう。

（ii）国家・政治体制

中国は中国共産党による一党独裁の権威主義国家としての体制を堅持しており、アメリカ等の民主主義国家と基本的な価値観を共有していない。

クリントン政権の「関与と拡大」政策では、民主主義と自由経済の世界的な拡大、浸透が目標とされ、中国に対しても体制変革に向けた「関与」政策が実施されたが、見るべき効果はなかったことは前述のとおりである。

その後、ブッシュ政権になっても「関与」政策は放棄されたわけではないが、こうした働きかけは中国では社会主义体制を平和的手段によって転覆させるいわゆる「和平演変」として警戒され、ほとんど影響力を持たなかつた。中国をアメリカの主導する国際社会の一員として行動させようというアメリカの試みは、これまでのところ成功していない。アメリカが一貫して求めている政治的自由、表現の自由等の基本的人権は、中国では現在でも強く制約されたままとなっている。

このように、アメリカ等と価値観を共有しない中国の国家・政治体制には基本的に変化はなく、この観点から中国のアメリカに対する敵対可能性が減少したとする要素を見出すことはできない。

（iii）膨張主義的性格の有無

中国の国家としての行動に膨張主義的性格があるかどうかは、敵対的意図の判断に直接的な影響を及ぼす要素である。ここで、膨張主義的な行為とは、自国領以外の領域への侵略だけでなく、自国が領有権を主張する領域を他国が支配している場合または領有権の帰属が不確定な場合に、軍事力または強制力を用いて自国の支配下に置く行為を含むものとする。これらの行為は軍事力を用いて現状を変更する行為にほかならない。軍事力を用いて現状を変更しようとする行為が膨張主義的性格を有することは、自国の主張が常に国際法的に正当とは限らず（他国からみれば侵略）、また、主張する領域を拡大することがいつでも可能なことを考えれば明らかであろう。

中国の軍事力増強は、中国に台湾を超える戦力投射能力または作戦能力を与えるようになっており、台湾だけでなく、我が国をはじめ、ロシア、中央アジア、インド、東南アジア等の周辺諸国に重大な懸念を抱かせるようになっているが、中国が膨張主義的性格を有

⁴¹⁰ Ibid.

することを示す1つの具体的な例としては、中国の南シナ海におけるこれまでの行動を挙げができるのではないかと考える。

南シナ海における島嶼および海域については、現在、中国のほか、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイがその全部または一部の領有権または管轄権を主張している。中国が南シナ海での領有権等の主張の根拠としているものは、1947年に中華民国が公布した『南シナ海諸島新旧名称対照表』及び『南シナ海諸島位置図』における11の段線で描かれたU字線である。なお、1953年以降、中国地図ではこの11段線が9段線に書き直された。このU字線の法的性格については、たとえば、U字線内の島嶼が中国領であることを示したもの、U字線内は中国の「歴史的水域」であることを示したもの等、中国国内でも諸説があり、現在も確定していないが、中国はこのU字線を根拠として、同U字線内の全ての島嶼、環礁等の領有権を主張している。

中国が南シナ海での権利の主張を強め、その支配領域の拡大の動きを具体的に示すようになるのは1970年代からである。1974年には南ベトナムが支配していた西沙諸島の一部を交戦を通じて奪い、西沙諸島全部を支配下に納めた。

さらに、中国は1988年にベトナムとの海戦を経て南沙諸島の一部を支配下に収め、1995年にはフィリピンが支配していたミスチーフ礁に建造物を構築して占拠した。

こうした中国の動きに危機感を強めた東南アジア諸国は、ASEANを通じて南シナ海問題についての中国との協議を進めるようになり、2002年にはASEAN諸国と中国との間で、「南シナ海における当事国の行動に関する宣言」が締結されたが、同宣言には拘束力がないこともあって、中国はその後も南シナ海での海軍力や監視船を増強し、他国漁船の拿捕事件を引き起こしている⁴¹¹。2012年4月には、中国はフィリピンが支配していたスカボロ礁をフィリピンによる中国漁船拿捕をめぐる紛争を契機として海軍艦艇を含む多数の艦船を派遣して支配するようになり、2013年6月にはスカボロ礁に軍事施設の建設を開始した⁴¹²。

このように、南シナ海における中国の一連の行動は、最終的に軍事力に訴えて現状を変更しようとするものであり、その膨張主義的性格を示すものとなっているのである。

以上のとおり、中国のアメリカに対する敵対可能性について、①国家戦略、②国家・政治体制、③膨張主義的性格の有無の3点について検討したが、敵対可能性が減少したと見られるものではなく、むしろ国家戦略および膨張主義的性格の有無の観点からは、敵対可能性が強まっていると見るほかはない。すなわち、全体として敵対可能性は以前より強まっているのである。

前節では、この時期は潜在的脅威としての認識が徐々に強まり、さらに脅威の一部が具体化して現実的な対応が求められるようになっていることについて述べたが、これはこうした脅威認識が高まったことの1つの発露または反応として見ることができよう。したがって、この時期のアメリカの中国に対する脅威認識は、図6-1で示したように一貫して右上がりの状況になっているとして良いであろう。ただし、この時期を通じて中国の軍事力

⁴¹¹ 庄司智孝「南シナ海の領有権問題」『防衛研究所紀要』第14巻第1号、2011年、6頁。

⁴¹² 『Record China』2013年6月9日、

<http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=73139>

はアメリカに対して1国で対抗できるようなものではなく、また、アメリカが軍事的に対応せざるを得ないような軍事行動や軍事的対応をとっているわけではないことから、脅威認識は戦略的「関係」の範囲にとどまっている。すなわち、前述した表1-4のケース6に該当するとしても、中国はアメリカの脅威認識を一気に高めるような行動はとってこなかったということである。

一方でこの時期の中国のアメリカに対する脅威認識の動きはどうであろうか。脅威認識を構成する1つの要素である軍事力について、中国にとってアメリカの軍事力はもともと自己の軍事力よりもはるかに巨大であり、アメリカの軍事力の大きさが中国の脅威認識に直接の影響を及ぼすものではないと考えられる。

したがって、ここで問題なのは敵対的意図であるが、これまで述べてきたように、アメリカは中国に対する脅威認識を徐々に高め、一定の対抗措置をとるようになっている。こうしたアメリカによる中国に対する警戒、対抗措置は、中国にとってはアメリカの敵対的意図が強まっていると見られるものであろう。すなわち、アメリカの軍事的優位に対する中国の対抗措置がアメリカの不安を招いて中国の当該措置への対抗措置をとらせることとなり、さらにそのアメリカの対抗措置が中国の不安を強めることとなっているのである。中国がアメリカによる中国包囲網形成の動きに強い警戒感を示すようになっている⁴¹³のも、こうした不安感の表れと見ることができる。

このように、米中両国間の脅威認識の動きは、まだ限定的ではあるものの、すでにセキュリティ・ディレンマ⁴¹⁴に陥っていることを示唆するものとなっている。したがって、この時期の中国のアメリカに対する脅威認識の動きは、アメリカの中国に対する脅威認識の動きと並行的なものとなり、図6-1で示したように、やはり右上がりになっていると見ることが適当である。

次に同図の上側の米中外交の動向を見てみたい。同図で示したとおり、米中外交はその時々の内外の事件等によって改善、悪化を繰り返している。もとより、こうした外交上の変動はアメリカと旧西側諸国との間でも常に生じていることであるが、米中外交はより不安定で振幅の幅が大きいように見える。

その要因として、米中間には、アメリカと旧西側諸国との間にある基本的価値観または政治体制の共通性が存在しないということが考えられよう。もともと、米中関係は、「建設的な戦略的パートナーシップ」に関する考え方で見られるとおり、基本的価値観・政治体制が異なるという相違を認識した上で、共通の利害を有するものについてはできるだけ協力していくという関係である。

したがって、利害が共通している問題は良いが、利害が一致しない問題については、基本的価値観の対立等に起因する深刻な対立に容易に陥りやすいということが言える。米中外交は何らかの事件をきっかけとして一気に悪化する危険性を常にはらんでいるのである。ところで、ここで留意すべきことは、こうした外交的変動は、両国間の戦略的「関係」の下で行われているということである。米中の「関係」は同盟的「関係」でもなければ敵対

⁴¹³ 「シルクロードを復興させ、米国の包囲を打破せよ—中国紙」Record China, 2011年12月3日、<http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=56539&type=1>

⁴¹⁴ 土山『安全保障の国際政治学—焦りと傲り』111-115頁参照。

的「関係」でもなく、戦略的「関係」である。こうした戦略的「関係」が、一定の対立をはらみながらも両国が国際的に協調、協力することを可能としてきた。もし、敵対的「関係」であれば、両国の外交は基本的に敵対的、対抗的なものとなり、同盟的「関係」であれば軍事協力を含めた協力的なものが基本となろうが、米中の「関係」はそのようなものではなく、利害関係によってその都度対応が決められることとなる。

ただし、これまでの外交的変動は、利害が反して外交関係が悪化しても、決定的な対立は避け、敵対的「関係」にならないように注意しつつ行われてきた。すなわち、米中の外交は、改善、悪化を繰り返しているが、その変動の程度は、戦略的「関係」が破壊されて敵対的「関係」に陥らない程度、換言すれば戦略的「関係」が許容する範囲内にとどめられてきたということである。外交的変動は、決して、無限定、無規定に生じているわけではないのである。

そして、その戦略的「関係」が許容する範囲の広狭は、互いの脅威認識によって影響されることとなろう。脅威認識が互いに低ければ、戦略的「関係」が容易に敵対的「関係」に移行することはなく、外交的変動の許容度は大きい。しかしながら、脅威認識が高くなっていると、何らかの外交的対立によって敵対的「関係」に移行する可能性は高くなる。すなわち、同じく戦略的「関係」にあっても、脅威認識が高まっていると、外交的変動への許容度は狭くなっていると考えられるのである。

こうしたことを踏まえれば、米中の戦略的「関係」において、アメリカの中国に対する脅威認識は徐々に高まっていることから、それとともに外交的変動に対する許容度も狭まりつつあると見るべきであろう。視点を変えれば、それだけ米中は、外交的変動の中で、ある外交的対立が敵対的「関係」への移行の要因とならないよう十分に注意する必要に迫られていることとなる。

米中台外交においても、戦略的「関係」の下で、これまでアメリカは中国寄りと台湾寄りの姿勢を繰り返してきた。中台は、外交的には基本的に利害が反するので、一般的には米中関係が良好のときは中国寄りとなり、米中関係が悪化すると台湾寄りとなる。それでは、こうした米中台関係の中で、アメリカの「現状維持政策」はどのように位置付けられるのだろうか。次にこのことを検討することとしたい。

2) 米中台関係における「現状維持政策」

台湾海峡でのアメリカの「現状維持政策」は、言うまでもなく、米中の戦略的「関係」の中で実施されているものである。

そして、上述した2003年12月のブッシュ大統領の発言にあるとおり、「現状維持政策」の基本は、3つの共同コミュニケと台湾関係法に基づいた「1つの中国」である。すなわち、このアメリカの「1つの中国」が、アメリカの考える台湾海峡の現状なのであり、台湾海峡の平穏のために当面は維持されるべきものなのである。

このアメリカの「1つの中国」とは、3つの共同コミュニケと台湾関係法の規定から明らかのように、アメリカは中国を唯一の合法政府として承認し、中国は1つであって台湾は中国の一部であるとする中国の立場を認識するが、台湾問題は平和的に解決されなければならず、そのために台湾防衛に必要な武器を台湾に供給するというものである。

換言すれば、台湾には中国政府の支配が及ばない別の政府が現実に存在しているが、そ

れについて中国が1つであるとする中国の主張に異議を唱えることはしないものの、その問題についての解決は平和的に、かつ両者が対等の立場で行われるべきものだというが、アメリカの考える台湾海峡の現状ということとなる。

「現状維持政策」は、アメリカが考えるこの現状について、これを変更しようとする中国または台湾による一方的ないかなる決定にも反対するというものである。この現状の変更にはどのような行為が該当するかということについての具体的な説明はないが、「現状維持政策」のこれまでの経緯等を踏まえれば、次の3つの類型が指摘できよう。

その1は、「武力行使の要因となる行為」である。今回の台湾での住民投票に関する動きがこの類型に該当する。中国は台湾が独立したり、外国が台湾に侵攻したりしたような場合には、武力行使を辞さないことを繰り返し表明しており⁴¹⁵、台湾で独立に関する住民投票が行われた場合には武力行使を招く恐れがあった。したがって、台湾独立や独立に向けた明確な準備行為は、この類型に該当することとなろう。

その2は、「武力行使を容易にする行為」である。2005年3月に中国が反国家分裂法を制定したときにアメリカは「現状維持政策」で、すなわち「現状を変更しようとする一方的ないかなる行為にも反対する」と表明してこれに反対した。中国の反国家分裂法制定は、もとより武力行使の理由とされる行為ではないが、武力行使を法的に正当化して武力行使を容易にする行為であり、こうした行為も現状を変更する行為に含められるのである。

その3は、「武力その他の非平和的手段を使用する行為」である。武力行使には、武力を用いた攻撃、海上封鎖、武力による威嚇等が含まれようが、台湾関係法第3301節(b)(4)には、「台湾の将来を、ボイコットまたは禁輸を含む非平和的手段により決定しようといかなる試みも、西太平洋の平和と安全に対する脅威であり、かつ、合衆国にとって重大な関心事項であるとみなすこと」と規定されている。言うまでもなく、こうした行為も現状を変更する行為に該当することとなろう。

このように、「現状維持政策」は、アメリカの考える台湾海峡の現状を維持し、両岸関係を不安定化させ武力行使につながるような双方の動きを抑制し、防止しようとするものである。端的に言えば、台湾海峡で中国による武力行使の原因となる状況を作らないということである。

このことは、アメリカの「現状維持政策」は、米中の戦略的「関係」の下で、台湾海峡で米中が決定的な対立関係に至るような事態を避けるための手段としての位置付けを有しているということとなろう。

そして、アメリカの中国に対する脅威認識が徐々に高まり、外交的変動への許容度が狭まりつつあると考えられる中で、台湾海峡での「現状維持政策」は今後その重要性が増していくものと考えられる。

ただし、「現状維持政策」は、台湾海峡の平穏を当面は維持するものであっても、中国が軍事力増強を続ける中で、台湾海峡での軍事バランスが中国優位に傾いていくことを現実

⁴¹⁵ 中華人民共和国國務院新聞辦公室『《一個中國的原則与台灣問題》白皮書（「1つの中国の原則と台湾問題」白書）』2000年2月21日。なお、同白書では、国家の分裂、外国の侵入のほか、台湾当局が無期限に統一問題の話合いに応じないことも武力行使の理由とされている。

的に阻止し得ないという欠陥があることに留意しておきたい。

なお、「現状維持政策」を通じてアメリカは2004年の台湾での住民投票に賛同せず、中国に基本的に同調した対応をすることによって、台湾との関係が冷却化する一方で中国との関係は良好なものとなったが、アメリカの「1つの中国」政策が変更されたわけではない。アメリカの「1つの中国」政策を維持して台湾との関係のバランスを図りつつ、中国との戦略的「関係」の下で、決定的な対立は避け、中国との外交を維持し、推進することがアメリカにとっての利益であると考えられているのである。

5 本章のまとめ

以上のとおり、本章では、①台湾海峡ミサイル危機後、米中関係は改善と悪化が顕著に繰り返されるようになったが、そうした中で、台湾の2004年住民投票ではアメリカは「現状維持政策」をとり、台湾海峡での紛争予防を重視したこと、②この時期を通じて、米中の「関係」は戦略的「関係」にあったが、そうした戦略的「関係」の中で、アメリカの中国に対する脅威認識は持続的に高まっていること、③米中の外交的変動は、戦略的「関係」から逸脱しないよう決定的な対立は避け、戦略的「関係」の許容する範囲内で生じているが、アメリカの対中脅威認識が高まる中で、その許容範囲は狭まっていると考えられるのであり、紛争予防を重視した「現状維持政策」はその許容範囲にとどめる手段として位置付け得ることを明らかにしてきた。

このように、本章では、米中台関係を、脅威認識を基礎とする「関係」と現実の外交的変動とに分けて分析し、その「関係」と外交的変動との関係を体系的に位置付けた。

「関係」は国際政治の底流となるもので、構造ほど固定的ではないが、一定期間持続して外交的行為に影響を及ぼす。「関係」が変化し得るのは、脅威認識を一変させるような決定的な事件等が生じたときである。たとえば、もし中国が台湾の海上封鎖等の措置に踏み切れば、アメリカは中国を現実の脅威と見なし、戦略的「関係」から敵対的「関係」へと移行することとなろう。そして、それ以後は、敵対的「関係」としての外交や相互行為が行われることとなる。

本章で明らかにしたとおり、この時期を通じて、米中間では戦略的「関係」が維持され、その下で外交が行われ、外交的変動はそうした戦略的「関係」が許容する範囲内にとどめられてきた。

しかしながら、繰り返しになるが、米中間の脅威認識が高まっている中では、何らかの事件を契機として、脅威認識が敵対的「関係」におけるものへと移行しやすい。戦略的「関係」が許容する外交的変動の範囲が狭まっているのである。

このことは、中国の軍事力の強大化、近代化がより進み、さらにアメリカの対中脅威認識が高まっている現在に対して示唆に富むものである。すなわち、現在においては、米中の外交的変動や突発的な事件の発生が相互の脅威認識を一気に高めることのないよう、以前よりも細かい注意が求められているということである。そして、中国が、体制の変化等を受け入れないままに軍事力をはじめとした国力の増強を続ける限り、外交的変動の許容範囲が狭まり、ますます敵対的「関係」に移行しやすい状況となるということである。

ただし、このことは、以前と比較して相対的にそのような状況になっているということ

であり、実際にどれだけの許容範囲があるかということとは別の問題であることを付言しておきたい。

第7章 戦後の米中台関係の総合的考察

1 本章の課題

本章では、これまでの各章における研究、分析の結果を踏まえつつ、戦後の米中台関係がどのように変化したのかを総合的に考察、検討する。この場合、構造、脅威認識、「関係」といった概念を統一的な分析手法として用いることにより、戦後、米中台関係がどのように変化してきたかを統一的に把握することが可能となろう。

このため、本章では次のことを研究課題とする。

- ①まず、米中の「関係」がどのように変化したかを検討し、明らかにすることである。これは、戦後の米中台関係の変化では、米中の「関係」の変化が先導的で基礎的な役割を果たしていると考えられるためである。特に、「関係」は脅威認識のあり方によって形成されることから米中間の脅威認識の動向、脅威の性格を分析し、さらに脅威認識または「関係」の変化とシステム・構造との関係について分析、考察する。
- ②次に、アメリカにとっての台湾防衛の重要性の変化が米中台関係に直接的な影響を与えることに鑑み、台湾防衛の重要性がどのように変化してきたかを考察する。このことによって、台湾防衛の国際政治上の位置付けまたは「利益」の性格がどのように変化したのかを明らかにすることになろう。
- ③その後に、中台、米台の「関係」がどのように変化したのかを考察する。その場合、中台、米台の「関係」は、中台の敵対的「関係」が基礎となっているので、台湾の中国に脅威認識がどう変化してきたのかをまず明らかにする。
- ④さらに、こうした国際政治の「関係」と日常の外交的活動とが相互にどのように規定要因として働くのかをあらためて分析、整理し、国際政治の「関係」を研究する意義を明らかにする。

2 米中の「関係」の変化

第2章で述べたとおり、戦後アメリカは、中国での内戦が中国共産党有利に展開し、中国共産党が成立した後も、中ソ離反の可能性があるとみて、中国をただちにアメリカと敵対する国家としては見なさなかった。アメリカが中国を深刻な脅威として認識し、敵対的な国家としてみなすことを内外に示すこととなったのは、朝鮮戦争勃発に伴って発出された1950年6月の台湾中立化宣言においてである。

その後の米中間の相互の脅威認識および米中の「関係」を、前章までの研究結果も踏まえて図示すれば、図7-1のとおりとなろう。なお、ここでの脅威認識の高低は、前章までと同様、相対的なものであって、何らかの数値的指標を示すものではない。

同図のとおり、台湾中立化宣言後、米中の「関係」は、敵対的「関係」、協力的「関係」および戦略的「関係」の3つに分けられる。

台湾中立宣言から1972年の米中和解までの間は、両国は敵対的「関係」にあった。すなわち、アメリカは中国を敵視し、中国に対する政治的、軍事的、経済的な封じ込め政策を実施したのである。

この期間におけるアメリカの中国に対する脅威認識は非常に高いものがあったが、アメリカの中国に対する脅威には、これまで述べてきたとおり、2つの性格のものがあった。その1つは非民主的で西側の価値観やルールを尊重しない中国の国家的性格に由来するものであり、もう1つはソ連と一体となった共産主義的拡張主義に由来するものである⁴¹⁶。

そして、NSC 68 に明記されたとおり、この当時におけるアメリカにとっての最大の脅威は、ソ連の共産主義的拡張主義であり、したがって、中国の脅威も後者の脅威を中心として考えられた。

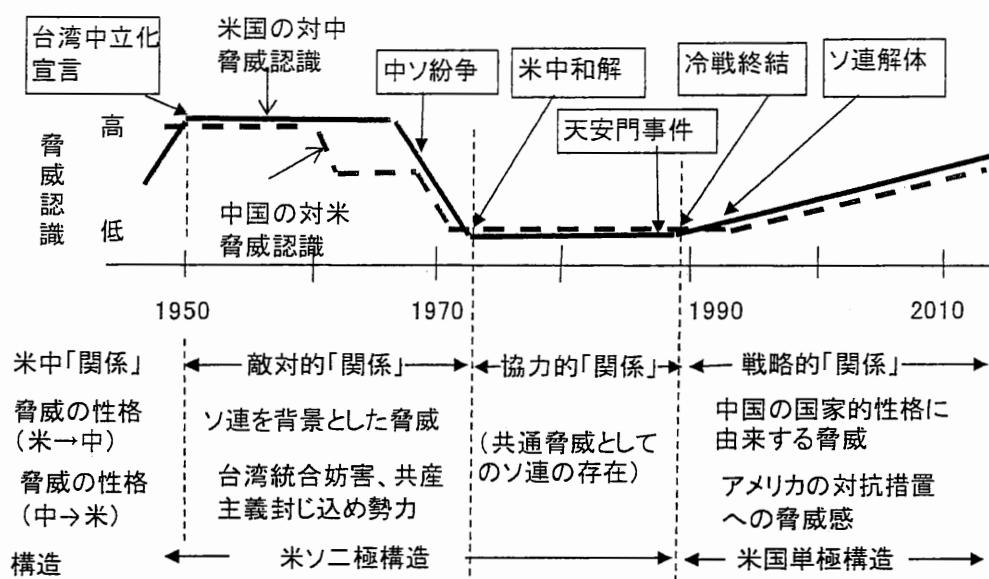


図7-1 戦後の米国の対中脅威認識と米中の「関係」
資料：筆者作成

台湾中立化宣言において、「今次の韓国に加えられた攻撃によって共産主義は、もはや破壊活動の域をはるかに越えた武力侵略と戦争手段に訴えて、他国を征服するものであることが明白となった。このような情勢下にあって、台湾が共産主義者の手に落ちることは、直接に全太平洋地域の安全を脅かすものである。」とされたように、台湾への中国の脅威はソ連の主導する共産主義の脅威としてとらえられたのである。

第一次、第二次台湾海峡危機の勃発、加えて中国のアメリカに対する敵対的言動もあって、アメリカの中国に対する脅威認識は高い状況に維持されることになったが、この時期の中国に対する脅威認識は、中国そのものの脅威というよりは、中ソが一体であることを前提とした脅威であり、ソ連の脅威を背景としたものであった。共産主義国として中ソは一体的存在であり、中国を敵にすることは、その背後にあるソ連を敵とすることだったのである。

一方で、この当時においては中国もアメリカを敵視して高い脅威認識を有していた。第2章で述べたとおり、中国は二極構造の中でソ連と同盟してアメリカとは敵対する途を選

⁴¹⁶ 第4章の2の(1) 参照。

択した。そしてこのことはアメリカによる台湾防衛、中国封じ込めという厳しい対抗措置を招くこととなった。第一次、第二次台湾海峡危機では両国の対立は戦争直前にまでエスカレートしたのである。

こうした状況を根本的に変化させることになったのが中ソ対立である。中ソ対立によつて中国はソ連を「修正主義」として攻撃し、アメリカよりも強い脅威認識をソ連に対して抱くようになった。中国のアメリカに対する脅威認識は全く低下したわけではなかったが、この当時においては台湾の大陸反攻も現実性が薄らいでおり、アメリカの脅威はソ連と比較して相対的に低下したのである。

また、アメリカは中ソ対立で直ちに中国に対する脅威認識を低下させることはなかったが、中ソ対立が進行して両国が一体ではなく、むしろ敵対的状況になっていることが国境紛争の勃発等で明確になるに及んで、アメリカは中国に対する脅威認識を改めることになった。そして1972年の米中和解によって、米中は新しい「関係」へと移行することとなる。

この間の経緯は、第4章で詳しく述べたところであるので、ここでは省略するが、同章でも指摘したとおり、米中和解はソ連という共通の脅威に対応したものであった。米中は、この後、ソ連という共通脅威の存在を意識して、ある種の同盟的な協力をを行う協力的「関係」となった。

この協力的「関係」の期間においては、対空防衛レーダー、電子的な妨害装置、無線通信設備等の軍事の近代化に重要な軍事機器がアメリカから中国に輸出されるとともに、ソ連への対抗としての米中のインテリジェンス協力も進められたのである⁴¹⁷。

ところで、これまで述べてきたとおり、この協力的「関係」の期間においても、非民主的で西側の価値観、ルールを尊重しない中国の国家的性格に由来する脅威は消滅したわけではない。米中和解によって、確かに中国の共産主義的拡張主義の脅威は消滅し、しかもソ連という共通脅威の存在を意識することによって協力的「関係」となったが、中国は依然として共産党による一党独裁国家であり、西側のルールから逸脱して独自の行動をとるかもしれないという脅威はそのまま存続している。

その意味で、アメリカにとっての中国の脅威は一定のレベルで残っていたが、ソ連という共通脅威に共同で対応するほうが両国の安全保障にとってより有利だったのであり、そのことが両国の協力的「関係」を可能にしたのである。両国にとってより大きな共通利益のために、両国間の比較的重要ではない利害対立が当面棚上げされるということは、国際的に普通に見られることであろう。

しかしながら、この、いわば隠されていた脅威を再び顕在化させ、アメリカに意識されることとなったのが1989年6月の天安門事件であった。アメリカは中国が民主主義等の西側の価値観を尊重しない異質の国家であることをあらためて認識せざるを得なかつた。天安門事件によって、アメリカは中国に対して軍事交流の凍結、武器輸出の禁止、世界銀行による対中融資の禁止等の制裁措置を講じたのである。

ただし、天安門事件は、米中関係を著しく冷却化させることとなったが、こうした外交

⁴¹⁷ 渡部恒雄「オバマ政権の対中政策の歴史的な意味」久保文明、高畠昭男、東京財團「現代アメリカ」プロジェクト編著『アジア回帰するアメリカー外交安全保障政策の検証ー』NTT出版株式会社、2013年、9-10頁。

関係の変動と脅威認識の程度とは必ずしも連動するものではなく、天安門事件が、アメリカの中国に対する脅威認識を高めることとなったとは言えない。

脅威認識の程度は、主として、相手方の軍事力の強弱の程度と敵対的意図の強弱の程度とをどう認識するかによって定まる。ここで、敵対的意図とは、攻撃、侵略等の軍事的行為によって、相手国に利益を侵害しようとする意図のことである。天安門事件は確かに中国との体制の相違をアメリカに意識させるものであったが、このことによって中国が軍事力を強化させたわけではなく、また、アメリカへの敵対的意図を強めたわけでもない。天安門事件は、中国国内における人権弾圧事件であり、対外的な膨張主義的行為ではない。また、アメリカの制裁措置は、中国に対して西側の価値観や民主主義を尊重するように圧力をかけたものであって、中国の脅威が高まったことに対する対抗措置ではない。このことは、NATO諸国や日本も同様に中国に対して制裁措置を講じたことからも明らかであろう。

したがって、天安門事件の前後を通じて、アメリカの中国に対する脅威認識の程度は変わっていないと見るべきであり、この時期は依然としてソ連という共通脅威を前提とした協力的「関係」が継続していたのである。

ただし、その後すぐの1989年12月にはマルタで米ソ首脳による冷戦終結宣言がなされ、これまで共通脅威としてきたソ連の脅威が実質的に消滅する。このことによって、米中の「関係」は、同盟的「関係」でもなければ敵対的「関係」でもない戦略的「関係」へと移行するのである。

なお、ソ連という脅威の実質的な消滅の時期については、1989年12月の冷戦終結のときなのか、それとも1991年12月のソ連解体のときなのかについては議論のあるところであろう。しかしながら、冷戦終結のときにはすでにソ連の国力の衰えは明らかであり、また、二極構造の一極としてアメリカと対決を続ける意図は否定されることになったことから、少なくとも冷戦終結時にソ連が米中の共通脅威としての存在ではなくなったとして良いものと考える。アメリカは、早くも1990年には地域防衛戦略の構想を打ち出している⁴¹⁸ことからも、アメリカのソ連に対する脅威認識の変化がうかがえる。

その後、ソ連解体によって、軍事力の多くはロシアに引き継がれることとなったものの、共産主義国としてのソ連の脅威は名実ともに消滅することとなる。

さて、協力的「関係」の期間においては、前章でも触れたとおり、共通脅威の存在によって中国の国家的性格に由来する脅威は隠されていたが、共通脅威が消滅した後の戦略的「関係」の期間においては、アメリカはこの中国の国家的性格に由来する脅威に直接に対することとなる。

ここで、中国の国家的性格に由来する脅威とは、あらためて説明すれば、西側諸国とは異なる一党独裁の国家体制をとり、西側の価値観やルールを尊重しない中国が、挑戦主義的または膨張主義的な行動をとることによって生じる脅威である。中国の国力が比較的小さなときは脅威の程度も小さなものにとどまろうが、中国の国力が増大したときに西側の価値観やルールを無視したり、膨張主義的な行動がとられるようになれば、既存の国際秩

⁴¹⁸ 1990年8月にブッシュ大統領は、コロラド州アスペンにおける演説で地域防衛戦略の構想を明らかにした。

序が大きく損なわれ、アメリカをはじめとする西側諸国の利益に対する重大の脅威となろう。

こうした中国の潜在的な脅威に対する対策が、第5章および前章で詳しく述べたとおり、中国に対する「関与」政策であった。すなわち、中国の脅威がまだ潜在的なものである間に、中国に「関与」して民主化や制度改革を促し、アメリカの主導する国際秩序の中にとり込み、脅威が顕在化するのを防ごうというものであった。

しかしながら、この「関与」政策の効果は期待されたようなものではなかった。中国は民主化等の根本的な制度改革を受け入れないだけでなく、軍事力の近代化、増強を続け、その脅威の一部が具体化するようになっている。このため、アメリカの中国に対する脅威認識は一貫して高まりつつあり、これに対する対抗措置も講じられるようになっている。

一方で、中国はこうしたアメリカの対抗措置に対して警戒を強めており、アメリカの中国に対する脅威認識の高まりに相応じる形で中国のアメリカに対する脅威認識も高まりつつある。

上記図7-1のとおり、戦後のアメリカの対中脅威の性格は、台湾中立化宣言後、「ソ連を背景とした脅威」、中国への脅威が低下した中での「共通脅威としてのソ連の存在」、そして「中国の国家的性格に由来する脅威」へと変化した。これに対応して中国の対米脅威の性格は、「台湾統一への妨害、共産主義封じ込め勢力」としての脅威から、アメリカと同じく「共通脅威としてのソ連の存在」を経て、「アメリカの対抗措置への脅威感」へと変化している。これとともに米中の「関係」は、敵対的「関係」から協力的「関係」へ、さらに戦略的「関係」へと変遷した。

ここで留意しておきたいことは、これらと国際政治の構造との関係である。アメリカにとって、米ソ二極構造における「ソ連を背景とした脅威」および「共通脅威としてのソ連の存在」はいずれもソ連の脅威を意識したものであり、国際政治が二極構造であったことをそのまま反映している。また、中国にとってのアメリカの「台湾統一への妨害、共産主義封じ込め勢力」としての脅威は、アメリカがソ連を意識して一般利益を保護しようとする行為がそのまま中国の脅威となっているものであり、もとより二極構造を反映したものである。

ところが、冷戦終結後、国際政治がアメリカの単極構造になって以降は米中間の脅威の性格が一変する。アメリカにとっての「中国の国家的性格に由来する脅威」は、ソ連という共通脅威がなくなった後で、アメリカが地域大国化しようとする中国の脅威を直接的にとらえたものである。また、中国はアメリカが中国に対して脅威認識を高めていることに不安を強め、それへの対応を模索するようになっている。

こうした限定的ながらもセキュリティ・ディレンマと見られる現象が米中間で生じるようになっているのは、世界的には単極構造であるものの、地域的にアジアで地域大国化しようとする中国にアメリカが対抗しようとしているためであり、双方の不信感がその根底にあるとするほかはない。セキュリティ・ディレンマは、システムがアナキーな国際政治において、各国が自国の生存を確実なものにしようとして行動すれば必然的に発生する現象であり⁴¹⁹、まさに国際政治のシステム、構造を反映したものである。

⁴¹⁹ 土山『安全保障の国際政治学』111-115頁。

このように、戦後の米中間の相互の脅威認識または「関係」の変遷は、国際政治の構造という制約の中で、その影響を受けつつ生じていることが確認できるのである。

ここまで、米中の「関係」を中心に見てきたが、次に台湾の問題に焦点を当てることとしたい。

3 アメリカと台湾防衛

戦後、アメリカにとっての台湾防衛の重要性は、常に中国との「関係」を意識したものであった。台湾は、南西諸島とフィリピン諸島との中間にあり、中国に対する防衛ラインを形成する上で、地理的な戦略的重要性を有している。このため、中国と敵対的な「関係」になれば、台湾防衛の国際政治上の重要性は増し、中国と敵対的な「関係」でなくなれば重要性は低下する。

図7-2は、こうした台湾防衛の国際政治上の重要性の推移等を示したものである。なお、重要性の高低は、脅威認識の高低と同じく、相対的なものである。

台湾防衛の重要性が、台湾中立化宣言によって米中が敵対的「関係」となったときに高くなり、米中が和解して協力的「関係」となったときに低くなったことは異存のないところであろう。そして、冷戦の終結まで米中がソ連という共通脅威を前にして協力的「関係」にあったときは、台湾防衛の重要性は低いままであったが、冷戦終結後、中国がアメリカにとっての新たな脅威として浮上する中で、国際政治の観点からの台湾防衛の重要性は再び高まりつつあると考えられる。

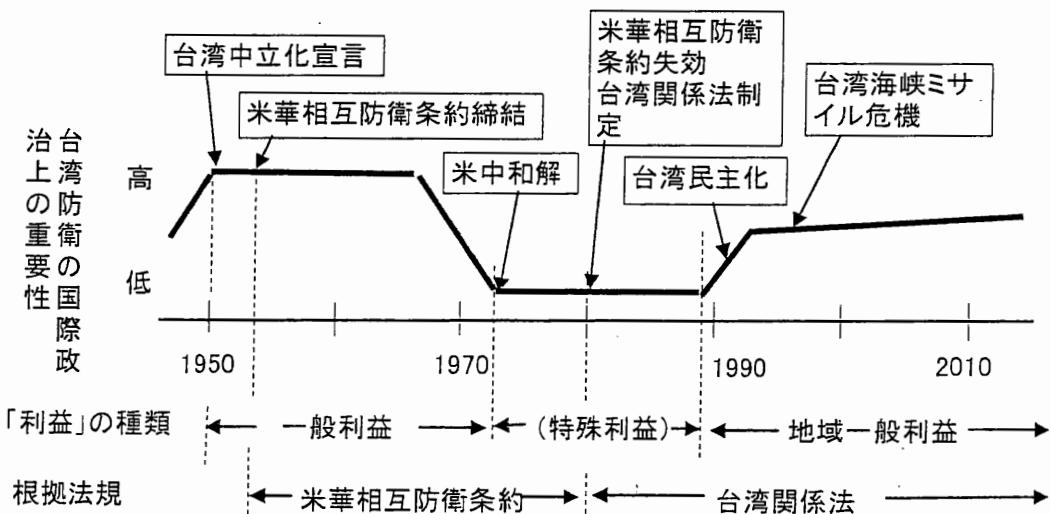


図7-2 台湾防衛の国際政治上の重要性の推移等
資料:筆者作成

ここで 1 つ考慮しなければならないことは台湾の民主化である。1980 年代の終りから 1990 年代の半ばにかけて台湾は民主化を実現させた。この時期は、アメリカが冷戦終結を機に国家戦略を見直し、地域防衛戦略、さらには「関与と拡大」戦略を打ち出した時期と

重なっている。

地域防衛戦略または「関与と拡大」戦略においては、アメリカと敵対するような地域大国または世界大国の出現を防止することが重要な目標とされ、民主主義の浸透はそうした目標を実現するための有力な手段として位置付けられた。特に、「関与と拡大」戦略では、民主主義・自由市場国家の共同体の拡大を目標とし、新民主主義国家への協力を含めた民主主義の維持、拡大が国家安全保障戦略の要とされ、また重視された。

台湾海峡ミサイル危機においては、第5章で述べたとおり、具体的防衛対象が、単に台湾ではなく、「民主化された台湾」であった。台湾の民主主義を守ることがアメリカの国家戦略にとって重要だと考えられたのである。

すなわち、冷戦後のこの時期における台湾防衛の国際政治上の重要性は、中国の国家的性格に由来する脅威認識とともに、台湾の民主化によっても高まることとなった。上図において、台湾の民主化の時期の直線の勾配をやや急にしたのはこの理由によるものである。

そして、上図で示したとおり、台湾防衛の国際政治上の「利益」の性格は、米中の「関係」をそのまま反映したものである。

米中が敵対的「関係」にあったとき、台湾防衛の国際政治上の「利益」は、「一般利益」であった。台湾防衛は、とりも直さず、ソ連が主導する共産主義勢力の拡大を阻止するという位置付けが与えられていたのである。

米中和解後、米中が協力的「関係」となるに伴って、台湾防衛は、ソ連主導の共産主義勢力の拡大阻止という意味を失い「一般利益」ではなくなる。すなわち、中台間の紛争は単に「特殊利益」に関する問題となり、アメリカが保護すべき国際政治上の「利益」ではなくなったということである。

ただし、この協力的「関係」の期間においても、上述したとおり、中国の国家的性格に由来する脅威がソ連の共通脅威の陰に隠れたものであっても存在している。したがって、台湾防衛の地理的な戦略的重要性がこのときにおいても全く消滅したわけではない。しかしながら、この時期においては、アメリカ政府による台湾防衛の必要性についての認識は希薄であり、アメリカの保護すべき国際政治上の「利益」として台湾防衛が明確に位置付けられているわけでもなかった。

冷戦終結後、中国の国家的性格に由来する脅威認識が徐々に高まるとともに、台湾が民主化されることによって、アメリカは台湾防衛を国際政治上の「利益」として改めて位置付けることとなった。その契機となったのが台湾海峡ミサイル危機であり、その位置付けの下にアメリカは同危機に介入したのである。

冷戦終結後のこの「利益」は、敵対勢力が重要地域を支配することを阻止するといった地域的な安全保障とともに、地域大国または世界大国の出現を防止するという究極的な「一般利益」に関係することから、「地域一般利益」と呼ぶこととしたのは第5章で述べたとおりである。

また、こうした台湾の「地域一般利益」としての重要性は2004年の住民投票時においても変わるものではなく、むしろアメリカの中国に対する脅威認識が高まるにつれてその重要性は増しているものと考えられる。アメリカが同住民投票時に「現状維持政策」によって慎重な態度をとったのは、第6章での分析のとおり、こうした重要性ゆえに中台間で武力衝突が起こればアメリカは介入せざるを得ないとの認識があり、米中双方の脅威認識が

高まる中で、こうした事態を慎重に避ける必要があったためである。

ところで、ここで、アメリカにとっての台湾防衛の重要性と台湾防衛の法的義務とは、これまで必ずしも相伴うものではなかったことを確認しておきたい。

アメリカは、台湾中立化宣言によって台湾防衛の意思を明らかにするが、このときは公式の条約が締結されたわけでもないため、台湾防衛の法的義務を負ったわけではない。ただ、台湾が同中立化宣言を受け入れることを表明したことによって、事実上の同盟的な「関係」が成立したにすぎない。

アメリカが台湾防衛の法的義務を負うこととなったのは、1954年の米華相互防衛条約の締結によってである。同条約の締結については、第3章で述べたとおり、台湾が積極的に同条約の締結を望む一方でアメリカは慎重であったが、第一次台湾海峡危機が勃発したため、紛争の拡大を防ぐにはやむを得ないものとしてアメリカが条約締結に応じたものである。

しかしながら、同条約の締結前後で台湾防衛の国際政治上の重要性が変わったわけではない。アメリカは、共産主義の拡大を防ぐために台湾を防衛する意図を明確にしていたのであり、もともと米中は敵対的「関係」にあった。もちろん、同盟条約の締結によって法的な防衛義務を負うことの現実的な重要性は否定されるものではなく、そのためにアメリカは同条約の締結に慎重だったのであるが、同条約はすでにあった台湾防衛の重要性を裏付けただけのものであって、同条約によって台湾防衛の重要性が増したというものではない。

そして、このことは米華相互防衛条約の失効のときにも当てはまる。同条約は、同条約第10条の規定に基づき、アメリカが条約終了の通告を行った日の1年後の1979年12月16日に失効したが、このときにはすでに米中の「関係」は1972年の米中和解によって協力的「関係」へと移行しており、台湾防衛の国際政治上の重要性がこの失効のときに変化したわけではない。

すなわち、米中和解で台湾防衛の国際政治上の重要性が低下し、アメリカが台湾を防衛する意義が薄れていたにもかかわらず、条約上の防衛義務は存続していたということである。さらに言えば、台湾防衛の国際政治上の重要性とアメリカの台湾防衛の義務との間に乖離が生じていたということである。

こうした乖離が生じることになったのは、まず米中の「関係」の変化が先行し、この「関係」の変化に合わせた法的整備が外交上の都合等ですぐにはなされず、一定期間を経た後に行われることになったためであることは言うまでもないだろう。

米華相互防衛条約に代わって、米台間の安全保障に関する基本的な根拠法規となったのが台湾関係法である。すなわち、このときの米中の「関係」の変化に伴う法的整備は、米華相互防衛条約の失効と台湾関係法の制定によって行われたのである。

ただし、台湾関係法は、アメリカの国内法であり、また、アメリカ政府に台湾防衛を義務付けたものでもない。

同法（第3302節（c））の規定によれば、台湾人民の安全または社会・経済的体制に対する脅威が生じたとき等においては、アメリカ大統領は議会に通報し、アメリカ大統領と議会は憲法の手続きに従ってアメリカの適切な行動を決定することとされている。

同規定では、台湾に現実に脅威が生じたときに、どのような対応をとるかについての明

確な規準や手法が規定されていないため、アメリカが具体的にどのような措置を講じることとなるのかはあいまいにされており、このため、一面では柔軟な対応をとることが可能な規定となっている。

ただし、この当時、アメリカ政府は、当時における中国は台湾に対して現実的に武力を行使する能力も意図も持っていないと考えており、同規定が適用される事態が直ちに生じるようなことはほとんど想定していなかった。同規定は、実質的に将来の中国の脅威に備えるものであった⁴²⁰。

そして、米中の「関係」が戦略的「関係」となり、アメリカの中国に対する脅威認識が徐々に高まるにつれて、また、台湾防衛の国際政治上の重要性が再び増してきたことによって、台湾関係法の規定が注目されることとなった。台湾海峡ミサイル危機の際のアメリカ軍の介入は、台湾関係法の上記規定が根拠とされたのである。

このように、事実の経過として、米華相互防衛条約は、米中の「関係」の変化によってその意義が薄れることになったが、台湾関係法はその逆に米中の「関係」の変化に伴ってより実質的な意味が与えられ、重視されることになったのである。

すなわち、国際間の法規は形式的枠組として存在するが、国際政治の「関係」の変化によってその意義が減少することもあれば、逆に実質的な意味を有するようになることもある。換言すれば、国際間の法規の改正が国際政治の「関係」の変化と同時に行われるとは限らず、両者に時間的なズレが生じことがあるということである。

国家間の同盟条約の締結等の意味を検討する場合には、このことに留意する必要があるということとなろう。

4 中台、米台の「関係」

これまで、米中の「関係」を中心に検討してきたが、それでは中台、米台の「関係」はどういうに推移したのだろうか。中台、米台の「関係」は、米中の「関係」のような大きな変化は見られないが、ここでは図7-3で示すとおり、台湾の対中脅威認識の推移を見つめ検討しておくこととした。

⁴²⁰ 李大維『台湾関係法立法過程』124-125頁。

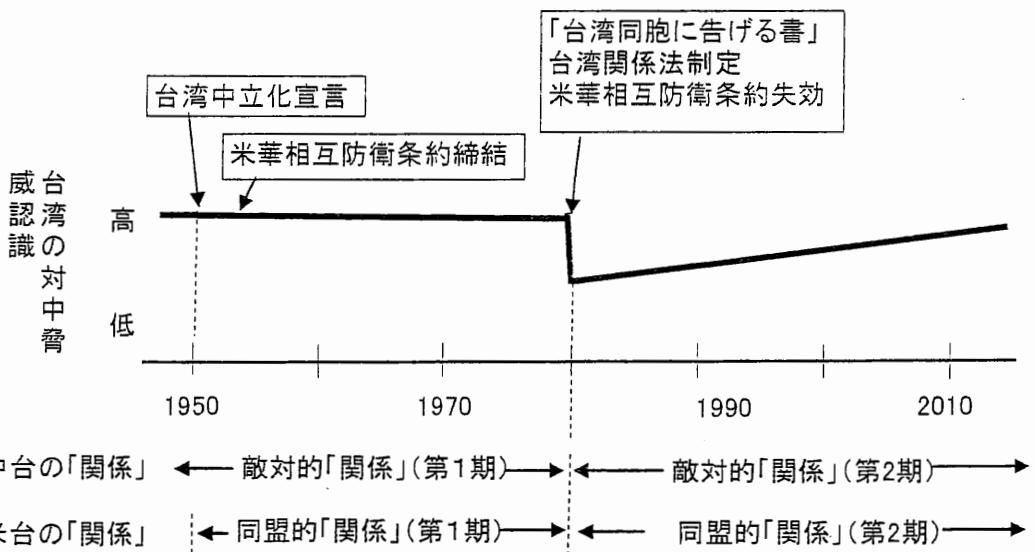


図7-3 台湾の対中脅威認識と中台、米台の「関係」

資料：筆者作成

中台の「関係」は基本的に敵対的「関係」であるが、1979年を境として台湾の対中脅威認識の程度は変化した。これは、中国が米中国交正常化時に、アメリカの求める台湾への武力行使の放棄には応じなかったものの、台湾問題への対応方法を変化させたためである。そして、その変化を公表することとなったものが、1979年1月1日付けで中国全人代常務委員会名で発出された「台湾同胞に告げる書」であった。

同文書では、台湾との統一の問題については、「中国政府は人民解放軍に本日から金門等の島嶼に対する砲撃を停止するよう命令した。台湾海峡では現在でも依然として双方の軍事対峙が存在しているが、これはただ人為的緊張を作り出すだけである。我々は、まず、中華人民共和国政府と台湾当局との間の協議を通じて軍事対峙の状態を終結させ、双方の一定範囲での交流接触のために必要な前提と安全な環境を作るべきだと考えている。」としている。

すなわち、これまで中国は武力による「台湾解放」を基本の方針とし、金門島等への砲撃を行ってきたが、この日以後はそうした砲撃は停止し、武力解決の道は放棄しないものの、まず両者の協議を通じて平和的解決を図る方向に方針を転換したのである。そして、この後、「台湾解放」という言葉を中国政府は使わなくなった。「台湾解放」とすれば、台湾を武力によって共産主義化するという意味になる。1981年に葉劍英全人代常務委員長が、台湾が中国と統一した後も台湾には高度な自治権と軍隊の保有を認めると述べたように、中国政府は統一後の台湾の政治体制のあり方に、共産主義化にこだわらず、一定の柔軟性を示すようになったのである⁴²¹。

⁴²¹ この葉劍英による提案は、9項目あったため、「葉九点」と呼ばれる。ただし、当時、台湾政府は、中国とは「接触しない」「交渉しない」「妥協しない」といういわゆる「三不政策」をとっており、こうした提案はすべて拒否されている。

台湾からすれば、武力による「台湾解放」が目指されていたときは中国の強い攻撃意図を感じざるを得ず、脅威認識も高かったが、平和的解決がまず目指されることとなつたことによってこうした攻撃意図は以前に比べると後退し、脅威認識はある程度低められたとして良いであろう。

ただし、もとより中国の武力行使の恐れがなくなったわけではなく⁴²²、敵対的な「関係」は継続している。ただ、上述のとおり脅威認識の程度が変化したと考えられるので、このときを境として上図では、敵対的「関係」（第1期）および敵対的「関係」（第2期）として区別している。

第2期では、攻撃意図の後退によって脅威認識は第1期より低下したが、その後、中国の軍事能力の増強によって、上図で示したように、台湾の中国に対する脅威認識は継続的に高まっていると考えられる。

なお、上図では中国の台湾に対する脅威認識の推移は省略したが、これは中国の台湾からの脅威は現在では消失しているためである。中国の台湾からの脅威は、台湾が大陸反攻の意欲を有していた1950年代までは一定のものがあったと考えられるが、1960年代以降、台湾の大陸反攻の可能性が遠のくにしたがって脅威も小さくなつた。そして中国の核保有後は実質的に台湾の大陸反攻の可能性はなくなり、脅威はほとんど消滅することとなつたとしてよいであろう。特に、台湾政府は1991年4月に「動員戡乱時期臨時条項」（1948年2月制定）を廃止した。同臨時条項は、中国共産党は反乱団体であり、現在は中国共産党との内戦状態にあることを規定したものであったが、台湾政府は、同臨時条項を廃止することによって、中国共産党との間の内戦状態の終結を宣言し、中国共産党を大陸地区を支配する政治実体として容認した。これによって現在では台湾政府が大陸反攻を行う可能性は制度的にも消失しているのである。

したがって、現在の中台「関係」は、中国が一方的に台湾に対して脅威を与える関係となっている。中国からすれば、台湾との関係では依然として内戦状態が継続しているのであり、武力による台湾統合を排除していない。上記臨時条項の廃止も台湾の一方的な行為であつて、中国がこれを評価して台湾への対応を変化させたわけではなく、むしろこの時期の台湾の民主化は台湾独立につながりかねない危険な動きであった。このため、中国は台湾に向けた軍事力の近代化、増強を現在も続け、必要に応じて武力を行使する姿勢を維持しており、こうした状況に変化はない。

一方で、米台の「関係」は、台湾中立化宣言以降、基本的に同盟的「関係」が継続している。そして、米台の同盟的「関係」も、上図では、1979年を境として第1期と第2期とに区分した。これは、1979年に、同盟的「関係」の共通脅威の対象としての中国に対する台湾の脅威認識が変化し、アメリカの台湾防衛のための関与の仕方も実質的に変化したことによるものである。なお、1954年の米華相互防衛条約締結から、1979年の同条約の失効までは、より正確には同盟的「関係」ではなく、同盟「関係」であるが、同盟「関係」は広い意味で同盟的「関係」に含まれ、また、米台「関係」の性格は1950

⁴²² 中国は、台湾に対する「武力行使による統一」という選択肢を放棄しないことをたびたび表明し、2000年に中国政府が発表した「一つの中国原則と台湾問題」と題する文書では台湾当局が統一についての交渉に無期限に応じない場合も武力行使の要件に含めた。

年の台湾中立化宣言以来、実質的に変わっていないので、同図では同盟的「関係」と表示した。

1979年には、上述のとおり、「台湾同胞に告げる書」が公表され、台湾関係法が施行され、そして米華相互防衛条約が失効した。これらの公表、施行等の時期には若干のずれがあるが⁴²³、いずれも米中国交正常化に伴う一連の措置として行われたものであり、これらを通じて米台の同盟的「関係」の性格が変化したのである。

すなわち、1979年以前において、台湾は中国に対して強い脅威認識を有する一方で米華相互防衛条約によって安全が保障されていた。これに対して、1979年以降は中国に対する脅威認識が低下したものの台湾関係法によるあいまいな安全保障がなされるのみとなったのである。

ただし、以上は、台湾の観点から見た米台の同盟的「関係」であって、アメリカの中国に対する脅威認識の推移が台湾のものとは異なることは先に述べたとおりである。アメリカの中国に対する脅威認識は、米中和解によって、ソ連という中国との共通脅威に隠れるほど低下した。このため、米華相互防衛条約は、台湾にとって依然として安全保障のための重要な条約であったが、アメリカにとっての実質的な有用性は極めて希薄なものとなっていた。米華相互防衛条約は、従来、台湾海峡での「一般利益」を守るためのものという意義を有していたが、米中和解によって、台湾防衛の「一般利益」としての性格が希薄なものとなり、ほとんど「特殊利益」に関与するだけのものでしかなくなったのである。

こうしたアメリカの中国に対する脅威認識の変化を考慮に入れて、1972年の米中和解および1989年の冷戦終結をそれぞれ境として米台の同盟的「関係」をさらに細分化することは可能である。

しかしながら、米台の同盟的「関係」の維持は、アメリカよりも台湾にとってより切実な問題であり、それを支える法的根拠が米中国交正常化によって米華相互防衛条約から台湾関係法に変化した。したがって1979年の変化が米台の同盟的「関係」にとっての最も大きな変化であり、これをさらに細分化することはこうした性格をわかりにくくしかねない。このため、米台の同盟的「関係」の時期区分は1979年を境とする第1期と第2期とするだけにとどめることとしたものである。

なお、以上のように、中台、米台の「関係」の時期区分と米中の「関係」の時期区分とは、一見、異なるものとなっているが、中台、米台の「関係」は、米中の「関係」に基本的には連動したものであることに留意しておきたい。

すなわち、中台、米台の「関係」の変化はいずれも米中国交正常化に伴って生じたものであり、米中の「関係」の動きが先行している。そして、米中国交正常化は、米中和解によって形成された米中の「関係」の一連の動きの中にあるものである。したがって、中台、米台の「関係」の時期区分は、米中の「関係」の時期区分とは異なるものの、実質的には米中の「関係」の変化に連動している。中台、米台の「関係」は、基本的に、米中の「関係」がその基礎となり、その上に中台間または米台間の個別の事情が付加されるという仕組みになっているのである。換言すれば、米中台の「関係」は、米中の「関係」がその骨

⁴²³ 「台湾同胞に告げる書」は1979年1月1日付けの公表、台湾関係法は1979年4月10日の施行、米華相互防衛条約の失効は1979年12月16日であった。

格を作っているのである。

5 国際政治の「関係」と外交

以上では、主として国際政治の「関係」について検討してきたが、次に、この国際政治の「関係」と外交との関係について考察しておきたい。

国際政治の「関係」と外交については、前章において、米中の戦略的「関係」の下における米中外交を見ることによって詳しく検討したところである。そして、そこで明らかになつたことは、米中外交は大きく変動しているが、その変動は戦略的「関係」の下で起こっているものであり、また、戦略的「関係」が維持できる範囲にとどめられているということであった。これとともに、アメリカの中国に対する脅威認識が徐々に高まっている状況下では、こうした外交的変動への許容度は狭まっているということであった。

こうした国際政治の「関係」と外交的変動との関係は、米中間で言えば、戦略的「関係」のときだけでなく、敵対的「関係」または協力的「関係」のときにおいても普遍的に見られたことであった。すなわち、ある「関係」の下で、外交上の改善、悪化という外交的変動は常にあったということである。

たとえば、米中が敵対的「関係」にあったときに、第一次台湾海峡危機または第二次台湾海峡危機が勃発して米中関係は極度に悪化するが、その後は両国間の大統領会議が開催されること等によって米中関係は改善に向かっている。

ただし、このときの米中関係の改善は決して敵対的「関係」の枠組を超えるものとはなっていない。すなわち、この当時、アメリカは中国に対して国家承認を行わず、基本的に封じ込め政策をとっていたのであり、米中の外交的変動はこうした敵対的「関係」の下で生じていたということである。

アメリカが中国に対して高い脅威認識を有していたときは、外交的にはいろいろと変動があったとしても、こうした敵対的「関係」が変化することはなかった。米中の「関係」が変化するのは、中ソ対立を通じて、アメリカの中国に対する脅威認識が低くなつてからであった。

米中が協力的「関係」にあったときもこのことは同様である。上述したとおり、この時期には天安門事件が発生して米中の外交的関係は悪化するが、これによって米中の協力的「関係」が敵対的「関係」に変化するというようなことはなかった。これは、天安門事件によってアメリカの中国に対する脅威認識が変化することがなかつたためである。

このことは、中台の敵対的「関係」または米台の同盟的「関係」においても同様であり、こうした一定の「関係」の下で、外交的な変動が起こっていることは日常的に観察されるところである。

ただし、中台の敵対的「関係」の下での外交的変動について、1979年以前の第1期においては主として「台湾解放」をめぐる外交的変動であったが、その後の第2期においては主として台湾統一のあり方をめぐる外交的変動となり、同じく外交的変動であってもその内実は変化していることに留意しておきたい。

同様に、米台の同盟的「関係」の下での外交的変動も、第1期においては米台同盟の下での外交的変動であったが、第2期は正式の国交もなく、主として台湾関係法の下での外

交的変動となり、その内実は変化した。

そして、こうした第1期から第2期への中台の「関係」または米台の「関係」の変化は主として台湾の対中脅威認識の変化に基づくものであった。

以上のことから明らかなことは、外交的変動はどのように大きく変動しているように見えても原則として一定の「関係」の枠の中で行われているということである。したがって、国際政治の動向を的確に把握するためには、それぞれの国家間の「関係」がどのようなものであるのかということをまず分析する必要があるということとなる。

これまで述べてきたとおり、国家間の「関係」は、相手国に対する脅威認識の程度、共通脅威の存在の有無等によって定まる。この場合、脅威認識は、主として相手国による自國の利益を害することのできる軍事力とその敵対的意図によって形成される。

前章で見たとおり、この脅威認識の要素のうち、軍事力については、軍事費増加の状況等により、一定程度客観的な把握が可能であろう。また、敵対的意図については、相手国の意図を性格に把握することは難しいが、相手国の国家戦略、国家・政治体制、膨張主義的性格の有無等を観察すること等により、相手国の自國への敵対可能性等を一定程度推測することは可能である。敵対可能性が高くなれば、それだけ、紛争、衝突等が起こりやすくなっているということであり、敵対的意図が強まったものと見なして良いであろう。

こうした脅威認識、脅威の共通性等によって形成された国家間の「関係」は一定期間固定的に継続し、脅威認識のあり方が変わるまで「関係」も変化しない。

このような国家間の「関係」の下で、国家間の相互行為すなわち外交的活動が展開される。外交的活動の展開とともに、外交の改善や悪化という外交的変動が生じるが、この外交的変動は国家間の「関係」の枠の中で起こるものであって、原則としてその枠を超えることはない。すなわち、同盟的「関係」にある2国が、外交的変動によっていきなり戦争状態になることはないということである。もし、そのようなことが起こり得るとすれば、その場合は、形式的には同盟条約や不可侵条約が存続していても、実態としては互いに相手国を脅威と見なして敵対的「関係」が進行していたということであろう。

このように、国家間の「関係」は、いわば外交的活動の底流であり、その規定要因として作用するが、逆に、外交的活動が国家間の「関係」を変化させる影響力は限られている。このことは、国家間の「関係」を形成する主たる要因が脅威認識であるということによるものである。

脅威認識の要素は、前述のとおり、主として軍事力と敵対的意図の2つであるが、脅威認識の対象となる相手国の軍事力は一般的に外交的活動の対象外のものとして存在している。また、敵対的意図についても相手国の国家体制や膨張主義的性格といったものは、外交的活動によってはなかなか変えにくい。したがって、結局は、これらを前提にした外交が行われるのであって、外交でこれらを変えることができることはほとんどないということとなる。アメリカの「関与」政策は、この国家体制等を変えようとする試みであったと言えるが、成功したとは言えない。

国家間の「関係」が変化するのは、一般的に、何らかの事情で軍事バランスが大きく変化したり、国家体制に変革があったとき等であり、通常の外交的活動では関与できないところで変化が起こったときなのである。

以上述べてきたとおり、国際政治の「関係」は外交の枠組を形作り、原則として外交的

活動はその枠の中で行われることとなるが、このことは決して個々の外交的活動の重要性を軽視するものでないことを付言しておきたい。

たとえば、同じく敵対的「関係」であっても、交戦状態に陥ることもあるれば、そのまま交戦することなく推移し、別の「関係」に移行することもあり得る。第一次台湾海峡危機では、結局、米中両国は直接交戦することは避け、話し合いで解決の方策をさぐることを選択した。このときには、いずれか一方の指導者の考え方次第では、いつ交戦状態になつてもおかしくない状況だったのである、それを避けたのは、最終的にはそのときの指導者の決断だったということとなる。

このように、国家間の「関係」は、国家間の外交的活動の底流となって外交的活動の幅を規定するが、個々の外交的活動の結果を決定するものではない。個々の外交的活動は、あくまで、その時々の内外の情勢等を踏まえた国家指導者の判断によって行われるのであって、その判断が国家の運命を大きく左右することとなる。そして、内外の諸情勢は常に大きく変化していることから、こうした外交的活動の結果をあらかじめ予測することは一般的には困難だと言わざるを得ないだろう。

一方で、こうした外交的活動は一定の枠の中で、すなわち国家間の「関係」の下で行われているのであり、国家指導者が脅威認識に基づいて自国の安全保障を合理的に考える限り、この枠を超えた判断が行われることもないである。

6 本章のまとめ

以上のとおり、本章では、戦後の国際政治の一定の構造の下で、国家による脅威認識、共通脅威の存在等、国家の脅威認識の変化を分析し、そのことによって米中台の「関係」がどのように変化し、またはどのような特色を有するものであったかを明らかにした。

米中の「関係」は、敵対的「関係」から協力的「関係」へ、そして戦略的「関係」へと変化したが、これは、「ソ連を背景とした脅威」、「共通脅威としてのソ連の存在」および「中国の国家的性格に由来する脅威」というアメリカにとっての中国の脅威の性格の変化に対応するものであった。

そして、この脅威の性格は、東アジアの国際政治の構造を反映している。すなわち、米ソ二極構造におけるときは、アメリカは、二極のうちの一極をなす大国として、もう一つの極をなすソ連の脅威に対抗していくことを最大の国家的課題としており、中国との「関係」もその文脈の中でとらえられていたのである。

また、ソ連が解体して、アメリカの単極構造となって以降は、アメリカは「中国の国家的性格に由来する脅威」を直接的にとらえるようになり、当該脅威の高まりに伴ってこれへの対策のあり方を変化させていった。

一方で、中台、米台の「関係」の基礎となる台湾の対中脅威認識は、あくまで中国そのものの脅威を対象とするものであるが、これも東アジアの国際政治の構造を一面で反映したものである。東アジアの国際政治の構造において、台湾は小国でしかない。極構造に影響力を及ぼすような能力を有しない台湾は、アメリカのように極構造の維持に関与するのではなく、脅威の対象は自国を直接害するおそれのある中国であった。

アメリカ与中国との「関係」が、ソ連の脅威の有無等とともに変化したのに対し、台湾

と中国との「関係」が、1979年を境として第1期と第2期に区分できるものの、敵対的「関係」として変化がなかったのはこうした要因にもよるのである。

このように、国際政治の構造は、脅威認識のあり方に影響を与えることにより、「関係」の形成のための1つの規定要因として作用している。

しかしながら、国際政治の構造だけで、「関係」を形成することはできない。国際政治の構造は、脅威認識のあり方に影響を与えるものの、それだけでは脅威認識が定まらず、相手国を自国にとってのどれだけの脅威として現実に認識するかはそれぞれの場合によって異なるためである。同じ構造の下でも、ある国は同盟国となり、ある国は敵国となるのである。

脅威認識は、繰り返しになるが、主として相手国の軍事力と自国への敵対的意図によって形成される。米中が敵対的「関係」にあったとき、共産主義的拡張主義の一環として中国の軍事力はソ連の軍事力と一緒にとらえられ、敵対的意図にも強いものがあった。これが協力的「関係」になると、今度はソ連が共通脅威の対象となったため、中国の敵対的意図が大きく減じることとなり、脅威認識の程度はソ連の共通脅威に隠れるほどに低下する。冷戦終結後の戦略的「関係」の下では、中国の軍事力増強、敵対的意図の増加が認められ、脅威認識は一貫して高まっていくこととなる。

一方で、台湾の中国に対する脅威認識は、米中国交正常化に伴い、1979年に一時的に緩和するが、その後は再び高まり続けており、中台の「関係」は敵対的「関係」が継続している。米台の「関係」は、中国という共通脅威の存在を基本としたものである。すなわち、台湾の中国に対する脅威認識を基礎とし、これとアメリカの台湾防衛の必要性とが相伴つて、これまで同盟的「関係」が形成されている。

以上のとおり、戦後の米中台「関係」は、国際政治の構造の影響を受けつつ形成される米中「関係」と、内戦の影響を引きずる中台「関係」とが重なって形成されており、米台「関係」は台湾の中国に対する脅威認識を基礎とするものの、台湾防衛の重要性は米中「関係」によって左右されるのである。

そしてこうした米中台「関係」は、アナキーな国際政治システムにおける一定の構造の下で、各國が自国の生存を確保しようとして行動するという新現実主義の理論的立場と矛盾しないものとなっている。たとえば、二極構造において中国はソ連またはアメリカのいずれかと連携する必要性を感じ、アメリカはこうした中国の動きを見つづ「一般利益」の保護を図ろうとした。また、中国の脅威を受けている台湾はアメリカに頼った。単極構造になった後は、中国は生き残るためにアメリカに対抗する方策を追求し、アメリカはそれを警戒して逆に対抗措置を講じるようになった。台湾はアメリカに頼り続けるほかはなかったのである。

一方で、以上のような脅威認識に基づいて形成された米中、中台、米台のそれぞれの「関係」は、米中台間のそれぞれの外交的活動の底流をなし、その規定要因として作用している。外交的活動は、通常、この「関係」の枠組を超えて行われることはないので、この「関係」を明らかにすることは外交的活動の性格や動向を分析する上で有益となろう。

なお、こうした国家間の「関係」は、その形成の主たる要因が脅威認識であるため、外交的活動がこの国家間の「関係」を変化させる影響力は限られているが、「関係」が個々の外交的活動の結果を決定できるものでなく、外交的活動の重要性は否定されない。

終 章

1 本研究のまとめと意義

本研究では、米中台関係を新現実主義（構造的現実主義）の立場から分析することとし、そのためにまず第1章では本研究での分析に用いる概念を改めて整理し、明確化した。

国際政治の構造とは、国家の能力すなわちパワーの分布状況によって決定されるものであった。構造は、通常、国際政治システムに影響を及ぼすことができるようなパワーを有する国（大国）の数によって示され、大国が多数であるときは多極構造、二国であるときは二極構造であり、一国しかなければ単極構造である。

こうした国際政治の構造の中で、各国家はそれぞれ「生存を確実にしようとする国家の行動」をとるが、本研究ではこの「生存を確実にしようとする国家の行動」を認識した脅威に対応しようとする国家の行動として理解することとした。そして、この国家の脅威認識のあり方、たとえば脅威認識の高低、共通脅威の存在等によって国家間で一定の持続性を有する「関係」が形成される。この国際政治の「関係」は、外交関係のように絶えず変動するのではなく、脅威認識のあり方が変化するまで一定期間持続する。本研究では、この「関係」の概念を、脅威認識の分析を通じて、本研究における分析の中心的な概念の1つとして用いた。

この国際政治の「関係」とともに、本研究で重要な概念として用いた概念は、「一般利益」と「特殊利益」の概念であった。「一般利益」とは、他の大国による国際政治システムの支配を許さないことであり、「特殊利益」とは国際政治システムとは関係のない特定国間の国際政治上の利益である。多極構造、とりわけ二極構造の下では、大国は「一般利益」を自国の利益と同一視する傾向が見られるため、「一般利益」と「特殊利益」とを分析することは大国の行動を説明する上で有用である。なお、何が「一般利益」で、何が「特殊利益」であるかは、そのときの国際政治の構造および「関係」のあり方によって規定されるので、「一般利益」または「特殊利益」は、国際政治の構造および「関係」の従属変数とも言えるものである。

なお、以上のとおり本研究は新しい分析概念を用いて米中台関係という国際政治の分析を行うことを目的としたものであり、新現実主義の理論的課題の解決に取り組むことを目的としたものでないことは第1章で述べたとおりである。

第2章から第6章までは、新現実主義の立場から、第1章で整理した上述のような概念を用いて、米中台関係に関する事例研究を行い、米中台関係の動向とその性格を分析し、明確にした。また、第7章では、第2章から第6章までの研究結果をもとに、戦後の米中台関係についての総合的な分析を行い、米中台関係の動態的な変化の長期的な過程を明らかにした。

以上の研究結果で明らかなことは、米中台関係で最も重要な役割を演じているのはアメリカの中国に対する脅威認識であったということである。アメリカが中国の脅威をどうとらえ、どう認識するかということが米中台関係の全体としてのあり方に影響を与えてきたのである。そして、その中国の脅威には、中国独自の国家的性格に由来するものと、ソ連を背景とした共産主義的拡張主義に由来するものとの2つがあった。

そこで、ここでは、アメリカの中国に対する脅威認識およびその脅威の性格に特に着目しつつ、本研究での分析結果をもとに戦後の米中台関係の動向をまとめておきたい。

台湾中立化宣言以前において、アメリカの中国の脅威に対する認識は不確定であった。中国独自の国家的性格に由来する脅威は、ほとんど認識されることではなく、ソ連を背景とした共産主義的拡張主義に由来する脅威も、中ソ関係がどうなるかによって変化するものであった。

1950年2月の中ソ同盟条約の締結、それに続く同年6月の朝鮮戦争の勃発は、アメリカ对中国の共産主義的拡張主義の脅威を強く認識させることになった。

台湾中立化宣言は、中国をソ連と一体のものと見なすものであり、共産主義的拡張主義の脅威を台湾海峡で防ぎ止めようというものであった。このことによって、台湾防衛は「一般利益」としての位置付けを有することとなる。また、この台湾中立化宣言によって、アメリカと中国は明確に敵対的「関係」となり、その一方で、アメリカと台湾とは中国という共通脅威を前にして、同盟的「関係」へと移行することになった。

1954年から1955年にかけての第一次台湾海峡危機の時期には、米国人の抑留等を通じて共産党一党独裁体制の下における中国独自の国家的性格に由来する脅威をアメリカは感じるようになっていたが、この時期の中国の脅威は、主として、ソ連を背景とした共産主義的拡張主義に由来する脅威であった。

第一次台湾海峡危機での主要な問題は、大陸沿岸諸島（金門、馬祖島）防衛という国際政治の「特殊利益」にアメリカがどう関与するかという問題であった。ただし、大陸沿岸諸島防衛は、単なる「特殊利益」ではなく、事態の進展によっては、「一般利益」に影響を及ぼす可能性を有するものであった。

この大陸沿岸諸島防衛に、アメリカは「あいまい戦略」と瀬戸際政策で対処した。そして、結果として米中が交戦状態に陥ることは回避された。

このときにアメリカが中国に対して感じていた脅威は、中国独自の国家的性格に由来する脅威よりも、ソ連を背景とした共産主義的拡張主義の脅威であったとして良いであろう。中ソは同盟国であり、中国との間で交戦となれば、ソ連との開戦に結びつく可能性がある。アメリカは大陸沿岸諸島防衛への対処に慎重にならざるを得なかったのである。

1972年の米中和解は、中ソ対立がその前提となるものであった。1950年代末から始まった中ソ対立は、1960年代になってさらに激化して実質的に両国は敵対的「関係」へと移行し、1960年代末には国境での武力衝突が発生するようになる。

アメリカは、中ソ対立の事実を知っても、中国に対しては慎重な態度をとり、脅威認識を変化させることはなかったが、中ソ武力衝突の発生等を見て中国に対する脅威認識を変化させていった。すなわち、中国の脅威の主たるものは、中ソ一体を前提とした共産主義的拡張主義の脅威であったが、中ソ対立が決定的なものとなることによって、その脅威が除去されることとなったのである。

中国独自の国家的性格に由来する脅威は、依然として残っていたが、ソ連という共通脅威の存在を前にすれば、その脅威は大きなものではなかった。

このように、米中和解が可能となったのは、アメリカの中国に対する脅威認識が中ソ対立によってあらかじめ変化したからである。また、中ソ対立によって、ベトナム戦争の共産主義的拡張主義としての性格が薄まり、「特殊利益」としての性格が強まったことも米中

和解を成功に導く大きな要因となった。

米中和解によって、米中「関係」は、協力的「関係」へと移行する。この協力的「関係」は、ソ連という共通脅威を対象にして一定の軍事的協力を実行する等、一種の同盟的性格を有するものであったが、中ソ間で紛争が発生したときにアメリカがどう対応するかは不明確なままであった。

ところで、米中和解によって、米中「関係」が協力的「関係」へと移行したが、中台「関係」は敵対的「関係」のままであり、米台「関係」も同盟「関係」が継続している。米中が協力的「関係」になっているにもかかわらず、米台が中国という共通脅威を対象にした同盟「関係」が継続しているのは一見矛盾するように見える。

しかしながら、これは、米中「関係」が主として米中ソという三国の中で考えられるのに対して、米台「関係」は米中台という三国の中で考えられるためであり、それぞれの脅威のあり方が異なっているためである。

米中ソの三国の中では、米ソ両大国の対立が本質であり、アメリカはソ連の脅威に対抗して「一般利益」を保護することを本来的な目的としている。中国は「一般利益」を直接脅かすことができる大国ではない。このため、中国がソ連とどのような「関係」となるのかによってアメリカの中国への対応が変化する。ソ連から「一般利益」を保護するためには、中国がソ連から離反し、しかもソ連を共通脅威の対象としてアメリカと協力することがアメリカにとって望ましいことは言うまでもない。米中の協力的「関係」は、こうしたアメリカの「一般利益」の保護にとって有益なものであった。

一方、米中台の三国の中では、中台間では、この当時において事実上、内戦状態が継続した状況となっており、米中和解が台湾の中国に対する脅威認識に大きな変化を生じさせたわけではない。また、米中間では、米中和解の後にも中国独自の国家的性格による脅威は残存しており、台湾防衛の意味が全くなくなったわけではなかった。このように、米中和解後においても、米台だけを見れば、アメリカにとっての脅威のレベルは著しく低下しているものの、中国は米台の共通脅威の対象だったのである。とりわけ、台湾にとっては深刻なものがあった。ただし、この同盟「関係」は、従来は台湾海峡の「一般利益」を保護するものであったが、米中和解によってその意義は希薄なものとなつた。米華相互防衛条約は、台湾にとって依然として重要であったとしても、アメリカにとっては、米中和解によってその有用性が実質的に失われることになったのである。

1979年の米中国交正常化は、こうした変則的状況について、法的に整合性を図るものとなった。米台間では、米華相互防衛条約は失効させられ、アメリカの国内法である台湾関係法が制定された。台湾関係法は、台湾防衛が「特殊利益」化した上で、台湾の安全保障に関する道義的責任と、まだ潜在的ではあったが中国独自の国家的性格に由来する脅威に対応したものであった。

また、中国は、米中国交正常化と同時に「台湾同胞に告げる書」を発表し、これ以後、「台湾解放」という言葉は使わなくなった。このことによって、台湾の中国に対する脅威認識がやや変化し、中台「関係」および米台「関係」は新しい時代を迎えるが、中台が依然として敵対的「関係」であり、同様に米台が同盟的「関係」であるという状況は続いた。これは、中国が台湾に対する武力行使を放棄したことから、台湾の中国に対する脅威認識が継続し、アメリカも中国独自の国家的性格による脅威が存続していることから、中国

に対する一定の脅威認識が継続することとなったためである。ただし、米中関係全体として見れば、米中が協力的「関係」にあるときは、ソ連という共通脅威の存在が優先され、この脅威はそれほど大きなものとして意識されることとはなかった。

1989年の中東戦争終結は、東アジアの構造、「関係」を大きく変化させることになった。二極構造の一極をなしていたソ連が退き、国際政治はアメリカの単極構造となった。「一般利益」は極をなす大国が二国以上あるときに、特定の大国が国際政治システムを支配することを防止する利益であるため、単極構造では「一般利益」は消失する。

また、ソ連という米中の共通脅威が消滅したため、米中「関係」は協力的「関係」から戦略的「関係」へと変化した。戦略的「関係」は、同盟的「関係」でもなければ敵対的「関係」でもないが、ある意味で、相互の脅威認識の動向によってはいずれにもなり得る「関係」である。また、アメリカにとって、米中の戦略的「関係」は、中国独自の国家的性格に由来する脅威に直接向き合う「関係」でもあった。

こうした、冷戦終結後の単極構造、「一般利益」の消失、米中の戦略的「関係」への変化といった情勢に対応して、アメリカが打ち出した防衛戦略が地域防衛戦略であった。地域防衛戦略のうち、東アジアに直接関係するものは、敵対勢力による重要地域の支配を阻止するという戦略である。本研究では、この戦略によって保護される利益を「地域一般利益」と呼んだ。

1995年から1996年にかけての台湾海峡ミサイル危機は、こうした冷戦終結後の東アジアをめぐる国際政治の状況の中で、台湾問題でアメリカが中国と対峙し、軍事介入の姿勢を明確に示した事例であった。台湾海峡ミサイル危機でアメリカが軍事的対応をとったのは、台湾防衛が「地域一般利益」に当たると考えられたためである。当時、アメリカは、この地域防衛戦略とともに、民主主義と自由経済の浸透、普及を図るために「関与と拡大」戦略をとっており、民主化された台湾が、この地域防衛戦略での防衛対象となるわち重要地域として考えられたのである。台湾海峡ミサイル危機におけるアメリカの介入は、台湾の民主主義を守るためにものでもあった。

そして、アメリカのこうした軍事的対応の根拠法となつたのが、台湾関係法であった。台湾関係法の規定は、軍事的関与についてはあるいはままとされているが、一面、それによってあらゆる対応の根拠になり得るのである。台湾海峡ミサイル危機は、台湾関係法を根拠規定として、そのときのアメリカの軍事戦略によるが、状況によっては台湾問題にアメリカが軍事的に介入することがあり得ることを示すものとなった。

この台湾海峡ミサイル危機後、アメリカが台湾問題で軍事的に対応するようなケースは生じていないが、米中の戦略的「関係」の下で、アメリカの中国に対する脅威認識の程度は一貫して高まっている。

脅威認識の程度は、主として相手国の軍事力および敵対的意図によって形成される。したがって、相手国の軍事力および敵対的意図のいずれもが以前と比較して減少しておらず、かつ、いずれか一つまたは二つとも増加しているときは、相対的に脅威認識の程度が高まったと言うことは可能である。中国はこれまで、一貫して軍事力を著しく増強させてきており、また敵対意図を減少させたと見られるような政治体制改革等は行ってこなかった。

ただし、1990年代中後半の中国の脅威は、アメリカがそれに対して現実的な対応を迫られるというようなものではなく、まだ潜在的なものであった。この当時のクリントン政権

においてとられた中国政策の基本は「関与」政策であった。中国が体制改革等を進めてアメリカが主導する国際社会の一員として行動するようになれば、将来的にアメリカと敵対的「関係」となる可能性は小さくなる。いわば、「関与」政策は、潜在的脅威を顕在化させないようにしようとするものであった。

しかしながら、1990年代終わりには「関与」政策の効果に疑問が呈されるようになり、アメリカの中国に対する警戒感が強まっていく。米中の外交的関係には良好なときもあつたが、中国への脅威認識の高まりを反映して、アメリカ議会は、2000会計年度国家防衛承認法第1202条を議決し、国防総省に中国の軍事力に関する報告書を毎年議会に提出するよう義務付けた。

2001年からのブッシュ政権期には、中国の脅威の一部が具体化するようになり、それに対する対応をアメリカは進めることとなる。ブッシュ政権期では、「関与」政策には十分な効果がなかったことを認めるようになり、「関与」政策の継続はともかく、中国の指導者がどのような選択をするのかを注視するという姿勢がとられるようになった。

2000年代半ばには、中国のA2/A3の能力がすでに相当の段階にまで進んでいることが明らかにされ、アメリカはそれに対抗する具体的措置を講じることが求められるようになり、戦略的「関係」の下で、中国に対する脅威認識は一貫して高まっていた。

脅威認識が高まっている中では、戦略的「関係」が何らかの事件を契機として敵対的「関係」へと移行しやすくなる。すなわち、戦略的「関係」の許容する外交的変動の幅が狭まっているのであり、外交的変動について以前よりも細かな注意が求められるようになっているのである。

ブッシュ政権は、外交的には、当初、台湾寄りの姿勢を示したが、2001年9月の同時多発テロ事件以後はテロ対策の必要もあって中国重視の外交姿勢をとるようになった。こうした同時多発テロ事件後の情勢の中で、2004年の台湾の住民投票の問題および2005年の中国の反国家分裂法の制定には、アメリカは、「現状を変更しようとする一方的ないかなる行為にも反対する」という現状維持政策で対応した。この台湾海峡における現状維持政策は、アメリカの対中脅威認識が高まる中で、戦略的「関係」を維持するための許容範囲を逸脱しないよう、紛争予防を重視する政策として位置付けられ得るものである。

そして、現在においても中国の軍事支出の急速な増加、近代化、ハイテク化は続いている。中国の軍事力増強はアジア太平洋地域のパワー・バランスの状況を変化させつつあり、それへの対応が求められるようになった。

また、中国のアメリカに対する敵対的意図については、敵対可能性という観点から見た場合、徐々に強まりつつあると見るほかない。たとえば、中国の国家戦略は、現在では経済的発展を優先させているが、国力増強とともに、独自の国家利益を主張して強硬な対応をとる可能性も出てきている。国家・政治体制については、中国は中国共産党による一党独裁の権威主義国家としての体制を堅持しており、民主化に向けた政治改革は基本的に実行していない。このため、アメリカ等の民主主義国家と基本的価値観を共有することはなく、アメリカの主導する国際社会でアメリカと責任を分担する国家とは見られていない。膨張主義的性格の有無については、最近の東シナ海、南シナ海等の中国の行為は、その膨張主義的性格の強まりを示すものであり、海軍力の増強等とともに、中国の膨張主義的意図の実施能力は高まっている。

米中「関係」は、このように戦略的「関係」にはあるものの、脅威認識は一貫して徐々に高まり続けていると見るほかはなく、今後の米中外交に対するこうした「関係」からの制約はますます強まるものと見られるのである。

以上のとおり、本研究では、まず国際政治学の観点から、分析概念の整理、明確化を行い、こうした国際政治学上の概念を用いて、米中台間で生じた一定の事例を対象として、米中台関係を一体的に分析し、その特色または性格を明らかにした。また、こうした事例分析の研究結果等を踏まえつつ、これまでの米中台関係の変化を一定の視点から考察し、米中台関係が、戦後、どのように変化してきたのかということについて、総合的な分析、研究を行い、時代における変化の明確化を図るとともに、その動向を明らかにした。

本研究における最も重要な特色であり、また、本研究の意義でもあると考えられるものは、脅威認識に基づく「関係」という一定期間持続する概念を用いて米中台関係という国際政治の動向を分析したことである。すなわち、戦後、米中台間では無数の外交行為がとり行われ、多くの外交的変動が生じているが、これらについては脅威認識に直接影響すると考えられるもの以外は基本的に捨象し、あくまで主として脅威認識とそれに基づいて形成される「関係」（冷戦時は、その従属変数と考えられる「一般利益」および「特殊利益」）の動向に着目しつつ米中台関係の分析を行ったということである。

第1章で述べたとおり、一定の国際政治の構造の中で、脅威認識を基にした「関係」の形成は、国際政治におけるパワーの方向を定めるものである。パワーの方向が定まれば、それに応じて外交行為が展開されるのであり、パワーの方向に反して外交行為が行われることは通常はない。すなわち、「関係」は、日常の外交行為の底流をなしているものであって、「関係」を検討することは、個々の外交行為の底流がどうなっているかを検討することである。外交的変動は、その底流の影響の中で生じている。したがって、底流を検討することは、外交的変動の性格を的確に理解し、誤った解釈を避ける上でも有益であろう。

脅威認識を基にした「関係」の概念を用いた国際政治の分析は、国際政治の総合的または長期的動向を分析する上で有用であるだけでなく、国際政治の底流が明らかになることによって、個々の外交行為の意味を的確に把握することにも資するものと考える。

2 残された研究課題

本研究の残された研究課題としては、本研究の内容的な限界と本研究の手法上の課題とがある。

まず本研究の内容的な限界については、本研究はあくまで米中台関係を新現実主義の立場から国際政治の概念を用いて分析したものであって、米中台関係の全体像を明らかにしたものではなく、その1つの側面を明らかにしたにすぎないということである。米中台関係の分析の基礎は言うまでもなく歴史学的な研究の蓄積によって事実関係が明らかにされることにあり、その基礎の上に各人の問題意識に応じた分析が行われる。本研究は、こうした分析の1つであるということである。このため、米中台関係に関する他の研究の動向については今後とも適切な把握に努め、本研究における分析結果との整合性等に留意していく必要があるものと考えている。

本研究の手法上の課題は、本研究は新現実主義の理論的枠組をそのまま受け入れ、それ

に一定の補助的分析概念を設けて国際政治の分析を行ったものであるが、その補助的分析概念のうち、その基本となっている脅威認識の把握または測定のあり方が適當かどうかというものである。本研究では、脅威認識を主として相手国の軍事力および敵対的意図によって形成されるものと考え、それらの要因が以前と比較してどう変化しているかを考慮して、相対的に高低を把握した。脅威認識を客観的に測定することは現実的には困難であると考えているが、脅威認識の形成要因についてはこの2つでいいのか、さらに検討を重ねる必要があるものと考えている。

とりわけ敵対的意図は、相手国の主観的な問題であり、把握は現実には難しい。このため、本研究では、敵対的意図をできるだけ客観的に把握するために、国家戦略、国家・政治体制、膨張主義的性格の有無という外部的にある程度の把握が可能な要素を用いて敵対可能性という概念を用いた。脅威認識をどう定義するかにもよるが、脅威認識の分析に当たっては敵対的意図に換えて敵対可能性を用いた方が、客観的な比較という点からは有用であるようにも考えられる。

また、本研究では、ある「関係」での脅威認識には高低の幅があることとしているが、脅威認識がどの程度変化すれば「関係」が変化するのかということについての規準はなく、外交政策の変化等を見ることによって「関係」の変化を確認するという方法をとっている。たとえば、敵対的「関係」になれば、封じ込め、貿易制限等の措置がとられるであろうから、そのことによって「関係」が変化したことを確認するというものである。しかしながら、脅威認識の形成要因を工夫すること等によって、脅威認識の変化から「関係」の変化を判断することが可能になれば、そのほうがより「関係」の変化を適切に分析することができる事となろう。

これらについては、本研究で結論を出すことができなかつたので、今後の研究課題したい。

いずれにしても、新現実主義の立場から、脅威認識を基にした「関係」によって国際政治を分析することは、学術的に一定の有用性があると考えているので、今後ともその研究の深化、発展に努めてまいりたい。

〔参考文献〕

【日本語文献】(50 音順)

- [1] A. ドーク・バーネット『米中国交ーアメリカの戦略ー』戸張東夫訳、日中出版、1978年。
- [2] アメリカ国務省『中国白書 United States Relations with China』朝日新聞社訳、朝日新聞社、1949年。
- [3] アメリカ大使館文化交換局『現代の問題 太平洋地域における米国の政策 ヒルズマン米国務次官補演説』アメリカの政策シリーズ No. 16、1963年。
- [4] 「アメリカの対中共政策ー中共の国連加盟をめぐってー」『内閣官房調査月報 6 (7)』1961年、15-32頁。
- [5] アラン・R・ミレット、ピーター・マスロウスキー『アメリカ社会と戦争の歴史ー連邦防衛のために』防衛大学校戦争史研究会訳彩流社、2011年。
- [6] 有賀貞、宇野重昭、木戸翁、山本吉宣、渡辺昭夫編『講座国際政治 1 国際政治の理論』東京大学出版会、1989年。
- [7] 有賀貞、宮里政玄編『概説アメリカ外交史ー政治・経済・軍事戦略の変遷ー』有斐閣選書、1983年。
- [8] E. H. カー『危機の二十年』井上茂訳、岩波現代叢書、1952年。
- [9] 宇佐美滋『米中国交樹立交渉の研究』国際書院、1996年。
- [10] 梅本哲也『アメリカの世界戦略と国際秩序』ミネルヴァ書房、2010年。
- [11] 袁克勤「米華相互防衛条約の締結と「二つの中国」問題」『国際政治』第 118 号、1998 年、60-83 頁。
- [11] 大畠英樹「現実主義ー「モーゲンソーとの対話」を中心にー」有賀貞、宇野重昭、木戸翁、山本吉宣、渡辺昭夫編『講座国際政治 1 国際政治の理論』、東京大学出版会、1989 年。
- [12] 岡部達味『中国の対外戦略』東京大学出版会、2002年。
- [13] 岡部達味編『中国をめぐる国際環境ー岩波講座現代中国第 6 卷ー』岩波書店、1990 年。
- [14] ガブリエル・コルコ「ベトナムにおけるアメリカーその起源と目的ー」『資料・ベトナム戦争（上）』紀伊国屋書店、1969年。
- [15] ガブリエル・コルコ『ベトナム戦争全史』陸井三郎監訳、藤田和子、藤本博、吉田元夫訳、社会思想社、2001年。
- [16] 川田侃、大畠英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、1993年。
- [17] 菊地昌典、袴田茂樹、宍戸寛、矢吹晋『中ソ対立 有斐閣選書』有斐閣、1976年。
- [18] 衣笠哲生「中ソ論争と平和革命論」『法政研究』32 (2-6 下巻) 九州大学、1966年。
- [19] 陸井三郎編『資料・ベトナム戦争（上）』紀伊国屋書店、1969年。
- [20] 陸井三郎編『資料・ベトナム戦争（下）』紀伊国屋書店、1969年。
- [21] 久保文明、赤木完爾編『現代東アジアと日本 6 アメリカと東アジア』慶應義塾大学出版会、2004年。
- [22] 久保文明、高畠昭男、東京財団「現代アメリカ」プロジェクト編著『アジア回帰す

- るアメリカ外交安全保障政策の検証－』NTT出版株式会社、2013年。
- [23] 蔵居良三、木村明夫『中ソ論争』朝日新聞調査研究室報告 社内用 101、1963年。
- [24] クラウゼヴィッツ『戦争論』(上、中、下) 篠田秀雄訳、岩波文庫、1968年。
- [25] グロティウス『戦争と平和の法』一又正雄訳、酒井書店・育英堂、1989年。
- [26] ケネス・ウォルツ『国際政治の理論』河野勝、岡垣知子訳、勁草書房、2010年。
- [27] 黄昭堂「アメリカの「台湾中立化」政策決定過程」『台湾青年』第 62 号、1966 年。
- [28] 近藤龍夫「米中大使級会談」『朝日新聞調査研究室報告』社内用 121、1966 年。
- [29] 近藤三千男『抑止戦略－戦争抑止戦略の実際－』原書房、1979 年。
- [30] 斎藤元秀「米中接近とソ連」『ニクソン訪中と冷戦構造の変容－米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、2006 年、第 9 章。
- [31] 佐藤紀久夫「中共の国連加盟とアメリカ後継国家方式をめぐって－」『世界週報 42 (29)』1961 年 7 月 18 日。
- [32] 佐渡友哲、信夫隆司編著『Next 教科書シリーズ 国際関係論』弘文堂、2013 年。
- [33] ジェームズ・メイヨール『世界政治 進歩と限界』田所昌幸訳、勁草書房、2009 年。
- [34] 庄司智孝「南シナ海の領有権問題」『防衛研究所紀要』第 14 卷第 1 号、2011 年、1-22 頁。
- [35] ジョセフ・S・ナイ・ジュニア『国際紛争 [原書第 5 版] 理論と歴史』田中明彦、村田晃嗣訳、有斐閣、2002 年。
- [36] ジョン・J・ミアシャイマー『大国政治の悲劇』奥山真司訳、五月書房、2007 年。
- [37] 新開陽一、新飯田宏、根岸隆『近代経済学 経済分析の基礎理論 新版』有斐閣叢書、1987 年。
- [38] 「台湾海峡をめぐる国際情勢－課題の位置と米・英・中共－」『世界週報』36 (6)、1955 年。
- [39] 高木誠一郎編著『米中関係－冷戦後の構造と展開－』日本国際問題研究所、2007 年。
- [40] 田中直吉、戴天昭『米国の台湾政策』鹿島研究所出版会、1968 年。
- [41] タッド・シュルツ『1945 年以後 上』吉田利子訳、文藝春秋、1991 年。
- [42] 陳翠蓮「戦後初期における台湾の法的地位問題と台湾人工リートの政治展望」『広島法学』34 卷 4 号、2011 年。
- [43] 土山實男『安全保障の国際政治学 焦りと傲り』有斐閣、2004 年。
- [44] 戴天昭『台湾国際政治史研究』法政大学出版局、1971 年。
- [45] デヴィッド・ヘルド『デモクラシーと世界秩序』佐々木寛、遠藤誠治、小林誠、土井美徳、山田竜作訳 NTT 出版、2002 年。
- [46] トマス・J・マコーミック『パクス・アメリカーナの五十年－世界システムの中の現代アメリカ外交－』松田武、高橋章、杉田米行訳、東京創元社、1992 年。
- [47] トウキュディデス『戦史』(上、中、下) 久保正彰訳、岩波文庫、1966 年。
- [48] 中島嶺雄『中ソ対立と現代』中央公論社、1978 年。
- [49] 中丸薰「中国の国連加盟をめぐる米国案」『アジア レビュー』1971 年 2 月。
- [50] 野末賢三訳『米国上院外交委員会公聴会記録 中国本土に関する米国の政策 上』日本国際問題研究所、1967 年。
- [51] 野末賢三訳『米国上院外交委員会公聴会記録 中国本土に関する米国の政策 下』

日本国際問題研究所、1967年。

[52] 信夫隆司『国際政治理論の系譜—ウォルツ、コヘイン、ウェントを中心として—』信山社、2004年。

[53] 信夫隆司「国際政治理論におけるネオアリアズム—ウォルツを中心として—」『政経研究』第25巻第3号、日本大学政経研究所、1988年。

[54] 平松茂雄『台湾問題—中国と米国の軍事的確執—』勁草書房、2005年。

[55] フェイス・ハーバート「ヤルタ協定をめぐるポーランド問題」遠藤晴久訳『月刊共産圏問題』13(5)、1969年。

[56] 福田円『中国外交と台湾—「一つの中国」原則の起源—』慶應義塾大学出版会、2013年。

[57] 船橋洋一編著『同盟の比較研究—冷戦後秩序を求めて—』日本評論社、2001年。

[58] ブルース・ラセット、ハーヴェイ・スター、デヴィッド・キンセラ『世界政治の分析手法』小野直樹、石川卓、高杉忠明訳、論創社、2002年。

[59] ヘドリー・ブル『国際社会論 アナーキカル・ソサイエティ』臼杵英一訳、岩波書店、2000年。

[60] ベネディクト・アンダーソン『増補 想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行』白石さや、白石隆訳、NTT出版、1997年。

[61] ホップズ『リヴァイアサン』(1, 2) 水田洋訳、岩波文庫、1992年。

[62] ポール・R・ビオティ、マーク・V・カピ、デヴィッド・J・ウェッセルズ『国際関係論—現実主義・多元主義・グローバリズムー』石坂菜穂子訳、彩流社、1993年。

[63] 防衛大学校安全保障学研究会編著『新訂第4版 安全保障学入門』、亜紀書房、2009年。

[64] 前田直樹「第一次台湾海峡危機とアイゼンハワー政権—危機処理をめぐる米台摩擦—」『広島法学』18巻4号、1955年。

[65] マキアヴェリ『君主論』河島英昭訳、岩波文庫、1998年。

[66] マックス・ウェーバー『職業としての政治』脇圭平訳、岩波文庫、1980年。

[67] 増田弘編著『ニクソン訪中と冷戦構造の変容』慶應義塾大学出版会、2006年。

[68] 松島和美「米華相互防衛条約の締結と終焉」『鵬友』36巻2号、2010年、79-109頁。

[69] 松村昌廣『米国霸権と日本の選択 戦略論に見る米国パワー・エリートの路線対立』勁草書房、2000年。

[70] 松本はる香「台湾海峡危機 [1954-55] と米華相互防衛条約の締結」『国際政治』第118号、1998年、84-102頁。

[71] マーティン・ワイト『国際理論 三つの伝統』佐藤誠、安藤次男、龍澤邦彦、大中真、佐藤千鶴子訳、日本経済評論社、2007年。

[72] 毛里和子、増田弘監訳『周恩来キッシンジャー機密会談録』岩波書店、2004年。

[73] 毛里和子、毛里興三郎訳『ニクソン訪中機密会談録』名古屋大学出版会、2001年。

[74] モーゲンソー『国際政治 権力と平和』(I、II、III) 現代平和研究会訳、福村出版、1986年。

[75] 望月敏弘「中国の対米接近要因—国内的文脈と対外的文脈」『ニクソン訪中と冷戦構造の変容—米中接近の衝撃と周辺諸国』慶應義塾大学出版会、2006年、第2章。

- [76] 林正義「台湾海峡ミサイル危機後の米国の台湾海峡政策」『問題と研究』第35巻3号、2006年。
- [77] ロバート・コヘイン『霸権後の国際政治経済学』石黒馨、小林誠訳、晃洋書房、1998年。
- [78] 山田浩『核抑止戦略の歴史と理論』法律文化社、1979年。
- [79] 山極晃『米中関係の歴史的展開－一九四一年～一九七九年－』研文出版、1997年。
- [80] 山本勲『中台関係史』藤原書店、1999年。
- [81] 吉川直人、野口和彦編著『国際関係理論』勁草書房、2006年。
- [82] 吉川元『国際安全保障論－戦争と平和、そして人間の安全保障の軌跡－』有斐閣、2007年。
- [83] 李国強「中国の海上国境問題」『境界研究』No.1、2010年、45-56頁。
- [84] 若林正丈『台湾 分裂国家と民主化（東アジアの国家と社会2）』東京大学出版会、1992年。
- [85] 若林正丈『台湾の政治－中華民国台灣化の戦後史』東京大学出版会、2008年。
- [86] 渡部恒雄「オバマ政権の対中政策の歴史的な意味」『アジア回帰するアメリカ 外交安全保障政策の検証』NTT出版、2013年、第1章。

【英語文献】(アルファベット順)

- [1] Alan M. Wachman, *Why Taiwan? Geostrategic Rationales for China's Territorial Integrity*, Stanford University Press, 2007.
- [2] Alexander L. George and Richard Smoke, "Deterrence in History," John E. Endicott and Roy W. Stafford, JR, ed., *American Defense Policy, fourth edition*, The Johns Hopkins University Press, 1977.
- [3] Bradley J. Pierson, "Diplomatic Coercion: Eisenhower, Chiang Kai-shek, and the 1953 Korean Armistice Agreement," *Primary Source*, Volume IV: Issue1, 2013.
- [4] Brett V. Benson and Emerson M. S. Niou, *Comprehending Strategic Ambiguity: US Security Commitment to Taiwan*, duke.edu, 2001.
- [5] Britannica Academic Edition, "Gulf of Tonkin Resolution,"
<http://www.britannica.com/EBchecked/topic/249172/Gulf-of-Tonkin-Resolution>.
- [6] Chunjuan Nancy Wei, "China's Anti-Secession Law and Hu Jintao's Taiwan Policy," *Yale Journal of International Affairs*, Winter, 2010.
- [7] CIA Released Document, "NIE 13-8-69 COMMUNIST CHINA'S STRATEGIC WEAPONS PROGRAM, Feb. 27, 1969,"
<http://www.faqs.org/cia/docs/62/0001098205/NIE-13-8-69-COMMUNIST-CHINA'S-STRATEGIC-WEAPONS-PROGRAM.html>.
- [8] CIA Released Document, "Special National Intelligence Estimate Number 13-69 COMMUNIST CHINA AND ASIA, Mar. 6, 1969,"
http://www.foia.cia.gov/sites/default/files/document_conversions/89801/DOC_0001085113.pdf.
- [9] David E. Sanger, "Bush Is Offering Taiwan some Arms but not the Best," *The New York Times*, March 6, 1998.

York Times, Apr. 24, 2001.

- [10] Documents of the National Security Council (NSC48/2, 68, 146/2, 166/1, 162/2, 5503.).
- [11] Dwight D. Eisenhower, *The White House Years, Mandate for Change 1953-1956*, Doubleday & Company, INC., 1963.
- [12] Eric V. Larson, David T. Orletsky and Kristin Leuschner, *Defense Planning in a Decade of Change Lessons from the Base Force, Bottom-up Review, and Quadrennial Defense Review*, RAND, 2001.
- [13] Embassy of PRC in US, *Clinton Publicly Reiterates U.S. "Three No's" Principles on Taiwan*, Jun. 30, 1998.
- [14] "Far East: Formosa Issue to Congress," *World News Digest*, Jan. 26, 1955.
- [15] Foreign Relations of the United States, 1946. Eastern Europe, the Soviet Union (1946), "Union of Soviet Socialist Republics," PDF pp. 696-709.
<http://digicoll.library.wisc.edu/cgi-bin/FRUS/FRUS-idx?type=turn&entity=FRUS.FRUS1946v06.p0710&id=FRUS.FRUS1946v06&isize=M&q1=kennan>.
- [16] Foreign relations of the United States, 1949. The Far East: China (1949), "Publication of China white paper," PDF. pp. 1377-1382,
<http://digicoll.library.wisc.edu/cgi-bin/FRUS/FRUS-idx?type=turn&entity=FRUS.FRUS1949v09.p1392&id=FRUS.FRUS1949v09&isize=M>.
- [17] Gary D. Rawnsley, "Peaceful or Provocative: Taiwan's Referendum, 2004," *American Journal of Chinese Studies*, Vol. 78, No. 1, 2005.
- [18] Glenn H. Snyder, *Alliance Politics*, Cornell University Press, 2007.
- [19] Condoleezza Rice, "Promoting the national interest," *Foreign Affairs*, vol. 79, Issue 1, Jan/Feb. 2000.
- [20] Steven M. Goldstein and Randall Schriver, "An Uncertain Relationship: The United States, Taiwan and the Taiwan Relations Act." *The China Quarterly*, 2001.
- [21] Harry S. Truman, *Years of Trial and Hope 1946-1953*, Hodder and Stoughton, 1956.
- [22] James C.P. Chang, *U.S. Policy toward Taiwan*, Harvard University, 2001.
- [23] James D. Morrow, "Alliances and asymmetry: An alternative to the capability aggregation model of Alliances," *American Journal of Political Science*, Volume35, Issue4, 1991.
- [24] James Shepley, "How Dulles averted War," *Life*, Vol. 40, No. 3, Jan. 16, 1956.
- [25] Jim Mann, "Clinton 1st to Ok China, Taiwan '3No's,'" *Los Angeles Times*, July 8, 1998.
- [26] Hans J. Morgenthau, *Politics among Nations, The Struggle for Power and Peace*, Alfred A. Knopf, Inc. 1948.
- [27] Howard Handleman, "Dulles Lashes Back at 'Brink Of War' Critics," *MILWAUKEE SENTINEL*, January 18, 1956.
- [28] Jerome A. Cohen, "Recognizing China," *Foreign Affairs*, Oct. 1971
- [29] Jian Yang, *Congress and US China Policy 1989-1999*, Nova Science Publishers, Inc. 2000.

- [30] Jih-Wen Lin, "Taiwan's Referendum Act and the Stability of the Status Quo," *Issues & Studies*, 40, No. 2, June 2004.
- [31] John G. Ruggie, "Continuity and Transformation in the World Polity: Toward a Neorealist Synthesis," Robert O. Keohane, ed., *Neorealism and its Critics*, Columbia University Press, 1986.
- [32] Jonathan Peterson and Jim Mann, "Clinton Begins Visit to China, Hails Its Future," *Los Angeles Times*, June 26, 1998.
- [33] Kenneth N. Waltz, *Theory of International Politics*, Columbia University, 1979.
- [34] Kenneth N. Waltz, *The Spread of Nuclear Weapons: More May Better*, Adelphi Papers, No. 171, 1981.
- [35] Kenneth N. Waltz, "Reflection on Theory of International Politics: A Response to My Critics", Robert O. Keohane, ed., *Neorealism and its Critics*, Columbia University Press, 1986.
- [36] Kenneth N. Waltz, "The Origins of War in Neorealist Theory," *Journal of Interdisciplinary History*, Vol. 18, Issue 4, Spring, 1988.
- [37] Kenneth N. Waltz, "The Emerging Structure of International Politics," *International Security*, Vol. 18 No. 2, 1993.
- [38] Kenneth N. Waltz, "Structural Realism after the Cold War," *International Security*, Vol. 25 No. 1, 2000.
- [39] Kerry Dumbaugh, *Chinese Embassy Bombing in Belgrade: Compensation Issues*, CRS Report for Congress, April 12, 2000.
- [40] Kerry Dumbaugh, *Taiwan-U.S. Relations: Recent Development and Their Policy Implications*, CRS report for Congress, 2008
- [41] Kerry Dumbaugh, *Underlying Strains in Taiwan-U.S. Political Relations*, CRS report for Congress, 2007.
- [42] Kerry Dumbaugh, *Taiwan in 2004: Elections, Referenda, and Other Democratic Challenges*, CRS Report for Congress, Jan, 10, 2005.
- [43] Kerry Dumbaugh, *Taiwan's Political Status: Historical Background and Its Implications for U.S. Policy*, CRS report for Congress, 2009.
- [44] Liselotte Odgaard, *The Balance of Power in Asia-Pacific Security - US-China policies on regional order-*, Routledge, 2007.
- [45] Lloyd G. Gardner, "Truman Era Foreign Policy: Recent Historical Trends," Richard S. Kirkendall ed., *The Truman Period as a Research Field, A Reappraisal*, 1972, University of Missouri Press, 1974.
- [46] LBJ Presidential Library, "President Lyndon B. Johnson's Address to the Nation Announcing Steps To Limit the War in Vietnam and Reporting His Decision Not To Seek Reelection, March 31, 1968,"
<http://www.lbjlib.utexas.edu/johnson/archives.hjm/speeches.hjm/680331.asp>.
- [47] Lorna S. Jaffe, *The Development of Base Force 1989-1992*, Joint History Office, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 1993.

- [48] Mancur Olson and Jr. Richard Zeckhauser, *An Economic Theory of Alliances*, Rand Corporation, 1966.
- [49] Morton H. Halperin, "The Limiting Process in the Korean War," *Political Science Quarterly*, Vol. 78, No. 1, 1963.
- [50] Nancy B. Tucker, *Strait Talk - United States-Taiwan Relations and the Crisis with China*, Harvard University Press, 2009.
- [51] The Office of the Joint Chiefs of Staff, *Joint Vision 2010*, July 1996.
- [52] Ole R. Holsti, P. Teekence Hopmann and John D. Sullivan, *Unity and Disintegration in International Alliances*, University Press of America, 1985.
- [53] Oystein Tunsjo, *US Taiwan Policy - Constructing the Triangle* -, Routledge Taylor & Francis Group, 2008.
- [54] Pan Zhongqi, *The Dilemma of Deterrence: US Strategic Ambiguity Policy and its Implications for the Taiwan Strait*, The Henry L. Stimson Center, 2001.
- [55] Robert Accinelli, *Crisis and Commitment, United States Policy toward Taiwan, 1950-1955*, The University of North Carolina Press, 1996.
- [56] Robert Gilpin, *War & Change in World Politics*, Cambridge University Press, 1981.
- [57] Robert O. Keohane, ed., *Neorealism and its Critics*, Columbia University Press, 1986.
- [58] Robert S. Ross, ed., *After the Cold War: domestic factors and U.S.-China relations*, M. E. Sharpe, Inc. 1998
- [59] Robert Sutter, *Taiwan: The "Three No's," Congressional-Administration Differences, and U.S. Policy Issues*, CRS Report for Congress, Oct. 1, 1998.
- [60] Samuel F. Wells, Jr. "The Origin of Massive Retaliation," *Political Science Quarterly*, Vol. 96, No. 1, 1981.
- [61] "SECURITY IN THE CONTEMPORARY WORLD, Robert S. McNamara, Secretary of Defense before the American Society of Newspaper Editors Montreal, Canada, May 18th, 1966," Oldcolo.com,
https://www.google.co.jp/?gws_rd=ssl#q=robert+S.+McNamara+1966+May+18.
- [62] Secretary of Defense Dick Cheney, *Defense Strategy for the 1990s : the Regional Defense Strategy*, January 1993.
- [63] Select Committee United States House of Representatives, *Report of the Select Committee on U.S. National Security and Military/Commercial Concerns with the People's Republic of China*, May 25, 1999.
- [64] Shirley A. Kan and Wayne M. Morrison, *U.S.-Taiwan Relationship: Overview of Policy Issues*, CRS Report for Congress, 2013.
- [65] Shirley A. Kan, *Security Implications of Taiwan's Presidential Election of March 2008*, CRS Report for Congress, 2008.
- [66] Shirley A. Kan, *Taiwan: Major U.S. Arms Sales Since 1990*, CRS Report for Congress, 2012.
- [67] Shirley A. Kan, *U.S.-China Counterterrorism Cooperation: Issues for U.S. Policy*,

CRS Report for Congress, July 15, 2010.

[68] Shirley A. Kan, et al. *China-U.S. Aircraft Collision Incident of April 2001: Assessment and Policy Implications*, CRS Report for Congress, Oct. 10, 2001.

[69] "Speech on the Far East, Dean Acheson, January 12, 1950," Teaching American history, org.

<http://teachingamericanhistory.org/library/document/speech-on-the-far-east/>.

[70] "Statement by President Truman on the Situation in Korea, June 27, 1950," http://csis.org/files/media/csis/programs/taiwan/timeline/sums/timeline_docs/CSI_19500627.htm.

[71] Stephen M. Walt, "Alliance Formation and the Balance of World Power," *International Security*, Vol. 9, No. 4, 1985.

[72] Stephen M. Walt, *The Origins of Alliances*, Cornell University Press, 1990.

[73] Stephen P. Gibert and William M. Carpenter, *America and Island China - A Documentary History*, University Press of America, 1989.

[74] Steven M. Goldstein and Randall Schriver, "An Uncertain Relationship: The United States, Taiwan and the Taiwan Relations Act," *The China Quarterly*, 2001.

[75] "Taiwan Strait 21 July 1995 to 23 March 1996," Global Security. org, Retrieved July 20, 2010. www.globalsecurity.org/military/ops/taiwan_strait.htm

[76] "Taiwan's top China policy official meets with Armitage," The Free Library by FARLEX, Aug. 8 2002,

www.thefreelibrary.com/Taiwan%27s+top+China+policy+official+meets+with+Armitage.-a090297113.

[77] The American Presidency Project, "The President's News Conference, July 28, 1965, WHY WE ARE IN VIET-NAM THE PRESIDENT," www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=27116.

[78] "The Solemn Position of the Chinese Government on the Taiwan Question As Reiterated by President Jiang Zemin," Ministry of Foreign Affairs of PRC, Home. www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/ziliao_665539/3602_665543/3604_665547/t18048.shtml.

[79] The White House, *A National Security Strategy of Engagement and Enlargement*, July 1994, Feb. 1995, Feb. 1996.

[80] The White House, *The National Security Strategy of the United States of America*, Sep. 2002.

[81] Toshi Yoshihara and James R. Holmes, *Red Star over the Pacific -China's Rise and the Challenge to U.S. Maritime Strategy-*, Naval Institute Press, 2010.

[82] U. S. Department of Defense, *Annual Report to Congress Military Power of the People's Republic of China 2002*, 2007.

[83] U. S. Department of Defense, *Annual Report to Congress Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2010*, 2011.

[84] U. S. Department of Defense, *Quadrennial Defense Review Report, 2001, 2006, 2010*.

[85] U. S. Department of Defense, *The National Defense Strategy of The United States of America*, Mar. 2005.

- [86] U. S. Department of Defense, *The United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region 1998*, Nov. 25, 1998.
- [87] U. S. Department of Defense, *Report to Congress Pursuant to Section 1305 of the FY97 National Defense Authorization Act*, Apr. 8, 1997.
- [88] U. S. Department of Defense, *United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region*, Feb. 1995.
- [89] U. S. Department of State, "President Bush and Premier Wen Jiabao Remarks to the Press," Dec. 9, 2003, <http://2001-2009.state.gov/p/eap/rls/rm/2003/27184.htm>.
- [90] U. S. Department of State, Archive, "U. S. FOREIGN POLICY FOR THE 1970s: A NEW STRATEGY FOR PEACE," <http://2001-2009.state.gov/r/pa/ho/frus/nixon/i/20703.htm>.
- [91] U. S. Department of State, Office of the Historian, "The Truman Doctrine, 1947," <https://history.state.gov/milestones/1945-1952/truman-doctrine>.
- [92] U. S. Department of states, Office of the Historian, "34. Message From the President to the Congress, Washington, January 24, 1955," <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1955-57v02/d34>.
- [93] U. S. Department of states, Office of the Historian, "56. Joint Resolution by the Congress, Washington, January 29, 1955," <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1955-57v02/d56>.
- [94] U. S. Department of State, Office of the Historian, "185. Memorandum From the Under Secretary of State (Hoover) to the Secretary of State, Washington, April 1, 1955," <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1955-57v02/d185>.
- [95] U. S. Department of State, Office of the Historian, "No. 320, The Ambassador in the Republic of China (Rankin) to the Department of State, Taipei, October 5, 1954-4p.m.," <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1952-54v14p1/d320>.
- [96] U. S. Department of State, Office of the Historian, "Memorandum From Secretary of State Vance to President Carter, Washington, April 15, 1977," <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1977-80v13/d26>.
- [97] U. S. Department of State, Office of the Historian, "U. S.-China Ambassadorial Talks, 1955-1970," <https://history.state.gov/milestones/1953-1960/china-talks>.
- [98] U. S. House of Representatives, Historical highlight, "President Harry S. Truman's March 17, 1948 address to a Joint Session," <http://history.house.gov/HistoricalHighlight/Detail/36092?ret=True>.
- [99] U. S. National Security Agency, Central Security Service, "Chronology of Events: Gulf of Tonkin 4 August 1964," <http://web.archive.org/web/20051204064250/http://www.nsa.gov/vietnam/releases/relea00001.pdf>.
- [100] "United States Policy in the Pacific, An Address by Roger Hilsman U. S. Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs," *American Policy Series*, No. 16, 1963.
- [101] Warren I. Cohen, *America's Response to China, A History of Sino-American Relations, fourth edition*, Columbia University Press, 2000.

[102] William Jones, "Clinton, Jiang broaden U.S.-China ties," *Executive Intelligence Review*, Vol. 24, No. 45, Nov. 7, 1997.

[103] Zbigniew Brzezinski, *Power and Principle: Memoirs of the National Security Adviser, 1977-1981*, Farrar Straus & Giroux, 1983.

【中国語文献】(ピンイン・アルファベット順)

- [1] 彼得 哈爾彻「中国把南海列為核心利益（中国が南シナ海を核心的利益とする）」『報刊荟萃』2010年8月号。
- [2] 陳立旭「毛沢東解決台湾問題的構想（毛沢東の台湾問題解決の構想）」『台湾研究』2000年第3期。
- [3] 範進發「解決南海問題最終还得靠海上實力（南シナ海問題の解決には最終的に海上の実力に頼らねばならない）」『今日中国論壇』2011年第1,2期。
- [4] 高之国「從國際法看美國“与台灣關係法”（国際法から見たアメリカの“台湾関係法”）」『北京政法学院学報』1982年第2号。
- [5] 黃冬有「毛沢東・周恩来關於和平解決台湾問題的探索（毛沢東・周恩来の台湾問題平和的解決に関する検討）」『中央社会主義学院学報』1998年4月。
- [6] 季正明「對當前國際格局与中国對外戰略的思考（現在の国際情勢と中国の対外戦略に対する考察）」『世界經濟与政治論壇』2010年第3期。
- [7] 李合敏「中共十六大以來對台工作的新主張、新举措（中共第16回大会以来における对台湾工作的新たな主張、措置）」『当代中国史研究』第16卷第5期、2009年。
- [8] 李忠傑「解讀分合史、锻造大戰略—關於国共關係史的思考（分裂合作の歴史を解読し、大戦略を打ち立てる—国共関係史に関する考察）」『中共党史研究』2005年第1期。
- [9] 姜明安「《反分裂国家法》的正当性与合憲性（《反分裂国家法》の正当性と合憲性）」『北京大学学報(哲学社会科学版)』第44卷第3期、2007年。
- [10] 柳建輝、曹普主編、羅平漢等著『中国共产党執政歷程（中国共产党の執政の歴史過程）』第二卷（1949-1976）、人民出版社、2011年。
- [11] 劉清才、劉文波「中国崛起与国际体系互动關係分析（中国的台頭と国際体系との運動の関係の分析）」『天津師範大学学報(社会科学版)』2010年第3期。
- [12] 劉文祥「對美國總統和國會在對華政策上互動關係的考察——以克林頓時期為例（アメリカ大統領と議会の对中国政策における連動関係に対する考察—クリントンの時期を例として）」『河南社会科学』第13卷第5期、2005年。
- [13] 呂存誠「台湾《国防報告書》渲染大陸對台軍備的背後（台湾《国防報告書》が大陸の对台湾軍備を誇張する背後）」『世界知識』2011年第16期。
- [14] 史明『民族形成与台湾民族（民族形成と台湾民族）』東京研文社、1992年。
- [15] 史習培「1949-1966年毛沢東解決台湾問題の方針（1949-1966年の毛沢東の台湾問題解決の方針）」『中共福建省委党校学報』総第273期、2004年。
- [16] 孫學峰「崛起困境与冷戰后中国的東亞政策（困難からの勃興と冷戦後の中国の東アジア政策）」『外交評論』2010年第4期。
- [17] 陶穎「從國際法准則看美國“与台灣關係法”的實質（国際法の準則から見たアメリカの“台湾関係法”的実質）」『上海師範大学学報(哲学社会科学版)』1982年第3号。

- [18] 夏立平「奧巴馬政府的台海政策及其影響（オバマ政府の台湾海峡政策とその影響）」『美国研究』2011年第2期。
- [19] 肖冬連『六十年国事紀要（外交卷）（60年間の国事紀要（外交卷））』湖南人民出版社、2009年。
- [20] 易本勝主編、李効東、張露副主編『台海危機管理研究（台湾海峡危機管理研究）』軍事科学出版社、2011年。
- [21] 嶽安林「試論 2008年以来的台美關係及其与海峡两岸關係的互動（2008年以来の米台関係およびその海峡两岸関係との連動についての試論）」『南京社会科学』2011年8月。
- [22] 顏三忠、洪萍「論《反分裂国家法》的立法依拠与現実意義（《反分裂国家法》の立法根拠と現実的意義を論じる）」『求索』2005年10月。
- [23] 王順義「浅析台湾“務実外交”中的“民主牌”（台湾の“実務外交”における“民主カード”的分析）」『世界經濟与政治論壇』2003年第3期。
- [24] 楊毅主編『中国国家安全戰略構想（中国の国家安全戦略の構想）』時事出版社、2009年。
- [25] 戰後台灣民主運動史料彙編（七）『新聞自由（一九四五～一九六〇）（ニュース報道の自由（1945-1960））』国史館印行、2002年。
- [26] 戰後台灣民主運動史料彙編（八）『新聞自由（一九六一～一九八七）（ニュース報道の自由（1961-1987））』国史館印行、2002年。
- [27] 張亞斌、朱其美、司風德「1949・1950年毛沢東对台湾問題的思考与決策（1949・1950年の毛沢東の台湾問題に対する考え方と決定策）」『延辺大学学報（社会科学版）』1998年第2期。
- [28] 超可金「中国崛起与对外戰略調整（中国的台頭と対外戦略の調整）」『社会科学』2010年第9期。
- [29] 鄭欽仁「外交休兵对台湾国家主權的影響（台湾の国家主権に対する外交休戦の影響）」『南方快報』2009年5月26日。
- [30] 庄去病、潘同文「中美聯合公報發表以後（米中共同コミュニケ發表以後）」『世界知識』1982年第18号。
- [31] 庄去病、張鴻增、潘同文「評美國的“与台湾關係法”（アメリカの“台湾関係法”を評する）」『國際問題研究』1981年第1号。